

付属

規制改革実施計画のフォローアップ結果について

令和元年6月6日
規制改革推進会議

1 はじめに

規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)に基づき、内閣府及び規制改革推進会議は、これまで決定された累次の規制改革実施計画に定められた事項の実施状況のフォローアップを行ったことから、当該フォローアップの結果について公表する。

(フォローアップ対象)

①規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定).....	P 5
②規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定).....	P 36
③規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定).....	P 56
④規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定).....	P 62
⑤規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定).....	P 66
⑥規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定).....	P 70

※②～⑥については、平成29年度末時点で措置済とされていない事項のほか、措置済とされたもののうち「継続フォロー」とされた事項についてフォローアップを実施。

2 規制改革実施計画の措置状況

【規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定分)】計148件

① 農林分野(計18件)	措置済	未措置	検討中	未検討	—
卸売市場を含めた流通構造改革	1	0	0	0	0
新たなニーズに対応した農地制度の見直し	0	0	2	0	0
農協改革の着実な推進	0	0	1	0	0
農業の発展に資するその他の改革	1	0	2	0	0
林業の成長産業化、木材の利活用促進及び森林資源の適切な管理を進めるための改革	7	0	0	0	0
新たな森林管理システムに関する事項	4	0	0	0	0
合計	13	0	5	0	0

② 水産分野(計7件)	措置済	未措置	検討中	未検討	—
漁業の成長産業化に向けた水産資源管理の実現	0	1	1	0	0
漁業者の所得向上に資する流通構造の改革	0	1	0	0	0
漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備	1	0	3	0	0
合計	1	2	4	0	0

③ 医療・介護分野(計35件)	措置済	未措置	検討中	未検討	—
オンライン医療の普及促進	8	3	1	0	0
医療系ベンチャー支援の取組	3	0	0	0	0
独立行政法人医薬品医療機器総合機構による審査の効率化	2	4	2	1	0
食薬区分(昭和46年通知)の運用改善	1	1	0	0	0
機能性表示食品制度の運用改善	2	0	0	0	0
社会保険診療報酬支払基金に関する見直し	0	5	0	0	0
患者申出療養制度の普及に向けた対応	2	0	0	0	0
合計	18	13	3	1	0

④ 保育・雇用分野(計14件)	措置済	未措置	検討中	未検討	—
日本で学ぶ留学生の就職率向上	4	0	2	0	0
保育分野の規制改革	7	0	1	0	0
合計	11	0	3	0	0

⑤ 投資等分野(計70件)	措置済	未措置	検討中	未検討	—
電波制度改革	4	4	9	0	0
放送を巡る規制改革(通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築)	0	0	4	0	0
放送を巡る規制改革(グローバル展開、コンテンツの有効活用)	1	0	2	0	0
放送を巡る規制改革(制作現場が最大限力を発揮できる環境整備)	0	0	2	0	0
放送を巡る規制改革(電波の有効活用その他)	0	0	3	0	0
エネルギー分野の規制改革(電力先物市場の在り方)	0	0	1	0	0
エネルギー分野の規制改革(ガス小売市場における競争促進)	0	3	4	0	0
官民データ活用と電子政府化の徹底	1	2	6	0	0
金融・資金調達に関する規制改革	3	0	2	0	0
確定拠出年金に関する規制改革	2	0	3	0	0
その他民間事業者等の要望に応える規制改革	8	3	3	0	0
合計	19	12	39	0	0

⑥ その他重要課題分野(計4件)	措置済	未措置	検討中	未検討	—
新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革	0	0	2	0	0
民泊サービスにおける規制改革	1	0	0	0	0
プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直し	1	0	0	0	0
合計	2	0	2	0	0

【規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定分)】 計97件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
農林水産分野	7	0	3	0	0
人材分野	0	1	1	0	0
医療・介護・保育分野	18	2	0	0	0
投資等分野	23	4	30	0	0
その他重要課題分野	5	2	1	0	0
合計	53	9	35	0	0

【規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定分)】 計22件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
健康・医療分野	2	0	0	0	0
雇用分野	2	0	0	0	0
農業分野	4	0	0	0	0
投資促進等分野	7	0	3	0	0
地方活性化分野	2	0	2	0	0
合計	17	0	5	0	0

【規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定分)】 計17件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
健康・医療分野	2	1	0	0	0
雇用分野	1	0	0	0	0
農業分野	2	0	0	0	0
投資促進等分野	5	0	3	0	0
地方活性化分野	0	1	1	0	1
合計	10	2	4	0	1

【規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定分)】 計24件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
医療・健康分野	1	0	1	0	0
創業・IT分野	3	0	3	0	2
農業分野	7	0	1	0	0
貿易・投資等分野	2	2	2	0	0
合計	13	2	7	0	2

【規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定分)】 計4件

	措置済	未措置	検討中	未検討	—
エネルギー・環境分野	1	1	1	0	0
創業等分野	0	1	0	0	0
合計	1	2	1	0	0

※ 措置区分の分類基準は次のとおりである。

措置済……実施計画に定められた内容を完了したもの(1項目に複数の実施時期を有するものは、すべての項目が措置された場合に「完了」とする)

未措置……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの

検討中……実施計画に定められた内容の実現に向けて検討中で、結論が得られていないもの

未検討……実施計画に定められた内容の実現に向けた検討が実施されなかったもの

— ……実施計画上、実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

※ 評価区分の判断基準は次のとおりである。

解決……………実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了又は実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの

継続フォロー……………現在のところまでは実施計画の趣旨に沿っているが、一部制度(政省令、通達レベルなども含め)が未整備である等のため、フォローアップが必要なもの

要改善……………制度整備状況又は運用状況が、実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
										評価	指摘事項	
平成30年6月15日	農林分野	(2)卸売市場を含めた流通構造改革										
		1	卸売市場を含めた流通構造改革	a「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成29年12月8日(改訂)農林水産業・地域の活力創造本部)に基づき、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案を国会に提出する。 b 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律が成立した場合には、以下の点に留意して運用に当たる。 ・食品流通構造が多様化する中であっても、不公正な取引が把握されは正されるよう、国による調査等を的確に実施すること。 ・新たな流通構造の下では、行政の関与は、卸売市場の公正な取引を担保するために設置すべき規律等、法令に基づくものに限ること。 ・卸売市場の運営に係る実務的ルール公表等、商慣行等の見直しを促進すること。 ・食品流通構造改革の実現に向け、ICTの活用等、食品流通構造の改革に取り組む意欲ある事業者を積極的に支援すること。	農林水産省	措置済	a 平成30年6月、第196通常国会において「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第62号)が成立、同月公布。この改正に伴い、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)は、法律の名称を食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(以下「食品流通法」という。)に変更。 b-1 平成30年10月に施行された「食品等流通法」に基づき、食品等の取引の適正化を図るため、農林水産省のホームページに相談サイトを開設する等、食品等流通調査を開始。 b-2 卸売市場に関する規制は、法令に基づくものに限ることとし、関連通知は令和2年6月の改正後の「卸売市場法」の施行に併せて廃止する予定。 b-3 売買取引の方法、決済の方法等、卸売市場法で定める公表事項のほか、開設者が独自に遵守事項を定める場合には、当該遵守事項と理由を公表。 b-4 「食品等流通法」に基づき、農林水産大臣が認定した食品等流通合理化計画に対して、出資等の支援措置を実施。	令和2年6月に、改正後の「卸売市場法」が施行。	継続F	実際の運用状況について要フォロー		
		(3)新たなニーズに対応した農地制度の見直し										
		2	底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱いについて	a「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案を国会に提出する。改正法案の検討に当たっては、以下の点に留意する。 ・コンクリート敷きの農業用ハウスやいわゆる「植物工場」などの農作物の栽培に必要な施設については、農地転用を必要とせず、現況農地に設置できる仕組みを設ける。 ・施設を設置しようとする際に、設置しようとする者は、あらかじめ農地制度を担う農業委員会に届け出る仕組みを設ける。これにより、設置しようとする者が、農地に設置できる施設か否かを事前に把握し、上記施設用地に係る税制上の扱いについては、新たな法律の施行日以降は、農地と同様の取扱いとなるよう、検討する。 b 過去に農地を転用して該当する施設を設置した者については、実態やニーズを調査し、上記と同様の扱いとする場合の課題や問題点について早急に検討する。	農林水産省	検討中	a.床面の全部がコンクリート等で覆われた農作物栽培高度化施設を設置して行う農作物の栽培を当該農地の耕作に該当するものとみなし、農地転用に当たらないこととする内容とする農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成30年法律第23号)が第196回国会(平成30年通常国会)において成立し、平成30年5月18日に公布、平成30年11月16日に施行。 b.平成30年10月、施設園芸共済加入者が所有する農業用ハウスについて、過去に農地転用の許可を受けて設置されたものであるか調査を実施し、農用地区域内に所在するなどの施設が38件あることを確認した。	a:ー b:左記の実態調査の結果も踏まえながら、過去に農地転用の許可を受けて設置された施設を農地と同様の扱いとすることについて、過去に転用許可を受けた事実や、営農継続の意向をどのように確認するかといった課題や問題点を引き続き検討する。	継続F	実際の運用状況について要フォロー		
3	相続未登記農地等の農業上の利用の促進について	a「新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見」(平成29年11月29日)に基づき、関係法律を見直すこととし、必要な法案を国会に提出する。 関係法律の見直しに当たっては、以下の点に留意する。 ・所有者不明の農地について、管理費用(固定資産税、水利費等)を負担している相続人について、あらかじめ明確に定められた方法により探索しても共有者の一部を確知できない場合にも、農業委員会による公示を経て、20年を超えない範囲で農地中間管理機構に利用権を設定することを可能とする新たな制度を設ける。 ・上記の手続によって利用権が設定された場合において、設定に際し不明であった共有者が事後的に現れた場合には、利用権を解約せず、利用権を設定した者から、現れた共有者に対して、資料の持分相当額から、負担した管理費用を差し引いた金額を支払う。 ・上記と併せて、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき共有持分を有する者の過半の同意を得て農用地利用集積計画により設定される利用権及び農地法に基づき遊休農地に都道府県知事の裁定により設定される利用権の期間を、現行の「5年を超えないもの」から「20年を超えないもの」に延長する。 b 所有者不明の農地となることを防ぐ観点から、相続等により農地を所有した際に、農業委員会に届け出る現行の仕組みを更に徹底することなど、効果のある対応策を政府全体として検討する。	農林水産省	検討中	a所有者不明農地について簡易な手続で農地中間管理機構に長期間貸し付けることを可能とする等を内容とする農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成30年法律第23号)が第196回国会(平成30年通常国会)において成立し、平成30年5月18日に公布、平成30年11月16日に施行。 b農地の相続等があった場合の農業委員会への届出義務については、ポスターを作成し、農業委員会、都道府県、農地中間管理機構等の関係機関や、法務局、司法書士会連合会、行政書士会連合会等に配付し、掲示いただいているところ。 また、所有者不明の農地となることを防ぐ観点において、登記制度や土地所有権の在り方といった根本的な課題については、政府全体で検討を進めているところである。	a:ー b:登記制度や土地所有権の在り方といった根本的な課題について、引き続き政府全体で検討する。	継続F	実際の運用状況について要フォロー				
(4)農協改革の着実な推進												
		4	農協改革の着実な推進	農協改革集中推進期間最終年を見据え、自己改革のための様々な仕組みを徹底的に活用した改革が推進されるよう、引き続きフォローアップを実施する。	平成30年度以降、継続的に措置	農林水産省	検討中	・改革の取組状況に関するアンケート調査を実施・公表して、農協自身及び農業者の評価の見える化を図る(平成29年7月及び平成30年6月に結果を公表) ・平成30年2月から12月にかけて、全都道府県(49農協)において「農協との対話」を実施(農水省の職員が、農協の監督行政である都道府県の職員とともに、農協の自己改革目標をベースとして、PDCAサイクルの実施状況等について意見交換する取組) ・成果を出している農協の優良事例を公表(これまで45事例を公表)等により自己改革を促している。	現在、都道府県庁による対話を実施しており、令和元年度までに大宗の農協との対話を実施し、遅くとも令和2年度までに全ての農協との対話を実施する予定。	継続F		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)		
									評価	指摘事項	
(5)農業の発展に資するその他の改革											
		5	農地集積・集約化等を通じた農業競争力強化のための規制改革	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)附則第2条に基づき、施行後5年を目途に更なる改革について検討を進めるため、以下の事項について検討する。 ・農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進、農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制に関する取組を引き続き徹底し、その評価を実施する。 ・農地の効率的な利活用を進める観点から、農地を所有できる法人の役員要件・構成員要件の見直しを含め、これまでの改革に関し、実績の把握、効果の検証を進めるとともに、その結果を評価する。その際、これまでリース方式や所有方式で参入した企業の状況等も踏まえる。	平成30年度結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省	検討中	・農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農地の利用の集積に支障を及ぼす場合の転用不許可要件への追加等と内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」を第198回国会(平成31年通常国会)に提出した。 ・農地所有適格法人の要件については、平成28年の農地法改正による農地所有適格法人の要件緩和や養父市国家戦略特区の特例の活用実績、農地所有適格法人の要件に関する新たなニーズの有無を踏まえ、認定農業者である農地所有適格法人が役員をグループ会社で兼務する場合に役員の農業常時従事要件を特例的に緩和する仕組みの創設を上記法律案に盛り込んだ。	「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」の国会審議等に適切に対応。	継続F	農地利用の集積・集約化を通じた農業競争力強化に向けて、以下の点について要フォロー ・利用集積・集約化に係る手続きの体制一体化についての運用状況 ・人・農地プランの作成状況および農地利用最適化推進委員等の参加状況
		6	新しい農業生産拠点に係る立地環境に関する規制について	a 国は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第1項から第14項までの規定のただし書に基づく特例許可を活用し、植物工場などの新たな農業生産施設に類似する施設を建築した事例や審査内容、許可が不要な地域に立地した既存の植物工場等の実態を調査し、その結果を踏まえ特定行政庁に対して、許可事例の情報共有を図り、特定行政庁における用途規制の円滑な執行を促す。 b 国は、法執行の円滑化等のために特定行政庁相互が情報交換等を行う場である日本建築行政会議に対して、aの調査結果や海外のICT等を活用している先進的な農業生産国の事例など、新たな農業生産施設の立地の検討に有用な情報を提供するとともに、新たな農業生産施設の用途規制における取扱いについて、海外での立地規制における取扱いも参照しつつ、騒音、臭気、発生交通量など市街地環境への影響に関する用途規制の判断要素に立ち戻り、建築物の主要用途として「工場」とは別の類型と扱うことの必要性を含めた検討を促す。 c 国は、許可の実例や海外の先進事例等から把握される新たな農業生産施設がもたらす騒音、臭気、発生交通量等の実態を踏まえて、新たな農業生産施設に関する許可の考え方について、その実態に即した施設の定義も含めて検討・整理し、特定行政庁に対する技術的助言として通知する。	平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	国土交通省	検討中	a) 以下の内容を、「建築基準法第48条の規定に基づく植物工場等の許可事例の情報提供等について(技術的助言)」(平成31年3月28日付国住街第432号)において通知した。 ・いわゆる植物工場も含めた農産物の生産等を行う建築物について、用途規制に係る許可を行った事例を情報提供する。 ・上記事例をもとに、周辺環境への影響が比較的小さいと考えられる場合の例(例:鉄道高架下での建築等)を参考として整理する。 b) 平成31年3月の日本建築行政会議の担当部会において、商業地域において用途変更により小規模な植物工場を整備した際、用途規制に係る許可を不要と判断した事例を情報共有するとともに、いわゆる植物工場も含めた新たな農業生産施設の用途規制における取扱いについて、「工場」とは別の類型と扱うことの必要性を含めた検討を行うよう依頼した。	日本建築行政会議における検討を踏まえつつ、農産物の生産等を行う建築物の定義及び用途規制上の扱いについて検討整理し、特定行政庁等に対する技術的助言として通知する。	継続F	日本建築行政会議の開催状況およびそれを踏まえた農産物の生産等を行う建築物の定義及び用途規制上の取扱いの検討状況について要フォロー
		7	小型無人航空機の農業分野における利活用の拡大について	小型無人航空機の国内外の技術革新と農業分野における利用の実態を把握し、オペレーターと補助者の役割等を再検証し、それを踏まえて、補助者の配置等の各種規制がリスクの回避に寄与する程度を速やかに分析評価した上で、その結果に基づき、農業分野における利用時の補助者配置義務、目視外飛行時の基準、最大離陸重量25kg以上の機体に要求される機能・性能基準を含めた各種規制の妥当性や代替手段を、規制の緩和等による安全リスクとその効果との比較衡量の観点も含めて検討し、結論を得次第、速やかに、必要な措置を講ずる。	平成30年検討・結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省 国土交通省	措置済	農林水産省において平成30年8月に検討会を設置して技術面での議論を行った。この議論の結果を踏まえ、11月に当該検討会において、無人航空機で農業散布を行う際に、補助者を配置せずに行う場合や目視外で飛行させる場合の要件を取りまとめた。なお、最大離陸重量25kg以上の機体に要求される機能・性能基準については、メーカー等に意見を聞いたところ特段規制緩和の要求がなかったため、見直しは行わないこととした。	生産者等のドローンユーザーやドローンメーカー等に規制見直しの内容を周知する。	継続F	実際の運用状況について要フォロー。
(6)林業の成長産業化、木材の利活用促進及び森林資源の適切な管理を進めるための改革											
		8	林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を進めるためのKPIの設定及び工程表の作成	a 集積・集約化により林業生産林として整備していくべき人工林の面積や、整備する路網の規模、国産材の供給量の見込み、さらには、川上から川下までの林業全体の付加価値生産額などに関し、適切なKPIを用いて、時期を明示した目標を定めるとともに、その目標の実現に向けた施策の工程表を明らかにする。 b 上記aにおいて定めた目標を確実に達成するため、PDCAサイクルにより目標及び工程表の進捗状況を定期的に把握し、必要な施策の見直しを行うとともに、先行する優良事例について、その横展開を進める。	a: 措置済み b: 平成30年度以降、継続的に実施	農林水産省	措置済	a: 平成30年4月18日未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合(農林水産業)(第10回)・第15回規制改革推進会議農林ワーキング・グループ合同会合、平成30年5月17日未来投資会議(第16回)において、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、①集積・集約化された私有人工林の割合、②集積・集約化された私有人工林の管理等に必要な路網整備量、③集積・集約化された私有人工林からの供給量、④私有人工林にかかる林業全体の付加価値額について、それぞれ今後10年後のKPIを設定し、その実現に向けた施策の工程表を示した。 b: 平成30年11月22日未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合(農林水産業)(第11回)で、工程表の進捗状況を報告するとともに、平成30年度第2次補正予算及び令和元年度予算に反映したほか、意欲と能力のある林業経営者の育成を進めるため、「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案(平成31年2月26日閣議決定)」を第198回国会に提出。	「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案」の国会審議等に適切に対応し早期成立を図る。	継続F	実際の運用状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		9	木材の生産流通構造改革	木材の生産流通構造改革を推進するために、以下に掲げる方向で検討する。 a 川上から川下までを網羅し、かつ長期・大ロットでの事業展開が可能な事業者を軸とした、マーケットインの発想に基づくサプライチェーンの再構築を促進する方策を検討、実施する。 b ICTの利活用を徹底し、森林調査や施業計画立案の高度化、市場情報の向上などを促進する方策を検討、実施する。 c サプライチェーンに携わる多様な担い手や消費者が、森林の機能、成長段階、利用状況等を把握、理解できるような情報の整理、集約の方策を検討する。 d 森林組合との連携や加工・流通の合理化を進めるとともに、高付加価値な木材市場を切り開く加工事業者の市場に即応した林業経営への進出や、市場を見据えた林業経営体の川下事業への展開を促進するなど、林業の成長産業化に向けた生産流通構造改革の担い手に政策資源を重点化する。	既に検討開始、結論を得次第速やかに実施	農林水産省	措置済	a: 簡素で効率的なサプライチェーンの構築に向け、川上から川下までの関係者間での需給情報の共有・マッチング等を行うためのデータベース整備やSCM(サプライチェーンマネジメント)推進フォーラムの設置・運営に必要な予算を措置。 b: 航空レーザ計測等による高精度な森林情報を活用して施業の効率化等を図るモデル地域を選定して実施。 c: 木材生産等に関する需給情報をサプライチェーンに携わる関係者が共有するためのデータベースの整備に必要な予算を措置。 d: サプライチェーンを構築し、流通等の合理化を実践しようとする事業者に対し、木材加工流通施設等の整備を支援するなど、生産流通構造改革の担い手に重点支援するための予算を措置。	a: 令和元年5月までにSCM推進フォーラムの設置箇所を選定。 b: モデル地域が行う取組に対し、引き続き支援を実施。 c: 川上から川下までの関係者間での需給情報を共有するためのデータベースを整備。 d: サプライチェーンを構築し、流通等の合理化を実践しようとする事業者の取組に対して支援。	継続F	実際の運用状況について要フォロー。
		10	林業の成長産業化に向けた国産材の生産流通構造改革	a 木材の需要拡大・利用促進を図りつつ、実需者の注文に応じた原木供給や、森林から住宅建設の現場に至る物流の最適化等、マーケットインの発想に基づきバリューチェーンの全体最適化が進められることとなるよう、民間事業者が需給等のデータを共有する取組を促進する。 b 林業の成長産業化に向け、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、次期通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。 なお、公共施設等運営権制度の活用がより効果的で必要な場合は併せて民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)についても所要の措置を講ずる。	a:平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 b:平成30年度措置	a:農林水産省 b:内閣府 農林水産省	措置済	a: 簡素で効率的なサプライチェーンの構築に向け、川上から川下までの関係者間での需給情報の共有・マッチング等を行うためのデータベース整備やSCM(サプライチェーンマネジメント)推進フォーラムの設置・運営に必要な予算を措置。 b 国有林野の一定の区域において、長期・安定的に樹木を採取できる権利を、国有林野の有する公益的機能の維持増進や地域の産業振興等を条件に、意欲と能力のある林業経営者等に設定できるよう、第198回国会に「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案(平成31年2月26日閣議決定)」を提出した。	a:令和元年5月までにSCM推進フォーラムの設置箇所を選定。需給情報を共有するためのデータベースを整備し、SCM推進フォーラムにおいて川上から川下までの関係者間での需給情報の共有・マッチングの取組を推進。 b:「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案」の国会審議等に適切に対応し早期成立を図る。	継続F	実際の運用状況について要フォロー。
		11	木材の利活用を過度に制限している規制・基準等の見直し	以下の措置を講ずる。 ・改正建築基準法の下で整備する基準等については、木材の特性や意匠性を活かした木材の需要を拡大する上で効果的な環境を整備するため、主要構造部に対する防火規制、内装制限等について、建築技術の動向や海外の事例、木材利用の将来のニーズを踏まえ、必要な合理化を進める。 ・地域経済を担う中小の木材製品生産者が、特徴ある多品種少量の木材を、新たな建築用途向けに円滑に出荷できるよう、その条件となる日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく認証取得について、JAS認証の料金体系や、取得支援体制の在り方、工場単位ではなく木材製品単位で品質を認証する方策の導入などを含めた、幅広い木造建築の利用に資する品質を保证する仕組みの見直しを行う。その際、事業形態の異なる様々な利用者の認証に係る負担の実態把握を行い、利用者の事業形態に即した負担水準となるよう、必要に応じ、その軽減策を講ずる。	平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	農林水産省 国土交通省	措置済	【国土交通省】 平成30年6月に成立した「建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)」において、 ・主要構造部を耐火構造等とすることを求めない木造建築物の範囲を、高さ13m以下かつ軒高9m以下から、高さ16m以下かつ3階以下へ見直し ・消火を円滑化するための措置(延焼範囲を限定する防火の壁等の設置)に応じて、柱・はり等を木材を利用した準耐火構造とすることができる設計方法の追加 ・防火地域や準防火地域において、外壁や窓の防火性能を高めることにより、内部の柱等に木材を利用できる設計方法の追加などを可能とする改正を行った。 今後、改正法の施行に伴う所要の政令・告示の整備を行う予定。 また、防火設備(窓)として、木製サッシについて、個別の大臣認定を受けずに使用できるよう、実験で性能が確かめられた標準的な仕様を告示に位置付けるため、「防火設備の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1360号)」の改正を行い、平成31年3月29日に公布・施行した。 【農林水産省】 ・木材製品単位で品質を認証する方策の拡大等について、平成30年11月から登録認証機関等へのヒアリングを行い、現在、実現可能性の検討を行っているところ。そのほか、林産物JASの格付検査について、流通事情が変化してきている中で、認証事業者の製造実態に応じて適切な検査方法を選択できるよう、検査方法のメニューを多様化し、品質を保证する仕組みの見直しを行っている。平成31年1月には「接着重ね材」「接着合せ材」のJAS制定に併せて措置したところであり、製材JAS等の検査方法についても順次措置していく予定。	【国土交通省】 ・「建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)」が公布(平成30年6月)から1年以内に施行予定。 【農林水産省】 引き続き検討を進め、令和元年度に必要な告示の改正を行う。	継続F	実際の運用状況について要フォロー。
		12	都市部等での木造需要増に向けた中規模木造ビルの普及促進	以下の措置を講ずる。 ・都市部等で相当量の木造需要を生み出すことが期待される「中規模木造ビル」を全国で立地させることを目指し、関連する様々な事業者、事業者団体、利用者、行政が連携し、モデルとなる建築物の可視化、そのような建築物に適合した部材の規格や設計方法の整理・普及、都市部の中規模木造ビルを量産し得るようになるためのサプライチェーンを通じた生産システムづくりなどに取り組むための場を立ち上げる。 ・中規模木造ビルによる需要拡大を加速し、多くの民間事業者等が自らその建築等に関する動きを拡大するために、国は、中規模木造ビルの考え方に即した建築提案を募り、モデル事業として位置付けてその実現を促進する。	平成30年度措置	農林水産省	措置済	・建設事業者や設計事業者、建築物の施主となる企業、事業者団体、行政等が連携し、中規模木造ビル等を全国で立地させるための検討を行う場である「ウッド・チェンジ・ネットワーク」を立ち上げ、平成31年2月27日に第1回会合を開催した。 ・CLTを利用した中大規模建築物等の提案を募るアイデアコンテストを実施するとともに、地域のモデルとなり得る木造ビル等の建築に対する支援を実施した。	「ウッド・チェンジ・ネットワーク」での議論を通じて、中規模木造ビルの低コスト・短工期の工法・システムの検討や汎用性の高いプロトタイプ作成に取り組む。	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		13	強度の高いCLT利活用の促進	CLTに関しM60まで規定する現行の告示「特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件」(平成13年国土交通省告示第1024号)を改正し、既に、JAS規格が策定されているM120までを規定する。	平成30年度措置	国土交通省	措置済	直交集成板(CLT)を用いた建築物の構造計算に用いる基準強度について、「特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件(平成13年国土交通省告示第1024号)」を平成30年12月12日に改正公布(平成31年3月12日施行)し、以下の内容を措置したところ。 ・CLTの日本農林規格(JAS)の機械等級区分に規定するM30、M60に加え、M90、M120に応じた基準強度を追加。 ・CLTのJASの目視等級区分に規定する樹種群に応じた基準強度を追加。		解決	
		14	伝統構法木造建築物に関する規制の見直し	以下の措置を講ずる。 ・石場建てや継手・仕口の木組みなど伝統構法に用いられる様々な仕様が建築物の安全性を担保する上で十分であるかどうかについて検証する。実現される安全性の程度が十分であるとの評価が得られた場合には、建築に関する規制制度面で、伝統構法の仕様を採用しやすくなるような環境を整備する。 ・日本の伝統構法の技術を継承していくためにも、建築物の質の確保・向上を担う大工等の人材育成に向けた取組を進める。	平成30年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	国土交通省	措置済	伝統的構法を用いた木造建築物を建築しやすくする環境整備の観点から、有識者による技術的な検討委員会での検討を踏まえて、 ○安全性を確認できた伝統的な仕様の仕様規定への位置づけについては、以下の取組みを実施。 ・柱脚と基礎とを金物で緊結しないばねによる接合方法を追加(政令改正:平成28年6月1日施行) ・小屋組や床組の隅角部に設置する火打ち材に代わる木板等の仕様を追加(政令改正:平成28年6月1日施行) ・柱脚と土台とを金物で緊結しないばねによる接合方法を追加(告示改正:平成29年9月26日施行) ・土塗りの垂壁・腰壁や従来と比較して高耐力の板壁等の仕様を追加(告示改正:平成29年9月26日施行) ○限界耐力計算等の円滑化のため、計算に活用可能な継手・仕口の接合部等のデータベースの整備については、以下の取組みを実施。 ・実務者が伝統的構法を用いた木造建築物の構造設計を行う際に活用可能な継手・仕口の接合部等の構造上の特性に関するデータベース(伝統的構法データベース)について、平成29年3月30日に(公財)日本住宅・木材技術センターにおいて公表。 ・従来公開した51件のデータに加え、追加で専門家による技術的な確認ができた17件のデータを平成30年7月に公表。 ・伝統的構法データベースの更なる充実のため、収録されている継手・仕口の接合部等のデータを活用した設計例を通じて、データベースの活用方法を丁寧に解説した使い方事例を平成30年度にとりまとめた。 木造住宅・建築物整備の主要な担い手である大工技能者の確保・育成のため、従来より、民間事業者からなる団体が行う大工技能者育成のための研修に要する経費に対して、補助を行うことにより、こうした活動を支援。 ※平成30年度地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業の支援実績 ⇒21グループ		解決	
(7)新たな森林管理システムに関する事項											
		15	市町村が仲介者となって森林の集積・集約化を進める仕組みの創設	以下に掲げるとおり、新たな森林管理システムを構築する。 a 森林所有者の森林管理の責務を明確化する。 ・適切な時期における森林の伐採、造林、間伐の実施など森林所有者が果たすべき、森林の適正な管理と効率的な利用に関する責務を明確化する。 ・その上で、森林管理等の責務を果たすことが困難な所有者にあっては、市町村への管理委託が進む十分な動機付けとなるような仕組みを構築する。 ・自ら責務を果たす意向を示したにもかかわらず一定期間、責務が果たされない場合には、裁定等により迅速に市町村の管理に委ねるなど、実効ある仕組みを構築する。 b 森林所有者自ら森林管理を行わない場合には、市町村が経営・管理を受託した上で、意欲と能力のある林業経営体に再委託し、経営を集積・集約化する仕組みを構築する。 ・様々な森林の管理委託を受ける市町村が意欲と能力のある林業経営体を広く募集するなど、森林を積極的に意欲ある経営体に委ね、生産性の高い林業経営を促す仕組みを構築する。 ・民間に委ねる生産性の高い森林については、このシステムを構築した地域を中心として、森林作業道だけでなく基幹的な道も含めたネットワークを構築する路網整備を、森林整備事業も活用して進めるとともに、高性能林業機械の導入を重点的に推進する。 c 市町村が再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が間伐等の公的管理を行う仕組みを構築する。 ・林業生産力としての採算性が見込めない森林については、管理コストが小さくなる育成複層林への転換を進める。 ・民間事業者にできるだけ幅広い範囲で作業委託できるようにする。	措置済み	農林水産省	措置済	平成31年4月1日に施行される「森林経営管理法(平成30年法律第35号)」において、 ①森林所有者に適時に伐採、造林及び保育を実施することにより経営管理を行うよう責務を明確化し、 ②森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け ③市町村が経営管理を受託した森林について、 ア 林業経営に適した森林については、市町村が、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力等を有する者に経営管理を再委託 イ 再委託できない又は再委託に至るまでの森林については、市町村が民間事業者の能力の活用に配慮しつつ、複層林化等の方法により経営管理を行う ④自ら経営管理を実施する旨の意向を示したにもかかわらずその後経営管理を実施していない場合は、勧告、裁定等の手続を経て市町村が経営管理を受託できる特例を適用する等の措置を講じた。 また、平成30年度当初予算では、意欲と能力のある経営体への集積・集約化が見込まれる。資源豊富な人工林等において、林業・木材産業成長産業化促進対策や森林整備事業を活用し、林道等の路網整備や機械導入を重点的に実施。	森林経営管理法が平成31年4月1日に施行。新制度を適切に運用する。	継続	実際の運用状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		16	市町村行政の補完等のための仕組みの整備	民間事業者の能力を活かせる場合には、積極的に活用するよう留意しつつ、以下を実施する。 a 市町村の森林・林業行政については、林業の専門家を活用することに加え、その体制が脆弱である場合、市町村域を超えて森林の管理を行うことが効率的である場合など一定の場合には、都道府県が市町村の業務を代行できる仕組みを整備する。 b 人材育成など広域的に行った方が効率的な業務については、都道府県による更なる取組について検討する。	措置済み	農林水産省	措置済	平成31年4月1日に施行される「森林経営管理法(平成30年法律第35号)」において、森林経営管理法に定められた市町村の事務の一部について、都道府県が代替執行できることとしたところ。また、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」において都道府県の森林環境譲与税の使途として、人材の育成及び確保等が定められたところ。	平成31年4月1日に施行。新制度を適切に運用する。	継続F	実際の運用状況について要フォロー。
		17	国有林事業との連携	国有林事業との一層の連携を図るため、以下を実施する。 a 林道の相互接続や伐採木の協調出荷、林業の低コスト化に向けた民有林への技術普及などの民有林との連携を進める。 b 意欲と能力のある林業経営体への国有林野事業の受注等の機会の増大への配慮や、国有林野事業で把握している林業経営体情報の市町村に対する提供を行う。	措置済み	農林水産省	措置済	平成31年4月1日に施行される「森林経営管理法(平成30年法律第35号)」において、 ①国有林を所管する国の機関及び関係地方公共団体は、相互に連携を図り、林業経営者に対し、経営管理に資する技術の普及に努める ②国有林野事業を委託して実施する場合には、林業経営者に委託するように配慮する ③国は市町村に対し、経営管理に関し必要な情報の提供等を行うよう努めることとしたところ。	平成31年4月1日に施行。新制度を適切に運用する。	継続F	実際の運用状況について要フォロー。
		18	所有者不明森林への対応強化	新たな森林管理システムの構築に併せ、所有者不明森林について、固定資産税を支払う等の管理費用を負担している相続人が共有者の一部を確知できない場合には、市町村による公示を経て、市町村に対し経営・管理の委託を行えるよう検討し、実施する。	措置済み	農林水産省	措置済	平成31年4月1日に施行される「森林経営管理法(平成30年法律第35号)」において、共有者の一部を確知できない森林について、市町村は、探索・公告等の一定の手続きを経て、経営管理に必要な権利を取得できることとしたところ。	平成31年4月1日に施行。新制度を適切に運用する。	継続F	実際の運用状況について要フォロー。
平成30年6月15日	水産分野	(2)漁業の成長産業化に向けた水産資源管理の実現									
		1	新たな資源管理システムの構築	以下の方針に即した新たな資源管理システムを構築することとし、法改正を含めた措置を速やかに講ずる。 a 国際水準の資源評価・資源管理を行う前提として、資源評価対象魚種については、原則として有用資源全体をカバーすることを目指す。このため、生産量の多い魚種や資源悪化により早急な対応が必要な魚種を速やかに評価対象とした上で、その他の有用な魚種についても、順次対象に追加する。 b 調査船調査の拡充、情報収集体制の強化など、調査体制を抜本的に拡充するとともに、人工衛星情報や漁業者の操業時の魚群探知情報などの各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用する仕組みを整備する。 c 資源管理目標の設定方式を、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、国際的なスタンダードである最大持続生産量(以下「MSY」(Maximum Sustainable Yield)という。)の概念をベースとする方式に変更し、MSYは最新の科学的知見に基づいて設定する。 d 国全体としての資源管理指針を定めることを法制化する。この指針において、資源評価のできている主要魚種ごとに、順次、回復や維持を目指す資源水準としての「目標管理基準」(MSYが得られる資源水準)と、乱獲を防止するために資源管理を強化する水準としての「限界管理基準」の二つの基準を設ける。後者の基準を下回った場合には、原則として10年以内に目標管理基準を回復するための資源再建計画を立てて実行する。 e 目標管理基準を満たす資源水準の維持や段階的回復を図るため、毎年度の漁獲可能量(以下「TAC」(Total Allowable Catch)という。)を設定する。TAC対象魚種は、漁業種類別及び海区別に準備が整ったものから順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割をTACの対象とする。 f 漁業許可の対象漁業については、TAC対象とした魚種の全てについて、準備が整ったものから順次、個別割当(以下「IQ」(Individual Quota)という。)を導入する。IQの導入に当たっての割当は、国が、漁業許可を受けた者を対象に、これまでの実績等も考慮して、漁船別に、TACに占めるIQの割合(%)を割り当てる方式とし、IQの数量は、毎年度、その年度のTACに基づいて確定するものとする。資源管理に対応しつつ規模拡大や新規参入を促すため、漁船の譲渡等と併せたIQの割合の移転を可能とする。 g IQの円滑な導入及び資源の合理的な活用を図るため、IQの割当を受けた漁業者相互間で、国の許可の下に、特定魚種についてのIQ数量を年度内に限って融通できることとする。 h IQだけでは資源管理の実効性を十分に確保できない場合は、操業期間や体長制限等の資源管理措置を適切に組み合わせる。 i 上記の資源管理を着実に実施するため、 ・漁業者に対し、TAC対象魚種の全てについて、水揚げ後の速やかな漁獲量報告を義務付ける。その際、ICT等を最大限活用し、迅速に報告されるようにする。	早期の関連法案提出を含め、速やかに措置	農林水産省	検討中	aからkについて 規制改革の内容に沿って、資源管理並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)が197回国会において成立し、平成30年12月14日に公布、公布の日から起算して2年以内に施行されることとなった。 llについて 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)附則第33条において、政府は、漁業者の収入に著しい変動が生じた場合における漁業の経営の及ぼす影響を緩和するための施策について、漁業災害補償の制度の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。こととされた。	aからkについて 引き続き、施行に向けて政省令その他の制度運用の検討を行う。 llについて 漁業収入安定対策の機能強化及び法制化に向けて検討を進める。	継続F	下位法令の改正等、改正法の運用に関する検討状況について要フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
				・逐次漁獲量を集計し、資源管理に必要な場合には、適切なタイミングで採捕停止など各種措置命令を発出する。 ・IQの超過に対しては、罰則やIQ割当の削減等の抑止効果の高いペナルティを講ずる。 j 海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者、漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。 k 新たな資源管理措置への円滑な移行を進めるために、減船や休漁措置などに対する支援を行う。 l 新たな資源管理システムの下で、適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化を図るとともに、法制化を図る。							
		2	栽培漁業の在り方の見直し	a 従来実施してきた栽培漁業に関する事業については、資源造成効果を検証し、資源造成の目的を達成したものと効果の認められないものは実施しないこととする。 b 資源造成効果が高い手法や対象魚種については、今後とも事業を実施するが、その際、国は、広域魚種を対象として必要な技術開発や実証を行うなど、都道府県と適切に役割を分担する。また、広域回遊魚種等については、複数の都道府県が共同で種苗放流等を実施する取組を促進する。	令和元年度措置	農林水産省	未措置	a)について 令和元年度から、種苗放流等については、資源管理の一環として実施するものであることを踏まえ、種苗放流等による資源造成の目的を達成したものと効果が認められないものについては、国の支援対象外とすることとなった。 b)について 資源造成効果が高い手法や魚種を対象とした事業に重点化を図ることとし、効果のある広域魚種については、必要な技術開発・実証を行うこととなった。	a)について 令和元年度以降も、引き続き最新の資源評価等を踏まえ、資源造成効果を検証し、支援対象魚種の見直しを進める。 b)について ・資源管理に取り組んでいるものの、種苗生産・放流技術の確立に至っていない魚種について、国が技術開発を進めるとともに、国の事業で得られた知見等について、都道府県に提供する。 ・共同種苗生産・放流体制の構築・高度化の取組について、国が支援する。	継続F	法令改正方向について要フォロー
(3)漁業者の所得向上に資する流通構造の改革											
		3	漁業者の所得向上に資する流通構造の改革	a マーケットインの発想に基づき、以下の取組等を強力に進める。 ・物流の効率化(加工業者との連携による低コスト化、高付加価値化等) ・ICT等の活用(取引の電子化、AI・ICTを活用した選別・加工技術の導入等) ・品質・衛生管理の強化(新たな鮮度保持技術の導入、水産加工施設のHACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)対応等) ・国内外の需要への対応(輸出の戦略的拡大等) b 漁業者の所得向上に資するとともに、消費者ニーズに応えた水産物の供給を進めるため、産地市場の統合・重点化を推進し、そのために必要な漁港機能の再編や集約化、水揚漁港の重点化を進める。また、消費地にも産地サイドの流通拠点の確保を進める。 c 資源管理の徹底、IUU(Illegal Unreported Unregulated: 違法・無報告・無規制)漁業の撲滅、輸出促進の観点から、トレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度の整備を進め、必要度の高いものから順次対象とするともに、ICT等を最大限活用したトレーサビリティの取組を推進する。 d 漁業生産コストの引下げを図るため、国内外における漁業生産資材の供給状況に関する調査を行うとともに、最先端の技術の導入や漁船、漁網等の主要資材の調達先、調達方法等の見直し等を進める。	早期の関連法案提出を含め、速やかに措置	農林水産省	未措置	a及びbについて 平成30年度補正予算によって「水産物輸出拡大連携推進事業」を措置し、戦略的に輸出に取り組む生産者、加工・流通業者、輸出業者により構成されるグループの支援を行った。 また、令和元年度から「水産バリューチェーン事業」、「産地市場統合・機能強化促進事業」、「水産物集出荷機能集約・強化事業」を創設し、漁業者の所得向上に資する流通構造の改革に必要な予算を措置した。 c)について 法制度の在り方等について、漁業者、流通・加工業者等幅広い関係者と意見交換を行うとともに、類似の制度を有する諸外国の制度内容の調査を行った。 また、水産物の輸出促進に資するトレーサビリティの普及に向けて、水産物の水揚げから輸出に至る履歴情報をIT等の活用により管理する取組の実証を行った。 d)について 平成30年7月から、国内外における漁業生産資材の供給状況の調査を行っているところ。	a及びbについて ・「水産バリューチェーン事業」において、物流の効率化やICTの活用の取組に対する支援を行う。 ・「産地市場統合・機能強化促進事業」において、産地市場の統合やICT化などの機能強化を図る。 ・「水産物の集出荷機能集約・強化事業」において、水揚漁港の重点化を進める。 c)について 業界関係者や関係制度所管省庁から意見聴取を行いながら制度の具体化に向けた検討を進める。 d)について 引き続き国内外における漁業生産資材の供給状況の調査を行い、早期に漁業生産コストの引き下げを図るための方策をとりまとめる。	継続F	法令改正方向について要フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
			(4)漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備								
		4	生産性の向上に資する漁業許可制度等の見直し	<p>a TAC対象魚種など主要資源の管理を適切に進めていく観点から、現行の漁業許可の4区分を大臣許可漁業と知事許可漁業の2区分に整理するとともに、試験開発操業の一層の活用等により、新たな漁法等の導入を促す。</p> <p>b IQ導入等の条件が整った漁業種類については、インプット・コントロール等に関する規制を抜本的に見直し、トン数制限など漁船の大型化を阻害する規制を撤廃する。なお、IQだけではカバーできない資源管理上の規制(操業区域、操業期間、体長制限など)は、必要に応じ活用する。</p> <p>c 漁船の譲渡等に際しては、承継者に許可を行い、同時にIQも移転することとする。</p> <p>d 漁業許可を受けた者には、資源管理の状況・生産データ等の報告を義務付ける。</p> <p>e 資源管理を適切に行い、かつ生産性の高い漁業者が遠洋・沖合漁業を担う漁業構造にしていくため、資源管理を適切に行わない漁業者や生産性が著しく低い漁業者に対しては、改善勧告、許可の取消しを行う。</p> <p>f 大臣許可漁業に関し、許可を受けた漁業者の廃業などの場合に、随時、新規許可(それぞれ期限を設定)を行う制度とし、一斉更新制度(一定の時期に全ての許可の期限を終了させ、新たに許可を出す制度)は廃止する。</p> <p>g 漁獲報告の迅速化と、報告内容の正確性の向上を図るため、漁獲報告の電子化・VMS(Vessel Monitoring System)の備付けを義務化する。</p> <p>h 海技士制度について、以下の検討を進める。 ・船舶職員養成施設の入学要件の見直しによる早期受験資格の取得、e-ラーニング教材の活用拡大などの免許取得方法の多様化、科目合格の有効期間延長等受験機会の拡大により、海技資格の取得を促す環境を整備する。 ・近海(100海里以内)を操業する中規模(総トン数20トン以上長さ24m未満)の漁船の機関に関する業務の内容について、国土交通省と水産庁が協力して実態を調査し、その結果及び今後の技術の進展に係る調査の結果を踏まえて、安全運航の確保を前提に、必要とされる海技資格の在り方について検討する。</p>	a,b,c,d,e,f,g: 農林水産省 h: 農林水産省 国土交通省	検討中	<p>aからg)について 規制改革の内容に沿って、資源管理並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)が197回国会において成立し、平成30年12月14日に公布、公布の日から起算して2年以内に施行されることとなった。</p> <p>h)について ・平成30年2月16日の「海技士確保に向けた漁船の乗り組みのあり方等に関する検討会」のとりまとめを受け、e-ラーニング教材の活用、筆記試験の科目合格の有効期間の延長、臨時試験の追加受験者の受入れ等を実施した。 ・労・使・官・学の漁業関係者からなる「近海を操業区域とする中規模の漁船に関する資格制度のあり方に関する検討会」を開催し、検討中。 ・近海を操業区域とする中規模の漁船に関する資格制度のあり方に関する検討会を実施した(第1回:平成30年10月23日、第2回:平成31年3月25日)。</p>	<p>aからg)について 引き続き、施行に向けて政省令その他の制度運用の検討を行う。</p> <p>h)について ・早期に海技士の資格を取得できる仕組みについて、引き続き、順次対応していく。 ・引き続き、同検討会で検討を進めつつ、水産ワーキングと相談しながら、取りまとめに向け検討を進める。</p> <p>・平成31年4月に第3回検討会、5月に第4回検討会を実施予定。</p>	継続F	a~g下位法令の改正等、改正法の運用に関する検討状況について要フォロー h:法令改正方向について要フォロー	
		5	養殖・沿岸漁業の発展に資する海水面利用制度の見直し	<p>a 養殖・沿岸漁業に係る制度については、以下の考え方に基づき再構築する。 ・養殖・沿岸漁業は限定された水域(漁場)を活用して営む漁業であるため、資源管理を適切に行い、漁業をめぐるトラブルを回避する観点から、今後とも漁業権制度を維持する。 ・その際、漁業の成長産業化にとって重要な養殖業の規模拡大や新規参入が円滑に行われるようにする観点から、漁業権付与のプロセスを透明化するとともに、漁業権の権利内容の明確化等を図る。 ・加えて、都道府県が沿岸漁場の管理の業務を漁協等に委ねることができる制度を創設する。</p> <p>b 漁業権付与の前提となる漁場計画については、都道府県は、従来と同様、原則として5年又は10年ごとに、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、海区ごとに漁業権(定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の3種類)の区域等を盛り込んだ「漁場計画」を策定し、公表する。また、必要に応じ、随時改定を行う。</p> <p>c 漁場計画の策定に当たって、都道府県は、当該海区の資源管理を適切に行い、当該海区の海面を最大限に活用できるように留意し、可能な場合は、養殖のための新区画の設定を積極的に推進する。</p> <p>d 沖合等に養殖のための新たな区画を設定することが適当と考えられる場合は、国が都道府県に対し、新たな区画を設定するよう指示等を行う。</p> <p>e 都道府県は、漁場計画の策定に当たって、新規参入希望者を始め関係者の要望を幅広く聴取するとともに、その要望に関する検討結果を公表することとし、こうした手続を法定する。</p> <p>f 漁業権の種類は、従来と同様、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権とする。</p> <p>g 定置漁業権及び区画漁業権は、個別漁業者に対して付与する。区画漁業権については、当該区画を利用する多数の個別漁業者が、その個別漁業者で構成する団体に付与することを要望する場合には、漁業者団体(漁協)に付与する。</p> <p>h 共同漁業権は、一定の水面を共同で利用する多数の漁業者で構成する漁業者団体(漁協)に付与する。</p>	早期の関連法案提出を含め、速やかに措置	農林水産省	検討中	<p>aからp)について 規制改革の内容に沿って、資源管理並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)が197回国会において成立し、平成30年12月14日に公布、公布の日から起算して2年以内に施行されることとなった。</p> <p>q)について 国内外の需要を見据えた戦略的養殖品目を設定し、生産から販売・輸出に至る総合戦略を内容とする養殖業成長産業化総合戦略(仮称)を検討しているところ。また、養殖業発展に向け、平成30年度補正予算及び令和元年度当初予算において、技術開発、養殖適地の開発、輸出促進のための環境整備等の支援等に必要予算を計上した。</p>	<p>aからp)について 引き続き、施行に向けて政省令その他の制度運用の検討を行う。</p> <p>q)について 養殖業成長産業化総合戦略(仮称)について、上記新漁業法の施行に向けて検討を進めるとともに、養殖発展のための環境整備に必要な支援等を行う。</p>	継続F	下位法令の改正等、改正法の運用に関する検討状況について要フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
				<p>i 個別漁業者に付与する漁業権(個別漁業権)は、当該漁業者の経営展開等に必要範囲で、都道府県の関与の下で、抵当権の設定等を可能とする。</p> <p>j 漁業者団体に付与する漁業権(団体漁業権)については、漁業者団体がそのメンバーたる個別漁業者間の漁場利用に係る内部調整(費用の徴収等を含む。)を漁業権行使規則に基づいて行う。漁業権行使規則はメンバー以外には及ばない。</p> <p>k 団体漁業権に係る個別漁業者が当該団体の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に係る地区の漁業者からなる地区部会を当該団体の中に常設し、当該地区部会が漁業権行使規則を制定し運用する。</p> <p>l 団体漁業権を付与された漁業者団体は、定期的に、当該団体漁業権に係る漁業の生産力の維持発展に向け、協業化、法人化等の方策を含めた計画を策定するものとする。</p> <p>m 都道府県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止し、これに代えて、都道府県が付与する際の考慮事項として以下の事項を法定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の漁業権を受けた者(以下「漁業権者」という。)が、水域を適切かつ有効に活用している場合は、その継続利用を優先する。 ・上記以外の場合は、地域の水産業の発展に資すると総合的に判断される者に付与する。 <p>n 漁業権者は、漁業権の活用状況、資源管理の状況、生産データ等を都道府県に報告する。都道府県は、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用していない場合には、改善指導、勧告、さらには漁業権の取消しを行う。</p> <p>o 沿岸水域の良好な漁場の維持と漁業生産力の維持・向上のための漁場管理を都道府県の責務として法定する。その上で、都道府県は、漁場管理の業務を適切な管理能力のある漁協等にルールを定めて委ねることができる制度を創設する。</p> <p>p 漁場管理の業務を委ねられた者は、そのルールの範囲内で、業務の実施方法等を定めた漁場管理規程を策定し、都道府県の認可を受けるものとし、業務の実施状況を都道府県に報告する。業務に関し漁協等のメンバー以外から費用を徴収する必要がある場合は、漁場管理規程には、漁場管理に要する費用の使途、負担の積算根拠を明示することとし、毎年度その使途に関する収支状況を公表するものとする。</p> <p>q 養殖業発展のための環境整備として、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定するとともに、生産から販売、輸出に至る総合戦略を立てた上で、養殖業の振興に本格的に取り組む。 ・技術開発については、魚類養殖経営のボトルネックとなる優良種苗・低コスト飼料等に関する技術開発・供給体制の整備を強化する。 ・国際競争力ある養殖を育成するため、実証試験等の支援を拡充する。 ・静穏水域が少ない我が国において養殖適地を拡大するため、大規模静穏水域の確保に必要な事業を重点的に実施する。また、養殖場として、漁港(水域及び陸域)の有効活用を積極的に進める。 ・拡大する国際市場を見据え、HACCP対応型施設の整備や輸出先国に使用が認められた薬剤数の増加など、輸出を促進するための環境を整備する。 							
		6	魚類の防疫に関する事項	<p>a 魚類の防疫に関する体系的な知識とそれを身に着けるための研修等の蓄積を基礎に、養殖業の発展を担う民間の養殖業関係者が魚類の防疫に関する知識を修得できる環境を整備することとし、研修や魚類防疫士資格の取得機会の民間への開放を含めた必要な方策を検討し、結論を得て、実行する。</p> <p>b 水産用ワクチンを始めとする魚病に関わる薬剤の承認審査期間を更に短縮するため、承認審査手続の一層の効率化、海外で承認されている薬剤に関し、海外での各種基礎データや利用実績等に関する情報の活用等を通じた審査方法の簡素化について検討し、具体的な期間短縮の目標と実現のためのロードマップを関係府省連携の上で作成し、実行する。</p>	平成30年度検討・結論、令和元年度措置	a.農林水産省 b.内閣府 厚生労働省 農林水産省	措置済	<p>a. 農林水産省の委託事業で実施している「養殖衛生管理技術者養成研修」について、民間の養殖業関係者が受講可能となるよう民間枠を設け、令和元年度より実施予定。また、(公社)日本水産資源保護協会が実施する「魚類防疫士技術認定試験」について、受験資格に民間の養殖業関係者を追加して、令和元年度より実施予定。</p> <p>b. ワクチン等の水産用医薬品の承認審査期間を短縮するため、農林水産省における審査の複数機関での分担、関係府省による併行審査の運用改善等の審査の効率化、海外で開発された医薬品の試験データの受け入れ拡大等を推進することとし、令和元年度より実施予定。</p>	a. 令和元年度より実施予定 b. 令和元年度より実施予定	継続F	記載内容については措置済みだが、実施事項に関連して検討すべき事項があるため、継続フォローとする。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		7	水産政策の方向性に合わせた漁協制度の見直し	漁協については、これまで漁協が果たしてきた役割・機能を評価しつつ、水産政策の改革の方向性に合わせて、以下に掲げる見直しを行う。 a 漁協を、団体漁業権の主体や、漁場管理の実施者という公的機能の担い手として位置付けることとし、以下の点を法定する。 ・漁協の事業として、(4)No.5a及びbの漁場管理業務を行えることとする。 ・団体漁業権や漁場管理に係る業務に要する費用の一部を漁業者等から徴収する場合には、漁業権行使規則、漁場管理規程を定め、都道府県の認可を受ける。 ・漁場管理業務に関し、漁協のメンバー以外から費用を徴収する場合は、その用途に関する収支状況を明確化するとともに、情報開示を行うこととする。 ・団体漁業権に関係する個別漁業者が漁協の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に係る地区の漁業者からなる地区部会を漁協の中に常設し、そこで漁業権行使規則などを定められるようにする。 ・全国漁業協同組合連合会(以下「全漁連」という。)は、漁協における団体漁業権や漁場管理に係る業務の適正化を図るための事業を行うことができることとする。 b 漁協の組織・事業体制を強化するために、以下の措置を講ずる。 ・漁協の目的として、漁業者の所得向上を図ることを法律で明記する。 ・漁協の役員の中に販売のプロ等を入れることを法律で明記する。 ・信用事業を行う信用漁業協同組合連合会等に対して、全漁連による監査に代えて、公認会計士監査を導入する。 ・漁業生産組合の株式会社への組織変更を可能とする仕組みを導入する。 ・国は、産地市場の統合など、販売力の強化を進める上で必要な場合には、漁協の広域合併を促進する。	早期の関連法案提出を含め、速やかに措置	農林水産省	検討中	規制改革の内容に沿って、水産政策の改革の方向性に合わせた漁協制度を見直す水産業協同組合法の一部改正を盛り込んだ漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)が第197回国会において成立し、平成30年12月14日に公布、公布の日から起算して2年以内に施行されることとなった。	引き続き、施行に向けて、政省令その他の制度運用の検討を行う。	継続F	下位法令の改正等、改正法の運用に関する検討状況について要フォロー
平成30年6月15日	医療・介護分野	(2)オンライン医療の普及促進									
		1	オンライン診療の取扱いの明確化	オンライン診療の取扱いについて、これに関連する既存の通知や事務連絡を含めて見直し、医療関係者にとって分かりやすいオンライン診療の適切な実施に関する指針(以下「ガイドライン」という。)を作成するとともに、関係者に広く周知する。	措置済み	厚生労働省	措置済	「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の策定について」(平成30年3月30日付け医政発0330第46号厚生労働省医政局長通知)(以下「ガイドライン」という。)を作成し、関係者に広く周知した。		解決	—
		2	オンライン診療を適用できる地理的条件の見直し	オンライン診療は「離島、へき地」に限らず、患者の状況に応じて医師の判断により適用できることをガイドラインにおいて示す。	措置済み	厚生労働省	措置済	ガイドラインにおいて、適応対象や診察方法、提供体制について示すことで、「離島、へき地」に限らず、オンライン診療を行える条件を示した。		解決	—
		3	オンライン診療を行う医師の所在の解釈の明確化	医師がオンライン診療を行う際の提供場所について、必ずしも医療機関内で提供する必要がないことをガイドラインに明記する。	措置済み	厚生労働省	措置済	ガイドラインにおいて、「医師は、必ずしも医療機関においてオンライン診療を行う必要はない」と明記した。		解決	—
		4	オンライン診療を受診する患者の受診場所の見直し	医療法(昭和23年法律第105号)に定める「居宅等」の範囲の解釈を見直し、患者のプライバシーが維持できる環境等の条件が整う場所ならばオンライン診療の受診を可能とすることをガイドラインに明記する。	措置済み	厚生労働省	措置済	ガイドラインにおいて、医療法施行規則に基づき、「プライバシーが保たれるよう、患者が物理的に外部から隔離される空間においてオンライン診療が行わなければならない。」と明記した。		解決	—
		5	オンライン診療による初診の取扱いの明確化	初診は対面診療が原則であることを示しつつ、オンライン診療による初診が適法となるケースの例をガイドラインに明記する。	措置済み	厚生労働省	措置済	ガイドラインにおいて、「原則として、オンライン診療を行う全ての医師は、直接の対面診療を経た上でオンライン診療を行うこと。」「禁煙外来など定期的な健康診断等が行われる等により疾病を見落とすリスクが排除されている場合であって、治療によるリスクが極めて低いものに限っては、患者側の利益と不利益を十分に勘案した上で、直接の対面診療を組み合わせないオンライン診療を行うことが許容され得る。」と明記し、オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会においても例外事例を検討した。		解決	—
		6	オンライン診療のルールの適宜更新	以下について検討し、措置する。 ・技術の発展やエビデンスの集積状況に応じて、ガイドラインを少なくとも一年に一回以上更新する。 ・医療関係者がより利用しやすくなるように実務上の細かな疑問に対応できるQ&A等を作成する。	平成30年度検討・結論・措置	厚生労働省	措置済	・オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会を開催し、ガイドラインの見直しを検討している。 ・「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関するQ&Aについて」(平成30年12月26日付け医政発1226第3号厚生労働省医政局医事課長通知)を作成し、関係者に広く周知した。		解決	ガイドラインの見直しの検討を行う場に規制改革推進会議のメンバーが入っているため、今後の動向についてはそちらで確認する。
		7	オンライン診療に適した症例及び対面診療との組合せ方の明確化	オンライン診療に適した症例及び対面診療との組合せ方をガイドラインに明記する。	措置済み	厚生労働省	措置済	ガイドラインにおいて、「生活習慣病等の慢性疾患について、定期的な直接の対面診療の一部をオンライン診療に代替し、医師及び患者の利便性の向上を図る例」「生活習慣病等の慢性疾患について、定期的な直接の対面診療にオンライン診療を追加し、医学管理の継続性や服薬コンプライアンス等の向上を図る例」と明記した。		解決	—
		8	患者が服薬指導を受ける場所の見直し	患者がオンライン診療を受診した場所(職場等)で、薬剤師が服薬指導を実施することを可能とするよう、薬剤師法施行規則(昭和36年厚生省令第5号)の見直しを検討し、措置をする。	平成30年度検討・結論・令和元年度上期措置	厚生労働省	未措置	厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会とりまとめ(平成30年12月25日公表)において「服薬指導及び調剤の一部を行う場所について、一定の条件の下で、職場等、医療が提供可能な場を含めるような取扱いとすべき」とされ、結論を得た。	法案提出中のテレビ電話等による服薬指導と併せて検討が必要であり、今後、具体的な検討を行う。	継続F	今後行われる具体的な検討についても引き続きフォローを行う。
		9	オンライン診療に係るデータ収集の推進	オンライン診療の一層の充実を図るために、関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性等に係るデータや事例の収集、実態の把握を早急に進める。	平成30年度検討・結論	厚生労働省	未措置	平成30年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成30年度調査)及び各診療領域におけるICT利活用に関する学会アンケート(厚生労働省保険局医療課・医政局医事課・医政局研究開発振興課において実施)を実施。(ともに平成31年3月とりまとめ)	—	継続F	現状維持で問題ないか確認がとれるまで継続的にフォローを行う。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
										評価	指摘事項	
		10	次期以降の診療報酬改定におけるオンライン診療に係る診療報酬上の評価拡充に向けた検討	ガイドラインの内容を踏まえ、新設されたオンライン診療料等の普及状況を調査・検証しつつ、患者目線に立ったオンライン診療の更なる拡充に向けて、次期以降の診療報酬改定におけるオンライン診療料等の見直しについて、検討を進める。	令和元年度検討・結論	厚生労働省	検討中	—	平成30年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成31年度調査)を実施予定。調査結果等を踏まえ、2020年度以降の診療報酬改定に向けて、ICTを効果的に活用した診療に係る評価の在り方について検討。	継続F	引き続きフォローを行う。	
		11	オンラインでの服薬指導の一定条件下での実現	オンライン診療や訪問診療の対象患者のように、それらの必要に迫られた地域や患者に対して、地域包括ケアシステムの中でかかりつけ薬剤師・薬局が医療・介護の一翼を担い、国民が医薬品の品質、有効性及び安全性についての利益をより享受できる医薬分業及びかかりつけ薬剤師・薬局の取組等を推進するため、薬剤師による対面服薬指導とオンライン服薬指導を柔軟に組み合わせることを検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論、令和元年度上期措置	厚生労働省	未措置	遠隔診療の状況を踏まえ、テレビ電話等による場合であって薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる場合に、テレビ電話等による服薬指導を行うことができることとする内容を盛り込んだ医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案を第198回通常国会に提出した。	法案提出中であり、今後、具体的な検討を行う。	継続F	今後行われる具体的な検討についても引き続きフォローを行う。	
		12	電子処方箋実務の完全電子化	オンラインを活用した「一気通貫の在宅医療」の実現に向けて、厚生労働省が平成28年に策定した「電子処方せん」の運用ガイドラインを改めて、電子処方箋のスキームを完全に電子化するための具体的な工程表を作成し、公表する。	平成30年度上期検討・結論、平成30年度措置	厚生労働省	措置済	平成30年度に電子処方箋の運用に関する実証事業を実施し、その結果を踏まえ、新たな工程表を作成し、公表した。	—	公表された工程表のスケジュール通りに電子処方箋の完全電子化が進むか引き続き状況を注視していく。	継続F	
(3)医療系ベンチャー支援の取組												
		13	革新的医薬品の適正なイノベーション評価	原価計算方式で算定される医薬品の薬価についても、営業利益率のみに対する加算から、類似薬効比較方式と同様に価格全体に対する加算に改める。	措置済み	厚生労働省	措置済	平成30年度薬価抜本改革において、イノベーションの評価等として、類似薬効比較方式と同様に、原価計算方式においても、価格全体(加算前の算定薬価)に加算する仕組みとした。	—	解決	—	
		14	一般管理販売費の適正な算定	原価計算方式において一律に設定されている一般管理販売費の係数について、企業が申請した原価の内容を個別に考慮する必要性、その条件等を検討し、所要の措置を講ずる。	措置済み	厚生労働省	措置済	平成30年度薬価抜本改革において、イノベーションの評価等として、原価計算方式で算定される品目のうち、製造原価の透明性が一定程度確保されており、化学合成品であるものについて、一般管理販売費の係数上限を70%まで引き上げた。	—	解決	—	
		15	研究開発費の適正な算定	医薬品の開発後に売上高に応じた納付金を求める交付金等の額については、薬価の原価計算方式における研究開発費から控除しないものとする。	措置済み	厚生労働省	措置済	平成30年度薬価抜本改革において、イノベーションの評価等として、医療系ベンチャーの振興の観点も踏まえ、開発後に売上高に応じた納付金を求める補助金(交付金)等については、原価計算方式による算定にあたり控除しないこととした。	—	解決	—	
(4)独立行政法人医薬品医療機器総合機構による審査の効率化												
		16	電子化の推進	独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「PMDA」という。)の新医薬品の審査プロセスについて、承認申請資料の電子媒体に併せて紙媒体での提出を求める運用を改めるなど、電子化の更なる促進に向けて、工程表を策定し、公表する。	平成30年度検討・措置	厚生労働省	措置済	平成30年10月より順次、審査員の使用する電子機器端末をノート型パソコンに変更し、会議等での承認申請資料の電子的閲覧を可能とした結果、平成31年4月から審査員用の紙媒体での提出を求めないこととした。また、平成31年1月に、電子化のさらなる促進に向けた工程表を策定し、公表した。	策定した工程表に基づいて、電子化の促進に向けた作業を行う。	継続F	部会等にて外部委員が用いる紙媒体の資料の電子化について、継続フォロー。	
		17	審査過程の透明化	PMDAによる審査の進捗を申請者が参考とすることができるよう、審査報告(1)について、申請者見解以外の箇所についてもマスキングを廃止する。	平成30年度検討・措置	厚生労働省	措置済	平成30年4月より、審査報告(1)のマスキングを廃止した。	—	解決	—	
		18	再審査申請資料の効率化	再審査において提出が必要とされている各種の申請資料について、内容の重複の有無等を点検し、再審査申請資料の効率化を図る。	平成30年度検討、令和元年度結論・措置	厚生労働省	検討中	平成29年11月に、再審査申請資料の内容を合理化した厚生労働省課長通知を发出したが、さらなる合理化に向けて、平成30年11月より、業界、厚生労働省、PMDAの三者で協議を開始し、他に定期的な提出を求めている各種報告書の活用も含めた検討を行っている。	令和元年度も業界、厚生労働省、PMDAの三者での協議を続け、年度内の結論・措置を目指している。	継続F	検討中のため、引き続き検討の経過を注視。	
		19	海外の規制との整合性確保	我が国においても国際共同治験に関するガイドラインの策定を踏まえ、承認申請が世界に対して遅れることのないよう、安全性を保持しつつ、日本人データの要求の考え方を整理し、公表する。	平成30年度検討、令和2年度措置	厚生労働省	検討中	平成30年6月、国際共同治験に関するガイドライン(ICH E17)について、業界と意見交換会を実施し、同年10月より、新たに、業界とPMDAで構成されるワーキンググループ(国際共同治験WG)を立ち上げて、国際共同治験に関連する事項について検討を開始した。	令和2年度措置に向けて、令和元年度も国際共同治験WGにて検討する。	継続F	検討中のため、引き続き検討の経過を注視。	
		20	英文資料の受入れ	製造販売後データベース調査に係るプロトコル等の英文資料について、原文での提出も可能とするための課題・方策について整理する。	令和元年度検討、令和2年度措置	厚生労働省	未検討	製造販売後データベース調査に係るプロトコル等の英文資料の受け入れ可能性についてPMDA内で検討を開始した。	令和2年度結論・措置に向けて、業界も含めて検討する。	継続F	令和元年度より検討。検討の経過を注視。	
		21	医薬品添付文書の電子化	医薬品添付文書について、最新の添付文書は紙媒体での添付を省略し、インターネット上での公表をもって代えることを認めることの可能性について必要な調査・検討を行った上で、運用上の課題等を整理する。	平成30年度検討・結論、令和元年度措置	厚生労働省	未措置	平成30年12月、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において、添付文書と同梱を廃止し、電子的な方法による提供を基本とすることが適当である等の取りまとめがなされた。本内容を含む医薬品医療機器等法改正案医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案を第198回通常国会に提出した。	—	継続F	措置状況をフォロー。	
		22	GMP査察結果の相互受入れ	MRA(Mutual Recognition Agreement)対象国の製造所についても、PMDAによるGMP(Good Manufacturing Practice)調査に係る製造販売業者の負担が軽減されるよう、平成29年度末現在で発効しているMRAの対象医薬品の範囲を拡大し、適用対象に原薬及び無菌製剤を含めるための所要の手續を早期に進める。また、我が国におけるGMP調査の質を確保してMRA及びMOU(Memorandum of Understanding)を安定的に実施していくために、都道府県によるGMP調査の充実・強化に向けた環境整備を図る。	平成30年度検討・結論、令和元年度措置	厚生労働省	未措置	日・欧州共同体相互承認協定に基づき、医薬品GMPに関する相互承認について、平成30年7月17日、日本とEUの代表で構成する合同委員会の決定文書の署名交換が行われたことにより、医薬品GMPの相互承認(平成29年度末現在で発効しているMRA)の対象医薬品の範囲を拡大し、適用対象に原薬及び無菌製剤を含めた。また、都道府県によるGMP調査の充実・強化に向けた環境整備については、令和元年度予算において、GMP査察体制強化費(都道府県が行うGMP調査においてPMDA職員等の専門家が技術的助言等を行う、PMDAが行うGMP調査にブロック内の他都道府県が同行する、等の費用)の増額を計上した。	令和元年度予算において増額を計上したGMP査察体制強化費を活用して、都道府県によるGMP調査の充実・強化に向けた環境整備を図る。	継続F	都道府県によるGMP調査の充実・強化に向けた環境整備についての措置状況をフォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		23	海外機関のGCP査察結果の活用	海外規制当局(米国及びEU)がGCP(Good Clinical Practice)適合として承認した新医薬品について、当該医薬品が我が国で承認申請された際の海外治験施設に係るGCP適合性調査については、これらの規制当局の査察結果を活用して効率化することを検討する。	平成30年度検討	厚生労働省	未措置	欧米のGCP関係の協働枠組みであるGCP initiative にパイロット参加していたが、平成31年1月より本格参加することとなり、海外規制当局による治験施設の査察結果等、査察に関する詳細な情報の継続的な入手が可能となった。		継続F	規制当局の査察結果を活用した効率化についての措置状況をフォロー。
		24	カルタヘナ法の運用改善	PMDAが審査を行うカルタヘナ法の大企業承認・確認手続に関して、平成28年7月に行われた運用見直しを踏まえ、所要審査日数を計測するとともに、その結果を踏まえて更なる運用見直しの必要性を検討し、所要の措置を講ずる。	平成30年度検討・結論、令和元年度措置	厚生労働省	未措置	所要の審査日数を計測し、公表を行った。また、申請用のひな形・記載要領を作成中であり、さらに、申請までの期間短縮を図るため、申請前の新規相談枠を新設することを決定した。	申請用のひな形・記載要領を令和元年度内に公表予定であり、申請前の新規相談枠については、平成31年4月に新設予定である。	継続F	審査の運用状況を引き続きフォロー。
(5)食薬区分(昭和46年通知)の運用改善											
		25	食薬区分に係る考え方の明確化	厚生労働省は、専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)を元から含む生鮮食品や、その成分本質を利用した加工品(伝統的発酵食品・サプリメント形状食品を含む。)の医薬品該当性に関してQ&A等にまとめて周知する。消費者庁は、その内容を受けて、機能的表示食品の届出の適否を判断する過程を明確化し、Q&A等に反映して周知する。	平成30年度検討・結論・措置	消費者庁 厚生労働省	措置済	厚生労働省において、専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)を元から含む生鮮食品等の医薬品該当性に関する考え方について、平成31年3月15日に「医薬品の範囲に関する基準」に関するQ&Aについて、「(薬生監麻発0315第1号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知)を发出し、周知した。また、消費者庁において、厚生労働省通知による周知内容を受け、機能的表示食品の届出の適否を判断する過程を明確化するため、同日「機能的表示食品に関する質疑応答集」(Q&A)(平成29年9月29日消費者庁食品表示企画課長通知)の一部を改正してその内容を反映させるとともに、周知した。		解決	
		26	食薬区分に関する相談・申請についての体制整備	事業者が新規成分本質に関して食薬区分上の判断を求めるための資料を都道府県の業務担当課が確認したことを条件に、事業者と厚生労働省の双方の効率化に資するものについては、当該事業者が厚生労働省に直接照会することを可能とする体制を整備する。また、その旨をQ&A等に反映して周知する。	平成30年度検討・結論、令和元年度上期措置	厚生労働省	未措置	厚生労働省において、事業者が食薬区分上の判断を求めるための資料を都道府県の業務担当課が確認した後に、事業者からの相談を直接受けるための体制を国立医薬品食品衛生研究所に整備するための費用を令和元年度予算に計上した。	令和元年度上期中に体制整備し、周知を行う予定。	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。
(6)機能的表示食品制度の運用改善											
		27	生鮮食品に係る食品表示の在り方の見直し	簡易的な表示を可能とする仕組みなど、生鮮食品に適した食品表示の在り方を業界団体等と協議し、結論を得た上でQ&A等に反映して周知する。また、ビタミンやミネラル等、生鮮食品が有する一般的な特徴について、どのような表示が可能であるのかを明確化し、Q&A等に反映して周知する。	措置済み	消費者庁	措置済	生鮮食品での機能的表示食品の届出等に取り組んでいる生産者団体等へのヒアリングで把握した課題を踏まえ、平成30年3月に「機能的表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日消費者庁食品表示企画課長通知)及び「機能的表示食品に関する質疑応答集」(Q&A)(平成29年9月29日消費者庁食品表示企画課長通知)の一部を改正し、一日摂取目安量の一部を摂取できる旨の表示の追加や生鮮食品に係るQ&Aの拡充を行った。		解決	
		28	研究レビューの活用推進	機能的関与成分の機能的に関する科学的根拠については、農業・食品産業技術総合研究機構が提供する研究レビューを用いることで簡易に機能的表示食品の届出ができるよう、当該研究レビューの改善・拡充に向けた計画表を作成し公表する。また、スムーズに相談が行われるよう生鮮食品ごとに、その知見を有する部局を明確化する。	平成30年検討・結論・措置	農林水産省	措置済	1) 農業・食品産業技術総合研究機構のウェブサイトにおいて、機能的関与成分、品目、機能表示、公開スケジュールを記載した研究レビューの計画表を作成し公表した(平成30年11月26日公表)。 2) 担当部局を整理し、生鮮食品の機能的表示食品の相談窓口として農林水産省Webページ(URL:http://www.maff.go.jp/syoutan/kinousei/soudan.html)に公表した(平成30年6月18日公表)。	1) 計画中の研究レビューは作成後に速やかに公表するため、計画表も研究レビューの公表状況に応じて随時更新を行うこととしている。	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)		
									評価	指摘事項	
(7)社会保険診療報酬支払基金に関する見直し											
		29	新コンピュータシステムの開発プロセスにおける内閣情報通信政策監との連携	社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)のコンピュータシステムに関し、次の措置を行う。 a 以下の要件が新システムで実現されているか確認するため、今後の開発プロセス(基本設計、開発、総合試験)の各段階において、内閣情報通信政策監(政府CIO)と連携しながら推進する。 ・支払基金が担う、(i)レセプトの受付、(ii)受け付けたレセプトの適切な審査プロセスへの振り分け、(iii)審査、(iv)それに基づく支払、などの機能単位に、コンピュータシステムがモジュール化されていること。 ・それぞれのモジュールは、標準的な接続方式(インターフェース)を用いて統合されており、必要に応じ、モジュール単位での改善等を機動的に行えるほか、保険者自身による利用や、外部事業者への委託等が可能な仕組みとすること。 ・レセプトの入力ミスなど、支払基金の専門的審査を待たずとも是正し得る箇所については、医療機関が自ら対処し得るよう、支払基金が運用しているコンピュータチェック機能を提供する等の工夫をする。保険者についても、上記の分解された機能単位ごとに、保険者自身で担える機能と、支払基金に業務委託する機能を精査し、前者については、保険者自身が担い得る設計とすること。 ・モジュール化の効果を最大限発揮する上で必要な、モジュール相互の連携や、支払基金と医療機関、保険者、外部専門事業者等との連携を円滑にする必要があることから、各種データの形式、付番などを統一化し、それを前提とした相互連携できるデータベースの導入や、そのためのレセプト形式の見直しを行うこと。 ・人が行う作業時間をできる限り削減できるよう、コンピュータシステムはできる限り、利用者にとって見やすく、使いやすいこと。 ・審査機能を担うモジュールについては、極力、多くのレセプトを効率的・集中的に処理できることが効率化に資するため、地域ごとに設置されている現在の機能を前提にするのではなく、必要な地域差を精査の上最小化し、できるだけ、同一のコンピュータシステムで処理できる範囲を拡大すること。また、最適な情報技術を有効活用し、審査の効率化を推進すること。 ・新システムの維持費用は、できる限り効率化を図るとともにセキュリティ対策を強化すること。 b コンピュータチェックに適したレセプト形式への見直しと併せて、システム刷新を実施する。その際、病名等について、引き続き国際的な規格への準拠を進める。	a:基本設計については平成30年措置、開発については令和元年度までに措置、総合試験については令和2年秋までに措置 b:令和2年度までに措置	内閣官房 厚生労働省	未措置	【内閣官房】 支払基金からは、必要に応じて情報連携並びに相談を受けており、入札仕様書完成時点や業者決定時点、外部への報告時点においてIT室に対しても報告を受けている。 また、新システム実現に向けて入札仕様書作成に関するアドバイスやチェック、入札における技術評価委員をIT室から出すなどの具体的な連携も行ってきている。 aの具体的な要件に関しては、モジュール化、適切なインターフェース、コンピュータチェックの充実、外部連携にも適したデータの標準化、使いやすいインターフェース、支部サーバーの一元化、セキュリティ強化について、それぞれ具体的な措置を支払基金と共に検討し、入札仕様書にまとめてきている。 さらには、システム構築能力の向上のために、支払基金のCIO設置、セキュリティ専門家のアドバイス体制の構築など、組織的な能力向上を促してきている。 bのレセプト形式の見直しおよび標準規格への準拠については、厚生労働省と歩調を合わせつつ検討を進めてきている。 【厚生労働省】 a) 政府CIOと連携し、規制改革の指摘を踏まえたシステムを開発するため、機能毎に分類したシステムの分離調達を実施 ・一部再調達による調達の遅れが発生したため、関係機関等の了解を得た上で、システムの稼働開始時期を令和3年9月に見直し、その後、受付領域に加え、工程管理支援(後期)、基盤設計・運用設計について事業者を決定し順次開発に着手 b) 平成30年度の診療報酬改定において、レセプトの一部の摘要欄にコメントが必要な請求について選択方式を採用したところ。今後の改定時に拡充していく予定 ・また、病名については、現在もコード化を行っているところ、引き続き、国際的な規格に準拠しつつ、更なるコード化を進める	【内閣官房】 令和元年度夏頃までに、振り分け・コンピュータチェック、審査、請求・支払の主要モジュールを含めた入札を終えて具体的なシステム構築に進む。 【厚生労働省】 令和元年度前半までに調達を完了。 事業者決定後は、令和3年9月の新システム稼働に向け、総合試験等を実施。引き続き、政府CIOと連携し開発を進める。	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。
		30	新コンピュータシステムに係る投資対効果の開示	新コンピュータシステムに係る投資対効果について、試算を国民に分かりやすく開示する。	平成30年措置	厚生労働省	未措置	規制改革会議医療・介護WG等において、新システム稼働後のシステム開発経費等の軽減効果(クラウドの採用による開発経費減等)について説明。	令和元年度前半に調達を完了し、その後、効果額等について関係者に説明	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。
		31	支部の最大限の集約・統合化の実現	今年度を実施するモデル(実証)事業においては、支部の最大限の集約・統合化を前提に、集約化の在り方(集約可能な機能の範囲、集約化の方法、集約化に伴う業務の在り方等)を早急に検証し、結論を得た上で公表する。あわせて、その検証結果を踏まえた法案を提出する。	平成30年検討・結論、令和元年措置	厚生労働省	未措置	平成31年通常国会に組織の見直し等に係る社会保険診療報酬支払基金法の改正法案を提出 ①支部長が担っている権限を本部に集約し、本部によるガバナンスを強化[法改正事項:令和3年4月1日施行] ・現行法上の支部の都道府県必置規定を廃止[法改正事項] ※本部の事務執行機関(権限は理事長から委任)としての審査事務局(仮称)を設置[基金内部規程事項] ②職員によるレセプト事務点検業務の実施場所を全国10か所程度の審査事務センター(仮称)に順次集約[基金内部規程事項:令和4年4月以降~] ③審査委員会は、本部のもとに設置(現行は支部のもとに設置)[法改正事項] ・地域医療の特性等を踏まえ、設置場所はこれまで同様、47都道府県[基金内部規程事項] ・審査委員の審査補助業務は47の審査事務局で実施	支払基金において、業務フローや組織の見直しの具体化等を検討 令和6年度末時点で800人程度の定員を削減	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		32	審査の一元化に向けた体制の整備	審査の一元化の前提となる以下の具体的な進め方について、引き続き検討を進め、結論を得る。 a 各支部で独自に設定しているコンピュータチェックルールについて、具体的な差異の内容を把握するとともに、作業完了までの具体的な工程表を示す。 b 「データに基づき、支払基金の本部において専門家が議論を行う体制を整備し、エビデンスに基づいて審査内容の整合性・客観性を担保する」仕組みについて具体的に検討し、結論を得る。 c 「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」(以下「計画工程表」という。)の中で結論が先送りとなっている以下の事項について、法改正を含めて検討し、結論を得る。 ・審査支払機関の法的な位置づけやガバナンス ・審査委員会の三者構成の役割と必要性 d 「計画工程表」の中で結論が先送りとなっている以下の事項について、法改正を含めて検討し、結論を得る。 ・保険者の審査支払機能の代行機関としての支払基金と国保中央会等の最も効率的な在り方 ・各都道府県に設置されている審査委員会の役割と必要性	a:平成30年度上期結論・措置 b,c:平成30年度検討・結論 d:平成30年度検討開始、令和元年度中間報告、令和2年度までに結論	厚生労働省	未措置	a)各支部で独自に設定しているコンピュータチェックルールについて、本部チェックルールへの移行、廃止等に向けて見直し作業を実施し、新システム稼働時に作業を完了 b)支部長が担っている権限を本部に集約し、本部によるガバナンスを強化する見直しを行う社会保険診療報酬支払基金法の改正法案を国会に提出したところ [法改正事項:令和3年4月1日施行] ・新システム稼働後の分析システムを差異の解消に活用 c)社会保険診療報酬支払基金法の改正法案において、 ①支部長が担っている権限を本部に集約し、本部によるガバナンスを強化[法改正事項:令和3年4月1日施行] ・現行法上の支部の都道府県必置規定を廃止[法改正事項] ※本部の事務執行機関(権限は理事長から委任)としての審査事務局(仮称)を設置[基金内部規程事項] ②職員によるレセプト事務点検業務の実施場所を全国10か所程度の審査事務センター(仮称)に順次集約[基金内部規程事項:令和4年4月以降~] ③審査委員会は、本部のもとに設置(現行は支部のもとに設置)[法改正事項] ・地域医療の特性等を踏まえ、設置場所はこれまで同様、47都道府県[基金内部規程事項] ・審査委員の審査補助業務は47の審査事務局で実施 ④審査委員は三者構成とし、審査委員の機動的確保を可能とするため、現行の同数規定を診療担当者代表と保険者代表のみ同数とするよう改正 d)社会保険診療報酬支払基金法の改正法案において、支払基金と国保連との有機的な連携の推進について、法律上に規定 ・今後、審査支払機関の在り方や審査委員会の役割と必要性等について、検討		継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。
		33	手数料体系の見直し	手数料体系の見直しについて、新システムの導入による事務コストの軽減、審査プロセスの見直し、保険者自身によるシステムの利用及び審査プロセスの外部事業者への委託等を踏まえ、法改正を含めて検討し、結論を得る。あわせて、検討結果を踏まえた所要の措置を講ずる。	平成30年度検討・結論、令和元年度までに措置	厚生労働省	未措置	・現行手数料においては「レセプトの枚数」を基準に設定していたものを、レセプトの枚数や審査の内容等を勘案し設定出来るように改正する社会保険診療報酬支払基金法の改正法案を国会に提出したところ	新たな手数料設定方法等について検討し、保険者と協議	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。
(8)患者申出療養制度の普及に向けた対応											
		34	制度の趣旨に沿った運用改善策の検討	患者からの申出を起点とするという制度趣旨に鑑み、患者が新たな治療を希望した場合には、安全性・有効性等が確認される限り原則として制度を迅速に利用できるよう、具体的な運用改善策を検討し、所要の措置を講ずる。	平成30年度検討、結論を得次第措置	厚生労働省	措置済	・患者が新たな治療を希望した場合に、制度を迅速に利用できるよう、今後申請がなされる可能性が高いがん遺伝子パネル検査後に想定される患者申出療養については、臨床研究計画書等を予め作成し、治療開始までの期間短縮を図ることとした。また、がん遺伝子パネル検査後の患者の申出に幅広く対応できるよう、複数のがん種・遺伝子異常の患者に対応できる試験デザインとすることとし、がんゲノム医療中核拠点病院である国立がん研究センター中央病院に研究計画書の作成を予め依頼することとした。 ・患者からの申出に係る相談に対する質の高い相談体制を構築するため、医療機関の相談員に対する研修会の実施や医療機関間で効果的に情報共有するための患者申出療養相談窓口ネットワークを構築した。 ・制度の運用改善につなげるため、臨床研究中核病院からのヒアリングを実施した。	・今後患者申出療養として申請がなされる可能性が高い技術については、これまでの取組と同様に、治療開始までの期間短縮を図る方法を検討する。 ・相談員研修や臨床研究中核病院へのヒアリングについては、必要に応じて、今後も実施していく予定。	継続F	今後の取組状況について、継続フォロー
		35	制度の周知及び医療機関に向けた支援	困難な病状と闘う患者がこれを克服しようとする場合に、選択肢として患者申出療養が適切に認知されるよう、周知方法を検討し、所要の措置を講ずる。 また、従来の評価療養との違いを明確にする観点から、患者が制度を容易に利用できるよう、以下の内容を含めた医療機関に対する具体的な負担軽減策について検討し、所要の措置を講ずる。 ・医療機関に向けたQ&Aを策定し、公表する。 ・臨床研究計画書等の、患者申出療養の申請に必要な書面の作成を簡素化し、医療機関の負担軽減を図る。 ・そのため、医療機関の参考となるよう、既に実施された患者申出療養及び既存の先進医療の臨床研究計画書を可能な範囲で提供する等の対応を行う。	平成30年度措置	厚生労働省	措置済	・制度の普及啓発として、患者、医療従事者の理解をより深めるため、制度の説明パンフレット及び説明用ホームページの改定を行い、ポスターも新たに作成した。 ・医療機関の負担軽減策として、医療機関にむけたQ&Aを策定し、また、患者申出療養の申請に必要な書面の作成を簡素化し、既存の先進医療の申請書類を活用できることとした。	・改定した制度の説明パンフレット及びポスターを特定機能病院等に幅広く設置する。 ・医療機関にむけたQ&Aについては、必要に応じて追加を行っていく予定。	継続F	今後の取組状況について、継続フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)			
									評価	指摘事項		
平成30年6月15日	保育・雇用分野	(2)日本で学ぶ留学生の就職率向上										
		1	在留資格の変更手続の透明化・簡素化	a 在留資格の変更許可申請における不許可事例を調査及び分析し、留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドラインの許可・不許可事例の充実を図り、周知を徹底する。 b 在留申請が許可されない場合、処分の理由及びその根拠となる事実を通知書に、より具体的かつ適正に記載することを、地方入国管理官署に徹底する。 c 地方入国管理官署の窓口混雑緩和のため、オンライン申請手続の一部を開始する。 d 採用企業が中小企業・スタートアップ企業であっても、一定の条件を満たす場合(例:在留資格変更手続を行う「留学生就職促進プログラム」での修了生の就職する企業が、当該プログラムにおいて参画企業として3年度にわたり積極的に活動している場合)は、在留資格変更手続を行う際、規模が大きい企業と同様の、提出書類の添付義務の緩和を受けられるようにする。	a,b,c:平成30年度措置 d:令和元年度措置	法務省	措置済	a.平成30年12月に「留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン」の改訂を行い、地方入国管理官署へ発出するとともに法務省ホームページに掲載し、周知を図った。 b.「在留資格「技術・人文知識・国際業務」等への在留資格変更許可申請に係る不許可処分のお知らせ(通達)」(法務省管第1693号)を平成31年3月13日に地方入国管理官署へ発出、徹底を図った。 c.平成31年3月からオンラインを利用する所属機関等から利用申出の受付を開始し、オンラインでの申請受付は令和元年7月中に開始するべく、運用開始に向けた具体的な準備を進めているところ。 d.中小企業等の提出書類の簡素化について、当該中小企業等が満たすべき一定の条件を、厚生労働省が実施する「ユースエール認定制度」において、厚生労働大臣から「ユースエール認定企業」として認定を受けているものとする旨の「中小企業等に就職する留学生からの在留資格変更許可申請における提出資料の簡素化について(通知)」(法務省管第2145号)を平成31年3月29日に地方入国管理官署へ発出し、措置した。	a.特になし b.特になし c.令和元年7月中に開始予定のオンラインでの対象手続は在留期間更新許可申請及びこれと同時に再入国許可申請及び資格外活動許可申請であるが、今後、在留資格変更許可申請、在留資格取得許可申請、在留資格認定証明書交付申請等に拡大すべく、具体的な準備を進める。 d.特になし	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行うっていく。	
		2	就職インセンティブと定着率を高めるための高度人材ポイント制の活用	a ポイント特別加算の対象になる本邦の「法務大臣が告示で定める大学」の対象範囲を拡大するために、対象大学の範囲を定める法務省告示を改正する。 b 高度人材ポイント制が留学生の就職において積極活用されるよう、留学生及び企業への周知を徹底する。	a:令和元年度措置 b:平成30年度措置	法務省	措置済	a.「高度人材ポイント制」における特別加算の対象大学の拡大については、従前の特別加算の基準を緩和し、従来の13校から100校以上に対象を拡大する「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件の一部を改正する件」(平成三十一年法務省告示第八十一号)を平成31年3月29日に公布し、同日に施行した。 b.高度外国人材の国内就職促進のために各施策の有機的な連携を図るための仕組みとして平成30年12月に開設され、日本の生活・就労環境等の一連の情報とともに、関係省庁等が実施する各種イベント情報をJETROに集約したポータルサイトにおいて、高度人材ポイント制の周知を行っている。	a.特になし b.特になし	解決		
		3	起業要件の見直し	a「経営・管理」の在留資格を取得するために必要な資本金又は出資金500万円のうち、地方自治体が申請人の代わりに負担していると認められる金額を最大で年間200万円まで考慮する特例について、起業支援を行う大学が負担する場合についても特例の対象とすることを検討し、必要な措置を講ずる。 b 国と地方自治体の適正な管理・支援の下で行う起業活動に新たな在留資格を与える特例について、大学が支援する場合も特例の対象とすることを検討し、必要な措置を講ずる。	a:平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b:特例の実施状況を踏まえて検討開始、結論	法務省	検討中	a.起業支援を行う大学が「についても特例の対象とすることについて、実際に大学が資本金や出資金等を負担している事例等を参考に、検討を進めている。 b.上記特例の実施状況を踏まえて検討を開始する予定。	a.左記結論を進め、結論を得次第速やかに措置する予定。 b.左記同じ。	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行うっていく。	
		4	インターンシップの積極活用	a 無給のインターンシップにおいては、対象者・対象活動に制約がなく参加できること、また、有給インターンシップにおいても、週28時間以内である限り、資格外活動(いわゆるアルバイト)の包括許可の範囲内とみなされ、対象者・対象活動(ただし、風俗営業店舗等での活動を除く。)に制約がなく、個別の届出不要で参加できることの周知を徹底する。 b 週28時間を超える有給インターンシップにおいては、単位を修得するために必要な実習等である場合や専攻科目と密接な関係がある場合等には、最終学年に限らずとも参加が認められることの周知を徹底する。	平成30年度検討・結論・措置	法務省	措置済	a.法務省ホームページを改訂し、周知を図っている。 b.法務省ホームページを改訂し、周知を図っている。	a.特になし b.特になし	解決		
5	就労のための日本語能力の強化	a 日本語教師の養成・研修の仕組みを改善させ、日本語教師のスキルを証明するための資格について整備する。 b 複数の大学で取組が開始されている「留学生就職促進プログラム」の成果(ビジネス日本語、キャリア教育、就職活動に必要なノウハウほか)を早期に公表し、当該プロジェクト参加外の大学へ横展開を図る。 c 留学生がスムーズに職場に定着できるよう、新規就職者等に対し、職場において必要な日本語のコミュニケーション能力を高めるための実践的な研修としてビジネス日本語研修等の機会を提供する。	a:平成30年度検討、令和元年度結論、結論を得次第速やかに措置 b,c:平成30年度検討・結論、令和元年度措置	a,b:文部科学省 c:厚生労働省	検討中	a 2018年3月の「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」に新たな活動分野として「就労者・難民等・海外」を加えた改定版を2019年3月に文化審議会国語分科会で取りまとめるとともに、本報告に基づき2019年度日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業の公募を実施し、日本語教育を担う人材の育成を促進している。 b 日本語教師のスキルを証明するための資格に関しては、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、議題を「日本語教育能力の判定について」とし、審議を進めているところ。2019年3月4日の文化審議会国語分科会において、「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方-第18期日本語教育小委員会における審議経過の概要-」が示された。 c 平成31年3月22日開催の留学生就職促進プログラム委員会において、令和元年度に中間調査を実施し、各取組の成果を確認するとともに、それら成果の公表・横展開を図ることについて、了承を得た。 d 日本企業に就職する外国人留学生等の職場定着を促進するため、職場における日本語コミュニケーション能力の習得等を支援する研修等の実施について検討し、令和元年度予算において外国人留学生等の研修を実施するよう措置した。	a 日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業の実施により「日本語教育人材の養成研修の在り方について(報告)」(改定版)の普及・活用を促進するとともに、日本語教師のスキルを証明するための資格については文化審議会国語分科会において審議を行い、2019年度中に結論を得る予定。 b 委員会の審議結果を踏まえ、令和元年度に中間調査を実施。成果の公表・横展開に向けた準備を進める予定。 c 令和元年度中に研修等を実施予定。	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行うっていく。			

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		6	地方における就職支援の強化	a 東京圏から地方へ人の流れづくりに取り組み、地方自治体が行う担い手確保の施策について、外国人留学生を含む東京圏の人材の受入れに積極的な企業の掘り起こしや、人材の円滑なマッチング等を支援する。 b 地方に居住する留学生と企業との更なるマッチング推進のため、ハローワークの外国人雇用サービスセンターの増設など、公的な就職相談支援体制を強化する。 c 企業における外国人材の雇用管理改善を支援するためのガイドブック「高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために～雇用管理改善に役立つ好事例集～」がより広く活用されるよう周知を徹底する。	a:平成30年度検討・結論、令和元年度措置 b:平成30年度検討・結論、令和元年度以降順次措置 c:平成30年度検討・結論・措置	a:内閣官房 b,c:厚生労働省	措置済	a 地方自治体が行う、外国人留学生を含む東京圏の人材に対して地方の中小企業等の求人情報を提供するためのマッチングサイトを開設する取組等に対して、地方創生推進交付金を活用して支援できるよう、2019年度地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について(平成30年12月21日内閣府地方創生推進事務局事務連絡)を发出了。 b 令和元年度予算において外国人雇用サービスセンターの増設(福岡)とともに、3か所(茨城、新潟、香川)の新卒応援ハローワークに留学生コーナーを増設するよう措置した。 c 企業における外国人材の雇用管理改善を支援するためのガイドブック「高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために～雇用管理改善に役立つ好事例集～」をハローワーク等において活用しているほか、厚生労働省ホームページに掲載している。また、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会(平成31年1月15日開催)にも資料として提出し、労使代表を含めた委員の皆様にも周知を行うとともに、審議会資料として広く公開している。	aー b 外国人雇用サービスセンター1か所、新卒応援ハローワーク設置留学生コーナー3か所を増設予定。 cー	解決	
(3)保育分野の規制改革											
		7	関係者全員参加の下で協議するプラットフォームの都道府県による設置	a 待機児童数が一定の基準を超え、その解消に意欲のある都道府県が手を挙げた場合、国は「待機児童緊急対策地域」(仮称、以下「緊急対策地域」という。)に指定し、指定された地域内の待機児童への支援策を強化するための所要の改正法案を提出する。 b 緊急対策地域に指定された都道府県は、現行の都道府県による市区町村の取組の支援(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)をより実効的なものとするため、関係者全員参加の下で協議するプラットフォームとして、待機児童対策協議会(仮称、以下「協議会」という。)を設置する。協議会には、都道府県、関係市区町村、保育事業者、有識者の他、必要に応じて関係府省が参加する。協議会参加者は、地域の実情に応じて以下のNo.8～12等について協議を行い、各項目について適切なKPI(達成すべき成果目標)を定める。都道府県は、定めたKPIと時期を都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に反映させ、PDC Aサイクルを回すことで、目標達成に向けた進捗管理を徹底する。	a:措置済み b:平成29年検討開始、結論を得次第速やかに実施	a,b:内閣府 厚生労働省	措置済	a.市区町村の待機児童解消等の取組を支援するため、都道府県が関係市区町村等との協議会を組織できるものとする。国が市区町村が行う保育の量的拡充及び質の向上を図る事業に対して支援できるものとする内容を「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」を第196回国会に提出した。(平成30年3月30日成立、同年4月1日施行) b.協議会については、平成31年3月31日現在、15都道府県において設置されており、必要に応じて関係府省の職員が参加。また、「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業の実施及び協議会の設置に関する質疑応答集(Q&A)について」(平成30年4月16日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)において、具体的なKPIをお示しするとともに、PDC Aサイクルを回す方法について周知している。		継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行うっていく。
		8	保育に関わる情報の共有化	a 企業主導型保育所の設置情報を市区町村に提供する。 b 急速な量の拡大に応じた質を確保するため、都道府県と市区町村の間で監査情報が共有され、重複の見られる監査事項については双方の調整により、一方の監査事項から省略する等、効果的・効率的に監査を実施すべきであることを、都道府県と市区町村に対して周知する。 c 市区町村が利用者支援事業を活用して保育コンシェルジュを設置する際に、入園希望者への申請前段階からの相談支援や、休日・夜間などの時間外相談を実施するように事業設計を改善する。 d 保育利用者が必要とする情報を的確に把握し地方自治体ごとと比較ができるよう、認可外保育所も含めた保育所ごとの空き状況やマッピング等の「見える化」について協議会において関係市区町村等と協議し、「見える化」を図るべき項目を決定の上、各地方自治体は「見える化」を徹底する。	a:措置済み、b:措置済み、c:措置済み、d:協議会が設置され次第速やかに検討開始	a,b:内閣府 c:厚生労働省 d:内閣府 厚生労働省	措置済	a:企業主導型保育事業の実務を担う公益財団法人児童育成協会から、都道府県を通じて市町村に対し、助成決定した施設の住所、定員、開所予定日、地域枠の設定の有無等についての情報提供を、定期的に行っている。 b:「『子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について』の一部改正について」(平成30年3月7日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)を發出し、都道府県と市区町村で調整の上、重複する監査項目については一方の監査項目から省略するなど、効率化や事務負担の軽減を図るよう、各地方自治体へ周知を行った。 c:利用者支援事業(保育コンシェルジュ)による保護者への「寄り添う支援」を行う市町村を支援するため、「『利用者支援事業の実施について』の一部改正について」(平成28年6月27日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において、時間外相談の実施するよう夜間・休日加算を創設した。また、「『利用者支援事業の実施について』の一部改正について」(平成30年6月27日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)において、申請前相談が集中する時期などに重点的に出張相談等が実施可能となるよう補助要件を見直すなど、段階的に事業の拡充を行っている。 d:「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業の実施及び協議会の設置に関する質疑応答集(Q&A)について」(平成30年4月16日事務連絡)の別紙「協議会において協議することが考えられる事項」において、協議事項として、「空き定員の有効活用のための保育所ごとの空き状況等の保育利用者が必要とする情報の把握及び「見える化」の徹底」をお示ししている。		継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行うっていく。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		9	保育の受け皿拡大を支える保育人材の確保	a「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」(平成10年2月18日厚生省児童家庭局長通知)を通知しているが、改めて当該通知に基づく短時間勤務の活用を地方自治体に周知する。 b 地方自治体向けに公表している「公道価格に関するFAQ」において、常勤職員以外の職員を一部配置基準に充てることが可能である旨を記載しているが、より明確化する観点から、短時間勤務者を配置基準に含める際の考え方を追記し、地方自治体に周知する。 c 保育士の就職相談や、就職あっせんなどの再就職支援、保育所の人材確保を支援する保育士・保育所支援センターの活用が進むよう、地方自治体に周知する。 d 協議会において関係市区町村等と協議し、管内市区町村ごとの必要保育士数と確保数、キャリアアップのための研修等の人材確保策を策定する等、必要数を確保できる見込みがない市区町村に対して支援を行う。 e 協議会において関係市区町村等と協議し、保育士等の子供の保育所等の優先利用について調整する。	a:措置済み、b:措置済み、c:措置済み、d:協議会が設置され次第速やかに検討開始 e:協議会が設置され次第速やかに検討開始	a.c:厚生労働省 b:内閣府 d.e:内閣府厚生労働省	措置済み	a:「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について」(平成29年12月21日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)において、短時間勤務保育士の活用に努めることを地方自治体に周知。 b:公道価格FAQのNO.9にある通り、短時間勤務職員を含め、常勤職員以外の職員を一部配置基準に充てることが可能である旨記載している。併せて、短時間勤務者を配置基準に含める際の考え方として、配置基準等の定数の一部に充てる場合の常勤職員数への換算方法をお示している。 c:「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について」(平成29年12月21日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)において、保育士・保育所支援センターの設置・活用により、保育人材の確保や潜在保育士の就職支援等を取り組むことを地方公共団体に周知。 d:「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業の実施及び協議会の設置に関する質疑応答集(Q&A)」について」(平成30年4月16日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)の別紙「協議会において協議することが考えられる事項」において、協議事項として「市区町村での受け皿の整備予定等を踏まえた必要保育士数と予定確保数の推計や広域的な人材確保策の検討」をお示している。 e:「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業の実施及び協議会の設置に関する質疑応答集(Q&A)」について」(平成30年4月16日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)の別紙「協議会において協議することが考えられる事項」において、協議事項として「保育士の子どもの優先入所の横展開」及び「保育士の子どもの優先入所について、勤務地と子どもの入所する保育所の所在地の自治体が異なる場合の取扱いの協議」をお示している。		継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っている。
		10	広域連携の促進	居住地や勤務地にかかわらず希望する保育所が利用できるような以下のaを実施することに加え、特に緊急対策地域においては、併せてbを実施する。 a 企業主導型保育事業の従業員枠の空き枠を活用して地域枠50%の上限を超えた地域枠対象者の受入れを可能とする。 b 協議会において関係市区町村等と、市区町村間で異なる申込みに係るシステムや様式、利用調整に係る点数付けの基準、保育料等について調整を図るとともに、広域利用のための協定の締結を支援する。	a:措置済み、b:協議会が設置され次第速やかに検討開始	a:内閣府 b:内閣府厚生労働省	措置済み	a:平成30年3月から、①市区町村の利用調整の結果、入所保留の通知を受けた児童の受入れであること、②原則として、従業員枠の当該年度中における空き定員を活用した一時的なものであること、③施設の利用定員の全てを地域枠対象者とし、全ての要件を満たした場合に、地域枠50%の上限を超えて地域枠対象者(従業員以外の地域住民の子供)を受け入れることを可能としている。 b:「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業の実施及び協議会の設置に関する質疑応答集(Q&A)」について」(平成30年4月16日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)の別紙「協議会において協議することが考えられる事項」において、協議事項として「広域的な保育所等の利用が進むための保育の利用申し込みに係るシステムや書類の様式、利用調整に係る基準、保育料等の市区町村間の差異の調整」をお示している。		継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っている。
		11	上乗せ基準の見直し	上乗せ基準の設定が待機児童の偏在化を助長することのないよう、緊急対策地域は、協議会において関係市区町村等と協議し、保育利用者や学識経験者等、多様な視点から上乗せ基準を検証する。	協議会が設置され次第速やかに検討開始	内閣府 厚生労働省	措置済み	「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業の実施及び協議会の設置に関する質疑応答集(Q&A)」について」(平成30年4月16日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)の別紙において、協議会の協議事項として「市区町村が独自で定める人員配置基準等の上乗せ基準について、保育利用者や学識経験者等の多様な視点からの検証」をお示している。		継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っている。
		12	多様な保育所の参入促進	多様な主体の参入を促し、必要な保育の受け皿が常時確保され、かつ多様なサービスに対するニーズに応えられるよう、以下のaからdまでを実施することに加え、特に緊急対策地域においては、併せてe及びfを実施する。 a 多様な保育所の設置状況について市区町村単位で毎年調査を行い、結果を公表する。 b 市区町村が保育所申込者の利用調整をする際に「保育提供区域内に居住する保育申込者の入所を優先する」等の利用調整項目を設けることで、大規模マンション内の保育所設置に対する居住者の理解を促し得ることを、地方自治体に通知する。 c 保育所保育指針に基づく付加サービスについて、保護者の同意を得られれば、保育料とは別に料金を徴収でき、認可保育所においても多様な保育の実施が可能であることを地方自治体に周知する。 d 平成29年に実施した学校の余裕教室の活用状況調査結果を踏まえ、保育所への転用状況を公表する。また、余裕教室がある場合には保育所への転用が促されるよう、文部科学省及び厚生労働省は、地方自治体に対して再度周知する。 e aの調査結果を踏まえ、協議会において関係市区町村等と協議し、市区町村における多様な保育所の参入を認めるよう促すとともに、市区町村の保育所整備計画を精査する。 f 協議会の場で、内閣府が様式例として示している子ども・子育て支援教育・保育給付費等請求書の活用を市区町村に促す。	a:措置済み、b:措置済み、c:措置済み、d:平成29年度公表、平成30年度通知発出、e:協議会が設置され次第速やかに検討開始、f:協議会が設置され次第速やかに検討開始	a,b,c:厚生労働省 d:文部科学省 e,f:内閣府厚生労働省	措置済み	a:多様な主体の保育所の設置状況については、厚生労働省ホームページにて公表する。 b:「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について」(平成29年12月21日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)において、保育提供区域内に居住する子どもの入所を優先することは、大規模マンションでの保育所等の設置促進にも資することから、各市町村において、このような子どもの優先利用を行うための点数付けの実施について検討するよう要請。 c:「規制改革推進に関する第2次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について」(平成29年12月21日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)において、保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲での付加的な保育について、保護者に対して説明し、その同意を得られれば、別途保護者の負担を求めた上で実施することは可能である旨を周知。 d:【文部科学省】 「子育て安心プラン」に基づく小学校の余裕教室等を活用した保育所等の整備について(通知)」(平成31年1月31日文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長通知)により、小学校の余裕教室等を活用した保育所等の整備について、児童福祉部局と連携・協力をするよう各都道府県教育委員会に再度周知した。【厚生労働省】 「保育所等の設置における小学校の余裕教室等の活用について(協力依頼)」(平成31年2月6日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)において、地方自治体に対し、保育所等の設置における余裕教室等の活用について検討を要請。 e:「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業の実施及び協議会の設置に関する質疑応答集(Q&A)」について」(平成30年4月16日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)の別紙「協議会において協議することが考えられる事項」において、協議事項として「多様な保育所等の事業主体の参入促進」及び「市区町村が保育提供区域ごとの保育所等の整備計画の精査」をお示している。 f:「子ども・子育て支援法に基づく保育充実事業の実施及び協議会の設置に関する質疑応答集(Q&A)」について」(平成30年4月16日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)の別紙「協議会において協議することが考えられる事項」において、協議事項として「就労証明書等事業者が発行する書類の共通様式化」をお示している。	d 引き続き、関係通知の周知に努めていく。	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っている。

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		13	待機児童数の算出の適正化	真に、各地方自治体が政策目標とする待機児童数へと適正化するため、育児休業中の復職意思の確認方法について、地方自治体によって解釈の違いが生じないよう、明確化されたルールが徹底されるよう地方自治体に周知する。	措置済み	厚生労働省	措置済	「保育所等利用待機児童数調査について」(平成29年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)の別紙「保育所等利用待機児童数調査要領」において、育児休業中の者について、入園できるときに復職することを、入園保留通知発出後や4月1日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含め、確認できない場合には、待機児童数に含めないという取扱いを明確にし、平成29年4月1日から適用するよう各地方公共団体宛てに通知した。		解決	
		14	大型の駆動補助機付乳母車に関する規制の見直し	駆動補助機付乳母車について、どのような大きさ等であれば歩道上を通行する他の交通主体の交通の安全と円滑を確保しつつ歩道を通行させることができるのか、乳母車の販売事業者等や保育サービス関係者の意見も踏まえながら基準の在り方を早期に検討し、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討開始、令和元年度中に結論、結論を得次第速やかに措置	警察庁	検討中	平成30年5月及び31年3月に大型の駆動補助機付乳母車の視察を行った。また、30年7月に乳母車の販売事業者団体である全国ベビー&シルバーク用品協同組合から、31年3月に保育サービス関係者である全国私立保育園連盟からヒアリングを行った。さらに、一定の基準を満たす駆動補助機付乳母車が道路交通法上「小児用の車」に含まれる(歩道を通行できることとなる)ことを明確化することを内容に含む道路交通法の一部を改正する法律案を、平成31年の通常国会に提出した(平成31年3月8日閣議決定)。	令和元年度中に、歩道上を通行する他の交通主体の交通の安全と円滑を確保しつつ歩道を通行させることができる基準について更なる検討を行い、結論を得る。結論を得次第、速やかに措置する。	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っている。
		(2)電波制度改革									
平成30年6月15日	投資等分野	1	公共部門の割当状況の「見える化」	公共部門の割当状況について、通信の傍受、妨害等により各業務に支障が生じるおそれがないよう考慮しつつ、機密性に十分配慮した上で、海外の事例を参考に、より積極的に公表する。	既に検討開始、平成30年夏までに結論、結論を得次第順次実施	総務省	検討中	公共業務用無線局の公表項目等については、電波有効利用成長戦略懇談会報告書(平成30年8月)において、業務への影響を考慮し、免許人の名称、無線局の種類、無線設備の設置場所・移動範囲、周波数帯、無線局の目的の5項目を公表するなどが適当とされた。懇談会報告書を踏まえ、関係免許人の意見を聞きながら、業務の特殊性、個別システムの事情等にも配慮し、公表に向けた作業を進めている。	関係免許人との公表内容等の調整を踏まえ、令和元年度中に制度整備(省令等の改正)及びシステム改修を行い、令和2年度から実施する予定である。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		2	効果的な利用状況調査の実施	電波の利用状況の実態をより正確に把握するため、利用状況調査を拡充する。その際、重点的に調査対象とすべき帯域を設定するとともに、発射状況調査の実施期間、時間帯、頻度、測定場所、分析手法等を適切に定め、効果的に調査する。	既に検討開始、平成30年夏までに結論、結論を得次第順次実施	総務省	検討中	電波の利用状況調査については、電波有効利用成長戦略懇談会報告書(平成30年8月)を踏まえ、新たな評価指標の策定、重点調査の実施及び発射状況調査の拡充方策及び調査周期の見直し等を行うことが適当とされた。懇談会報告書を踏まえ、具体的な見直し作業を進めている。	令和元年度に拡充にあたり必要となる省令改正等の制度整備及びシステム改修を行い、令和2年度より調査を実施する予定である。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		3	周波数の返上等を円滑に行うための仕組みの構築	電波の利用状況の調査・評価を踏まえ、十分に有効利用されていない帯域について、縮減、共用、移行、再編、免許の取消し(返上等)を円滑に行うため、現行制度の運用状況と有効性を検証しつつ、以下の仕組みを構築する。 a 携帯電話事業者について、特定基地局の開設計画の認定期間終了後における周波数の返上等の仕組み b 携帯電話事業者以外も含むより包括的な周波数の返上等の仕組み	平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出	総務省	未措置	a 携帯電話事業者に既に割り当てられた既存周波数の有効利用を促進するため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出した。 b 携帯電話事業者以外の周波数の返上等の仕組みについては、電波の利用状況調査等の方法による利用実態を把握した上で、周波数アクションプランの策定等を通じ、周波数の移行・再編等の対応を適切に行う。		継続F	改正電波法の成立および施行を注視する。
		4	新たな周波数ニーズに対応した周波数帯の確保目標の設定	5Gを始めとする今後の新たな周波数ニーズに対応するため、現在の周波数帯の確保目標に替わる新たな周波数確保目標の設定を、公共部門及び民間部門の周波数からの再編・共用の周波数確保目標も含めて実施する。	平成30年度末までに検討・結論	総務省	措置済	電波有効利用成長戦略懇談会の報告を踏まえ、総務省では、2020年の5G実現に向けた「短期的な周波数の帯域確保目標」及び「将来の周波数の帯域確保目標の見直し」に関して、周波数再編アクションプラン(平成30年度版)(案)を策定し、平成30年9月12日から同年10月16日までの間、国民に対して意見募集を行った。その結果等を電波監理審議会に報告するとともに、公共用途及び民間用途からの確保目標を含めた周波数確保目標を設定した周波数再編アクションプラン(平成30年改定版)を平成30年11月9日に公表した。		解決	
		5	周波数移行を促すインセンティブの拡充・創設	既存免許人に対する公平な取扱い等の観点も勘案し、また従来の終了促進措置の適用状況を検証しつつ、既存免許人に対し周波数移行を促すインセンティブを確保するため、以下の仕組みを構築する。 a 終了促進措置の拡充・柔軟化の仕組み ・公共業務用無線局も対象とするほか、新たに周波数の割当てを受ける者が負担する費用の範囲について、現行の費用に加えて、周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費を含める。 ・上記費用を超える支払いを行うことや、既存免許人の移行時期によるインセンティブの段階的設定も検討する。 b 帯域の確保の迅速化に資するその他の仕組み ・免許帯域から免許不要帯域へ変更する場合の対応や、公共用帯域の再編など、様々な周波数帯において、既存免許人を迅速に移行させるためのインセンティブを確保する仕組みを創設する。	平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に措置・法案提出	総務省	措置済	公共業務用無線局を対象として平成30年4月に割り当てた1.7GHz帯の終了促進措置では、移動通信事業者が負担する費用範囲に、新たに周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費(業務継続費用)を追加しており、円滑な移行が行われている状況。		解決	
		6	共同利用型の公共安全LTEの創設	警察、消防・救急、国土交通、防衛、防災などの関係省庁・関係機関が共同利用できる「公共安全LTE」について、令和2年までの実現可能性を含め、関係省庁・関係機関が参画した検討の場を総務省に設ける。	既に検討開始、結論を得次第順次実施	総務省	検討中	電波有効利用成長戦略懇談会における検討結果(平成30年8月)を踏まえ、令和元年度から「公共安全LTE」の実現に向けた検討を行うため、関係省庁・関係機関が参画する検討体制の整備を進めた。このほか、「公共安全LTE」の技術的課題の整理に向けた調査検討を行うため、令和元年度予算に必要な経費を盛り込んだ。	関係省庁・関係機関が参画する検討の場において、公共安全LTEに関する運用主体や整備計画等に関する総合的な検討を行い、令和元年度中に今後の取組の方向性について一定の結論を得る予定。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		7	公共部門間の周波数やシステムの共有化	公益事業を含む公共分野の各分野において、最新の技術による効率的な業務や電波利用を促す観点から、公共部門間における周波数やシステムの共有化を順次進めるため、具体的な方策を検討する。	平成30年夏までに検討・結論	総務省	検討中	<ul style="list-style-type: none"> ●マイクロ回線、テレメータ、テレコントロールなどの周波数等の共有化 平成29年11月に設置された電波有効利用成長戦略懇談会において、検討を進めた結果、無線システムの共有化に向けて公益事業主体やメーカー等が参画する場を設け、次の点を含め、継続的に検討することが必要である。 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の無線システムによる周波数や設備の共有化(共用例の共有等) ・公共業務の現状を十分に踏まえつつ、新たな技術を活用したシステムの導入の可能性(例：低消費電力、広域、低コストでデータ伝送を可能とするLPWA(Low Power Wide Area)等) これを受け、平成31年2月に無線システムの共有化の関係者やメーカー等が参加する会合の場を設け、共用事例の共有を図るとともに、新たな技術によるデータ伝送システムの意見交換を図っている。 ●公共ブロードバンド移動通信システム関連周波数等の共有化 可能な限り柔軟性を持たせることで、公共BBの利用促進を図るとともに、PS-LTEとの相互補完による災害時の迅速かつ安定的な通信の確保に向けて、技術的検証及び制度的検討を進めている。 	令和元年5月まで無線システムの共有化の関係者やメーカー等が参加する会合の場を引き続き開催する予定。 令和元年度早期に公共ブロードバンド移動通信システムのメーカーやユーザから要望や意見を聴取し現状の整理を行う。 PS-LTEとの相互補完については、PS-LTEネットワークの整備方法の技術的課題の整理に向け、令和元年度から2カ年で調査検討を実施予定であり、その中で検討する予定。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		8	放送用の帯域の更なる有効利用	総務省は、放送事業の未来像を見据え、放送用に割り当てられている帯域について、周波数の有効活用などについて、イノベーション創出の観点等から行う提案募集(No.11)なども含め、検討を行う。それとともに、規制改革推進会議においても引き続き検討する。	総務省の検討について平成30年夏までに検討・結論。規制改革推進会議における検討は措置済	内閣府 総務省	措置済	総務省では、平成30年1月に「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に、「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」を開催して検討を行い、平成30年9月に、当該検討会の第二次取りまとめが公表された。また、総務省では、V-High帯域の利用に係る提案募集を2度行い、合計16件の提案があった。 内閣府規制改革推進会議においても検討は措置済。	措置済	解決	
		9	割当手法の抜本的見直し	新たな周波数の割当について、以下の方策を実施する。 a 新たに割り当てる周波数帯について、その経済的価値を踏まえた金額(周波数移行、周波数共有及び混信対策等に要する費用を含む。)を競願手続にて申請し、これを含む複数の項目(人口カバー率、技術的能力等)を総合的に評価することで、価格競争の要素を含め周波数割当を決定する方式を導入する(平成30年度中に法案提出して法整備)こととし、そのための検討の場を設ける。 b 入札価格の競り上げにより割当てを受ける者を決定するオークション制度については、メリット・デメリット、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討を継続する。	a:平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出 b:継続的に検討	総務省	検討中	従来の比較審査項目に、周波数の経済的価値を踏まえて申請者が申し出る周波数の評価額を追加して、総合的に評価する割当方式を導入するため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出した。	諸外国における最近のオークション結果及び今後予定されているオークションの実施スキームについて整理中。引き続き、諸外国の実施状況の精査を進める。	継続F	改正電波法の成立および施行を注視するとともに、入札価格の競り上げにより割当てを受ける者を決定するオークション制度については、引き続き検討状況について要フォロー。
		10	新たな割当手法により生じる収入の使途	No.9の割当手法の抜本的見直しにより生じる収入の使途として、周波数移行の促進、新たな混信対策、5G等電波利用の振興、Society 5.0の実現等のために活用することとし、そのための方策について検討する。	No.9aと同時期に検討・結論	総務省	未措置	No.9の割当手法の抜本的見直しにより生じる収入をSociety 5.0の実現等のために活用するため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出した。		継続F	改正電波法の成立および施行を注視する。
		11	提案募集型の用途決定	十分に有効利用されていない帯域を対象に、広く民間から用途の提案を募集し、イノベーション創出の観点から社会的効用の高いと考えられる提案を中心として様々なアイデアを実フィールドで実証する機会を提供し、その上で実用化の見通しが得られた場合には、周波数の割当等所要の手続を進める方式を導入する。具体的には、まずは、V-Highマルチメディア放送に利用されていた帯域を対象に、提案募集を行い、手続を実施する。	早期に準備が整い次第実施	総務省	検討中	総務省では、V-High帯域の利用に係る提案募集を2度行い、合計16件の提案があった。	(V-High帯域の提案募集)措置済 (提案募集後の取組) 提案募集の提案者のうち、希望者を中心に実証実験を実施し、ユースケースの早期具体化を図る。具体的には、V-High帯域を特定実験試験局用周波数として位置づけ、柔軟かつ容易に実証実験が行える環境を整備する。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		12	二次取引の在り方の検討	No.3の周波数の返上等の仕組みを踏まえつつ、電波を有効利用した新たな事業の展開・拡大を行う意欲・能力を有する者が、その必要とする周波数を、多様な手段により迅速に確保できるようにする観点から、周波数の賃貸借等の在り方について検討する。	平成30年夏までに検討・結論	総務省	検討中	<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年8月の電波有効利用成長戦略懇談会の報告書において、「現時点では、電波の有効利用という観点から二次取引の導入を求める積極的かつ具体的な意見はなく、関連する要望を述べた意見も、MVNOの一層の促進により、実現しうると考えられる。…(中略)…二次利用に関する具体的なニーズが顕在化した時点において、改めて必要な措置を検討することが適当である。」とされたことを踏まえ、周波数の割当てにおいて、MVNOの利用を促進する施策を実施。 ○具体的には、周波数の割当てを受けた事業者以外の者による周波数の有効利用を促進する観点から、本年4月10日割当予定の5G用の電波の割当方針を示す開設指針(2019年1月告示)において、事業者が最低限満たすべき基準(絶対審査基準)及び競願時審査基準としてMVNOに関する評価項目を設定するとともに、競願時審査の配点について、他の評価項目に比べて重み付けを実施し、MVNOのより一層の促進を図ることとしている。 ○さらに、今回の周波数割当ての開設計画で記載したMVNOに関する事項について、次回の周波数割当てにおいて、計画の進捗状況等を審査基準として評価項目とする方針を公表しており、継続的にMVNOの利用を促進したいと考えている。 		継続F	引き続き検討状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		13	共用を前提とした割当て	周波数共有を機動的に行う仕組みを検討し、結論を得る。	既に検討開始、準備ができた第1技術試験を行った上、令和2年度結論	総務省	検討中	様々な無線システムの電波利用状況をリアルタイムに把握し、時間や場所毎に電波の空きを見つけ出し、5G等で利用可能とする研究開発及び調査・実証に必要な予算を確保し、令和元年度からの実施に向けて準備を進めている。	令和元年度において、研究開発及び調査・実証を行い、令和2年度までに結論を得る予定。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		14	免許不要帯域の適正な確保	電波利用料の徴収などの可能性も含め、免許不要帯域の適正な確保の在り方について検討する。	平成30年夏までに検討・結論	総務省	措置済	平成29年11月に設置された電波有効利用成長戦略懇談会において、検討を進めた結果、以下のとおり平成30年8月に報告書を取りまとめた。 ①免許不要局等のための周波数移行・再編 免許不要局等のための帯域を確保するための方策としては、現行制度でも、「特定周波数終了対策業務」があり、特定の既存システムに対して5年以内の周波数の使用期限を定めた場合に、電波利用料を財源として、国が既存利用者に対して一定の給付金を一部支出可能となっている。特定周波数終了対策業務について必要に応じて見直しを行い、積極的に活用することで、このような周波数移行・再編をより強力に推進していくことが適当である。 ②免許不要帯域の適正な電波利用環境の確保 新たな無線システムを導入する場合、当該無線システムを導入する帯域を適正な電波利用環境に保つため、無線局の適正な監視のため必要がある場合は、既存の登録局制度を活用し、登録局として導入することが適当である。 ③恒久的な制度としての免許不要局からの電波利用料の徴収 免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局から電波利用料を徴収することが可能となる。 このため、当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積することとし、免許不要局から恒久的に電波利用料を徴収することについては、当該実績も踏まえ、継続的な検討課題とすることが適当である。		解決	
		15	電波の利用に関する負担の適正化	電波の利用に関する負担の適正化について、以下の方策を実施する。 a 電波の経済的価値も踏まえた電波利用料全体についての一層の適正化のため、電波の利用状況に即して特性係数や帯域区分等を見直す。 b 上記aの見直し(電波利用共益事務のコストの分担の範囲での見直し)を超え、国民共有の財産である電波を利用している免許人に対して経済的価値に基づく負担を求めることについて、検討する。	a:平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出 b:継続的に検討	総務省	検討中	a 携帯電話について、実態として国民に広く普及していること及び既存周波数の有効利用を促進するための新たな仕組みを設けること等を踏まえ、新たに1/2の特性係数を適用するとともに、利用料負担額の割り振りに係る帯域区分を近年の無線技術の進展による帯域の価値の変化を反映した形に見直すため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出した。 b 無線局の免許人等に対し、電波利用の共益費用以上の負担を求めることについては、電波有効利用成長戦略懇談会の報告書において、今回の見直しで電波の経済的価値に基づく負担を求める新たな割当手法が導入されることを踏まえる必要がある旨提言されたことを受けて、同制度の施行後の実施状況や諸外国における最新の動向等を注視している。		継続F	改正電波法の成立および施行を注視するとともに、引き続き検討状況について要フォロー
		16	公共無線局からの電波利用料の徴収	電波利用料の減免の対象となっている国等が免許人となっている公共性が高い無線局においても電波の有効利用に対するインセンティブが働くよう、電波の有効利用が行われていない無線局については、電波利用料を徴収する仕組みを構築する。	平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出	総務省	未措置	周波数の能率的な利用に資する技術を用いた無線システムが利用可能であり、その普及が一定程度進展しているにもかかわらず、周波数利用効率の低い技術を用いた公共無線局を使い続けている免許人からは、電波利用料を徴収することができることとするため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出した。		継続F	改正電波法の成立および施行を注視する。
		17	電波利用料の用途の見直し	電波利用料の用途について、電波の利用状況調査(発射状況調査を含む。)、周波数移行の促進やホワイトスペースの利用促進、異システム間の周波数共有・干渉回避技術の高度化など、周波数の有効利用に資する見直しを実施する。	平成30年夏までに検討・結論、平成30年度中に法案提出	総務省	未措置	規制改革実施計画や電波有効利用成長戦略懇談会の報告書を踏まえ、IoT時代の課題に対応するために、5Gの導入に向けた利用状況調査、異システム間の周波数共有技術の高度化及びICTインフラの構築支援、並びに安心安全な電波利用環境の整備などの周波数の有効利用に資する取組を推進するための施策を令和元年度予算に計上。 また、電波利用料の新たな用途として、電波伝搬異常の発生把握や予測を行うための電波伝搬の観測・分析等及び大規模な自然災害発生時にも放送の継続性を確保するための地上基幹放送等に関する耐災害性強化の支援を追加する「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出した。		継続F	改正電波法の成立および施行を注視する。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	規程改革推進会議としての		
									今後の予定 (平成31年3月31日時点)	評価	指摘事項
(3)放送を巡る規制改革(通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築)											
		18	インターネット同時配信の推進、通信・放送の枠を超えた新たな環境に対応したプラットフォーム・配信基盤の構築	インターネット同時配信を推進するとともに、通信網・放送波の配信方式にかかわらず、視聴者にとってより利用しやすく、既存の放送事業者にとってより自由度の高い事業展開の選択肢が得られ、かつ新規参入がより円滑に可能となるよう、多様な事業者が利用できる新たなプラットフォーム・配信基盤を構築することを含めて、以下の措置を講ずる。 a NHK・民放ともにインターネット配信しやすい環境整備がなされ、それが視聴者にとって利用しやすく、円滑に運営できる配信基盤の構築がなされるよう、検討の場の設定など必要な措置を講ずる。 b NHKの常時同時配信の是非について早期に結論を得る。 c 同時配信の著作権等処理の円滑化(No.26b)に後掲) d Society5.0時代に最新技術を活かして新たな成長戦略を描くため、産学官(放送・通信事業者等の関係事業者、大学・研究機関、関係府省等)が連携・検討し、その上で、新たな配信基盤の構築に向けて、技術の実証を行う。 e 放送大学の地上放送跡地、V-high帯域を、新たなプラットフォームへも活用する可能性について検討する。 f 新たなプラットフォーム・配信基盤の構築に向けた環境整備を行う観点から、必要に応じたNHKの技術開発成果や設備の活用の在り方について検討する。	a:平成30年度中に措置 b:引き続き検討を進め、早期に結論を得る c:No.26b)に後掲) d:平成30年度中に開始 e:平成30年度検討開始、令和元年度までに結論 f:平成30年度中に検討・結論	a,b,d,e,f:総務省 c:総務省 文部科学省	検討中	(a)について 平成30年10月、インターネット配信しやすい環境整備や配信基盤の構築がなされるよう、放送事業者(NHK・民放)、通信事業者、両事業者の関係団体、有識者等から構成される検討の場「放送コンテンツ配信連絡協議会」を設置。 (b)について NHKの常時同時配信を可能とする「放送法の一部を改正する法律案」を平成31年3月に第198回国会(平成31年通常国会)に提出。 (c)について 昨年、視聴環境の変化に対応したコンテンツの制作・流通の促進方策の在り方について、総務省の情報通信審議会情報通信政策部会(放送コンテンツの制作・流通の促進等に関する検討委員会)において検討され、文化庁もオブザーバーとして参加した。現時点ではまだ同時配信における権利処理の具体的な課題が明らかでないとして、継続的な検討のための体制づくりの必要性が確認され、現在、総務省において課題の抽出等に取り組まれているため、議論を注視している。 (d)について 平成30年10月に設置された「放送コンテンツ配信連絡協議会」において、産学官が、新たな成長戦略を描くための連携・検討を進めている。また、平成30年6月以降、関係事業者等が、新たな配信基盤の構築に向けた技術実証を実施。 (e)について 平成30年11月から、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下で「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」を開催し、検討を進めている。 (f)について 「放送を巡る諸課題に関する検討会」において、NHKの技術開発成果や設備の活用の在り方について検討を実施した。	(a)について 措置済 (b)について 提出法案の国会審議等に適切に対応する予定。 (c)について 放送における同時配信の位置づけ等を踏まえ、引き続き必要に応じて文化審議会で検討を行う。 (d)について 平成30年度において、新たな配信基盤の構築に向けた技術実証を実施済み。 令和元年度も、引き続き実施予定。 (e)について 令和元年度中に結論を得られるよう検討を進める。 (f)について 措置済	継続F	継続的にフォロー。
		19	新規参入の促進	放送事業者への新規参入を促進する。このため、No.18eのほか、総務省において以下の措置を講ずる。 a 地上放送について、放送大学学園による地上放送が本年9月末に終了することから、その跡地の新たな割当てに係る方針について、特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に利用した後の活用方策について、新規参入の可能性やサービス高度化の可能性を含めて所要の方針の策定を行う。 b 衛星放送のソフト事業について、新規参入等による放送コンテンツの多様化・競争力向上を促進する観点から、衛星基幹放送の業務の認定及び5年毎の認定の更新に際して帯域の有効利用を検証する仕組みを導入する等、平成31年度中に所要の制度整備を行う。 c V-high帯域について、現在、サービス提供を行う者が存在しておらず空き帯域となっていることから、総務省が本年2月に公表した意見募集結果も踏まえ、通信・放送融合時代における新たなサービス・ビジネスモデルの創出も視野に入れた活用方策を検討する。	a,b:令和元年度中に措置 c:平成30年度中に検討・一定の結論	総務省	検討中	(a)について 平成30年11月から、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下で「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」を開催し、放送大学の地上放送跡地の活用方策について、検討を進めている。 (b)について 衛星基幹放送の業務の認定及び5年ごとの認定の更新に際して帯域の有効利用を検証する仕組みを導入する「放送法の一部を改正する法律案」を平成31年3月に第198回国会(平成31年通常国会)に提出。 (c)について 総務省では、V-High帯域の利用に係る提案募集を2度行い、合計16件の提案があった。この結果を踏まえ、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下で開催している「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において議論を行い、平成31年3月に「V-High帯域の活用方策に関する取りまとめ(案)」として、一定の結論が得られた。	(a)について 令和元年度中に措置が取れるよう、検討を進める。 (b)について 提出法案の国会審議等に適切に対応する予定。 (c)について 措置済 (今後、速やかに意見募集を実施し、その結果を踏まえ、「V-High帯域の活用方策に関する取りまとめ」を確定させる予定。また、提案募集の提案者のうち、希望者を中心に実証実験を実施し、ユースケースの早期具体化を図る。具体的には、V-High帯域を特定実験試験局用周波数として位置づけ、柔軟かつ容易に実証実験が行える環境を整備する。)	継続F	継続的にフォロー。
		20	ローカル局の経営基盤の在り方の検討	通信と放送の更なる融合、グローバルなコンテンツ展開など、新たな環境変化を踏まえ、民主主義の基盤として不可欠であるローカル局の経営基盤の在り方について総務省において検討する。その際、経営基盤強化のための規制や促進の在り方、免許の在り方など、併せて検討する。	平成30年度中に検討開始、令和元年度に中間的な取りまとめ、令和元年度中に結論	総務省	検討中	平成30年11月から、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下で「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」を開催し、ローカル局の経営基盤の在り方について、検討を進めている。	令和元年度に中間的な取りまとめを行い、令和元年度中に結論が得られるよう検討を進める。	継続F	継続的にフォロー。
		21	放送事業者の経営ガバナンスの確保	放送事業者において、企業価値向上や収益力向上の観点から、より一層、経営のガバナンスの確保に向けた取組がなされるよう、総務省において現状把握を行い、情報提供など必要な方策を検討する。	平成30年度中に検討・結論・措置	総務省	検討中	「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」を開催し、放送事業者の経営ガバナンスに関する現状把握を行うとともに、ベストプラクティス等を放送事業者に対し共有することにより、放送事業者において、企業価値向上や収益力向上の観点から、経営のガバナンスの向上が図られるようにした。	措置済	継続F	継続的にフォロー。
(4)放送を巡る規制改革(グローバル展開、コンテンツの有効活用)											
		22	NHK国際部門の充実・抜本強化	NHKにおいて多言語化への積極対応、内外から優秀な人材の確保、民間制作のコンテンツの活用などの取組を進められるよう、所要の措置を講ずる。	平成30年度中に検討・結論	総務省	措置済	NHKは令和元年度予算において、ラジオとテレビで連携して制作する多言語番組の新設や災害時における多言語による情報発信等について取り組んでいる他、令和元年度NHK予算に付した総務大臣意見においても、国際放送について「優れた人材の確保等を通じた効果的な実施体制の確立」「多言語化も含めたニュース番組の充実」等を指摘している。また、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において、NHK国際部門の充実・抜本強化に関する検討を実施した。	措置済	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		23	放送コンテンツの海外展開の支援	放送コンテンツの海外展開について、以下の措置を講ずる。 a 放送コンテンツの海外展開の支援事業を継続的かつより積極的に行う。 b 海賊版・違法コンテンツ対策のため、違法コンテンツ削除要請などの活動を人員面・資金面などを含め更に強化できるよう支援する。 c 海外の著作権等の担当当局との情報交換を推進する。海外の当局で取締りが迅速になされていないケースがあることも踏まえ、より迅速・十分な取締りがなされるよう、高次のレベルを含め、様々なレベル・枠組みで外国政府に働きかけを行う。 d インターネット上の海賊版サイトにつき、リーテサイト対策のための法整備を進める。 e 国境を越えたインターネット上の海賊版に対する対策の在り方について、有識者、関係府省、権利者、事業者等で連携して検討する場を設ける。 f 著作権侵害の発生国・地域及び著作権保護を強化している諸外国の関係機関との情報交換・連携を強化し、必要に応じ、これらの国の状況を参考に、対策強化を検討する。 g 諸外国における外国コンテンツ規制については、放送コンテンツの海外展開の観点から、各産業界からの要望を踏まえ、二国間や多国間の官民による協議・交渉・対話の場を活用し、相手国における規制の緩和・撤廃を求める又は日本のコンテンツの自由な流通が確保されるよう、引き続き働きかけを実施する。	a,b,c,f,g:平成30年度上期以降継続的に実施、 d:令和元年通常国会までに法案提出、 e:平成30年度早期に措置	a:総務省 b:総務省 c:文部科学省 d:文部科学省 e:内閣府 f:文部科学省 g:総務省 外務省	検討中	(a)について 放送コンテンツ海外展開総合強化事業として19件、放送コンテンツ海外展開強化事業として26件の放送コンテンツの国際共同制作事業を支援。 国際コンテンツ見本市において、ローカル局等の出展を支援し、海外パイヤーとのネットワーキングやマッチングのイベントなどを実施。 放送コンテンツの海外展開に関するセミナーを実施し、自治体と連携した海外向け情報発信、海外パイヤーとの交渉、国際共同制作等に関するノウハウを共有。 (b)について 【総務省】 令和元年度予算として、違法放送コンテンツを特定する技術の向上のための実証経費を確保。 【経済産業省】 令和元年度予算として、オンライン上の海賊版コンテンツに対する削除要請等の仕組みが民間において自主的に行われるよう適切な制度設計・機能強化等を検討し、試験的に実施するための経費を確保。 (c)について 【文部科学省】 日中韓文化大臣会合において著作権保護の強化に向けた協力等を確認したとともに中国及び韓国と政府間協議を実施し、取締り強化の申し入れや著作権保護強化に係る意見交換を行ったほか、マレーシア、タイ、ベトナムの著作権当局の間でも、著作権保護強化のための情報交換を実施。 【経済産業省】 権利者団体を通じて、各国の権利者団体と連携して、侵害地国の捜査機関に対する取締り強化の要請等を実施。 (d)について 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を進め、2019年2月に「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ、第198回国会への法案提出に向けた準備を進めていたが、ダウンロード違法化の対象範囲の拡大について、法案の提出期限まで時間がなく、国民の十分な御理解を得られる見通しが立たなかったこと等から、今国会への法案提出を見送り。 (e)について 有識者、関係府省、権利者、事業者等により構成される「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」を設置して、インターネット上の海賊版に対する総合対策について集中的に検討を行った(平成30年6月～10月)。検討状況については、「検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合(第1回)」で報告を行った(平成30年10月)。また、「検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合(第4回)」において、インターネット上の海賊版への総合的な対策メニュー案を示した(平成31年3月)。これらを受け、著作権教育・意識啓発、正規版の流通促進、海賊版サイト対策の中心となる組織の設置、国際連携・国際執行の強化、検索サイト対策、海賊版サイトへの広告出稿の抑制等の対策、フィルタリング、海賊版サイトへのアクセス時に警告を表示する「アクセス警告方式」の導入やリーテサイト規制及び著作権法を侵害する静止画のダウンロード違法化の検討など、関係省庁等において必要な取組が順次進められている。 (f)について 【文部科学省】 日中韓文化大臣会合において著作権保護の強化に向けた協力等を確認したとともに、中国及び韓国と政府間協議を実施し、取締り強化の申し入れや著作権保護強化に係る意見交換を行ったほか、マレーシア、タイ、ベトナムの著作権当局の間でも、著作権保護強化のための情報交換を実施。 【経済産業省】 権利者団体を通じて、諸外国の政府・政府機関・権利者団体等と関係構築及び連携強化を図り、侵害地国における最新の情報を継続的に把握。 (g)について (1)2018年5月、日中外相間で「日中映画共同製作協定」を締結、発効。 (2)中国国家ラジオ・テレビ総局が公表した「外国テレビ番組導入、放映管理規定」に係るパブリック・コメントに際して、申し入れを実施。 (3)日中文化交流政府間協議(2018年4月)においては、コンテンツ分野での交流について、著作権保護を含め、引き続き両国間の連携・協力を強化していくことを確認。 (4)日中韓文化大臣会合に伴う日韓二国間会合(2018年8月)及び規制に係るパブリックコメント(2018年10月)等の場において、日本番組規制の撤廃について申し入れを実施。 (5)外務省の取組として、商業ベースで我が国に関するコンテンツの放送が進まない国・地域(南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等)へ我が国のテレビ番組を提供・放送し、日本理解の増進を図る。これまでに約120か国・地域、約1,300番組を放送。事業実施の過程で、各国・地域のテレビ放送、番組等に関する制約・規制等を把握し、必要に応じて、日本国内コンテンツホルダーに対し情報提供を行う。	(a)について 平成30年度第2次補正予算及び令和元年度当初予算を着実に執行すること等により、放送コンテンツの海外展開の支援事業を継続的かつより積極的に行う。 (b)について 【総務省】 令和元年度に違法放送コンテンツを特定する技術の向上のための実証を実施する予定。また、違法放送コンテンツ流通対策に関する情報共有を図るため、平成31年4月に日・ASEANのワークショップを開催予定。 【経済産業省】 オンライン上の海賊版コンテンツに對する削除要請等の仕組みが民間において自主的に行われるよう適切な制度設計・機能強化等を検討し、試験的に実施。 (c)について 【文部科学省】 引き続き、侵害発生国との政府間協議等を実施し、著作権保護強化に向けた情報交換、働きかけを行う。 【経済産業省】 引き続きエンフォースメントを実施。 (d)について 引き続き法案提出に向けた準備を進める。 (e)について 知的財産推進計画2019においてインターネット上の海賊版対策について今後の計画を記載予定。 (f)について 【文部科学省】 引き続き、侵害発生国との政府間協議等を実施し、著作権保護強化に向けた情報交換、働きかけを行うとともに、必要に応じ、これらの国の状況を参考に、対策を検討する。 【経済産業省】 引き続き諸外国の政府・政府機関・権利者団体等と関係構築及び連携強化を図るとともに、知的財産権侵害対策に関する情報共有や共同エンフォースメントの実施。 (g)について (1)「日中映画共同製作協定」の円滑な運用環境構築に努める。 (2)中国側の実施するパブリックコメント等の場を通じて、申し入れを実施する。 (3)、(4)、(5) 引き続き、政府間協議の機会を捉えて働きかけを実施する。 また、各国・地域において事業を実施する過程においてテレビ放送、番組等に関する制約・規制等を把握し、必要に応じて、日本国内コンテンツホルダーに対し情報提供を行う。	継続F	継続的にフォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
									今後の予定 (平成31年3月31日時点)	評価	指摘事項
		24	NHKアーカイブの活用	一般視聴者だけでなく他の放送事業者・コンテンツ事業者による活用なども視野に入れて、著作権者の権利を保護しつつ、一定分野のコンテンツについては、一定期間後には無料で開放することなどを含め、より積極的な活用促進の方策について、関係者による検討の場を設ける。	平成30年度中に設置し、令和元年度中に結論を得る	総務省	検討中	「放送を巡る諸課題に関する検討会」において、NHKアーカイブの活用に関する検討を進めている。	令和元年度中に結論を得られるよう検討を進める。	継続F	継続的にフォロー。
(5)放送を巡る規制改革(制作現場が最大限力を発揮できる環境整備)											
		25	制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善	制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善について、以下の措置を講ずる。 a 番組制作に関わる取引について、総務省は実態調査(「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第5版。平成29年7月21日)フォローアップ調査等による実態調査)を早急に行い、公正取引委員会及び中小企業庁はこれに協力する。特に、受注側と発注側の認識の差異の要因、番組制作に係る取引価格の実情(外注に際しての価格交渉の実情を含む。)を明らかにする。 b 制作現場での働き方について、実態調査(メディア業界へのアンケート調査による実態調査)を行う。 c aの実態調査を踏まえ、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しのほか、取引の透明性向上と更なる適正化のため、新たな取引ルールの策定(法的措置を含む。)に取り組む。 d aの実態調査を踏まえ、制作現場の環境改善・コンプライアンス向上を確保する方策について、総務省と「放送コンテンツ適正取引推進協議会」(受発注双方の業界団体等で構成)で協力し、中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備(苦情申立て窓口の設置、違反・不適正と判明した場合の情報開示などを含む。)の必要性を検討する。 e 独禁法、下請法、労働関連法令につき、厳正な運用を行う。これに関連し、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省は放送コンテンツ制作取引におけるこれらの法令の遵守や各行政機関に対する情報提供に関して、放送事業者や制作会社などの取引の当事者に対する研修等を行うなど、積極的な周知を行うこととし、総務省はこれに協力する。また、中小企業庁は放送コンテンツ制作業界を対象とした下請Gメンによるヒアリングに早急に着手する。 f aの実態調査の結果を踏まえ、独禁法、下請法の違反の疑いのある事案があるときは調査を行い、法違反の事実が認められるときは、厳正な措置を講ずる。 g 放送に係る制作現場でのフリーランスなど雇用類似の働き方について、総務省の協力を得て、実態と課題の整理・分析を行い、雇用類似の働き方の保護等の在り方についての全般的な検討の材料とするとともに、放送に係る制作現場における当面の必要な措置につき検討する。	a:平成30年度早期に措置 b:平成30年度中に実施 c,d:平成30年度中に検討を開始し、令和元年度上期に結論 e,f:平成30年上半期以降継続的に実施 g:全般的な検討は平成30年度以降。放送制作現場に係る整理・分析・検討は令和元年度上期までに結論	a,f:公正取引委員会 総務省 経済産業省 b:厚生労働省 c,d:総務省 e:公正取引委員会 総務省 厚生労働省 経済産業省 g:総務省 厚生労働省	検討中	(a)について 総務省は、公正取引委員会及び中小企業庁と協力し、平成30年6月から11月にかけて、番組制作に関わる取引について、番組製作会社及び放送事業者計32社に対してヒアリングによる実態調査を実施した。総務省では、平成30年10月から「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」(座長:舟田正之立教大学名誉教授)を開催しているが、上記実態調査の結果を同会議に報告し、平成30年12月に公表した「論点整理」等において、受注側と発注側の認識の差異の要因等を明らかにした。 (b)について 平成30年10月～11月にアンケート調査を実施した。 (c)について 総務省では、平成30年10月から「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」(座長:舟田正之立教大学名誉教授)を開催し、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しをはじめ、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進するために講ずべき措置について検討を実施している。 (d)について 中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備の必要性については、総務省が平成30年10月から開催している「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」(座長:舟田正之立教大学名誉教授、放送コンテンツ適正取引推進協議会も参加)において、検討を実施している。 (e)について 公正取引委員会及び中小企業庁は、放送コンテンツ制作取引において独禁法、下請法に違反する行為が認められた場合には厳正に対処している。厚生労働省では、都道府県労働局において、労働関係法令につき、厳正な運用を行った。また、公正取引委員会、中小企業庁及び総務省は、日本民間放送連盟が平成31年3月に開催した「下請法等責任者会議」に職員を講師として派遣し、放送事業者に対して法令の遵守に関する周知を行った。厚生労働省では、都道府県労働局において、放送コンテンツ制作会社等を対象にした労務管理に関する説明会等を実施した。 中小企業庁は、総務省との共催により、平成31年2月～3月にかけて、東京・大阪・福岡の3都市で、番組製作会社・放送事業者双方に対して「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の講習会を計10回実施した。また、放送コンテンツ制作業界を対象とした下請Gメンヒアリングを124社実施し、その結果を関係省庁に共有している。 (f)について 公正取引委員会及び中小企業庁は、放送コンテンツ制作取引において独禁法、下請法に違反する行為が認められた場合には厳正に対処している。 (g)について 「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」において、当面の必要な措置について検討。また、検討に資するよう、厚労省において製作会社等に対するヒアリングを行っている。	(a)について 措置済 (b)について 令和元年度に公表予定 (c)について 「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」を引き続き開催し、令和元年6月までにガイドラインの見直し等一定の結論を得る予定。 (d)について 「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」を引き続き開催し、令和元年6月までに一定の結論を得る予定。 (e)について 公正取引委員会及び中小企業庁は、今後とも、放送コンテンツ制作取引において独禁法、下請法違反行為の疑いが認められる事案がある場合には調査を行い、法違反の事実が認められるときは、厳正に対処するとともに、放送コンテンツ制作取引におけるこれらの法令の遵守や各行政機関に対する情報提供に関して、積極的な周知を行う予定。厚生労働省は、都道府県労働局において、引き続き労働関係法令につき、厳正な運用を行うとともに、放送事業者や放送コンテンツ制作会社等の事業場が集積している局署において、これらを対象とした説明会等を積極的に実施する。引き続き、総務省はこれら関係省庁の周知に協力する。 (f)について 今後とも、放送コンテンツ制作取引において独禁法、下請法違反行為の疑いが認められる事案がある場合には調査を行い、法違反の事実が認められるときは、厳正に対処。 (g)について 引き続き、左記の検討を行い、当面の必要な措置について、令和元年度上期までに結論を得る。	継続F	継続的にフォロー。

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		26	コンテンツ流通の推進	<p>コンテンツ流通の推進について、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 音楽分野における効率的な権利処理を実現するため、放送事業者等の利用者の意見を聞きながら権利情報データベースの実証事業(権利情報データベースの構築、当該データベースを活用した権利処理プラットフォームの構築)を進める。さらに、権利情報の集中管理、包括的な権利処理、収益の分配の全体が整合性をとれた改革について、総務省が放送コンテンツの流通インフラ整備の必要性や課題を、関係府省の協力を得て整理するとともに、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、総務省、経済産業省の協力を得ながら、著作権制度について必要な検討を行い、制度整備を行う。運用を含めその他の課題については、関係府省が必要な取組を行う。その際、ブロックチェーン技術、AI技術を活用した海外実務を参考にする。</p> <p>b ネット配信に係る著作権等処理の円滑化のため、総務省放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会での検討結果を踏まえ、放送事業者における具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を勘案し、所要の課題解決を行う。その際、例えば、拡大集中許諾制度など、放送に関わる著作権制度の在り方について、著作権等の適切な保護と公正な利用の促進とのバランスを図る観点から、新たな技術の進展なども踏まえ、必要な見直しを行う。</p>	<p>a:平成30年度中に検討開始し、令和元年度結論・措置</p> <p>b:平成30年度中に検討開始。検討状況を踏まえ順次実施。著作権制度の在り方についての必要に応じた見直しは令和元年度措置</p>	<p>a:総務省 文部科学省 経済産業省 b:総務省 文部科学省</p>	検討中	<p>(a)について)</p> <p>【総務省、経済産業省】 権利情報の集中管理、包括的な権利処理、収益の分配の全体が整合性をとった改革について、放送コンテンツの流通インフラ整備の必要性や課題を整理するため、平成30年12月から「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」を開催し、検討を進めている。なお、同勉強会(第2回)においては、文化庁及び経済産業省より、それぞれの取組状況等に関する説明を行った。</p> <p>【文部科学省】 平成29年度より、①複数の権利情報を総合検索できるサービスが存在しない、②権利を自己管理している著作権者等に関する権利情報が未整備、③許諾手続が煩雑、といった課題を解決するため、権利情報集約の基盤が一部整っている音楽の分野について、管理事業者等の有する権利情報やクリエイターが自己管理している権利情報を集約し、一括検索できる機能等を備えたプラットフォームの構築に関する実証事業として「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」を行っている。</p> <p>平成30年度では、前年度までの実証結果を踏まえ、基本データベースへの権利情報の更なる集約と、一括検索機能の充実等を行った。また、本事業のプラットフォームに権利処理機能の実装や新しい技術を活用することの可能性について、検討を開始した。</p> <p>(b)について)</p> <p>【総務省】 同時配信に係る著作権等処理の円滑化については、情報通信審議会最終答申(平成30年8月23日)を踏まえ、平成30年12月から「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」を開催し、必要な対応策の検討等を進めている。</p> <p>【文部科学省】 昨年、視聴環境の変化に対応したコンテンツの製作・流通の促進方策の在り方について、総務省の情報通信審議会情報通信政策部会(放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会)において検討され、文化庁もオブザーバーとして参加した。その時点では、放送事業者のビジネスモデルの具体像が明確となっておらず、具体的な権利処理方法を絞り込むことは困難であるとして、継続的な検討を進めることとされ、平成30年12月から、総務省において必要な対応策の検討等に取り組みされているため、議論を注視している。</p>	<p>(a)について)</p> <p>【総務省、経済産業省】 引き続き「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」を開催し、放送コンテンツの流通インフラ整備の必要性や課題を整理する。</p> <p>【文部科学省】 令和元年度は本実証事業の最終年度となることから、前年度までの実証事業の結果を踏まえた検討と実証を行う。</p> <p>(b)について)</p> <p>【総務省】 引き続き「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」を開催し、必要な対応策の検討等を進める。</p> <p>【文部科学省】 総務省における議論等を踏まえ、引き続き必要に応じて文化審議会を検討を行う。</p>	継続F	継続的にフォロー。
(6)放送を巡る規制改革(電波の有効活用その他)											
		27	電波の有効活用	放送用周波数の更なる有効活用を図るため、総務省において利用状況の調査、有効活用の方策の調査検討などを行う。	平成30年度検討開始し、令和元年度上期に中間取りまとめ	総務省	検討中	総務省では、平成30年1月に「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に、「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」を開催して検討を行い、平成30年9月に、当該検討会の第二次取りまとめが公表された。	措置済 (検討分科会の第二次取りまとめを踏まえ、令和元年度より「放送用周波数を有効活用する技術方策に関する調査検討」を実施し、所要の技術基準の整備等を実施する予定。)	継続F	継続的にフォロー。
		28	新たなCAS機能の今後の在り方の検討	<p>通信と放送の更なる融合が進む中で、4K・8K時代を迎えるに当たって、地上波、衛星放送、インターネットなど多様な伝送方式について、消費者が自由に選択でき、また費用負担の在り方などについての納得が得られるよう、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 総務省を含めた関係者による普及啓発活動等を進めるとともに、当該周知活動の中で、テレビ受像機に搭載される新CAS機能について、十分に消費者に情報提供を行う。</p> <p>b 新CAS機能搭載の機器に関しては、故障時などにおいて消費者の負担を低減させる必要があるとの指摘や、スクランブル解除機能と契約者識別機能が一体化されているが、これを分離すべきとの指摘を踏まえて、一方で既に現在の仕様に基づいて本年12月の放送開始に向けて商品開発、設備投資が進んでいることも考慮しつつ、新たなCAS機能の今後の在り方について、消費者を含め幅広く関係者を集めた検討の場を総務省において早期に設置し、検討を促す。</p>	<p>a:平成30年度上期速やかに実施</p> <p>b:平成30年内速やかに実施</p>	総務省	検討中	<p>(a)について)</p> <p>総務省では新4K8K衛星放送の視聴方法に関する周知啓発の一環として、様々な機会において新CAS機能に関する周知を行うとともに、平成30年6月より総務省「4K放送・8K放送 情報サイト」において新CAS機能(ACASチップ)に関する情報を掲載するなど、周知啓発に取り組んでいる。また、(一社)新CAS協議会においては、随時HPの情報を充実させるとともに、コールセンターを平成30年12月より開設し、消費者からの問合せ等に対応している。更に、放送事業者においては新CAS機能に関する周知啓発リーフレットを作成し、平成30年9月より受信機メーカーと連携して新4K8K衛星放送対応受信機に同梱するなど、周知啓発に取り組んでいる。</p> <p>(b)について)</p> <p>総務省では、平成30年12月に「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に、消費者を含む幅広い関係者による「新たなCAS機能に関する検討分科会」を開催して検討を行っている。</p>	措置済 (a)について) 総務省を含めた関係者において、消費者への十分な情報提供を行うべく、HPでの周知を始め、様々な機会において新4K8K衛星放送に関する周知啓発の場を通じた普及啓発活動に引き続き取り組む。	継続F	新たなCAS機能に関する検討分科会にオブザーバーとして参加しており、同検討会での検討状況を継続的にフォロー。
		29	その他	総務省は、Society5.0に向け、通信と放送の更なる融合を始めとする技術革新など、放送を取り巻く国内外の環境変化に合わせた放送の在るべき姿を実現する観点から、これまで会議に出された意見(※)も踏まえつつ、放送政策の在り方について総合的に点検を行う。 ※規制改革推進会議第28、33、34回及び同投資等ワーキング・グループ第14、15、17、18、19、20、23、25、26、27、28、31、32、33、34、36、37、38回資料及び議事録参照。	令和元年内に実施	総務省	検討中	令和元年内の実施に向けて検討中。	令和元年内に実施されるよう検討を進める。	継続F	継続的にフォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
(7)エネルギー分野の規制改革(電力先物市場の在り方)											
		30	電力先物市場の在り方の再検討	公正・透明な価格形成の機能を持ち十分な流動性のある電力先物市場の実現のために、インサイダー取引など不正取引への対策を整備する。また、市場創設に先立ち、東京商品取引所単独での取組以外に、実績ある海外取引所との提携、総合取引所の創設とを比較検証の上結論を得て、その実現のために必要に応じて措置を講ずる。	直ちに検討開始、電力システム改革の観点から市場創設が適当と考えられる時期までに結論、必要に応じて速やかに措置	経済産業省	検討中	・電力先物に係る不正取引への対策について、有識者や東京商品取引所と議論。引き続き検討を重ねていく。 ・電力先物市場の創設については、規制改革推進に関する第4次答申(平成30年11月19日)において、総合取引所の実現と同時並行的に進めることとされており、平成31年3月28日に、日本取引所グループと東京商品取引所間で経営統合に関する基本合意が締結され、総合取引所の実現に向けた協議を進めていくこととなった。 ・平成31年3月27日に東京商品取引所が電力先物市場の試験上場を申請。今後、現物市場への影響などを踏まえ、法令の基準に基づき審査を実施。	引き続き、電力先物市場について、総合取引所の創設と併せて、積極的に取り組む。	継続F	検討状況について要フォロー。
(8)エネルギー分野の規制改革(ガス小売市場における競争促進)											
		31	ガス小売市場における競争促進(現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行)	現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行について、諸外国における都市ガスの供給状況等を踏まえて検討し、結論を得る。その際、LPG・LNGの市況、熱量調整に関する燃焼機器及び導管等の供給設備への影響とこれらの対策コスト試算等に関する調査を行い、移行に向けて検討を要する論点の中間整理を行った上で、課金方法及び費用負担等に関する制度設計の検討を行う。	直ちに検討開始、令和元年度までに調査・論点整理の上、令和2年度結論を目指す	経済産業省	検討中	・総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて、検討を開始した。 ・熱量バンド制の導入を検討するに当たり、議論の前提となる熱量バンド制を導入した場合のガス機器等への影響調査、熱量バンド制が実施されている諸外国の実態調査等を実施した。	引き続き、ガス機器等への追加影響調査(経年機器等)と熱量バンド制に移行した場合の対策コスト試算等の各種調査を実施し、その結果も踏まえて、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループで具体的な検討を進める。	継続F	検討状況について要フォロー。
		32	ガス小売市場における競争促進(一括受ガスによる小売間競争の促進)	一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討し、結論を得て、必要に応じて措置を講ずる。その際、消費者の利益や託送料金負担の公平性に十分配慮しつつ、一括受電の事業実態を確認しながら、消費者代表や専門家、新規参入が見込まれる事業者など幅広い関係者から意見を聴取する。	平成30年度検討・結論、結論を得次第、結論を待たず速やかに措置	経済産業省	検討中	・総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて計6回、学識経験者、弁護士、公認会計士、消費者代表、新規参入者等の意見を聴取し、検討を行った。 ・同WGでの議論の結果、新規参入者ニーズである「需要家の利用メニューの多様化」と「ガス小売事業者による販売経費等の圧縮、安価な料金メニューの適用」は、「需要家の代理人を通じた一括営業」により実現可能であり、同時にガス事業法上の需要家保護とスイッチング選択肢も確保できると整理された。 ・整理を踏まえ、適切な活用方法等をガイドラインへ明確化することとされた。現在、ガイドラインの整備に係る作業を進めている。 ・また、同WGでは新規参入者から、現存する不適切な契約の是正を期限を区切って行うよう提案があった。 ・提案も踏まえ、事業者及び需要家向けの是正依頼文を2019年3月29日付けで発出し、2019年度中と期限を区切って対応を求めた。	・2019年度上期中に、需要家の代理人を通じた一括営業に関するガイドラインの整備を完了する。 ・2019年度中に、不適切な契約の是正に係る対応が完了するよう、適時進捗を管理する。	継続F	検討状況について要フォロー。
		33	ガス小売市場における競争促進(制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進)	ガス小売市場の競争促進のため、取引所取引や、ガス卸市場の支配的事業者等による自社の小売部門と同水準の価格での卸供給を制度的に措置するなど、卸供給促進のための仕組みについて専門的な検討を行い、結論を得て、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに必要な措置	経済産業省	未措置	・総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて計5回、学識経験者、弁護士、公認会計士、消費者代表、新規参入者等の意見を聴取し、検討を行った。 ・同WGでの議論の結果、一定の市場規模がある供給区域において大半又は唯一の都市ガス供給能力を有する第1・第2グループの旧一般ガス事業者に、新規参入に必要な都市ガスを、旧一般ガス事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で卸す取組を求めることとした。	・2019年7月までに、卸元事業者が受付を開始し、2020年3月までに本取組の卸供給を開始する。	継続F	措置状況について要フォロー。
		34	ガス小売市場における競争促進(ガス託送料金の適正化)	小売自由化以降、新たに認可申請される都市ガスの託送料金について、全ての費目に個別査定を行うことに加え、既に認可された託送料金についても、超過利潤の累積や想定単価と実績単価の乖離の管理など十分な事後評価を行い、結果を公表する。その結果を踏まえて託送料金の引下げ申請の命令を含む必要な措置を講ずる。	平成30年度に事後評価の結果公表。以降、継続的に措置	経済産業省	未措置	・電力・ガス取引監視等委員会において、各ガス導管事業者の平成29年度託送取支の事後評価を行い、その結果を公表した。その結果、6社については、平成29年度終了時点での超過利潤累積額が、変更認可申請命令の発動基準となる一定水準を超過していた。これら事業者については、期日である2020年4月1日までに託送料金の改定を行う予定であることを確認した。	・超過利潤累積額が一定水準を超過した6社については、期日までに料金改定を行うようフォローする。平成30年度託送取支の事後評価を行う。	継続F	措置状況について要フォロー。
		35	ガス小売市場における競争促進(内管保安・工事における競争環境の整備)	内管保安・工事について、それぞれ託送料金の一部、託送料金に準ずるものとして厳格に査定等を行う。また、競争メカニズムを導入するため、保安水準を確保しつつ、一般ガス導管事業者から委託する際の要件の透明化などを検討し、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討開始、令和元年度結論・措置	経済産業省	検討中	・電力・ガス取引監視等委員会において、各一般ガス導管事業者の内管工事の費用について分析・評価した。 ・産業構造審議会ガス安全小委員会(平成30年11月、平成31年3月開催)において、内管保安・工事に係る一般ガス導管事業者から委託する際の要件の透明化について検討を実施した。	・電力・ガス取引監視等委員会においては、内管工事の見積単価表が工事費用の実績を適切に反映しているかの確認を行い、適切に反映していないと認められる場合には、見積単価表の改定の検討を要請する。 ・保安水準の観点からは、令和元年度末までに措置を実施予定。	継続F	検討状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		36	ガス小売市場における競争促進(LNG基地の第三者利用の促進)	LNG基地の第三者利用を促進する観点から、以下の措置を講ずる。 a 事業者のニーズや新規参入の状況等を踏まえ、利用約款の策定が義務付けられるLNG基地の対象拡大について利用希望者の意見も広く取り入れて検討し、結論を得る。 b 製造設備の余力判定、基地利用料金、事前検討申込時に必要な情報の在り方の具体化について検討し、必要な措置を講ずる。 c 電力・ガス取引監視等委員会によるあっせん・仲裁の活用を促進する。	a:平成30年度検討開始、令和元年度結論 b:平成30年度検討・結論・措置 c:平成30年度措置	経済産業省	検討中	(a) ・総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループにおいて、検討を開始した。 (b) ・規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)では、製造設備の余力判定等の在り方の具体化については平成30年度に検討・結論・措置、あっせん・仲裁の活用促進については平成30年度措置とされた。 ・製造設備の余力判定、基地利用料金、事前検討申込時に必要な情報等の在り方の具体化について検討し、①製造設備の余力見通しの適切な開示の在り方、②ルームシェア方式における適切な課金標準の在り方等の項目について適正なガス取引についての指針(以下、適取GLという。)に明記する改定を行うとともに、その他の項目についても審議会を通じたガス製造事業者への要請等必要な措置を講じた。 (c) ・LNG基地の第三者利用に係るあっせん・仲裁の活用を促進する目的から、審議の際にあっせん・仲裁制度の広報を実施するとともに、適取GLにおいても、あっせん・仲裁が利用可能であることを明記した。	(a) ・ガス小売市場における競争促進のためにガス製造事業者の対象を拡大すべきか、事業者ニーズや新規参入の状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。 (b, c) ・必要な措置を講じたため、今後の予定は特になし。	継続F	(a)の検討状況について要フォロー
		37	ガス小売市場における競争促進(ガス保安規制の整合化)	事業者の負担軽減のために、現行の法体系の下でガス事業法(昭和29年法律第51号)と液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)の保安規制の整合性がとられるよう、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討開始、令和元年度結論・措置	経済産業省	未措置	・産業構造審議会ガス安全小委員会(平成30年11月、平成31年3月開催)及び液化石油ガス小委員会(平成31年3月開催)において、保安規制の整合化について検討を実施した。	・令和元年度末までに措置を実施予定。	継続F	検討状況について要フォロー。
(9)官民データ活用と電子政府化の徹底											
		38	地方自治体の保有するデータの活用	地方自治体が保有するパーソナルデータについて、同じルールで円滑に活用することが可能な環境を迅速に実現するための工程(立法措置か条例整備かの整理等を含む。)を明確化する。その工程に基づき、その活用事例の整理を行うとともに、現行の地方における活用ルールの実効性を検証し、その結果を踏まえ、立法措置(作成組織の整備を含む。)の在り方について、具体的な論点を整理し、結論を得る。それとともに、事業採算性等の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。	工程の明確化は平成30年度上期措置。平成30年度に立法措置の在り方について検討・結論。令和元年度措置	総務省	検討中	○平成30年8月より「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会(以下「検討会」という。)」を開催。 ○当該検討会では、工程を明確化した上で、地方公共団体とは別の組織である作成組織において、非識別加工情報の作成・提供等を行う仕組みについて検討を進め、法制上の措置を講じることが想定される点などについて論点を整理。 具体的には、 ・作成組織の認定基準 ・加工基準や安全管理措置等の規律 ・地方公共団体からの情報の提供等 ・非識別加工情報の活用目的 等 について整理。 ○また、地方公共団体の非識別加工情報の活用事例について調査し、想定される活用事例を整理した。 ○作成組織については、上記の論点整理に加え、事業採算性等の実効性を検証し、その結果を踏まえ必要な措置を講じることとしており、31年2月に「作成組織における事業採算性等に関するワーキンググループ(WG)」において、検討を進めているところ。 ○今後、WGの検討結果を踏まえ、上記の論点整理の内容に関する具体的な措置について、引き続き検討を行う。	○令和元年度においては、今後のWGの検討結果も踏まえ、具体的な措置を講じる予定。	継続F	措置状況について、引き続きフォローしていく
		39	マイナンバー制度に関する正しい理解の促進(ガイドライン、Q&A等の発信)	特定個人情報の適正な取扱いに関する事業者等の理解を深めるため、以下の各事項を含めたガイドライン、Q&A等の発信について、関係者の意見等を踏まえて検討し、実施する。 ・特定個人情報の取扱いと個人情報の取扱いの間の共通部分及び差異を示している既存の資料について、より分かりやすくした資料を発信すること。 ・ガイドラインについて加工可能なデータ形式でウェブサイトを提供するとともに、Q&Aについて検索性を向上させること。	平成30年度検討・結論・措置	個人情報保護委員会	措置済	・安全管理措置等の記載内容がより明確になるよう「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を平成30年9月28日に改正した。 ・特定個人情報の取扱いと個人情報の取扱いの間の共通部分及び差異を示している資料について、安全管理措置の差異がより分かりやすくなるよう改訂した。 ・ウェブサイトにおいて、ガイドラインについて加工可能なデータ形式(Wordファイル)で掲載するとともに、Q&Aについて掲載方法を変更するなど検索性を向上させた。		解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		40	マイナンバー制度に関する正しい理解の促進(周知活動)	マイナンバー制度に関する正しい理解を促進するため、これまで行ってきた周知活動を振り返った上で、マイナンバーとマイナンバーカードの違いや、マイナポータル の意義・役割・メリットについて引き続き国民・メディアに分かりやすく説明することについて検討し、実施する。	平成30年度検討開始、令和元年度結論・措置	内閣府	未措置	マイナンバー広報の基本方針 ○政府広報等を活用し、一般国民及び民間事業者向けの周知・広報を総合的に展開 ○マイナンバー制度を正しく理解いただくことを重要テーマとして、マイナンバー制度やマイナンバーカードの安全対策等について丁寧かつきめ細かな広報を展開 ○引き続きマイナンバーカードの普及、マイナンバーの利用場面、民間事業者における取扱、情報連携、マイナポータルの利活用促進について広報を展開に基づき、以下を実施済み。 ・平成30年10月、マイナポータルから就労証明書を電子的に作成できることのPR動画を作成しHPに掲載。 ・平成30年10月、世論調査を実施。 ・平成30年10月～11月、「マイナンバー制度に係る広報普及イベント」を全国8か所を実施。 ・平成30年11月～平成31年3月、制度の広報・啓発に積極的に取り組んでいる自治体を支援するための広報グッズを作成・配布。 ・平成30年12月、リーフレット「マイナンバーでどう変わったの？ Before After」を作成し、3月に300万部印刷。 ・総務省と連携し、平成31年1月版の総務省広報誌に周知広報記事を掲載。 ・平成31年3月、マイナンバー制度に係るホームページの刷新案を作成。 ・平成31年3月、政府広報により、新聞記事下広告、テレビCM、WEB広告、ラジオ放送を実施。 ・通年で、ツイッター、フェイスブック、メールマガジンを活用した周知広報の実施。	今後も基本方針についてはこれまでと同様とし、具体的には以下を実施予定。 ・令和元年8月「マイナンバー制度、マイナンバーカードに関するリーフレット及びポスター」を用途、訴求対象等ごとに8種類作成。 ・マイナンバーカードの利活用機会の拡大等を図るため、サイネージを活用した広報動画の放映及び雑誌への周知広報記事の掲載。 ・31年3月に印刷した「マイナンバーでどう変わったの？ Before After」を地方公共団体等、関係団体へ発送。 ・制度の広報・啓発に積極的に取り組んでいる自治体を支援するための広報グッズの作成・配布の継続実施。 ・マイナンバー制度に係るホームページの刷新。 ・通年でツイッター、フェイスブック、メールマガジンを活用した周知広報を実施。	継続F	引き続き取り組み状況について要フォロー。
		41	マイナンバー制度の利活用促進(ロードマップの策定)	国民の利便性向上に向けたマイナンバー制度の利活用促進のため、令和3年以降のロードマップを策定し、公表する。	令和2年結論・措置	内閣官房	未措置	国民の利便性向上に向けたマイナンバー制度の利活用促進のため、令和3年以降のロードマップを策定し、公表済み。	今後もロードマップの更新を随時行う。	継続F	引き続き取り組み状況について要フォロー。
		42	マイナンバー制度の利活用促進(利活用促進のための個別措置)	a「日本再興戦略改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)で「証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバーの利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、2019年通常国会を目的に必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講ずる」とされていることを踏まえ、引き続き、関係府省及び関係業界において、マイナンバー制度の利用の在り方について具体的な検討を進め、結論を得る。 b 住所や死亡等の情報を事業者等に迅速に提供できる仕組みについて、引越しワンストップサービス及び死亡・相続ワンストップサービスの取組の中で検討し、結論を得る。 c 公的個人認証サービスについて、早期にスマートフォン(Android端末・iOS端末)での利用を含めた利活用拡大を推進し、利便性の向上を図る。	a:平成30年度結論 b:平成30年度検討開始、令和元年度結論 c:令和元年度結論・措置	a:内閣官房 金融庁 総務省 法務省 財務省 b:内閣官房 総務省 法務省 c:総務省	検討中	a.2019年通常国会において、①罹災証明書の交付に関する事務や新型インフルエンザ予防接種に関する事務においてマイナンバーの利用を可能とすること、②戸籍に関する情報を情報連携の対象とすること、③振替機関において、加入者情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理するとともに、支払調書提出義務者からの照会に応じて加入者のマイナンバーを提供することを可能とすること等のマイナンバーの利用範囲の拡大や情報連携の拡大について、それぞれ担当府省より法案を提出。 ※③の法案については、平成31年3月27日に成立。 b.引越しワンストップサービス及び死亡・相続ワンストップサービスの実現に向けた方策を平成31年3月にとりまとめ。 引越しについては、引越しを行う者が、民間事業者が提供する引越しポータルを通じて、引越しに伴う民間手続等を実施できる仕組みの実現を目指す。 死亡・相続については、自治体が必要に応じて遺族に支援する仕組みとして、自治体窓口にて民間手続も含めた必要となる手続や相続の流れを案内できる仕組みの実現を目指す。金融機関等の民間事業者への手続については、手続主体が相続人であることを電子的に認証する方法等の課題について令和元年度も継続して検討を行い、サービス創発に向けた環境整備を推進する。 c. 公的個人認証サービスの利活用拡大を積極的に推進すべく、大規模イベントでのボランティア管理への活用等、官民の様々なユースケースにおいて、利活用の可能性を検討・検証した。 スマートフォンでの利用については、業界への働きかけによりマイナンバーカード読み取り対応の端末が62機種まで増えてきているほか、利用者証明用電子証明書の搭載に向けた検証を引き続き実施中。	a.2019年通常国会での関連法案の成立を目指すとともに、所要のシステム整備を図る。 b.方策とりまとめを踏まえ、令和元年度に各ワンストップサービスに係る実証実験により効果や課題、留意点を検証し、令和元年度以降、順次サービスを開始する。また、サービスの拡充に向けて引き続き検討を行う。 c.引き続き、公的個人認証サービスについて利活用拡大を推進し、国民の利便性の向上を図っていく。	継続F	a.結論済、措置予定。 b.検討状況を要フォロー。 c.検討状況を要フォロー。
		43	所得税に係る年末調整手続の電子化の推進	規制改革実施計画(平成29年6月閣議決定)に掲げた団体扱特約保険に係る年末調整手続の電子化・簡便化については、関係する事業者(保険会社、雇用者等)の連携の上で成り立つことを踏まえ、年末調整関係書類の電子化が実施される令和2年10月以降順次事業者間の連携が進むよう、標準的なデータ形式の設定・公開等必要な対応を行う。	平成30年度措置	財務省	検討中	団体扱特約保険料の支払情報のデータ発行を促進するため、国税庁に対する要望等の有無について生命保険協会にヒアリングを行い、以下について聴取。 ・団体扱特約保険の支払情報のデータ発行については、契約先の企業(雇用者)からの強いニーズを受け、それに応える形で約7割の契約についてはデータ発行を行っている ・データ形式は協会が定めるものが使用されている ・現在紙で発行している残りの3割については、契約先の企業(雇用者)が望めばすぐにでもデータ発行が可能であるが、契約先企業の給与システムが団体扱特約保険料のデータ取込み・利用が出来ないなど、年末調整手続の電子化が進んでいないため、電子発行できていない。 上記の現状を踏まえると、団体扱特約保険に係る年末調整手続の電子化・簡便化は概ね実現しており、国税庁において別途標準的なデータ形式を定める必要性は低いものと考えられる。 なお、生命保険協会等に対し、データ発行の割合の向上に向けた関係する事業者間の連携を進めるため国税庁として対応すべきものがあれば申し出るよう伝えた。	保険料控除証明書(個人契約分)のデータ発行に係る協力要請や、年末調整控除申告書作成用ソフトウェアの開発過程で生命保険協会やシステムベンダーと接触する機会があった際に、団体扱特約分の年末調整関係手続の電子化・簡便化についても、関係する事業者間の連携を進めるため国税庁として対応すべきものがあれば聴取する。 また、システムベンダーに対し、今回の年末調整手続の電子化に合わせ、団体扱特約保険データの取込み・利用が可能となるような開発を行うよう働きかけを行う。	継続F	検討状況を要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		44	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	a 住民税特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、eLTAXを利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応するよう、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。 b 住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)については、引き続き、全ての市区町村におけるeLTAXを利用した電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないように留意する。	a:平成30年度上期措置 b:平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	総務省	検討中	a 電子的通知の導入をより一層推進していただけるよう、全地方団体を対象とする説明会や発出文書において依頼。 b 平成30年度与党税制改正大綱において、「給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)については、電子情報処理組織(eLTAX)により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないように配慮しつつ検討する。」とされたことを踏まえ、地方団体及び企業の担当者とその実現に向け協議を実施。	a 引き続き、地方団体に対して説明会や通知によって電子的通知の推進を依頼。 b 電子的通知の実現に向けて、解決すべき課題があることから、引き続き地方団体及び企業の実務担当者との協議を継続。	継続F	検討状況を要フォロー。
		45	所得税の確定申告手続の電子化の推進	医療費控除に関して、医療費情報の電子発行の促進に向けた方策を検討するとともに、マイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Taxへの自動転記を行うことができる仕組みに関し、技術的課題の洗い出し等を進めつつ検討し、結論を得る。また、ふるさと納税に係る仕組みについても、医療費控除の仕組みと併せて検討し、結論を得る。	平成30年度以降順次検討、令和2年度までに結論、結論を得次第速やかに措置	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省	検討中	【総務省】 関係省庁と現時点の検討状況や課題等について協議を実施。 【財務省】 国税庁ホームページで提供している「確定申告書等作成コーナー」においては、現在、下記の機能を提供しているところ。 ・ 医療保険者から交付された医療費通知データを読み込み、医療費控除の明細書に自動転記する機能(平成30年1月以降) ・ 寄附金控除の控除証明書データを読み込み、所得控除の入力画面に自動転記するとともに、添付書類データとして申告書等と併せてe-Tax送信する機能(平成31年1月以降) 平成30年度において、「確定申告書等作成コーナー」とマイナポータルを連携させ、マイナポータルを通じて控除証明書等の申告に必要な情報を取得し、「確定申告書等作成コーナー」への自動転記を行う仕組みの実現に向けて、内閣府番号制度担当室との間で技術的課題の洗い出しを進め、実現方針について合意したところ。 なお、規制改革実施計画に掲げられた医療費控除やふるさと納税に係る仕組みの実現に向けては、電子発行された情報がマイナポータルへ通知されることが前提となることから、医療費通知やふるさと納税の制度所管官庁である厚生省や総務省等とともに、令和2年度までに結論を得るべく協議を行っている。 【厚生労働省】 「マイナポータルを通じて申告に必要な情報を取得し、e-Taxへの自動転記を行うことができる仕組み」について、令和2年度までに結論を得るべく、関係省庁と協議を行っている。	【総務省】 引き続き、関係省庁と連絡・協議を行い、医療費控除の仕組みと併せて検討。 【財務省】 規制改革実施計画に掲げられた医療費控除やふるさと納税に係る仕組みの実現に向けて、引き続き関係省庁との協議を実施。 なお、確定申告書等作成コーナーについては、連携先機関との所要の調整等が前提ではあるが、令和3年1月からマイナポータルと連携させ、控除証明書等の情報をマイナポータルから取得し、そのデータを自動転記して申告書等を作成可能となるよう、今後改修を行う予定である。 【厚生労働省】 規制改革実施計画に掲げられた医療費控除に係る仕組みの実現に向けて、引き続き関係省庁との協議を実施。	継続F	検討状況について要フォロー。
		46	所得税の扶養は正事務における国・地方の連携強化等	扶養控除等の適用誤りに関する情報について地方から国へのデータ連携を一層推進するとともに、税務署から雇用者に対する是正通知について雇用者が従業員に対し是正内容をより簡便に伝えられるよう従業員別の個票を発行するなど、必要な方策について検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	総務省 財務省	検討中	【総務省】 扶養は正情報等のデータ連携をより一層の推進していただけるよう、全地方団体を対象とする説明会や通知において依頼。 【財務省】 雇用者が従業員に対して是正内容をより簡便に伝えられるよう、従業員別は是正内容を記載した個票を税務署から雇用者に送付する仕組みを構築することとした。	【総務省】 引き続き、地方団体に対して説明会や通知によってデータ連携の推進を依頼。 【財務省】 左記の施策の実施に当たっては、国税当局のシステム改修が必要であり、平成31年4月からシステム改修を実施し、令和2年4月頃のシステムリリースを予定しており、令和2年秋以降の是正通知から対応可能となる見込みである。	継続F	検討状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)		
									評価	指摘事項	
(10)金融・資金調達に関する規制改革											
		47	譲渡制限特約が付された債権の譲渡に関する解釈の周知	中小企業等の資金調達の円滑化を図った民法(明治29年法律第89号)の債権関係の改正(以下「改正債権法」という。)の趣旨を踏まえ、債権譲渡に関する以下の内容を含む政府解釈を、経済団体・業界団体等を通じて国民に幅広く周知する。 ・譲渡制限特約が付されている、債権の譲渡の効力は妨げられないこと。 ・少なくとも資金調達目的での債権譲渡については、契約の解除や損害賠償の原因とはならないこと。さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打ち切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ること。	改正債権法施行まで継続的に措置	法務省 経済産業省 国土交通省	措置済	【法務省、経済産業省】 「譲渡制限特約が付されている、債権の譲渡の効力は妨げられない」、「少なくとも資金調達目的での債権譲渡については、契約の解除や損害賠償の原因とはならない。さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打ち切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得る」こと等を記載した周知紙を作成し、流通団体に配布・説明を行った。また、全国複数個所で行われた親事業者及び下請事業者向けの各セミナーの場を利用し、上記周知紙を配布して周知を図った(15か所、320名に配布)。 【国土交通省】 建設業者等に対しても、講演などを行う際に、譲渡制限特約の解釈に関する資料を挿入するなど周知を図った。	【経済産業省】 左記の点に関し、より効果的な周知活動につき検討の上、継続的に実施。 【国土交通省】 引き続き、講演などにおいて周知の資料を配付	継続F	引き続き実施計画に沿った措置が取られるよう要フォロー
		48	資金調達目的での債権譲渡を許容する実務慣行形成に関する取組	a 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づき中央建設業審議会が作成し実施を勧告する建設工事の標準請負契約約款(公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款(甲)及び(乙)並びに建設工事標準下請契約約款)に関し、資金調達目的での債権譲渡は、契約の解除や損害賠償、取引関係の打ち切りの原因とはならないという解釈を明確化するなど、必要な措置について検討を行い、結論に応じて適当な措置を講ずる。 b 改正債権法の立法趣旨に沿った実務慣行の形成のため、各企業が用いる契約において以下を明確にすることが望ましいことを、債権譲渡による資金調達需要が見込まれる業界を中心に周知する。 ・改正債権法の趣旨を踏まえ、譲渡制限特約を締結する場合であっても、金融機関等に対する資金調達目的での債権譲渡を禁じない内容とすること。 ・譲渡制限特約が付された債権を資金調達目的で譲渡しても、契約の解除や損害賠償の原因にはならないこと。 c 下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準(昭和46年通商産業省告示第82号)において、親事業者と下請事業者の間で譲渡制限特約を締結する場合であっても、金融機関等に対する債権譲渡を禁じない内容とする努力義務が規定されていること等を周知する。 d 改正債権法の下では、譲渡制限特約が付された債権の譲渡の効力は妨げられないこと、資金調達目的での債権譲渡については契約の解除や損害賠償の原因とはならないこと、さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打ち切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ることを明記した形で、ABL(Asset Based Lending)の普及・促進に関する資料の新たな取りまとめが、又は過去に作成した資料のうち有用性の高いものの修正を施すことを検討し、結論を得た上で実施する。	b:平成30年度検討開始、改正債権法施行までに結論・措置 c:改正債権法施行まで継続的に措置 d:平成30年度検討開始、改正債権法施行までに結論・措置	a:国土交通省 b:法務省 経済産業省 国土交通省 c,d:経済産業省	検討中	a. 民法改正に伴う約款の見直しを検討するため、中央建設業審議会においてWGを設置することとした。 b. 【法務省、経済産業省】 「譲渡制限特約を締結する場合であっても、金融機関等に対する資金調達目的での債権譲渡を禁じない内容とすること」や「譲渡制限特約が付された債権を資金調達目的で譲渡しても、契約の解除や損害賠償の原因にはならないこと」を各企業が用いる契約において明確にすることが望ましい旨、及び、「改正債権法の下では、譲渡制限特約が付された債権の譲渡の効力は妨げられないこと」、「資金調達目的での債権譲渡については契約の解除や損害賠償の原因とはならないこと。さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打ち切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ることを明記した周知紙を作成し、流通団体に配布・説明を行った。また、全国複数個所で行われた親事業者及び下請事業者向けの各セミナーの場を利用し、上記周知紙を配布して周知を図った(15か所、320名に配布)。 【国土交通省】 建設業者等に対しても、講演などを行う際に、譲渡制限特約の解釈に関する資料を挿入するなど周知を図った。 c. 下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準については、平成28年12月の改正から、下請Gメンヒアリングや自主行動計画フォローアップ調査等を通じて把握した取引実態等を踏まえ、平成30年12月28日付けで改正したところ(経済産業省告示第258号)。同改正においては、本事項に関する努力義務規定の改正は行わなかったが、当該規定を含む改正振興基準全文については、上記告示のほか、改めて中小企業庁HPや業所管省庁を通じて親事業者・下請事業者へ周知を行った。 d. 「譲渡制限特約を締結する場合であっても、金融機関等に対する資金調達目的での債権譲渡を禁じない内容とすること」や「譲渡制限特約が付された債権を資金調達目的で譲渡しても、契約の解除や損害賠償の原因にはならないこと」を各企業が用いる契約において明確にすることが望ましい旨、及び、「改正債権法の下では、譲渡制限特約が付された債権の譲渡の効力は妨げられないこと」、「資金調達目的での債権譲渡については契約の解除や損害賠償の原因とはならないこと。さらに、債権譲渡を行ったことをもって契約解除や取引関係の打ち切り等を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ることを明記した周知紙を作成し、流通団体に配布・説明を行った。また、全国複数個所で行われた親事業者及び下請事業者向けの各セミナーの場を利用し、上記周知紙を配布して周知を図った(15か所、320名に配布)。	a. 4月以降WGを開催し、約款の見直しを検討していく予定 b. 【経済産業省】 左記の点に関し、より効果的な周知活動につき検討の上、継続的に実施。 【国土交通省】 引き続き、講演などにおいて周知の資料を配付 c. 振興基準については、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準として、事業者に対する通達の発出等の方法により、本基準に基づく取引の実施を引き続き促進していく。 d. 左記の点に関し、より効果的な周知活動につき検討の上、継続的に実施。	継続F	引き続き実施計画に沿った措置が取られるよう要フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		49	譲渡制限特約が付された債権の金融機関による譲受け・担保取得等に関する取組	a 融資先による契約違反を惹起させることに関して金融機関が抱き得るコンプライアンス上の懸念を払拭するため、融資先から譲渡制限特約が付された債権を譲り受けること、担保として取得すること、又はこれらのアレンジをすることについて、金融機関から示される金融監督上の具体的な懸念点に対して、金融庁の見解をホームページ等において公表する。 b 金融検査マニュアル及びその付属書類は、改正債権法施行前の平成30年度終了後を目途に廃止されるため、担保価値の評価は、譲渡制限特約の有無による形式的判断ではなく、担保の経済的価値や法的な障害の有無などを勘案した実質的な回収可能性に基づき総合的に判断すべきであることを、金融機関から照会があれば、ホームページ等において公表する。	改正債権法施行までに検討・結論・措置	金融庁	検討中	平成31年3月31日時点では、金融機関から具体的な懸念点の提示や照会は受けていない。	引き続き、金融機関から示される具体的な懸念点に対して、金融庁の見解をホームページ等において公表するなど、適切に対応していく。	継続F	引き続き実施計画に沿った措置が取られるよう要フォロー
		50	クラウドファンディングに係る規制改革	融資型クラウドファンディング(貸付型クラウドファンディング、P2Pレンディング、ソーシャルレンディングとも呼ばれる。)に関して、借り手の匿名化・複数化が必須ではないことを前提として、提供される金融サービスの果す機能に即し、融資型クラウドファンディングのプラットフォームを運営する事業者、投資家、登録行政庁などの関係者の意見も聴取しつつ、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)上の投資家保護と資金業法(昭和58年法律第32号)上の借り手保護を図る観点を踏まえ、投資家に個別の資金業登録を不要とするため従来の考慮の一要素とされてきた匿名化・複数化と並存する運用上の新たな方策を、借り手の属性なども含めて検討する。その際、実態として資金業法上の具体的な懸念が発生していないとの指摘もあつたことから、同法上の考慮が必要となる場合をできるだけ明確化し、適切な方法で公表する。	平成30年度検討・結論・措置	金融庁	措置済	融資型のクラウドファンディング(ソーシャルレンディング)については、貸金業法規制を回避する観点から貸付先の匿名化が行われてきたが、金融庁は31年3月18日、投資家と借り手を接触させない措置が担保される条件の下で、法人である貸付先に関する情報を開示できることを明確化する新たな方策を公表した。 ・31年3月18日、金融庁のウェブサイトにおいて、資金の出し手(投資者)の貸金業該当性の判断に係るノーアクションレターへの照会書及び回答書を公表。 ・同日、第二種金融商品取引業協会が、本ノーアクションレターに関するQ&A(案)のパブリックコメントの募集を開始。 ・同日、各財務局に対して事務連絡を发出し、融資型クラウドファンディングの監督に当たり、本ノーアクションレター及びQ&A案について留意するよう周知するとともに、事業者や貸金業の登録行政庁となる都道府県への通知を依頼。 ・同月27日、金融庁ウェブサイトにおいて、貸付先の情報開示の拡充や行政処分事例を踏まえた適切な投資判断を呼び掛ける広報を実施。	なし	解決	
		51	中小企業向けの信用保証制度の農業分野への利用拡大	農業の6次産業化や商工業者の農業分野での取組等を後押しするため、商工業者が農業を実施する際に必要となる事業資金の借入に際して、中小企業向けの信用保証制度の利用を可能とすることについて、地域のニーズを踏まえつつ、関係機関と検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	経済産業省	措置済	農業の6次産業化や商工業者の農業分野での取組等を後押しするため、商工業者が農業を実施する際に必要となる事業資金の借入に際して、中小企業向けの信用保証の利用を可能とすべく、平成30年7月に関連要綱(平成30年6月26日中企第1号 農業ビジネス保証制度要綱)等を整備するとともに、制度創設にあたって必要となる自治体からの事前協議について適切に対応。	-	解決	
(11)確定拠出年金に関する規制改革											
		52	個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の引上げ	個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢を65歳に引き上げることについて検討し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)附則第2条に定められた施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論を得る。	平成30年度検討準備開始、準備でき次第検討、施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論	厚生労働省	検討中	個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の引上げを含む、企業年金・個人年金制度のあり方について、平成31年2月より、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において議論を開始。	引き続き社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、議論を進めていく。	継続F	検討状況を要フォロー。
		53	企業型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢に関する見直し	企業型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢を見直し、同一の企業グループ内で転籍した加入者については、60歳以降も加入可能とすることについて検討し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第2条に定められた施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論を得る。	平成30年度検討準備開始、準備でき次第検討、施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論	厚生労働省	検討中	企業型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢に関する見直しを含む、企業年金・個人年金制度のあり方について、平成31年2月より、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において議論を開始。	引き続き社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、議論を進めていく。	継続F	検討状況を要フォロー。
		54	兼務規制の緩和	金融機関の営業職員が、加入者等に対して確定拠出年金の運用の方法に係る情報の提供をすることを可能にする。	平成30年度検討・結論	厚生労働省	措置済	確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令(平成30年内閣府令・厚生労働省令第5号)により、金融機関の営業職員が、加入者等に対して、確定拠出年金の運用の方法に係る情報の提供をすることを可能とした(2019年7月1日施行)。		解決	
		55	兼務規制の緩和に伴う金融機関の営業職員の活動範囲の明確化	金融機関の営業職員が、加入者等に対して確定拠出年金の運用の方法に係る情報提供を行うことを可能とすること併せ、営業職員に許容される活動の範囲を具体的に示す。	平成30年度検討・結論	厚生労働省	措置済	No54の措置とあわせ、「確定拠出年金Q&A」において、営業職員に許容される活動の範囲を具体的に示し、厚生労働省ホームページで公表した。		解決	
		56	私的年金普及・拡大のための更なる方策の検討	私的年金の更なる普及・拡大のため、加入者の拡大や高齢期の所得確保に資する具体的方策について論点を整理し、確定拠出年金法等の一部を改正する法律附則第2条に定められた施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論を得る。	平成30年度に検討準備としての論点整理を開始、施行後5年(令和4年1月)を目途とした見直しまでに結論	厚生労働省	検討中	私的年金普及・拡大のための更なる方策の検討を含む、企業年金・個人年金制度のあり方について、平成31年2月より、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において議論を開始。	引き続き社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、議論を進めていく。	継続F	検討状況を要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)		
									評価	指摘事項	
			(12)その他民間事業者等の要望に応える規制改革								
		57	高等学校の遠隔教育における著作物の円滑な利用環境の整備	著作権者の利益の適切な保護を図るとともに、著作権の補償金に係る制度上の差異が遠隔教育の推進の障害とならないようにするとの観点も踏まえ、以下の措置を講ずる。 a 補償金額の認可制の下で、額が適正なものとする。 b 補償金に係る制度設計等を踏まえ、制度上の差異がICT教育推進の障害とならないように、財政面も含め必要な支援について検討を行い、結論を得る。 c 制度上の差異は、今後制度の運用状況も踏まえ、関係者の理解を得つつ検討を行い、速やかに解消すべく取り組む。	a:速やかに措置 b:改正法の施行を待たずに、速やかに検討開始、結論を得る c:改正法施行後、速やかに措置	文部科学省	検討中	a 「授業目的公衆送信補償金」に関し、教育関係団体への確認やパブリックコメントの結果を踏まえた上で、改正著作権法第104条の13第1項の規定に基づく「授業目的公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間(平成30年11月14日文化庁著作権課)を策定した。 著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)による改正後の著作権法第104条の12において、第35条第2項の規定により付与される著作物の公衆送信に係る補償金請求の行使主体として、全国を通じて1個に限り文化庁長官が同意を得て指定管理団体を指定することを規定していることから、平成31年2月15日付で一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)を指定管理団体として文化庁長官が指定した。 b 補償金に係る制度設計等に係る検討状況を踏まえつつ、検討を行っているところ。 c 著作権法一部改正のうち教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備は未施行であるが、施行後、運用状況も踏まえて検討する予定。	a 今後は、指定管理団体が文化庁長官に対して、補償金額の認可申請を行うこととなるが、文化庁が認可を行う際には、認可に係る審査基準に則り、その金額が「適正な額」であるかどうかを審議した上で認可することとなっている。 b 必要な検討を引き続き行っていく。 c 著作権法一部改正のうち教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備の施行後、運用状況も踏まえて検討。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		58	技術未取得無線設備の国内持込みに係る規制緩和	海外の新しい無線機器を活用した新たなサービス開発及び試験を促進する観点から、以下の措置を講ずる。 a 技術基準適合証明未取得機器について、電波による実験、試験等の迅速化の観点から、申請内容の簡素化も含め、簡便な手続で無線局の使用を可能とする。また、実験試験局の免許を取得した無線局については、実験結果を踏まえた実用化を加速化するための方策を検討し、結論を得次第、速やかに措置する。 b 電波法(昭和25年法律第131号)に定める技術基準に相当する技術基準に準拠したWi-Fi、Bluetooth、Zigbeeなどを利用した無線設備について、調査・試験・研究開発等の非商業用途に関しては、技術基準適合証明を取得せずとも海外より持ち込み、利用可能とすることについて、研究開発等を目的とすることを踏まえて、利用可能期間を6か月以上の長期とすることを含めて検討し、速やかに制度改正を行い、所要の措置を講ずる。	平成30年度検討・結論・措置	総務省	未措置	技術基準適合証明等未取得していないWi-Fi、Bluetooth、ZigBee、LTE等の機器について、届出により最長180日間、実験、試験又は調査を可能とするため、所要の措置を盛り込んだ「電波法の一部を改正する法律案」を第198回通常国会に提出した。	継続F	改正電波法の成立および施行までフォロー	
		59	クリーニング所の面積基準等に係る条例の規定に関する実態調査と公表	クリーニング所の面積基準等に係る地方自治体の条例での規定に関して、具体的な規制内容の実態調査を行い、取りまとめ、公表することにより、地方自治体が、他の地方自治体における規制内容を参照しつつ、自主的に規制の見直しを進めやすくなるための環境を整備する。なお、必要に応じて追加調査を行う。	平成30年度措置	厚生労働省	措置済	「クリーニング所の面積基準等に係る調査結果について」(平成30年9月6日業生衛発0906第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)を发出し、調査結果を公表。	—	解決	
		60	廃棄物処理法における役員等の範囲からの「資金運用のみを目的とした5%以上の株主」の除外	産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者における発行済株式総額の5%を有する株主又は出資の額の5%以上の額に相当する出資をしている者の届出義務の対象に係る、資金の運用管理を目的とする法人株主の取扱いについて、以下を実施する。 a 上場企業である産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者について、信託銀行が株主となっている場合を届出義務の対象外とすることについて検討し、対象外にするとの結論を得た場合には所要の措置を講ずる。 b a以外の資金の運用管理のみを目的とした法人株主を届出義務の対象外とすることについて検討し、対象外にするとの結論を得た場合には所要の措置を講ずる。	a:平成30年度検討・結論、結論に応じて速やかに措置 b:平成30年度検討開始、令和2年度結論、結論に応じて速やかに措置	環境省	未措置	規制改革の対応に向けた課題の整理のため、学識経験者等にヒアリングを行うとともに、実態把握のために要望提出企業へのヒアリングを行い、検討を実施した。その結果、産業廃棄物処理業者に係る株式の5%以上を保有する法人が外国法人である場合における届出書の添付書類について、地方自治体により異なる運用がなされていることが課題であるとの結論を得た。	ヒアリングを踏まえた検討の結果について、必要な通知の发出を行う。	継続F	措置状況について要フォロー
		61	犯罪収益移転防止法による法人の本人確認書類の追加	法人の取引時確認の方法について、民事法務協会が運営する「登記情報提供サービス」により取得された商業・法人登記情報を印刷したものが本人確認書類として十分に証明力を有するか否かを検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	警察庁 法務省	措置済	「登記情報提供サービス」により取得された商業・法人登記情報を利用した法人の取引時確認の方法について検討し、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令(平成30年内閣府令・総務省令・法務省令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令第3号)の改正により、一般財団法人民事法務協会が運営する「登記情報提供サービス」を利用して登記情報の送信を受ける方法を新設した。	—	解決	
		62	犯罪収益移転防止法によるリース取引のストラクチャーに用いるSPC向け融資に係る取引時確認義務の緩和	貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者である親会社から100%出資SPCである子会社に対する金銭の貸付けを内容とする契約の締結に係る貸金業者の取引時確認義務の緩和について検討し、結論を得る。	平成30年度検討開始、令和元年度結論	警察庁 金融庁	検討中	貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者である親会社から100%出資SPCである子会社に対する金銭の貸付けを内容とする契約の締結に係る貸金業者の取引時確認義務の緩和について検討を行っている。	引き続き、関係省庁と協議を行い、マネー・ローンダリング、テロ資金供与の防止の観点も踏まえて具体的な検討を行っていく。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		63	犯罪収益移転防止法による店頭商品デリバティブ取引に係る取引時確認の見直し	店頭商品デリバティブ取引のうち、特定通信手段を利用する取引に関し、簡素な顧客管理を行うことを許容することについて、これまで行ってきた特定通信手段を利用した取引の実態等を踏まえた検討を基に、結論を得る。	平成30年度検討・結論	警察庁 農林水産省 経済産業省	措置済	犯罪収益移転防止法施行規則(平成30年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第3号)の改正により、商品先物取引に係る行為を内容とする契約の締結のうち、スワフトを利用する特定事業者を顧客とするものであって、スワフトを介して確認又は決済の指示が行われるものについて、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として追加した。	実施済のため、今後は特段対応なし。	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
										評価	指摘事項	
		64	金融商品取引業者等による広告等における法定記載事項の緩和	金融商品取引業者等による広告等について、当該広告等に係る業務を所管する加入協会を記載することで足りることとすることを検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	金融庁	未措置	金融商品取引業者等が、その業務の内容について広告等を行う場合、当該業務の内容に関連する協会の名称の記載のみを義務付け対象とする内容の金融商品取引業者等に関する内閣府令(平成19年内閣府令52号)の改正案を平成31年3月20日に公表し、意見募集を開始。	意見募集の結果を踏まえ、改正案の公布・施行を行う予定。	継続F	内閣府令改正の状況についてフォロー	
		65	貿易金融に係る信用リスクの計測方法に関する規制緩和	銀行の自己資本比率の算定上、事業法人等に係る信用リスクの算定に当たって、偶発債務かどうかにかかわらず、「短期かつ流動性の高い貿易関連取引」を残存期間の下限(1年)の適用対象外とすることについて、バーゼル規制に係る国際合意(平成29年12月)及び貿易関連取引の実態を踏まえて検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	金融庁	措置済	国際合意及び貿易関連取引の実態を踏まえて検討した結果、自己資本比率の算定上、貿易関連偶発債務に関わらず、「短期かつ流動性の高い貿易関連取引」を残存期間の下限の適用対象外とすべく、告示(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等)の改正を行い、平成31年3月31日から施行する。	なし	解決		
		66	厚生年金における70歳以上被用者該当・不該当等簡素化	適用事業者の事業主等の負担軽減の観点から、70歳以上被用者該当・不該当当届の様式の変更等について、手続の簡素化等の措置を検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	厚生労働省	措置済	<厚生年金保険> 70歳到達時に引き続き同一の事業所に使用され続け、かつ、標準報酬月額に相当する額が70歳到達前後で同額である被保険者の場合、70歳以上被用者該当届及び被保険者資格喪失届については、平成31年4月1日より、事業主からの提出を不要とした(平成30年12月)。		解決		
		67	確定給付企業年金に係る積立上限額の報告の簡素化	確定給付企業年金に係る積立上限額の算定及び報告について、控除すべき掛金が存在しない場合には不要とすることを検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	厚生労働省	措置済	確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第77号)の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について(平成30年6月22日年企発0622第1号)により、控除すべき掛金が存在しない確定給付企業年金に対して、積立上限額の算定及び報告を不要とした。		解決		
		68	認定経営革新等支援機関における行政手続の簡素化	認定経営革新等支援機関における重複的な行政手続について簡素化を検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	金融庁 経済産業省	措置済	申請者の負担軽減のため、平成30年7月に、一定の条件を満たす場合には、申請の際に役員構成の記載を省略できる手続の簡素化を行った。また、従たる事務所所在地等の変更について、書面での届出を不要とし、電子メールでの届出を認めることとした。	なし	解決		
		69	高圧ガス製造事業者による定期自主検査の猶予期間の設定	高圧ガス製造事業者による定期自主検査について一定の猶予期間を設けることを検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	経済産業省	措置済	「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)等」の一部を改正する規程(20190308保局第1号)を改正し(平成31年3月15日公布)、定期自主検査の実施時期設定の考え方を示した。	—	解決		
		70	行政書士が発行する領収書の様式の見直し	行政書士が発行する領収書の様式について、IT化の進展や業務の効率化の観点から、業務の実態や日本行政書士会連合会の意見等を踏まえ、様式の指定の要否も含めて見直しを検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	総務省	検討中	領収書には必要な項目が記載されていなければならない他他業の例もあるため、日本行政書士会連合会の意見を聞きながら、行政書士が発行する請求書の改正を検討中 ※行政書士法施行規則(第10条)の改正が必要	引き続き検討	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。	
平成30年6月15日	その他重要課題分野	(2)新たな需要に応える旅客・貨物運送事業の規制改革										
		1	多様な移動ニーズに応える新たなタクシーサービスの実現	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までを一つの節目とし、さらには、その先の未来の社会にも応えられるよう、しなやかな移動サービスを具体化し導入を目指す。安全性の確保を前提にしつつ、利用者のニーズや地域交通機関の課題を整理し、ICTを積極的に活用して、利用者ニーズへのきめ細かい対応と運転手の多様な働き方を実現する新たなタクシーサービスの在り方を総合的に検討し、利用者の立場に立って早急に結論を取りまとめる。	平成30年度検討開始・令和元年度結論	国土交通省	検討中	2018年秋以降、「地域交通フォローアップ・イノベーション検討会」等において、新たなタクシーサービスの在り方を含め、総合的な検討を行っている。 全国ハイヤー・タクシー連合会においても、タクシーサービスの更なる高度化に向けた「今後新たに取り組む事項」の拡充を検討している。	「地域交通フォローアップ・イノベーション検討会」において、本年夏ごろまでの間に中間取りまとめを予定。 全国ハイヤー・タクシー連合会における「今後新たに取り組む事項」の拡充について、本年夏ごろにとりまとめを予定。	継続F	検討の状況について要フォロー	
		2	救援タクシー事業の明確化	a 救援タクシー事業について、タクシー車両を使用して本来業務の遂行を妨げない範囲で行われ、社会通念上貨物運送行為に該当しない「救援事業」の範囲についてより明確化を図る。 b 利用者ニーズや生産性向上と人手不足解消の観点を踏まえ、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)におけるタクシー車両を利用した貨物運送の在り方について、検討を開始する。なお、当該検討については、関係者の意見も踏まえるとともに、輸送の安全及び利用者利益の保護が損なわれることがないように留意して行う。	a:平成30年度検討開始・平成30年度結論 b:平成30年度検討開始・令和元年度結論	国土交通省	検討中	a 通達発出済み(「タクシー事業者が行う救援事業等について」(平成31年3月28日付(国自旅第306号))。 b 現在、貨物自動車運送事業者側及びタクシー事業者側双方と、令和元年度の検討の進め方等について相談をしているところ。	a - b 今後、関係者の意見を順次聴取し、これらの意見を踏まえてタクシー車両を利用した貨物運送のあり方について検討し、令和元年度中に結論を得る。	継続F	bについては検討の状況について要フォロー	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
			(3)民泊サービスにおける規制改革								
		3	民泊サービスにおける規制改革	住宅宿泊事業の振興を図るため、以下の措置を講じる。 a 条例による住宅宿泊事業の実施の制限に関して、年間全ての期間において実施を一律に制限すること、都道府県又は保健所設置市等(以下「都道府県等」という。)の全域を一体として一律に制限すること等は、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)の目的を逸脱し、政令で定める基準からも適切でないことを、都道府県等に周知徹底し、住宅宿泊事業法の趣旨に沿った実施がされるよう要請する。 また、条例による住宅宿泊事業の実施の制限が行われている区域については、政令で定める基準に照らして、合理的に必要と認められる限度を超えて過度の制限となっていないかについて、都道府県等に確認を行い、法律の目的に沿った対応を求める。 b 住宅宿泊事業の事業者、利用者等が、条例による住宅宿泊事業の実施の制限が行われている区域の状況を一覧的に確認できるよう、ホームページにおいて公表する。 c 住宅宿泊事業に関する手続の簡素化のため、システムを利用したオンラインでの届出を基本とするともに添付書類の削減に取り組むよう都道府県等に要請する。 d 違法な民泊サービスの排除、住宅宿泊事業を活用した地域活性化の促進等に取り組むなど、好事例の横展開を進め、地方自治体・地域住民の住宅宿泊事業に対するイメージの改善に努める。	a,b:措置済み(平成30年度以降も継続的に実施) c,d:平成30年度措置	厚生労働省 国土交通省	措置済	a,b:措置済み。引き続き最新の条例の制定状況についてポータルサイトを通じ公表を行っている。 c:7月13日に関係省庁の連名で通知を发出。各自治体に対し住宅宿泊事業の届出に係る受付事務の運用について、一層迅速な処理等が図られるよう、電子申請システムの利用促進や添付書類の簡素化等について検討を要請。 7月には全自治体に対して実態調査を実施し、その結果について、過剰な上乘せ手続を行っている自治体については、具体的な自治体名を挙げつつ、11月に結果の公表を行った。さらに、行政手続法違反が疑われる事例や不適切な事例を列挙するなど国土交通省、厚生労働省としての考え方を示した通知を11月22日に发出した。 通知发出以降の自治体の改善状況について、2月にフォローアップ調査を実施。3月末に改善状況を公表し、未だ改善が見られない自治体に対しては引き続き個別に改善を要請した。 d:違法民泊対策については、違法民泊対策関係省庁連絡会議等を通じて、関係省庁で連携して違法民泊の取締り等を徹底して行っている。また、全国における様々な民泊の事例集を作成し、2月1日にポータルサイトを通じて公表を行った。		解決	a 条例の制定が住宅宿泊事業法の趣旨に沿った合理的なものであるかの確認を引き続き行い、適宜指導する b ポータルサイトの更新は今後も行う c 改善を要請した自治体について、その後対応できているかフォローする d 横展開のための会議等の定期的な開催、ポータルサイトの更新を続ける。
			(4)プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直し								
		4	プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直し	プロジェクションマッピング(以下「PM」という。)の実施を推進するため、以下の措置を講ずる。 a PMは従来の屋外広告物に含まれないことを明確にし、PMにふさわしく、かつ、その実施を促進する必要最小限のルールを早急に定め、地方自治体に通知し、対応を促す。 b 事業者がPMを行う際の手続き・窓口等を取りまとめた実施マニュアルを作成し、広く周知する。	a:措置済み(対応を促す部分は平成30年度以降も継続的に実施) b:措置済み	国土交通省	措置済	a:プロジェクションマッピング実施の環境整備を進めるため、平成30年3月30日付けで、プロジェクションマッピングの取扱いについて定めた「投影広告物条例ガイドライン」を策定し、地方自治体に通知するとともに、平成30年4月に開催した地方公共団体の屋外広告物担当者会議や10月～11月に地方整備局単体で開催されたブロック会議等において、周知徹底を図った。 b:平成30年3月30日付けで、プロジェクションマッピング実施の際の手続きや窓口等を明記した事業者向けの「実施マニュアル」を策定し、地方公共団体及び事業者に広く周知した。	引き続き、屋外広告物担当者会議等において周知徹底を図る。	解決	
			①生産資材価格の引下げ、生産者に有利な流通・加工構造の確立								
平成29年6月9日	農林水産分野	1	良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物物流通等の合理化に向けた取組の法制化	a 平成28年11月に策定した「農業競争力強化プログラム」に基づき、農業競争力強化支援法案を提出する。 b 農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)施行後の運用に当たっては、以下の諸点に留意する。 ・農業資材事業及び農産物物流通等事業に係る事業環境の整備が着実に進められること。 ・農業資材事業及び農産物物流通等事業の事業再編又は事業参入の促進が適切に図られること。 ・農業資材の調達及び農産物の出荷等に関し、価格等必要な情報の入手の円滑化のための具体的措置が講じられること。 ・農産物の直接販売の促進、品質等についての適切な評価のための具体的施策が講じられること。	a:措置済み b:平成29年度措置	農林水産省 経済産業省	措置済	a 農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)(以下「支援法」)が第193回通常国会において成立し、平成29年8月に施行。 b-1 事業再編又は事業参入を促進するため、支援法に基づく支援措置を広く周知するとともに、事業者からの相談に積極的に対応。 その結果、施行後から平成31年3月末までに、農業資材事業分野において3件、農産物物流通等事業分野において12件の事業再編計画及び農業資材事業分野において1件の事業参入計画を認定。 b-2 価格等の情報の入手の円滑化や農産物の直接販売等を促進するため、平成29年6月に農業資材比較ウェブサイト「AGMIRU(アグリミル)」、農林水産業・流通業のマッチングナビ「agreach(アグリーチ)」の運用を開始し、様々な機会を捉えて利用拡大に向けたPRを実施。 b-3 「農林物資の規格化等に関する法律(JAS法)及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律」(平成29年法律第70号)が第193回通常国会にて成立し、農産物の品質等についての適切な評価に資する規格を戦略的に制定し得る枠組みを整備。また、平成31年3月までに事業者からの規格化の相談・提案を受け、切り花の日持ち性を向上させる生産管理のJASなど、これまでに11規格を制定した。 等	a 引き続き、関係省庁が連携して、農業資材事業者・農産物物流通等事業者、関係団体等に支援法について広く周知するとともに、支援法に基づく支援措置の活用を促進。 b-1 引き続き、関係省庁が連携して、農業資材事業者・農産物物流通等事業者、関係団体等に支援法に基づく支援措置を広く周知するとともに、事業者からの相談に対しきめ細かく対応し、その活用を促進。 b-2 アグリミル・アグリーチについて、引き続き、利用拡大に向けたPRを実施するとともに、機能の改善や改善後の運用状況について、運営法人に対するフォローアップを実施。 b-3 平成30年4月に施行した改正JAS法に基づき、農産物の品質等の適切な評価につながる手段として活用されるよう、新たな枠組みについて事業者等に広く周知するとともに、事業者からの規格化の相談・提案に順次対応し、その活用を促進。	継続中	実際の運用状況について要フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		2	農業生産資材及び農産物流通に関する規制の総点検	a 農業競争力強化支援法に基づき、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する調査を行った上で、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について検討する。 b 農業取締法(昭和23年法律第82号)等各種法制度や法律に拠らない業界団体による自主的な規制を含めたあらゆる規制・制度に関する総点検を速やかにを行い、必要な措置を講ずる。 c 特に卸売市場については、経済社会情勢の変化を踏まえて、卸売市場法(昭和46年法律第35号)を抜本的に見直し、合理的理由のなくなっている規制は廃止すべく、平成29年末までに具体的結論を得て、所要の法令、運用等を改める。 d 農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)及び主要農作物種子法(昭和27年法律第131号)を廃止する法律案を提出する。	a:平成30年度上期までに調査を実施、これを踏まえた施策について令和元年度上期までに検討・結論を得次速やかに措置 b:令和元年度上期措置 c:平成29年度検討・結論 d:措置済み	農林水産省 経済産業省	検討中	a 農業競争力強化支援法第16条に基づき、国内外の農業資材の価格や農産物流通等の状況に関する調査を実施し、平成30年9月までに公表。 b 農業の安全性の一層の向上と規制の合理化を進めるための「農業取締法の一部を改正する法律」(平成30年法律第53号)が第196回通常国会において成立し、平成30年12月に一部施行。 c 農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に 대응していくため、卸売市場を含めて、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立する観点から、平成29年12月8日に、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の一環として、「生産者・消費者双方のメリット向上のための卸売市場を含めた食品流通構造の改革について」を農林水産業・地域の活力創造本部にて決定。 これに即し、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第62号)が第196回通常国会において成立し、平成30年10月に関係政省令を一括公布(改正卸売市場法の施行日は令和2年6月21日)。 d-1 農業現場のニーズを的確に踏まえた農業機械の開発に向け、「農業機械化促進法を廃止する等の法律」(平成29年法律第19号)が第193回通常国会において成立。 d-2 官民の総力を挙げた種子供給体制の構築に向け、「主要農作物種子法を廃止する法律」(平成29年法律第20号)が第193回通常国会において成立。	a 引き続き、令和元年度上期までに良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための必要な施策の検討を行う。 b 農業の安全性を一層向上させるため、農業の再評価の実施、農業使用者等への影響評価の充実等、新制度を適切に運用する。 c 令和2年6月に、改正後の「卸売市場法」が施行。	継続F	実際の運用状況について要フォロー
②牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革											
		3	加工原料乳生産者補給金制度の改革	a 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)を廃止し、生産者が、出荷先等を自由に選べる環境の下、経営マインドを持って創意工夫をしつつ所得を増大させていくために、指定生乳生産者団体に全量委託販売する酪農家に限定することなく、加工原料乳の全ての生産者に補給金を交付し、需給に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るための所要の改正法案を提出する。 b 上記の制度見直しの趣旨を踏まえて、新制度に関する法令、通達等の運用ルールを新たに整備する。その際、年間販売計画が飲用向けと乳製品向けの調整の実効性を担保できるものとする。部分委託の場合当たりの利用を認めないルールとすること等に留意する。	a:措置済み b:平成29年度措置	農林水産省	措置済	a 「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が第193回通常国会において成立、平成29年6月16日に公布。 b-1 「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」を平成29年10月27日に公布。 b-2 「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について」(29生畜第751号農林水産省生産局長通知)を平成29年10月27日に発出。 平成30年4月1日に、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が施行。同法に基づき、88事業者に対し、平成30年度の交付対象数量を配分。加工原料乳について生産者補給金等を交付。 b-4 令和元年度の加工原料乳生産者補給金単価、総交付対象数量を平成30年12月13日に決定。	引き続き、新制度を適切に運用する。	継続F	実際の運用状況について要フォロー
		4	条件不利地域への対応	条件不利地域の生産者の集送乳円滑化の観点から、受託販売や買取販売を行う事業者の集送乳経費を助成する仕組みの運用に当たっては、新たな事業者の参画を可能としつつ、条件不利地域の生産者の生乳が確実に集乳される仕組みを構築する。	平成29年度措置	農林水産省	措置済	1) 「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が第193回通常国会において成立、平成29年6月16日に公布。 2) 「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」を平成29年10月27日に公布。 3) 「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について」(29生畜第751号農林水産省生産局長通知)を平成29年10月27日に発出。 4) 平成30年4月1日に、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が施行。同法に基づき、10事業者を指定事業者として指定し、集送乳調整金を交付。条件不利地域における集送乳を今後も安定的かつ確実に行う体制を整備。 5) 令和元年度の集送乳調整金単価を平成30年12月13日に決定。	引き続き、新制度を適切に運用する。	継続F	実際の運用状況について要フォロー

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
③農協改革の着実な推進											
		5	農協改革の着実な推進	a 全農が生産資材の購買事業の見直し・農産物の販売体制強化等を盛り込んで策定した新たな年次計画の実施状況を含め、「農協改革集中推進期間」にあるJAグループの自己改革の進捗状況をフォローアップし、真に農業者のための改革が実現するよう促す。特に、「農業競争力強化プログラム」において「全農の生産資材の買ひ方」及び「全農の農産物の売り方」として記載された諸点について、確実かつ計画的に履行されるよう促す b 地域農協組織においても、農産物の有利販売やこれと結びついた営農指導と、生産資材の有利調達とに重点を置いた事業運営へと転換するとともに、事業利用の強制をしないなど、平成27年改正農協法の趣旨に即した事業運営を徹底するなど、自己改革を促す。 c 上記のほか、平成26年6月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合の見直し」及び平成27年6月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合改革の着実な実施」を踏まえ、中央会制度から新たな制度への移行、地域農協組織の信用事業の農林中金等への譲渡等を始め、農協改革集中推進期間中の着実な自己改革を促し、進捗状況をフォローアップする。	平成29年度以降、継続的に措置	農林水産省	検討中	・改革の取組状況に関するアンケート調査を実施・公表して、農協自身及び農業者の評価の見える化を図る(平成29年7月及び平成30年6月に結果を公表) ・平成30年2月から12月にかけて、全都道府県(49農協)において「農協との対話」を実施(農水省の職員が、農協の監督行政である都道府県の職員とともに、農協の自己改革目標をベースとして、POCAサイクルの実施状況等について意見交換する取組) ・成果を出している農協の優良事例を公表(これまで45事例を公表)等により自己改革を促している。	・現在、都道府県庁による対話を実施しており、令和元年度までに大衆の農協との対話を実施し、遅くとも令和2年度までに全ての農協との対話を実施する予定。	継続F	運用状況について要フォロー。
④農業競争力強化と地域経済の活性化に向けて農地の利活用を促進する規制改革											
		6	農地中間管理機構を軸とする農地の集積・集約化の更なる推進	農地中間管理機構による農地の集積・集約化の実績等を踏まえ、同機構以外の流動化手法の取扱いを含む中間管理事業の更なる推進に向けた改善策を検討し、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の施行後5年を目途とした、農地中間管理事業等の在り方の見直しに合わせて着実に実施する。	平成29年検討開始、平成30年度に結論を得次第速やかに措置	農林水産省	措置済	農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」を第198回国会(平成31年通常国会)に提出した。	「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」の国会審議等に適切に対応。	継続F	実際の検討状況について要フォロー
		7	農地の有効利用のための流動化に資する転用期待の抑制	過度な転用期待に伴い流動化が阻まれている状況を改善することを目的とする転用利益の徴収等の対策について、その施策の具体化に必要な検討を、No.6の農地中間管理事業に係る改善策の実施と併せて着実に実施する。	平成29年検討開始、平成30年度に結論を得次第速やかに措置	農林水産省	検討中	農地の利用の集積に支障を及ぼす場合の転用不許可要件への追加等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」を第198回国会(平成31年通常国会)に提出した。	「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」の国会審議等に適切に対応。	継続F	実際の検討状況について要フォロー
		8	農地における新たな農業生産施設・設備の利活用の促進	農地について、その将来にわたる利活用の可能性を維持しつつ、新たな技術革新を活かした農業生産を支える多様な施設・設備の設置や運用を行う場合の農地法(昭和27年法律第229号)における取扱いについて検討する。	平成29年検討開始、結論を得次第速やかに措置	農林水産省	措置済	床面の全部がコンクリート等で覆われた農作物栽培高度化施設を設置して行う農作物の栽培を当該農地の耕作に該当するものとみなし、農地転用に当たらないこととする等を内容とする「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成30年法律第23号)」が第196回国会(平成30年通常国会)において成立し、平成30年5月18日に公布、平成30年11月16日に施行。	—	継続F	実際の運用状況について要フォロー
⑤林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進											
		9	林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の推進	林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の実現に向け、森林の管理経営を意欲のある持続的な林業経営者へ集積・集約化する方策や、これを補完するために市町村等が担う公的仕組みとその持続可能な実効を担保する財源を含めた枠組みについて、検討し、結論を得次第、速やかに、所要の規制・制度改革を実施する。	平成29年検討・結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省	措置済	意欲と能力のある林業経営者への経営の集積・集約化と市町村による公的管理を行う新たな森林管理システムを構築する「森林経営管理法案」を、平成30年3月に、第196回国会(平成30年通常国会)に提出。平成30年5月に可決され、「森林経営管理法(平成30年法律第35号)」が成立。 また、平成30年度法制改正の大綱(平成29年12月22日閣議決定)においては、この法案を踏まえ、主に市町村が行う森林の公的な管理をはじめとする森林整備等の財源として、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設することとされたところ。平成31年2月に、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案」が第198回国会(平成31年通常国会)に提出され、同年3月に可決・成立。	「森林経営管理法」及び「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が平成31年4月1日施行。新制度を適切に運用する。	継続F	実際の運用状況について要フォロー
⑥漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実											
		10	漁業の成長産業化等の推進と水産資源の管理の充実	数量管理等による水産資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直しを含め、検討を開始し、早急に結論を得る。	平成29年検討開始、平成30年結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省	措置済	「水産政策の改革の方向性」を整理し、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成29年12月8日改訂、農林水産業・地域の活力創造本部決定)に盛り込んだ。その後、同プラン(平成30年6月1日改訂、農林水産業・地域の活力創造本部決定)に改革の内容をとりまとめた「水産政策の改革について」を盛り込んだ。また、その具体化として、資源管理並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)が197回国会において成立し、平成30年12月14日に公布、公布の日から起算して2年以内に施行されることとなった。	改正法の円滑な施行に向け、適切に対応。	解決	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)			
									評価	指摘事項		
平成29年6月9日	人材分野	①転職先がより見つけやすくなる仕組みづくり										
		1	ジョブ型正社員の雇用ルールの確立	平成29年公表の実態調査の結果を踏まえ、関係法令の整備を含む更に必要となる方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	未措置	労働契約法の解釈、「雇用管理上の留意事項」、モデル就業規則等の周知により、多様な正社員の普及・拡大を図ってきた。 また、平成28年度に労働政策研究・研修機構(JILPT)において「改正労働契約法とその特例への対応状況及び多様な正社員の活用状況に関する調査」を行い、その結果が平成29年6月に公表された。 ジョブ型正社員の雇用ルールの確立については、上記の調査結果によると、何らかの限定正社員制度を設けている企業の割合は全体の26.8%にとどまり、現時点において十分に普及しているとは言えない状況であることを踏まえ、平成30年度には、多様な正社員の普及・拡大を図っていくために、ポータルサイトでの事例公表や、企業向けのシンポジウムの開催等を行った。	令和元年度においても、引き続き多様な正社員制度の導入事例の収集・ポータルサイトへの掲載やシンポジウムの開催等の予算を計上しており、無期転換ルールへの対応としての多様な正社員の導入を含め、普及・拡大を図っていく。 その先の制度的な対応の検討に当たっては、平成30年4月から申込権が本格的に発生している有期契約労働者の無期転換ルールの運用において、この多様な正社員の活用状況が大きく変化することが考えられることから、その状況も踏まえた上で、検討する必要があると考えている。	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。	
		②転職して不利にならない仕組みづくり										
		3	法定休暇付与の早期化	「法定休暇付与の早期化に関する意見」(平成29年1月26日規制改革推進会議)の内容の実現に向け、労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針(平成21年厚生労働省告示第509号)を改正し、a.入社初年に年次有給休暇が付与されるまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、b.年次有給休暇の付与日数が20日に達するまでの継続勤務期間を可能な限り短縮すること、c.仮に労使協定が締結されたとしても、勤務開始日から一定日数の子の看護休暇及び介護休暇を取得できるようにすることについて、事業場の実情も踏まえ対応することが望ましい旨の記載を追加する。また、労働時間等設定改善指針等の改正後、その普及啓発に積極的に取り組み、休暇の早期付与の状況に関する実態調査を行う。さらに、その調査結果を踏まえ、関係法令の改正を含む更に必要となる方策について速やかに検討を行う。	指針改正について、平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置。 改正指針の施行後、2年を目標に休暇付与の早期化に関する実態調査を開始。調査結果を得次第、関係法令の改正を含む必要な方策について速やかに検討・結論	厚生労働省	検討中	開議決定の記載を踏まえ、平成29年9月27日に「労働時間等設定改善指針(平成20年厚生労働省告示第108号)」及び「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針(平成21年厚生労働省告示第509号)」を改正し、いずれも平成29年10月1日より適用している。 また、改正指針については、厚生労働省において、リーフレット(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jika/index.html)を作成し、日本経団連、連合等の労使団体を通じた周知、厚生労働省のホームページ、広報紙、メールマガジン等による周知、また、平成29年10月に隣に開催したシンポジウム・セミナー等を通じた周知に努めている。さらに、都道府県労働局に指示して、全国の労働局及び労働基準監督署でリーフレットを配布するほか、労働局幹部がリーディングカンパニーや地域で社会的影響力が大きい中堅・中小企業の経営トップに働きかけを行う際や、労働局の職員及び働き方・休み方改善コンサルタントによる企業指導時等において、改正指針の周知を図っている。 また、年次有給休暇の付与の状況について、平成29年4月時点、平成30年9月時点の状況を把握した(委託事業による調査)。	労働時間等設定改善指針については、平成30年7月6日に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)を踏まえ、平成30年10月30日付けで改正を行っており(施行:平成31年4月1日)、今般の改正内容も含め、今後も引き続き周知徹底に努めていく予定である。 なお、子の看護休暇及び介護休暇についての実態調査に関しては、現在実施に向けた検討を行っているところ。	継続F	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。	
平成29年6月9日	医療・介護・保育分野	①介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善										
		1	介護事業者選択に資する情報の分かりやすい表示への見直し	介護サービス情報公表システムにおける情報項目について、介護事業者を選択する基準となる情報を調査・研究した上で、その結果を踏まえ、利用者・家族向け情報と専門職(ケアマネジャー等)向け情報に再編することの適否などを検討し、介護事業者選択に資する情報を分かりやすく表示する。	平成29年度検討・結論、平成30年度措置	厚生労働省	措置済	平成29年度に情報公表システムのリニューアルに向けて、利用者にとって利便性を高める観点から、介護事業者選択に資する情報や機能の追加について調査・研究を行った。 ・平成31年3月に利用者・家族と専門職(ケアマネジャー)がそれぞれのニーズに対応した情報の検索をより円滑に行えるよう、システム内の検索ページを、利用者・家族向けのものや専門職(ケアマネジャー)向けのものに分けて設定する機能改修を実施し、同月に開催した全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において周知を行った。	—	解決	—	
		2	情報公表システムにおける利用者の選択に資する機能の追加	利用者の主体的なサービス選択に資するよう、介護サービス情報公表システムに、各種サービスを組み合わせて利用する場合の総費用の簡易な試算の機能を追加することなどを検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論、平成30年度上期措置	厚生労働省	措置済	平成29年度に情報公表システムのリニューアルに向けて、利用者にとって利便性を高める観点から、介護事業者選択に資する情報や機能の追加について調査・研究を行った。 ・平成30年9月に利用者・家族向けの概算料金の簡易な試算機能を追加する機能改修を実施し、平成31年3月に開催した全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において周知を行った。	—	解決	—	
		5	第三者評価受審に係るインセンティブの強化	a 第三者評価機関が第三者評価を行う場合、介護事業者が他の監査・評価等で提出した資料と同様のものを使うよう都道府県等を通じて促すなど介護事業者への負担を軽減することを検討し、結論を得る。 b 第三者評価受審介護事業者に対して講じられる負担軽減策等の受審メリットを、都道府県等と連携の上、介護事業者に対して、分かりやすく示す。 c 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。	a:平成29年度検討・結論、平成30年度措置 a,b:平成29年度検討・結論、平成30年度措置 c:平成30年度措置	厚生労働省	措置済	a,b 福祉サービス第三者評価の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設置された有識者で構成する検討会や都道府県推進機関からのヒアリングの結果を踏まえ、 ・受審事業所から提出を求める書類の既存資料の活用等や関係制度で課される義務等の軽減の着実な実施により負担を軽減するとともに、 ・自己評価を通じた介護サービスの評価の体験学習の場の開催や法人指導監査時の監査周期の延長も教示した上での本制度の推奨その他地域の実情に応じた取組を進めるべく、関連通知の改正を行った。 c 介護サービス情報公表システムについては、「第三者評価の受審状況」に関する項目をわかりやすく表示するため、事業者の同意に基づき、評価結果の総評等を公表すべく、システム改修を行った。	a,b,c 引き続き、関係通知の周知・徹底を行い受審の促進に努めている。	解決	—	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)		
									評価	指摘事項	
		6	第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	a 契約締結時における介護事業者からの重要事項説明として、第三者評価の受審状況等の説明を義務化する。 b 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。(再掲)	a:平成29年度措置、義務化は平成30年度から実施 b:平成30年度措置	厚生労働省	措置済	a 福祉サービス第三者評価の評価対象である介護事業者は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者等に対して「福祉サービス第三者評価の実施の有無」等をサービスの選択に資すると認められる重要事項として説明するよう見直すべく、関連通知の改正を行った。 b 介護サービス情報公表システムについては、「第三者評価の受審状況」に関する項目をわかりやすく表示するため、事業者の同意に基づき、評価結果の総評等を公表すべく、システム改修を行った。(再掲)	a,b 引き続き、関係通知の周知・徹底を行い受審の促進に努めている。	解決	
②介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現											
		10	介護保険サービスと保険外サービスの組合せに係る新たな通知の発出と周知	介護保険サービスと保険外サービス(以下「両サービス」という。)の柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、下記a～cについての検討の結論を踏まえ、地方自治体や介護事業者にとって分かりやすくなるよう、一貫性や明確性を持たせた通知(技術的助言)を発出し、周知を図る。 a 訪問介護における、両サービスの組合せに係る現行のルールの整理(両サービスの連続的な提供に係るルールの明確化を含む。No.11のa参照) b 通所介護における、両サービスの柔軟な組合せに係るルールの整備(No.12参照) c 利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制の明確化(No.14参照)	平成29年度検討・結論、平成30年度上期中に速やかに措置	厚生労働省	措置済	平成29年度に介護保険サービスと保険外サービスの組合せに関する各保険者等の運用実態について調査を行うとともに、当該調査結果を踏まえ、学識経験者、自治体職員、ケアマネジャー及び介護事業者等を構成員とした検討会において、現行のルールの整理等について検討を行い、結論を得た。 *当該結論を踏まえ、平成30年9月に介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせる場合の取扱いに関する通知を発出した。	—	解決	
		11	訪問介護サービスにおける柔軟な組合せの実現等	訪問介護について、両サービスの柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、 a 両サービスの組合せに係る現行のルールの整理(両サービスの連続的な提供に係るルールの明確化を含む。)について検討し、結論を得る。 また、 b 両サービスの同時一体的な提供の在り方について、下記のような課題を踏まえて検討する。 *自立支援・重度化防止の阻害のおそれ *保険給付増加の呼び水となるおそれ *適正な保険給付を担保するサービスの区分 *ケアマネジャーなどによる適切なマネジメント	a:平成29年度検討・結論 b:平成29年度検討開始	厚生労働省	措置済	(a) *介護保険サービスと保険外サービスの組合せに関する各保険者等の運用実態について調査を行うとともに、当該調査結果を踏まえ、学識経験者、自治体職員、ケアマネジャー及び介護事業者等を構成員とした検討会において検討を行い、結論を得た。 *当該結論を踏まえ、平成30年9月に介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせる場合の取扱いに関する通知を発出した。 (b) *平成29年度に学識経験者、自治体職員、ケアマネジャー及び介護事業者等を構成員とした検討会において検討を実施し、課題を整理した。 *平成30年度は、検討会において当該課題に係る具体的な検討を行った。	(a) — (b) 訪問介護と保険外サービスを同時一体的に提供することについては、平成30年度の検討を踏まえ、平成31年4月上旬に報告書が取りまとめられる予定。	解決	b 報告書が公表済み(平成31年4月10日)
		13	保険サービスと関係する保険外サービスに係る柔軟な価格設定の在り方	特定の介護職員による介護サービスを受けるための指名料や、繁忙期・繁忙時間帯に介護サービスを受けるための時間指定料として利用者の自費負担による上乗せ料金を徴収することについて、利用者保護などの多くの課題や論点の整理を行う。	平成29年度整理開始	厚生労働省	措置済	平成29年度に学識経験者、自治体職員、ケアマネジャー及び介護事業者等を構成員とした検討会において、課題や論点の議論を実施し、課題を整理した。 *平成30年度は、検討会において当該課題に係る具体的な検討を行った。	指名料や時間指定料等の柔軟な価格設定の在り方については、平成30年度の検討を踏まえ、平成31年4月上旬に報告書が取りまとめられる予定。	解決	報告書が公表済み(平成31年4月10日)
③介護サービス供給の在り方の見直し											
		16	介護保険事業(支援)計画における特定施設のサービス量の見込みの実態把握	利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう厚生労働省が地方自治体に通知(『「(確定版)介護保険事業計画用ワークシート」の配布について」(平成26年7月3日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)した後、第7期介護保険事業(支援)計画の策定に当たって、見込量の推計における的確なニーズの把握等について、改めて地方自治体に周知し、国としてもこれを支援するとともに、地方自治体が特定施設等のサービス量をどのように見込んだかにつき、調査し、結果を公表する。	平成30年度上期措置	厚生労働省	措置済	各種サービスについて、ニーズを反映した的確なサービス量を見込むこと等を「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成30年厚生労働省告示第57号)に記載した。 また、サービス見込量の推計支援ツールである「地域包括ケア「見える化」システム」の活用について、講習会等を実施し、市町村の推計を支援している。市町村の第7期介護保険事業計画におけるサービス見込量の推計方法をアンケート調査し、結果を公表した。	保険者の意向などをとらえながら、必要に応じ適時助言等を行っていく。	解決	サービス量の調査方法に加えて、地方自治体ごとサービス量についても公表済み(平成30年5月21日厚生労働省、第7期計画期間における介護保険の第1号保険料及びサービス見込み量等について)
④介護事業の展開促進・業務効率化の促進											
		21	社会福祉法人の基本財産への担保設定の在り方の見直し	社会福祉法人の基本財産への担保設定に関し、施設入所者の保護、法人経営の安定性等にも配慮しつつ、民間金融機関が単独で担保権者となるときに所轄庁の承認について、いかなる場合に承認を不要とできるかも含めて検討し、結論を得る。	平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置	厚生労働省	措置済	平成31年3月29日付で、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)の一部を改正し、別紙2「社会福祉法人定款例」の第29条に、「社会福祉法人が基本財産を担保に供する際に所轄庁の承認を必要としない場合」として、「社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う民間金融機関に担保提供する場合」を追加した。	—	解決	
		22	福祉医療機構の役割が民業補充であることを踏まえた同機構の融資に係る担保設定の在り方の見直し	独立行政法人福祉医療機構は融資を行うに当たり、公的資金を活用しているため、原則として融資対象物件に第一順位の抵当権の設定を受けるという運用を行っているが、同機構の役割が民業補充であることを踏まえ、融資の保全のルールの在り方について検討を行い、結論を得る。	平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置	厚生労働省	措置済	民間金融機関の先順位債権(普通抵当)がある案件については、事業者の意向を踏まえた上で、担保順位の入れ替えは行わない取扱いに改めた。 なお、当該取扱いについて、独立行政法人福祉医療機構のホームページ(https://www.wam.go.jp/hp/)において掲載し、周知を行った。	—	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
			⑤社会保険診療報酬支払基金に関する見直し								
		23	機能ごとに分解可能なコンピュータシステムの構築	<p>社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)のコンピュータシステムに関し、次の措置を行う。</p> <p>a 「支払基金業務効率化計画・工程表」に、支払基金の次期コンピュータシステムにおいて、支払基金が担っている業務を機能ごとに分解し、それぞれの分解された単位(以下「モジュール」という。)を標準的な方式を使って組み合わせることによって、最適な全体システムを作り上げていく設計方式(以下「モジュール化」という。)を採用するとともに、以下の要件を満たすことを盛り込む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が担う、(i)レセプトの受付、(ii)受け付けたレセプトの適切な審査プロセスへの振り分け、(iii)審査結果の受付、(iv)それに基づく支払、などの機能単位に、コンピュータシステムがモジュール化されていること。 ・それぞれのモジュールは、標準的な接続方式(インターフェース)を用いて統合されており、必要に応じ、モジュール単位での改善等を機動的に行えるほか、保険者自身による利用や、外部事業者への委託等が可能な仕組みとすること。 ・レセプトの入カミスなど、支払基金の専門的審査を待たずとも是正し得る箇所については、医療機関が自ら対処し得るよう、支払基金が運用しているコンピュータチェック機能を提供する等の工夫をする。保険者についても、上記の分解された機能単位ごとに、保険者自身で担える機能と、支払基金に業務委託する機能を精査し、前者については、保険者自身が担い得る設計とすること。 ・モジュール化の効果を最大限発揮する上で必要な、モジュール相互の連携や、支払基金と医療機関、保険者、外部専門事業者等との連携を円滑にする必要があることから、各種データの形式、付番などを統一化し、それを前提とした相互連携できるデータベースの導入や、そのためのレセプト形式の見直しを行うこと。 ・人が行う作業時間をできる限り削減できるよう、コンピュータシステムはできる限り、利用者にとって見やすく、使いやすいこと。 ・審査機能を担うモジュールについては、極力、多くのレセプトを効率的・集中的に処理できることが効率化に資するため、地域ごとに独立して構築されている現在の機能を前提にするのではなく、必要な地域差を精査の上最小化し、できるだけ、同一のコンピュータシステムで処理できる範囲を拡大すること。 ・コンピュータシステムの構築に当たっては、府省横断的にITシステムの企画立案に関与する政府CIOと連携し、その評価を受けながら推進すること。 <p>b コンピュータチェックに適したレセプト形式への見直しと併せて、システム刷新を実施する。その際、病名等について、引き続き国際的な規格への準拠を進める。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>未措置</p>	<p>厚生労働省と社会保険診療報酬支払基金の連名で「支払基金業務効率化・高度化計画(平成29年7月4日付)」(以下「計画・工程表」という。)を公表。</p> <p>計画・工程表において、新たなシステム構築については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新システムは令和2年度に移働させること ・受付・審査・支払のそれぞれの業務単位で「モジュール化」すること ・支部業務サーバの本部への一元化をすること ・エビデンスに依拠した追加的な対応を柔軟に行うことができる、スケーラブルなシステムとすること ・定性的な記載項目については、電子レセプト上で医療機関等が選択できる方式の導入をすること ・コンピュータチェックに適したレセプト形式への見直しすること ・傷病名について、引き続き国際的な規格への準拠を進めること ・医療機関等において事前にコンピュータチェックが行える仕組みを導入すること ・新システム構築は、府省横断的にITシステムの企画立案に関与する政府CIO等と連携しながら進めること <p>等について取組むこととした。</p> <p>その後、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」や「規制改革実施計画」に掲げられた改革項目を着実に実行するために、具体的な取組内容について、関係者の理解を深めるため、「審査支払機関改革における支払基金での今後の取組(平成30年3月1日付け)」を公表。</p> <p>上記の目的の下、平成30年度の取組を進めるに当たっての、改革の推進体制を明確化し、改革の進め方について、「改革の基本的な考え方」「平成29年度の取組の実施状況」「平成30年度の取組事項」に分けて整理した。</p> <p>政府CIOと連携し、規制改革の指摘を踏まえたシステムを開発するため、機能毎に分類したシステムの分離調達を実施</p>	<p>令和元年度前半までに調達を完了。計画・工程表に記載のスケジュールに沿って、改革項目を具体的に進める。</p>	<p>継続F</p> <p>具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。</p>			

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		24	支部の集約化・統合化の推進	支部の集約化・統合化の実現に向けて、引き続き検討を進め、結論を得る。	平成29年検討・結論	厚生労働省	措置済	<p>計画・工程表において、支部の集約化・統合化の推進については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査事務については、業務効率化に併せて集約化していくこと ・審査事務の集約に伴う実際上の課題等を把握するため、システム刷新を待つことなく、モデル事業を行う支部において実証テストを実施すること ・実証テストの結果に基づき、課題等の整理を行った上で、新システムの稼働後に、数か所の支部から優先的に集約化を実施すること ・その際、問題がなければ速やかに審査事務の一部支部への集約化を図ること ・審査事務体制の効率性をより抜本的に見直し、見直しを可能とするため、まずはサーバを本部に一元化すること等について取組むこととした。 <p>その後、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」や「規制改革実施計画」に掲げられた改革項目を着実に実行するために、具体的な取組内容について、関係者の理解を深めるため、「審査支払機関改革における支払基金での今後の取組（平成30年3月1日付け）」を公表。</p> <p>上記の目的の下、平成30年度の取組を進めるに当たっての、改革の推進体制を明確化し、改革の進め方について、「改革の基本的な考え方」「平成29年度の取組の実施状況」「平成30年度の取組事項」に分けて整理した。</p> <p>○平成31年通常国会に組織の見直し等に係る社会保険診療報酬支払基金法の改正法案を提出。</p> <p>①支部長が担っている権限を本部に集約し、本部によるガバナンスを強化[法改正事項：令和3年4月1日施行]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行法上の支部の都道府県必置規定を廃止[法改正事項] ※本部の事務執行機関(権限は理事長から委任)としての審査事務局(仮称)を設置[基金内部規程事項] ②職員によるレセプト事務点検業務の実施場所を全国10か所程度の審査事務センター(仮称)に順次集約[基金内部規程事項：令和4年4月以降～] ③審査委員会は、本部のもとに設置(現行は支部のもとに設置)[法改正事項] ・地域医療の特性等を踏まえ、設置場所はこれまで同様、47都道府県[基金内部規程事項] ・審査委員の審査補助業務は47の審査事務局で実施 	法案及び計画・工程表に記載のスケジュールに沿って、改革項目を具体的に進める。	解決	措置済みを確認。なお、今後の具体的な取組計画については、別途、実施計画として、継続フォローを行う。
		25	審査の一元化に向けた体制の整備	<p>審査の一元化の前提となる以下の具体的な進め方について検討を進め、結論を得る。</p> <p>a 審査委員会の審査内容について見える化を行い、地域における具体的な差異の内容を把握する。また、審査委員の利益相反の懸念を無くするため、徹底的な取組を進める。</p> <p>b データに基づき、支払基金の本部において専門家が議論を行う体制を整備し、エビデンスに基づいて審査内容の整合性・客観性を担保する。</p>	平成29年検討・結論	厚生労働省	措置済	<p>計画・工程表において、審査の一元化に向けた体制の整備については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金の新システムには、請求内容・審査内容の分析機能を抜本的に強化するため、審査内容等について自動的なレポート機能を搭載することにより、本部において審査結果の差異事例の徹底した見える化や、コンピュータチェックルールの機動的な見直しによる標準化・高度化を図ること ・継続的に差異を解消し、新たな差異を見逃さないために、PDCAサイクルの仕組みを新システムに組み込むこと ・この仕組みにより抽出された審査結果の差異事例等は、支払基金と厚生労働省で共有し、速やかに対策検討の対象とすること ・支払基金の審査委員の利益相反禁止に係る現行の運用上の取扱い(自らが関連する医療機関等は担当しない、審査を担当する医療機関等の定期的な変更など)は、支払基金の内規上で厳格化・明文化すること等について取組むこととした。 <p>その後、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」や「規制改革実施計画」に掲げられた改革項目を着実に実行するために、具体的な取組内容について、関係者の理解を深めるため、「審査支払機関改革における支払基金での今後の取組（平成30年3月1日付け）」を公表。</p> <p>上記の目的の下、平成30年度の取組を進めるに当たっての、改革の推進体制を明確化し、改革の進め方について、「改革の基本的な考え方」「平成29年度の取組の実施状況」「平成30年度の取組事項」に分けて整理した。</p>	法案及び計画・工程表に記載のスケジュールに沿って、改革項目を具体的に進める。	解決	措置済みを確認。なお、今後の具体的な取組計画については、別途、実施計画として、継続フォローを行う。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
									今後の予定 (平成31年3月31日時点)	評価	指摘事項
⑥新医薬品の14日間処方日数制限の見直し											
		26	新医薬品の14日間処方日数制限の見直し	新医薬品の処方日数制限について、現行の14日間よりも長い日数制限とすることを含めた具体的な見直し案の選択肢を検討し、結論を得る。その際、患者の利便性に加えて、副作用の早期発見など、安全性確保に留意する。	平成29年度検討・結論	厚生労働省	措置済	平成29年12月13日の中薬協総会において、以下の見直し案の選択肢を提示して議論した。 1) 処方日数制限について、現状の14日から21日、28日、30日等に延長。 2) 個別の患者の事情を勘案し、患者の状況に応じて処方日数を延長。 3) 処方日数制限を行わないとしている現在の取扱い(実質的に、既取載品によって1年以上の臨床使用経験があると認められる新医薬品等)に、次の場合を追加。 ・既取載品の有効成分(ラセミ体)を光学分割した場合 ・既取載品の有効成分の代謝物や代謝前の成分の場合 ・既取載品と同一成分・同一投与経路であり、同様の効能・効果であるが、用法・用量が既取載品と著しく異なるない配合剤の場合 4) 現行の取扱いを維持。 その中で、 ・重複残薬や残薬への対応を議論している中で、処方日数の延長は方向性が異なる ・新薬については特に注意して投与経過を観察する必要がある、患者の安全のために短期間で再診が必要である 等の意見があり、現行の取扱いを維持すべきとの結論を得た。	—	解決	—
⑦機能性表示食品制度の改善											
		28	届出書類の簡素化	「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日消費者庁食品表示企画課長通知)に定める届出書類について、簡素化目標を設定する。その上で、関係者と連携の上、各書類の必要性及び申請者の負担などを考慮して簡素化の具体策を検討し、同ガイドライン及びデータベースへの反映などの措置を講ずる。	平成29年度上期に簡素化目標の設定、平成29年度検討・結論、平成30年度措置	消費者庁	措置済	平成29年6月に届出資料の簡素化目標として、「届出資料の入力項目について、事業者による入力が必要な項目数を20%削減することを目標とする」を設定の上、実現するための工程表を策定し、消費者庁ウェブサイトにおいて公表した。また、平成30年3月に「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日消費者庁食品表示企画課長通知)を改正し、届出資料の入力項目数の20%削減を達成した。 さらに、改正したガイドラインに基づき、届出資料の入力項目数を削減した届出が行えるよう、機能性表示食品制度届出データベースの改修を行い、平成31年3月より運用を開始した。	引き続き、適切に運用していく予定。	解決	—
		29	業界団体等との連携強化を通じた機能性表示食品届出手続の運用改善	機能性表示食品の届出手続について、以下a～dの取組を含む業界団体等との連携強化を通じて、届出手続の迅速化・効率化を実現する。 a 事業者からの質問の集約や事業者への情報発信を行う業界団体等の機能を活用するため、業界団体等と消費者庁との間で情報共有などの連携強化を図る。 b 業界団体等からの質問・相談等に対応するため、専門窓口を消費者庁に設置する。 c 業界団体等による点検を経た届出書類について、消費者庁での確認作業が迅速に進む仕組みを構築する。また、機能性表示食品の届出に当たり業界団体等を利用することができることについて、消費者庁のホームページなどで周知し、促進する。 d 届出済の機能性表示食品に軽微な修正を施したのみの場合は、軽微修正の基準を明確にした上で、迅速な手続を実現する。	a:平成29年度上期検討・結論・措置 a,b:平成29年度上期検討・結論・措置 c,d:平成29年度検討・結論、平成30年度措置	消費者庁	措置済	a. 平成29年6月より、消費者庁と業界団体との機能性表示食品担当者意見交換会を原則毎月開催しており、これまでに20回開催した。 b. 平成29年6月に消費者庁に専門窓口を設置した。 c. 業界団体等の事前確認を経た旨を届け出ることとし、平成30年3月に「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日消費者庁食品表示企画課長通知)を改正し、その旨を反映した。 d. 公表済みの届出食品と同一性を失わない程度の変更である旨を届け出ることとし、平成30年3月に「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日消費者庁食品表示企画課長通知)を改正し、その旨を反映した。また、改正したガイドラインに基づく届け出ができるよう、機能性表示食品制度届出データベースの改修を行い、平成31年3月より運用を開始した。	引き続き、適切に運用していく予定。	解決	—
		31	生鮮食品の機能性表示食品制度の活用促進	農業協同組合など関係者に対するヒアリングを行い、生鮮食品の機能性表示食品制度の活用促進のための施策を検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討・結論、平成30年度措置	消費者庁 農林水産省	未措置	1) 生鮮食品での機能性表示食品の届出等に取り組んでいる生産者団体、食品事業者及び機能性に関する研究を行っている者(10者)に対するヒアリングを実施した。 2) 平成30年3月に「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日消費者庁食品表示企画課長通知)及び「機能性表示食品に関する質疑応答集」(Q&A)(平成29年9月29日消費者庁食品表示企画課長通知)を改正し、生鮮食品の特徴を踏まえた取扱いを反映した。 3) 平成31年3月までに、べにふうき緑茶に含まれるメチル化カテキンの試験方法のJASなど、機能性成分含有量の定量試験について信頼性の高い試験法のJAS4規格を制定した。 4) 届出の相談窓口となり得る自治体やJA等の担当者を育成する機能性表示食品届出指導員養成講座を開催するとともに、修了者を食品等流通合理化促進機構ホームページに掲載し、相談体制を整備した。 5) 機能性に関する科学的根拠について簡易に届出ができるよう、平成29年度までに実施した5成分の研究レビューに加え、平成30年度は3成分の研究レビューを実施。	1) — 2) — 3) 機能性成分含有量の定量試験について、信頼性の高い試験法のJAS制定を推進し、届出の円滑化及び品質管理を支援する。 4) 機能性表示食品届出指導員養成講座は平成30年度で終了するため、事業成果状況を確認するとともに、これら成果について農水省ホームページでの発信等により横展開を図る。こうした取組を通じ、引き続き、機能性表示食品の届出の推進を図る。 5) 平成30年度に実施した3成分の研究レビューを平成31年度4月に農業・食品産業技術総合研究機構のウェブサイトに公表する。	継続	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。

協議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
										評価	指摘事項	
		34	機能性表示食品制度における軽症者データの取扱範囲の拡大	臨床試験の参加者及び研究レビューの対象となる臨床試験に係る対象者に軽症者を含むデータの取扱いに関し、現在、特定保健用食品制度の試験方法として可能とされている範囲(コレステロール、中性脂肪、高血圧など)にとどまらず、アレルギー、尿酸値、認知機能等についても、機能性表示食品の届出資料としての利用を可能とすることを調査事業を通じて検討し、その結果を踏まえ、使用可能なデータの境界域を公表する。	平成29年度検討、平成30年度結論・措置	消費者庁	措置済	平成30年に「機能性表示食品における軽症者データの取扱いに関する調査・検討事業」を実施し、報告書をとりまとめ、平成31年3月に公表した。また、報告書の内容に沿って、平成31年3月に「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日消費者庁食品表示企画課長通知)及び「機能性表示食品に関する質疑応答集」(平成29年9月29日消費者庁食品表示企画課長通知)の一部を改正し、機能性表示食品制度において軽症者を含むデータの取扱いについて追加で示す必要性が高いアレルギー、尿酸、認知機能の3領域における対象被験者、評価指標及び機能性の確認方法等を反映した。	引き続き、適切に運用していく予定。	解決		
⑧保育所等の利用に要する就労証明書の見直し												
		35	保育所等の利用に要する就労証明書の標準的様式の作成	保育所等の利用申請手続に要する就労を証明する書類(以下「就労証明書」という。)の様式について、就労証明書を作成する企業の負担軽減に十分配慮した上で、できるだけ少ない種類の標準的様式を作成し、地方自治体に対する活用を要請を行う。あわせて、育児休業証明書、復職証明書、放課後児童クラブ利用申請のための就労証明書など、保育所等の利用のため雇用主が作成する他の証明書についても、上記の標準的様式を活用するよう、地方自治体に要請する。	平成29年度上期検討・結論・措置	内閣官房 内閣府 厚生労働省	措置済	「保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の標準的様式について」(平成29年8月8日内閣府・厚生労働省通知)により、各地方自治体の意見を踏まえて作成した就労証明書の標準的様式の活用を要請。標準的様式の活用状況の調査(内閣官房・内閣府・厚生労働省事務連絡)を通じ、活用の再依頼を行った。(平成29年12月13日、平成30年7月27日)あわせて、標準的様式の活用の趣旨やその項目を加除修正する方法等に関する留意事項を示すとともに、全地方自治体の活用状況をホームページで公表(見える化)。これらの取組と並行して、地方自治体職員向けの説明会や個別の地方自治体の幹部との面会等の機会を通じて活用を依頼するとともに、経済団体に活用状況の調査結果を共有し、地方自治体への働きかけをお願いした。	令和元年度上期に、標準的様式の普及率の向上を図るため、大都市の地方自治体において特に導入が進んでいない理由(記載項目が不足等)を分析し、実効的な対策(大都市向けの標準的様式の作成等)を実施。	解決		
		36	保育所等の利用に要する就労証明書の電子入力対応様式の普及促進	保育所等の利用に必要な就労証明書について、地方自治体に対して、電子入力対応様式の提供を要請するとともに、各地方自治体の様式をマイナポータル上に電子入力可能な形式で提供する。さらに、地方自治体に対しては、窓口での手書きによる申請や郵送で申請する場合でも電子入力対応様式をプリントアウトして利用できるようにすることも要請する。	平成29年措置	内閣官房 内閣府 厚生労働省	措置済	「保育の必要性の認定の際に用いる就労を証明する書類の様式について(依頼)」(平成29年3月31日内閣官房・内閣府・厚生労働省事務連絡)にて、就労証明書の電子入力対応様式案を示し、電子入力への対応に向けた運用面での検討を依頼。 「保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の標準的様式について」(平成29年8月8日内閣府・厚生労働省通知)により、各地方自治体の意見を踏まえて作成した就労証明書の標準的様式を電子入力可能な形式で提供し、手書き用の様式としての使用も想定して活用するよう要請。併せて、マイナポータル上で就労証明書を登録している場合に、様式を変更するよう要請。 「就労証明書の標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関する調査並びに標準的様式の活用にあたっての留意事項について(依頼)」(平成29年12月13日内閣官房・内閣府・厚生労働省事務連絡)により、電子入力への対応を再度依頼するとともに、活用状況についても調査を実施。	引き続き、標準的様式の普及と併せて電子入力対応様式の活用を促す。	解決		
平成29年6月9日	投資等分野	①税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化										
		1	所得税に係る年末調整手続の電子化の推進	ICTの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的な方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて、関係者の意見を踏まえて検討し、結論を得る。 その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。 また、年末調整全体のプロセスの更なる合理化を図る観点から、 ・雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るとともに、 ・今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する仕組み等を検討すること、 などについて、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	財務省	検討中	平成30年度税制改正により、生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る控除証明書及び残高証明書(以下「控除証明書等」という。)について、電磁的方法による提出が可能とされたことを受け、国税庁において、被用者が電磁的に交付された控除証明書等を用いて簡便・正確に控除申告書を作成し、雇用者に電磁的に提出することを支援するアプリケーションを開発中である。(令和2年10月提供予定) 団体扱特約保険料については、その支払情報が保険会社等からデータ発行され、当該データを雇用者の有する給与システムに取込むことにより、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続が簡素化されると考えられる。生命保険協会に確認したところ、団体扱特約保険の支払情報は、契約先の企業(雇用者)からの強いニーズを受け、約7割の契約についてはデータ発行を行っており、現在既に発行している残りの3割についても、契約先の企業(雇用者)が望めばすぐにもデータ発行が可能であることが判明。 残りの3割についてデータ発行の要望がない理由を確認したところ、契約先企業で利用している給与システムが団体扱特約保険料のデータ取込み・利用が出来ないなど、年末調整手続の電子化が進んでいないことが主とのことであった。 マイナポータルに関しては、平成30年度において、年末調整控除申告書作成用ソフトウェアとマイナポータルを連携させ、マイナポータルを通じて控除証明書等の申告に必要な情報を取得し、同ソフトウェアへの自動転記を行う仕組みの実現に向けて、内閣府番号制度担当室との間で技術的課題の洗い出しを進め、実現方針について合意したところ。	年末調整控除申告書作成用ソフトウェアは、令和2年10月のリリースを予定。 団体扱特約保険については、システムベンダーに対し、年末調整手続の電子化に合わせ、団体扱特約保険データの取込み・利用が可能となるような開発を行うよう働きかけを行う。 年末調整控除申告書作成用ソフトウェアは、連携先機関との所要の調整等が前提ではあるが、令和2年10月からマイナポータルと連携させ、控除証明書等の情報をマイナポータルから取得し、そのデータを自動転記して申告書等を作成可能となるよう、今後開発を行う予定である。	継続F	規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、引き続き検討状況について要フォロー。	
		2	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	a 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。 b 特別徴収税額通知(納税義務者用)の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るため、事業者に電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。	a:平成29年度以降継続的に実施 b:平成29年検討、結論を得次第速やかに措置	総務省	未措置	a 全地方団体に対して、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の「正本」の電子的通知を推進いただくよう記載した通知を発送するとともに、説明会でも電子的通知の推進について依頼。 b 平成30年度で党制改正大綱において、「給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)」については、電子情報処理組織(eL TAX)により特別徴収義務者を経由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないよう配慮しつつ検討する。」とされたことを踏まえ、地方団体及び企業の担当者との実現に向け協議を実施。	a 引き続き、通知や説明会で電子的通知の推進を依頼。 b 電子的通知の実現に向けて、解決すべき課題があることから、引き続き地方団体及び企業の実務担当者との協議を継続。	継続F	規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、引き続き検討状況について要フォロー。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		3	社会保険関連手続の見直し①(オンライン申請利用率の大幅な改善)	a 従業員の社会保険・労働保険に係る諸手続における事業者の負担軽減のため、デジタルファースト原則に基づき、一定規模以上の事業所が日本年金機構に提出する算定基礎届等の電子的申請の義務化を始め、オンライン申請の利用率(平成27年度9.6%)の大幅な向上に向けて、令和2年度までに電子化を徹底するための工程表を策定し、実施する。 b 社会保険・労働保険関連手続が電子申請可能であることについて、企業への直接訪問やHP等を通じた周知広報を促進し、全ての年金事務所・ハローワーク等の申請窓口にリーフレットを設置するとともに、利用促進用の申請端末の重点的な設置や事業主向け説明会における電子申請のデモンストレーションを最大限実施し、窓口の職員から電子申請の利用を促すようデジタルファーストを徹底し、組織を挙げた利用勧奨を行う。 c 社会保険・労働保険関連機関における業務フローを可視化、電子申請の利用を前提とした最適化を行い、処理時間を短縮する方策について検討し、結論を得た上で、標準処理時間を設定する。	a:平成29年上期に工程表を策定 b:平成29年以降継続的に措置 c:平成29年度検討・結論	厚生労働省	検討中	a. 平成29年6月30日に「社会保険・労働保険関連手続の電子化推進(工程表)」を策定し、厚生労働省のホームページにおいて公表している。 また、工程表に盛り込まれた事項のうち、算定基礎届等の電子的申請の義務化については、健康保険法施行規則(厚生年金保険法施行規則、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(以下「徴収法施行規則」という。))、雇用保険法施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(以下「石綿法施行規則」という。))を改正し、令和2年4月から、大法人の事業所については、下記の手続について電子申請を義務化することとした。 【義務化する対象手続】 ＜健康保険・厚生年金保険＞ ・被保険者報酬月額算定基礎届出(健康保険・厚生年金)(健康保険法施行規則第25条、厚生年金保険法施行規則第18条) ・被保険者標準報酬月額変更届出(健康保険・厚生年金)(健康保険法施行規則第26条、厚生年金保険法施行規則第19条) ・被保険者賞与支払届出(健康保険・厚生年金)(健康保険法施行規則第27条、厚生年金保険法施行規則第19条の5) ＜労働保険＞ ・概算保険料申告書(徴収法施行規則第24条) ・増加概算保険料申告書(徴収法施行規則第25条) ・確定保険料申告書(徴収法施行規則第33条) ・一般拠出金申告書(石綿法施行規則第2条の2) ＜雇用保険＞ ・雇用保険被保険者資格取得届出(雇用保険法施行規則第6条) ・雇用保険被保険者資格喪失届出(雇用保険法施行規則第7条) ・雇用保険被保険者転勤届出(雇用保険法施行規則第13条) ・高齢者雇用継続給付基本給付金の支給申請手続(雇用保険法施行規則第101条の5) ・育児休業給付金の支給申請手続(雇用保険法施行規則第101条の13) なお、工程表に記載されているその他の項目については、「社会保険関連手続の見直し①(オンライン申請利用率の大幅な改善)」のb、c、「社会保険関連手続の見直し②(オンライン申請の活用による手続の見直し)」のb、cのとおり実施している。 b. ＜各保険共通＞ ・全国社会保険労務士会連合会に対し、電子的申請の利用促進に係る協力依頼を実施 ・大企業に対する直接訪問による利用勧奨・意見聴取を実施 ・ホームページや関連団体機関誌等の他、Twitter、Facebook等のSNSをはじめとした新たな広報展開を実施 ・コールセンターにおける対応を充実させる取組の一環として、電話による案内では対応が不十分なケースがないかについて、来訪者やサービス利用者等に対して、ニーズ調査を実施中。 ＜厚生年金保険＞ ・年金事務所に対し、電子申請の利用促進に係る取組方針を示し、利用勧奨の実施を指示。 ・電子申請の利用促進の動画を作成し、各年金事務所の待合室等に設置しているモニターや日本年金機構ホームページで本動画を放映。 ・電子申請の利用勧奨用のリーフレットを作成し、 ・算定基礎届説明会や事業所調査において配布 ・保険料告知に係る送付文書への同封を行った。 ・電子申請の利用促進に必要な知識を習得するため、日本年金機構の電子申請担当者に対するテレビ会議による研修を実施。	a. 「社会保険・労働保険関連手続の電子化推進(工程表)」に基づき、社会保険・労働保険関連手続のオンライン申請の利用率の推進に向けた取組を、引き続き進めていく。 なお、工程表に記載されているその他の項目については、「社会保険関連手続の見直し①(オンライン申請利用率の大幅な改善)」のb、c、「社会保険関連手続の見直し②(オンライン申請の活用による手続の見直し)」のb、cのとおり実施する予定。 b. ＜各保険共通＞ 引き続き、以下のような組織を挙げた利用勧奨を行う予定。 ・全国社会保険労務士会連合会に対し、電子的申請の利用促進に係る協力依頼を行う。 ・大企業に対する直接訪問による利用勧奨・意見聴取を行う。 ・TwitterやFacebook等による周知広報を行う。 ・電子申請手続について、制度に関する部分も含め相談できるようコールセンターを充実させる。 ・コールセンターにおける対応を充実させる取組の一環として、今後、電話による案内では対応が不十分なケースがないかについて、来訪者やサービス利用者等に対して、ニーズ調査を行うこととし、その結果も踏まえて、引き続きサービス対応の充実に取り組む。 ・電子申請について紙媒体での届出よりも優先して受付処理を行うことで電子申請へのインセンティブを付与する。 ＜厚生年金＞ ・引き続き各年金事務所の待合室等に設置しているモニターや日本年金機構ホームページで本動画を放映する等、普及に努める。 ＜労働保険＞ ・引き続き事業主に対して、説明会や窓口において、電子申請に係るデモンストレーションを実施する。 ＜雇用保険＞ ・事業主向け説明会を実施するとともに、ハローワーク等に来訪する事業主に対して、実際の申請画面を利用しオンライン申請の申請方法、特長等の説明、デモンストレーションを行い、電子申請のPRを行う。	継続	取組状況について引き続き要フォロー。

閣議 決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置 状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
								<p><労働保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 各労働局及び労働基準監督署に対して、電子申請に関する周知・利用勧奨の徹底を指示(社労士会等への利用勧奨や窓口でのパンフレット手交、年1回のデモンストレーションの積極的実施等) 窓口職員への周知啓発のため、電子申請用教材を作成 事業主に労働保険年度更新申告書を送付する際、電子申請に係る周知文書を同封 監督署への来客者向けに電子申請体験コーナーを設置 監督署への来客者に電子申請利用を勧奨する電子申請利用促進相談員を設置 <p><雇用保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県労働局に対し事業所訪問の積極的な実施、ハローワークにおける勧奨リーフレットの配架、事業主向け説明会でのデモンストレーションの実施等を改めて指示 制度に関する部分も含め、電子申請に係る質問にこれまで以上に適切な対応を行えるよう、コールセンターのQ&Aを充実させた。 <p>c.</p> <p><厚生年金保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構における電子申請の業務フローの分析を行うとともに、効率的な事務処理を行うためのガイドラインを策定した。 電子申請に係る処理時間を短縮するため、システム改修を含めた業務フローの見直し(※)について検討を行った。 ※ 形式的なチェックや入力ミス・記載漏れ等による返戻をシステム上で行い、職員が審査するプロセスを減らすことにより、正しいデータが、迅速かつ着実に処理されるようにする。 <p><健康保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険については、これまで電子申請環境が存在せず、本年度の検討の結果、マイナポータルによる電子申請環境の整備を進めることが決まったところであり、本取組は今後検討を実施することとしている。 <p><労働保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務フローについて、労働局にヒアリング及び確認を行い、利用率向上及び処理時間短縮に係る方策を検討した。 <p><雇用保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務フローについて、労働局にヒアリング及び確認を行い、利用率向上及び処理時間短縮に係る方策を検討した。 平成29年度に新たに11労働局において雇用保険電子申請事務センターを設置(計26労働局において設置) 	<p>c.</p> <p><厚生年金保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度中に、見直し後の事務フローによる電子申請事務を開始する。 <p><健康保険></p> <ul style="list-style-type: none"> マイナポータルによる電子申請環境の整備の検討と併行して業務フローの可視化、電子申請環境の利用を前提とした最適化の検討を開始する。 <p><労働保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用率向上及び処理時間短縮に向け、以下の方策を実施する予定 電子申請の初期設定代行サービス事業の実施 行政側の電子申請に係る処理時間を短縮するため、電子申請を集中的に処理できる専門員を配置 労働保険番号の事業主への早期付与(電子申請システムの改修) <p><雇用保険></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務フローの見直しの検討を踏まえたシステム改修の実施。 引き続き、雇用保険電子申請事務センターの新規設置を進める(令和元年度末46労働局において設置を予定。) 		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		4	社会保険関連手続の見直し②(オンライン申請の活用による手続の見直し)	<p>a 従業員の入退社などに際し、厚生年金保険・健康保険・労働保険それぞれの法律に基づきそれぞれの様式でそれぞれの窓口への届出を求めている状況を改め、「同じ情報は一度だけしか求めない」ようにするための方策を検討し結論を得て、実施する。</p> <p>b 外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアについて、年数回程度であったソフトウェアベンダーとの協議について、開催頻度を上げて実施するとともに、受け付けた意見を踏まえて対応した結果を公表する。かかる意見を踏まえ、外部連携APIによる申請を普及促進し、コーザビリティを向上させるための施策を実施する。</p> <p>c 企業が従業員を代理し、又は同意を得ていることを証するために付している従業員本人の押印・署名を省略することについて検討し、結論を得た上で措置する。</p> <p>d 健康保険組合における事業者の申請手続の事務処理の把握を行い、申請元事業者の利便性を改善する方策について検討し、結論を得る。</p>	<p>a:平成29年度検討・結論</p> <p>b:平成29年措置</p> <p>c:平成29年度検討・結論・措置</p> <p>d:平成29年度検討・結論</p>	<p>総務省 厚生労働省</p>	<p>検討中</p>	<p>a. 電子申請の推進と併せて、なお一定程度残ると考えられる紙媒体での届出について、厚生年金保険、健康保険(※1)、労働保険及び雇用保険の各手続において届出契機が同じ4種の手続(※2)の届出様式を統一化し、事業主の届出負担の軽減を図ることについて、検討を行った。</p> <p>※1 健保組合を除く</p> <p>※2 新規適用届(適用事業所設置届、労働保険関係成立届)、適用事業所全喪届(適用事業所廃止届)、被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届</p> <p>また、統一様式については、受付窓口を統一し、年金事務所、労働基準監督署及びハローワークにおいてそれぞれ一括して受け付けることについて、検討を行った。</p> <p>b. 外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアに関するソフトウェアベンダーとの協議については、「社会保険・労働保険関連手続の電子化推進(工程表)」に沿って年6回以上(平成30年度は11回)実施し、対応した結果についてe-Govのホームページにおいて公表を行ったところである。</p> <p>また、このうち5回については、『「行政手続コスト」削減のための基本計画」における「より広くソフトウェアベンダーから意見を募集する機会を設ける」という記載を踏まえ、新たな試みとして、ソフトウェアベンダーの団体に属していない企業も含めて意見交換を行ったものである。</p> <p>c.</p> <p><厚生年金保険></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主を経由して提出される届出のうち、従業員本人の押印・署名を求めている届出(9種類)のうち、 (ア)事業主と従業員の利益が相反する可能性があり、従業員本人の意思を確実に確認する必要がある次の2種類の届出 ・育児休業等終了時報酬月額変更届書 ・産前産後休業終了時報酬月額変更届書 (イ)内閣官房が策定した「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(平成31年2月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)におけるリスク評価を踏まえた検討を行う必要がある郵送通知物の宛先情報の変更となる次の2種類の届出 ・被保険者住所変更届 ・被保険者氏名変更届 <p>を除き、その他5種類については、事業主が「本人が当該届出を提出する意思を確認しました。」と記載することで、申出者署名欄の本人の押印・署名を省略することを可能とした(平成31年3月)。</p> <p><健康保険></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主を経由して提出される届出のうち、従業員本人の押印・署名を求めている届出(健康保険:7種類)のうち、事業主と従業員の利益が相反する可能性があり、従業員本人の意思を確実に確認する必要がある「育児休業等終了時報酬月額変更届」及び「産前産後休業終了時報酬月額変更届書」を除き、その他の届出(健康保険:5届、厚生年金:7届)については、事業主が「本人が当該届出を提出する意思を確認しました。」と記載することで、申出者署名欄の本人の押印・署名を省略することを可能とする。 <p><雇用保険></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主による届出又は事業主を経由して提出される届出のうち、従業員本人の押印・署名を求めている届出(4種類)のうち離職証明書を除き、一定の要件を満たした場合には本人の押印署名の省略を可能とした(平成30年10月)。 <p>d.</p> <p><健康保険></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータル等を利用した電子申請環境を構築し、電子申請環境が整っていない健康保険組合への電子申請の導入を図る。 	<p>a. 令和元年度中に、健康保険法施行規則、厚生年金保険法施行規則、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則を改正し、左記の4種の手続の届出様式を統一することとし、所要のシステム開発等を実施する。</p> <p>・引き続き、届出様式の統一及びワンストップ受付窓口の設置に係る運用面の検討を行う。</p> <p>b. 外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアに関するソフトウェアベンダーとの協議について、引き続き年6回以上の頻度で実施するとともに、より広くソフトウェアベンダーから意見を募集する機会を設ける予定。</p> <p>また、引き続き、対応した結果について公表を行う予定。</p> <p>c.</p> <p><健康保険></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度なるべく早い時期に実施する。 <p>d.</p> <p><健康保険></p> <p>令和元年度中にマイナポータルを利用した電子申請環境を構築し、令和2年度には環境が整った健康保険組合より電子申請環境による申請を実施する。</p>	<p>継続F</p>	<p>取組状況について引き続き要フォロー。</p>

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
									今後の予定 (平成31年3月31日時点)	評価	指摘事項
			②官民データ活用								
		5	地方自治体等の保有するデータの活用	a 地方自治体における非識別加工情報の加工やその活用について、総合的なルール整備がなされるよう、地方自治体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設ける。また、当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する。 b 地方自治体において、非識別加工情報の加工やその取扱いに関する萎縮、人的リソースの不足に伴う対応困難といった問題が発生することを回避するため、地方自治体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置又は創出を促すための取組を行う。 c 地方自治体に係る非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。 d 国の行政機関等及び民間事業者を対象とする、非識別加工情報(匿名加工情報)の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。	a:意見交換の実施は平成29年度上期措置、立法措置による解決という可能性の検討は平成29年度結論 b:立法措置による解決という可能性の検討し、平成29年度結論 c,d:平成29年度上期措置	個人情報保護委員会 総務省	未措置	○「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)を踏まえ、地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会を実施。 その上で、 ○平成30年8月より「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会(以下「検討会」という。)」を開催。 ○当該検討会では、工程を明確化した上で、地方公共団体とは別の組織である作成組織において、非識別加工情報の作成・提供等を行う仕組みについて検討を進め、法制上の措置を講じることが想定される点などについて論点を整理。 具体的には、 ・作成組織の認定基準 ・加工基準や安全管理措置等の規律 ・地方公共団体からの情報の提供等 ・非識別加工情報の活用目的等 について整理。 ○また、地方公共団体の非識別加工情報の活用事例について調査し、想定される活用事例を整理した。 ○作成組織については、上記の論点整理に加え、事業採算性等の実効性を検証し、その結果を踏まえ必要な措置を講じることとしており、31年2月に「作成組織における事業採算性等に関するワーキンググループ(WG)」において、検討を進めているところ。 ○今後、WGの検討結果を踏まえ、上記の論点整理の内容に関する具体的な措置について、引き続き検討を行う。 ○地方公共団体の個人情報保護制度(非識別加工情報制度を含む)に関する問合せ窓口を総務省地域情報政策室に平成29年6月に設置し問い合わせに対応。(dについて) ○非識別加工情報の加工やその取扱いについての公的な相談窓口として、改正行政機関個人情報保護法等に基づき、行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所を平成29年5月30日に開設し、国の行政機関及び民間事業者等からの問合せに対応している。	○令和元年度においては、今後のWGの検討結果も踏まえ、具体的な措置を講じる予定。	継続F	措置状況について、引き続きフォローしていく。
		6	医学系研究における個人情報の取扱い	平成27年に改正を行った個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の施行に伴う、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)等の見直しに当たっては、医学系研究の遂行において支障が生じないよう対処する。 また、改正個人情報保護法の施行後、医学系研究の遂行における個人情報の取扱いについて、更なる制度改善に向けた見直しを検討する。	改正個人情報保護法の施行に伴う指針等の見直しは措置済み、制度改善の検討は令和2年度を目途に検討・結論	個人情報保護委員会 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	検討中	人を対象とする医学系研究に関する倫理指針等(以下「医学系指針等」という。)について、個人情報の取扱いを含めた制度改善に向け、平成30年度から文部科学省・厚生労働省及び経済産業省による合同会議(以下「三省合同会議」という。)にて審議を行っているところ。	三省合同会議において医学系指針等の見直しに向けた検討を継続的に見直し、令和2年度を目途に結論を得る予定。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		7	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の円滑な施行	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号)の施行に当たり、医療情報の利活用の促進、ひいては健康・医療に関する新技術・新産業の創出が促進されるよう、主務省令等を策定し、円滑に同法を施行する。その際、医療機関によるデータ提供の促進を図るための環境の整備、匿名加工医療情報作成事業の安定的な運営の担保、認定事業者によるデータ囲込みの防止などの観点から実効性のある仕組みとなるよう特に留意する。	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の施行に当たり、関係府省庁等によるデータ囲込みの防止などに検討・結論・措置	内閣官房 内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	措置済	平成30年5月11日に医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号)(略称:「次世代医療基盤法」)を施行した。	匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進すべく、引き続き、次世代医療基盤法を円滑に運用する。	解決	
		8	不動産登記のデータ整備(相続登記の促進)	a 不動産登記上の所有者と実体上の所有者との離れ状況を把握するため、相続登記未了のおそれのある土地がどの程度あるかなどについて調査し、その結果を公表する。 b 相続登記の必要性について意識を高めるために、法定相続情報証明制度を利用する相続人に対し、相続登記のメリットや放置することのデメリットを登記官が説明するなど相続登記を促進するための働きかけを行う仕組みを構築する。 c 相続登記が長期にわたり未了となっている土地の解消に向けて、死亡情報・相続情報も含め土地所有者情報を把握すべく、マイナンバーの利用が検討されている戸籍との連携など制度改正を含めて具体的施策を検討し、結論を得た事項につき、必要な措置を講ずる。	a:平成29年度上期措置 b:平成29年度措置 c:平成29年度検討開始、結論を得た事項につき措置	法務省	検討中	a 平成29年6月に不動産登記簿における相続登記未了土地調査の結果を法務省ホームページで公開した。 b 法定相続情報証明制度を創設し、同制度を利用する相続人に相続登記の直接的な促しを実施している。 c 相続登記が長期にわたり未了となっている土地の解消に向けた不動産登記法の特例について、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)が平成30年通常国会で成立、平成30年11月15日から施行された。	e 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴い、長期相続登記等未了土地の解消作業を実施し、法定相続個人情報の整備を行っているところ。	継続F	引き続き検討状況を要フォロー。
		9	不動産登記情報の公開の在り方	不動産データにおける登記情報の重要性に鑑み、個人情報保護に留意した上で、国民の利便性向上の観点から、情報範囲を限定した無償公開の可否も含めて登記情報の公開の在り方について検討し、所要の見直しを行う。	平成29年度検討開始、平成30年度結論	法務省	検討中	土地情報基盤の整備に向けた実務者会議等の会議体で一定範囲の登記情報のオープンデータ化の議論を進めており、引き続き検討を進める。 他方で、登記情報の公開の在り方全般の見直しについては、登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会で検討したところ、登記名義人の住所の公開すら消極との意見もあり、法制審議会で引き続き検討する。	法制審議会において、引き続き検討し、所要の見直しを行う予定。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		10	不動産登記情報等の行政機関間連携	a 不動産登記情報システム、農地台帳、林地台帳、固定資産課税台帳、不動産情報データベースなどの各種台帳等における所有者情報などに関し、それぞれの行政機関間で効率的に活用する仕組みを構築する。 b 上記の各種台帳等の情報連携により、最新の所有者情報などをより的確に蓄積し、これを行政機関内で共有し、さらに一定範囲でオープンに利用できる仕組みについて、その構築のための政府としての推進体制を決定する。	平成29年度検討・結論	a:法務省 b:内閣官房	検討中	a 登記情報システムの更改において、行政機関に対して、オンラインによりいつでも登記情報を提供可能とする仕組みを構築することとした。 b 関係省庁が連携して、不動産登記情報等の行政機関間連携等を推進する体制を整備した。	a 令和2年度からの運用開始を目指す。 b 措置済	継続F	不動産情報に係る仕組み構築のための政府としての推進体制について、引き続き検討状況を要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
③IT時代の遠隔診療											
		11	遠隔診療の取扱いの明確化	情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について、以下の事項を含め、取扱いを明確に周知するため、新たな通知の発出を行う。 ・「離島・へき地」以外でも可能であること。 ・初診時も可能であること。 ・医師の判断で実施可能な具体的な症例として、全て遠隔で行う禁煙外来、1回の診療で完結する疾病が想定されること。 ・医師の判断で活用可能なツールとして、SNSや画像と電子メール等の組合せが想定されること。	平成29年度上期検討・結論・措置	厚生労働省	措置済	遠隔診療を行うにあたり必要なルールについて検討し、指針の策定を行うことを目的として、情報通信機器を用いた診療に関する検討会を開催し、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の策定について(平成30年3月30日付け医政発0330第46号厚生労働省医政局長通知)(以下「ガイドライン」という。)を作成し、関係者に広く周知した。	オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会を開催し、ガイドラインの見直しを検討している。	解決	—
		12	遠隔診療の診療報酬上の評価の拡充	対面診療と遠隔診療を単に比較するのではなく、より効果的・効率的な医療の提供を可能とする観点から、糖尿病等の生活習慣病患者の効果的な指導・管理、血圧、血糖等の遠隔モニタリングを活用するなど、対面とオンラインを組み合わせることで継続的な経過観察が可能になり重症化を防ぐといった例も含め、診療報酬上より適切な評価がなされるよう、遠隔診療の診療報酬上の評価の在り方について、平成30年度診療報酬改定に向けて対応を検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論、平成30年度措置	厚生労働省	措置済	情報通信機器を活用した診療について、対面診療とオンライン診療を組み合わせ、有効性及び安全性等への配慮を含む一定の要件を満たすことを前提に、オンライン診療料等の診療報酬上の評価を新設した。(平成30年4月1日施行)	通信技術を用いた診療の評価の新設に係る影響を調査・検証するとともに、対面診療と適切に組み合わせたICTを活用した効果的・効率的な外来・在宅医療の提供等に係る評価の在り方について引き続き検討する。	解決	—
④IT時代の遠隔教育											
		13	遠隔教育の本格的推進のための施策方針	遠隔教育は現行制度においても実施可能であるが、教育の質の一層の向上の観点から、その本格的推進について、幅広い視点から施策方針の取りまとめを行い、学校関係者等への周知その他必要な方策を講ずる。	平成29年度検討開始、平成30年度上期結論・措置	文部科学省	未措置	平成27年度～29年度に行った、過疎地域や離島等の人口減少地域の小規模学校等における遠隔合同授業に関する実証事業の成果等を整理し、「遠隔学習導入ガイドブック」として取りまとめるとともに、平成30年度から、多様性ある学習や専門性の高い授業等の実現に資することが期待される、遠隔教育システムの導入促進に係る実証研究を実施。 また、「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」を設置し、遠隔教育の推進に向けた具体的方策の議論や、遠隔教育を実施している学校へのヒアリング等を実施。その議論等を踏まえ、平成30年9月14日に「遠隔教育の推進に向けた施策方針」を取りまとめ、広く学校関係者への周知を行うとともに、病気療養児に対する病院や自宅等における遠隔教育に関して、小・中学校段階の病気療養児について、受信側に当該校の当該教科の免許状を保有する教師がいない場合にも、一定の要件の下で「出席扱い」とし、学習成果を評価に反映できるよう措置。	引き続き、施策方針等の周知に努めるとともに、遠隔教育システムの導入促進に係る実証研究を実施。 また、平成30年11月22日に取りまとめた「新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて～柴山・学びの革新プラン～」を具体化し、関係施策を実施することにより、遠隔教育を更に推進。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		14	免許外教科担任の縮小に向けた方策	a 免許外教科担任という専門外の教員が授業を行っていることによる教育の質及び教員の負担の問題について、現状においても実施可能な遠隔授業の推進や研修の充実等を各都道府県教育委員会に促すことにより、教育の質の向上及び教員の負担軽減を図る。 b 免許外教科担任制度について、学期中の急な欠員のために許可するような場合等に限られるよう、各都道府県教育委員会に指導する等によって段階的に縮小すべく、免許外教科担任の許可について実態を調査し、これを踏まえて許可を行う場合の考え方や留意事項等について検討し、整理する等制度の在り方の見直しについて検討する。	a:平成29年度以降継続的に実施 b:平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置	文部科学省	措置済	a 免許外教科担任の在り方に関する調査研究協力者会議」の報告書及び「免許外教科担任の許可等に関する指針」に基づき、免許外教科担任の更なる縮小と遠隔システムの活用などにより免許外教科担任する教員の負担の軽減及び教育の質の向上に努めるよう、平成30年10月に各都道府県委員会に対し通知を发出。 b 平成29年12月に設置した「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議」において、免許外教科担任の縮小に向けた方策について検討し、平成30年9月に報告書を取りまとめるとともに、同報告書に基づき、同年10月、「免許外教科担任の許可等に関する指針」を策定。	平成30年10月に策定した「免許外教科担任の許可等に関する指針」に基づき、引き続き都道府県教育委員会と連携しながら、免許外教科担任の縮小、免許外教科担任する教員の負担の軽減及び教育の質の向上に取り組む。	継続F	引き続き運用状況について要フォロー。
		15	高等学校の遠隔教育における著作権法上の問題の解決	平成27年4月から高等学校で解禁された「同時双方向型の遠隔授業」における著作権制度上の課題について検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討・結論・措置	文部科学省	措置済	「同時双方向型の遠隔授業」の実施にあたっての著作権制度上の課題について、文化審議会著作権分科会において検討を行い、平成29年4月、「文化審議会著作権分科会報告書」を取りまとめた。さらに、平成29年6月、高等学校の遠隔教育を推進するための著作権制度上の課題への対応の在り方について、著作権分科会としての考え方を取りまとめた。これを踏まえた「著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)」、「著作権法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第360号)」及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令(平成30年文部科学省令第37号)」が公布された。(著作権法一部改正のうち教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備は公布の日(平成30年5月25日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなる。)	措置済み	継続F	法施行に向けた検討状況について要フォロー。
⑤日影規制の見直し											
		17	駅舎や線路敷沿いの車庫における日影規制の見直し	駅舎や線路敷沿いの車庫について、地方自治体による建築基準法(昭和25年法律第201号)第56条の2に基づく日影規制の条例による規制の実態を調査し、地方自治体の条例による日影規制の運用について検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省	措置済	駅舎や鉄道車庫に係る日影規制の条例による規制の実態について、平成29年9月に全特定行政庁へ調査を依頼し、同年11月までに回答を得た。 その後、当該調査結果を踏まえて、駅舎等に係る条例による日影規制の運用について検討を行い、結論を得た。 結論を踏まえ、平成30年6月に、都市計画で定められた用途地域や容積率に応じて日影規制の対象区域を設定している場合であっても、土地の合理的な高度利用を図ること等を目的として地区計画(再開発等促進区)を定めること等により、駅舎や鉄道車庫の周辺を個別に指定して日影規制の対象区域から除いている事例等を周知した。「(建築基準法第56条の2の規定(日影による中高層の建築物の高さの制限)に係る運用等について(技術的助言)」(平成30年6月29日付け国都計第31号・国住街第91号))		解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		18	老朽化建築物の建替えにおける日影規制の見直し	老朽化した建物やマンションの建替えについては、建築基準法第56条の2に基づく日影規制の特例許可の実態を調査し、老朽化した建物やマンションの建替えの円滑化に向けた特例許可の運用について検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論、結論を待次第速やかに措置	国土交通省	措置済	日影規制の特例許可の実態について、平成29年9月に全特定行政庁へ調査を依頼し、同年12月までに回答を得た。 その後、当該調査結果を踏まえて、老朽化した建物やマンションの建替えの円滑化に向けた特例許可の運用等について検討を行い、結論を得た。 結論を踏まえ、平成30年6月に、良好な市街地環境を実現するためには、都市計画全般の見直し状況も参考しつつ、住宅の集積状況等の実態や地区計画等で示された将来の市街地像等も踏まえて、日影規制の対象区域や規制値等、建築基準法第56条の2に基づく日影規制の条例について柔軟に見直しを行うことも重要である旨、また、不適格となる日影の生ずる土地が将来とも住宅のような建築物の敷地となるおそれがないものとして、建築基準法第56条の2に基づく日影規制の特例許可を受けた事例を周知した。(「建築基準法第56条の2の規定(日影による中高層の建築物の高さの制限)に係る運用等について(技術的助言)」(平成30年6月29日付け国都計第31号・国住街第91号))		解決	
		19	都市再生緊急整備地域における日影規制の見直し	都市再生特別地区の周辺地域における日影規制の実態を調査し、都市再生緊急整備地域内における日影規制の適用区域の運用について検討する。	平成29年度検討・結論	国土交通省	措置済	都市再生特別地区における日影規制の実態について、平成29年9月に全特定行政庁へ調査を依頼し、平成30年2月までに回答を得た。 その後、当該調査結果を踏まえて、都市再生緊急整備地域内における日影規制の適用区域の運用について検討を行い、結論を得た。 結論を踏まえ、平成30年6月に、都市再生特別地区の指定に合わせ、周辺の開発動向等を踏まえながら、隣接地区を含めて地区計画(再開発等促進区)を定め、当該地区計画の区域を日影規制の対象区域から除いている事例を周知するとともに、都市再生緊急整備地域においては、引き続き、日影規制の弾力的な運用が図られるよう適切な対応を求めた。(「建築基準法第56条の2の規定(日影による中高層の建築物の高さの制限)に係る運用等について(技術的助言)」(平成30年6月29日付け国都計第31号・国住街第91号))		解決	
⑥電波周波数の調整・共用											
		20	公共用周波数帯域の割当・用途の開示及び利用状況調査方法の在り方の見直し	a 周波数の有効利用の観点から、警察、防衛、消防、防災等も含め、政府部門に割り当てられた周波数について、利用状況の実態をより正確に把握するために、周波数が割り当てられている主体と用途について、通信の傍受、妨害等により各業務に支障が生じるおそれがないよう考慮しつつ、機密性に十分配慮した上で、海外の事例を参考にしつつ、積極的に開示できるような措置を講ずる。 b 周波数の有効利用の観点から、警察、防衛、消防、防災等も含め、政府部門に割り当てられた周波数について、利用状況の実態をより正確に把握するために、調査方法の在り方を検討し必要な措置を講ずる。	平成29年度検討開始、平成30年度結論、結論を待次第順次措置	総務省	検討中	a 公共業務用無線局の公表項目等については、電波有効利用成長戦略懇談会報告書(平成30年8月)において、業務への影響を考慮し、免許人の名称、無線局の種類、無線設備の設置場所・移動範囲、周波数帯、無線局の目的の5項目を公表すること等が適当とされた。懇談会報告書を踏まえ、関係免許人の意見を聞きながら、業務の特殊性、個別システムの事情等にも配慮し、公表に向けた作業を進めている。 b 電波の利用状況調査については、電波有効利用成長戦略懇談会報告書(平成30年8月)を踏まえ、新たな評価指標の策定、重点調査の実施及び免許状況調査の拡充方策及び調査周期の見直し等を行うことが適当とされた。懇談会報告書を踏まえ、具体的な見直し作業を進めている。	a 関係者との公表内容等の調整を踏まえ、令和元年度中に制度整備(省令等の改正)及びシステム改修を行い、令和2年度から実施する予定である。 b 令和元年度に拡充にあたり必要となる省令改正等の制度整備及びシステム改修を行い、令和2年度より調査を実施する予定である。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		21	公共用周波数の民間開放に係る目標設定	周波数の有効利用の観点から、次に周波数確保のための目標値を設定する際に、政府部門が利用している周波数の民間への開放、官民共用についても目標値を定めることを検討し、結論を得る。	次期目標値見直しまでに検討・結論・措置	総務省	措置済	電波有効利用成長戦略懇談会の報告を踏まえ、総務省では、2020年の5G実現に向けた「短期的な周波数の帯域確保目標」及び「将来の周波数の帯域確保目標の見直し」に関して、周波数再編アクションプラン(平成30年度版)(案)を策定し、平成30年9月12日から同年10月16日までの間、国民に対して意見募集を行った。その結果等を電波監理審議会に報告するとともに、公共用途及び民間用途からの確保目標を含めた周波数確保目標を設定した周波数再編アクションプラン(平成30年改定版)を平成30年11月9日に公表した。		解決	
		22	官官・官民共用化の推進	周波数の官官共用・官民共用を推進する観点から、共用可能な場所、時間及び送信電力等の共用条件の決定をより効率的かつ効果的な技術を活用するなどとした、よりダイナミックな共用方法の検討を行う。	平成29年度検討開始、準備ができ次第技術試験を行った上、令和2年度結論	総務省	検討中	官官・官民共用化の推進に資するため、平成30年度当初予算を確保し、技術試験により検討を開始した。	平成30年度からの技術試験事務により、令和2年度までに結論を得る予定。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		23	より効果的な周波数再編の促進	「電波政策ビジョン懇談会最終報告書」(平成26年12月)において経済的価値も考慮した終了促進措置の改善の必要性が指摘されている点を踏まえ、周波数の効率的使用や再編促進の観点から、終了促進措置について、民間事業者のみならず、公共業務用無線局への適用も視野に入れとともに、新たに電波の割当てを受ける者が負担する費用の範囲として、移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費も考慮するなど、より柔軟な制度へ拡充させることについて検討する。	平成29年度検討・結論	総務省	措置済	公共業務用無線局を対象として平成30年4月に割り当てた1.7GHz帯の終了促進措置では、移動通信事業者が負担する費用範囲に、新たに周波数移行期間中の既存免許人の円滑な業務継続に必要な経費(業務継続費用)を追加しており、円滑な移行が行われている状況。		解決	
		24	実験試験局制度の周知徹底及び新たな試験的免許制度の検討	新規参入を促し、我が国の国際競争力を向上させる観点より、以下の措置を講ずる。 a 「実験試験局」について、一般消費者への試験的なサービスの提供の実験・試験が可能であること、既設の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場合は特定地域のみならず全国一律を対象とした免許が可能となることについて周知徹底を図る。 b 申請・審査プロセスの透明化を図るため、申請者が同意する場合は申請時期・審査内容・免許交付の有無・決定時期等について、個別案件ごとに公開するとともに、当該実験が終了した後、実験結果を踏まえた軽微な中間審査プロセス等を経て同一周波数帯での通常の免許の取得が可能とすることについては是非を検討する。	a:平成29年度検討・結論・措置 b:平成29年度検討・結論	総務省	措置済	電波有効利用成長戦略懇談会における検討状況を踏まえ、実験試験局制度の周知徹底と申請・審査プロセスの透明化を図るため、実験試験局制度の概要と手続の詳細、運用の条件、実際の案件等を分かりやすくウェブサイトに取りまとめて公開し、2018年6月に公表されている免許状等の情報(リンク)等を追記・更新した。また、公開した内容について、研究機関や大学等に向けた説明会等を機会を捉えて開催し、周知徹底を図っている。		解決	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
									今後の予定 (平成31年3月31日時点)	評価	指摘事項
			⑦次世代自動車(燃料電池自動車)関連規制の見直し								
		25	高圧ガス販売事業者の義務の見直し	a 水素スタンドにおける保安台帳の廃止を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。 b 保安台帳の廃止に関する検討と併せて、水素スタンドにおける販売主任者の選任の合理化を検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討開始、平成30年度に結論を得次第措置	経済産業省	措置済	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。検討会で示された方向性をもとに法技術的な検討を進め、水素スタンドにおける保安台帳の作成を不要とするともに、水素スタンドにおいて製造事業者が販売の保安に関する業務を適切に実施する体制が契約等で取られている場合は、販売主任者の選任を不要とした。(一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)を改正。平成31年1月11日付け公布・施行)。	—	解決	
		26	水素充てん時の車載容器総括証票等の確認の不要化等	将来的な水素燃料電池自動車の本格普及を見据え、水素充てん時の車載容器の安全確認の在り方に関し、車載容器総括証票等の確認に係る事業者の問題意識と提案を含む関係者の意見を踏まえ、水素タンク規制に関する自動車の使用者や水素スタンド事業者の負担及び水素タンクの安全性確保の観点から、検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省 国土交通省	措置済	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	車載容器総括証票の記載事項及びその運用等、事業者の考え方を基に安全性の検討を行い、保安上の課題が解決するのであれば、検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		28	保安検査法の緩和	水素スタンドに設置する高圧ガス施設について、事業者の負担軽減の観点から、業界団体等の保安検査方法を基に、保安検査の方法を定める告示(平成17年経済産業省告示第84号)に追加することを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成30年度までに、業界団体等の保安検査方法が策定され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	措置済	業界団体にて、検討委員会が設置され保安検査方法について、業界規格案が策定された後、高圧ガス保安協会との共同規格「保安検査基準(圧縮水素スタンド関係)(KHK/JPEC S 0850-9(2018))」が平成30年11月6日に制定された。それを踏まえ、本検査基準を水素スタンドの保安検査方法として追加した。(保安検査の方法を定める告示(平成17年経済産業省告示第84号)を平成31年1月11日付けで改正)	—	解決	
		29	保安監督者に関する見直し	a 保安監督者が複数の水素スタンドを兼任した場合における保安体制の在り方について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。 b 水素スタンドの保安監督者に必要な経験要件についての安全性に影響のない合理化の方法について、事業者と協力して検討し、結論を得た上で、経験要件を合理化する。	a:平成29年度検討開始 b:平成29年度検討開始、平成30年度に結論を得次第措置	経済産業省	検討中	a 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、安全性の検討を実施。 b 水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、示された検討の方向性を踏まえ、法技術的な検討を行い、水素スタンドの保安監督者に必要な経験要件について、水素の特性、水素スタンドにおいて必要な保安に関する知見等を習得できる実技を含めた研修を業界が整備し、それを修了することで、水素の製造以外の可燃性ガスの製造経験(天然ガス以外の経験の場合は、甲種・乙種製造保安責任者免状所持者に限る)でも保安監督者に選任できるようにすべきとの結論を得た。	a 検討会における議論を踏まえ、リスクを評価した上で引き続き検討を進める。 b 結論を踏まえ、技術基準の改正に向けた検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		30	水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転の許容	水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転について、海外の事例も参考としつつ、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。 また、水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転に関する高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)上の技術基準が定められた場合には、それを踏まえて無人運転の水素スタンドと給油取扱所を併設する際の消防法(昭和23年法律第186号)上の安全対策について検討を開始する。	高圧ガス保安法につき、平成29年度検討開始、消防法につき、高圧ガス保安法上の措置がされ次第速やかに検討開始	総務省 経済産業省	検討中	高圧ガス保安法については、水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。 消防法については、水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転について、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)上の措置が行われていないことから、未着手。	高圧ガス保安法については、検討会における議論を踏まえ、引き続き事業者案を基に検討を進める。 消防法については、高圧ガス保安法上の措置がされ次第、速やかに検討を開始する。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		31	水素出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和	水素スタンドに併設する小規模な水素出荷設備に係る保安統括者等の選任を保安監督者により代替した場合における保安体制の在り方について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	検討会における議論を踏まえ、業界においてリスク評価を踏まえた事業者案が提案された場合、引き続き事業者案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		32	一般家庭等における水素充てんの可能化	一般家庭等における水素充てんについて、事業者案を基に安全性の検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	検討会における議論を踏まえ、業界においてリスク評価を踏まえた事業者案が提案された場合、引き続き事業者案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		33	水素スタンドにおける微量漏えいの取扱いの見直し	水素スタンドにおける締結部及び閉閉部からの微量漏えいの取扱いについて、リスクを評価した上で、見直しを検討し、結論を得る。	平成29年度検討開始、平成30年度結論	経済産業省	措置済	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、安全性の検討を実施。高圧ガス事故としての取り扱いに関する検討を行い、保安上問題ないことが確認できたため、水素スタンドを含む高圧ガス設備全体に関する事故の定義を見直し、毒性ガス以外の締結部・閉閉部からの微量漏えいを事故としないこととした。(高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領(20180328保局第2号)を平成30年12月21日付けで改正。平成31年1月1日から施行)	—	解決	
		35	貯蔵量が300m ³ 未満で処理能力が30m ³ /日以上の第2種製造事業者である水素スタンドの貯蔵に係る技術基準の見直し	貯蔵量が300m ³ 未満で処理能力が30m ³ /日以上第2種製造事業者である水素スタンドの貯蔵に係る技術基準の見直しを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討開始、令和元年度上期結論・措置	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。検討の方向性を踏まえて法技術的な検討を実施中。	検討会における議論を踏まえ、引き続き法技術的な検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		38	水素スタンド設備に係る技術基準の見直し	最新の知見を踏まえ、水素スタンドのリスクアセスメントを事業者等が有識者及び規制当局の協力を得て再実施するとともに、当該リスクアセスメントの結果に基づき、水素スタンド設備に係る技術基準の見直しを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	令和元年度までにリスクアセスメントを実施、当該結果を踏まえ検討・結論	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	検討会における議論を踏まえ、業界においてリスク評価を踏まえた事業者案が提案された場合、引き続き事業者案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		39	水素特性判断基準に係る例示基準の改正等の検討	水素スタンドに使用可能な鋼材について、業界団体等における研究開発により新たな水素特性判断基準が示された場合には、速やかに例示基準の改正等の検討を行う。	新たな判断基準が示され次第速やかに検討	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	検討会における議論を踏まえ、業界においてリスク評価を踏まえた事業者案が提案された場合、引き続き事業者案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		40	設計係数3.5の設計に係る圧力制限の撤廃	設計係数3.5で設計された水素スタンド設備に係る圧力制限を撤廃した場合における安全性への影響について、事業者と協力して検討し、結論を得次第、圧力制限を撤廃する。	平成29年度検討開始、平成30年度結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	措置済	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。検討の結果保安上の問題が無いことが確認出来たため、水素スタンドの設備について、設計係数3.5の設計に係る圧力制限について撤廃した。(「特定設備検査規則の機能性基準の運用について(20181105保局第6号)」を平成31年3月29日付けで改正)	—	解決	
		41	3.5よりも低い設計係数	水素スタンドに係る特定設備の設計係数について、米等国諸外国の事例などを踏まえ、大臣特別認可や事前評価制度等を受けなくても3.5よりも低い設計係数(例えば2.4)で設計、製造を行う場合に必要の高圧ガス保安規制や技術基準について、事業者と協力して検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。検討会で示された方向性をもとに特認手続きを不要とする仕組み作りについて法技術的な検討を実施中。	検討会における議論を踏まえ、引き続き法技術的な検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		42	防爆機器の国内検定を不要とする仕組みの活用	EN(European Norm)規格について、国際的に標準化された規格であるIEC(International Electrotechnical Commission)規格と同様の取扱いとすることができるか否か検討した上で、EN規格に基づくATEX指令(防爆指令)の型式試験のデータを国内検定に活用する仕組みを検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討開始、令和元年度結論・措置	厚生労働省	検討中	平成29年度より、学識経験者、事業者団体、検定機関等が参加する技術的な検討の場を設けて検討を開始している。平成30年度末までに検討会を4回開催しており、令和元年度第1四半期中に提言が取りまとめられる予定。	令和元年度中に結論を得て、必要な措置を講じる予定。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		43	型式承認等に要する期間短縮	燃料電池自動車用高圧水素容器について、容器等製造業者登録及び型式承認の申請を同時並行で受け付ける方法について検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置	経済産業省	措置済	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。登録容器等製造業者の登録申請時の製造設備等が、登録前の型式試験データ取得時と同一又は同等以上であることを条件として、登録前の型式試験データを型式申請時に活用することを認めることとした。「高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領について」(20190314保局第2号)を制定し、平成31年3月15日に公布。	—	解決	
		45	燃料電池自動車用高圧水素容器の品質管理方法の見直し	破碎テスト及び圧力サイクルテストの組試験に代替し得る燃料電池自動車用高圧水素容器の品質管理方法について、事業者案を基に安全性の検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	措置済	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。登録容器等製造業者について、製造過程における厳しい品質管理(監視測定)を行っていること、不適合容器が発見された場合の適切な回収方法が構築されていること等を条件に、常圧圧力サイクル試験の結果が出る前に、容器の出荷を認めることとした。国際相互承認に係る容器保安規則(平成28年経済産業省令第82号)等を改正し、平成30年11月14日に公布。	—	解決	
		47	燃料電池自動車用高圧水素容器に係る特別充てん許可の簡素化	高圧ガス保安法に基づく特別充てん許可制度について、一つの申請によって複数の許可を受けることを可能とするなど、特別充てん許可の簡素化について検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	特別充填許可の手続きの簡素化を図れないか、事業者案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		48	車載用高圧水素容器の開発時の認可の不要化	車載用高圧水素容器の開発時の認可について、当該認可を不要とした場合における安全性への影響を勘案しつつ、具体的な容器の開発方法等に係る事業者案を基に検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	許可を不要とした場合における安全性への影響を勘案しつつ、具体的な容器の開発方法等に係る事業者案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		49	燃料電池自動車に関する事務手続の合理化	燃料電池自動車に関する事務手続の在り方について、事業者の負担等の観点から検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省 国土交通省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に検討を実施。	申請方法の合理化や書類の省略等、事業者の負担の観点から事務手続の在り方について、両省において検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		52	燃料電池自動車用高圧水素容器の標準方式の緩和	国連規則(UN-R134)を踏まえ、国内において燃料電池自動車用高圧水素容器の認可を得る場合も任意の方式での標準を認める方向で検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討開始、平成30年結論・措置	経済産業省	措置済	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。容器の充填可能期限中にはがれず、表示内容が消えない適当な材質を用いることを条件に、これまで容器胴部の織織に巻き込む方式だったものを、容器胴部の外側に貼付する方式を認めることとした。国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示(平成28年経済産業省告示第184号)等を改正し、平成30年11月14日に公布。	—	解決	
		54	会社単位での容器等製造業者登録等の取得	会社単位での容器等製造業者登録及び型式承認について、事業者の考え方を基に安全性の検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	会社単位での容器等製造業者登録及び型式承認について、事業者の考え方を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		55	容器等製造業者登録の更新の見直し	容器等製造業者の登録更新に当たり、従前の登録番号を継続する仕組みについて事業者の考え方を基に検討し、結論を得る。	平成29年度検討開始、平成30年度結論	経済産業省	措置済	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。容器等製造業者の登録更新手続簡素化のため、更新時に新規登録時に取得した登録番号及び型式承認証を継続して使用できることを認めることとした。「高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領について」(20190314保局第2号)を制定し、平成31年3月15日に公布。	—	解決	
		56	水素貯蔵システムの型式の定義の適正化	製造方法や製造場所、事業者にかかわらず、同じ設計で製造される高圧水素容器については、同じ型式承認番号を発行する仕組みについて事業者の考え方を基に検討し、結論を得る。	平成29年度検討開始、令和元年度までに結論	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	同じ設計図で製造された容器等ごとに型式承認番号を発行する仕組みについて、事業者案を基に検討を進め、結論を得る。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		57	燃料電池自動車用高圧水素容器の充てん可能期間の延長	15年を超えた燃料電池自動車用高圧水素容器の安全性について、事業者案を基に検討を開始する。	平成29年度検討開始	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	充てん可能期間を延長した場合に容器の安全性が確保される方策について、事業者案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		58	充てん可能期間中の容器を搭載している燃料電池産業車両用電源ユニットのリユースの許容	充てん可能期間中の高圧水素容器を搭載している電源ユニットをリユースした場合に安全性を適切に点検管理する仕組みについて、事業者案を基に検討を開始し、結論を得た上で、安全上問題がなければ必要な措置を講ずる。	平成29年度検討開始、令和元年度結論	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	適切に容器を載せ替える仕組みについて、事業者案を基に検討を進め、結論を得る。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		60	燃料電池自動車販売終了後の補給用タンクの供給	燃料電池自動車用高圧水素容器及び複合容器蓄圧器の充てん可能期間について検討し、業界団体等における研究開発により管理状態での劣化に関するデータや未使用期間における管理方法等が示された場合には、その安全性について検討を開始する。	必要なデータ等が示された場合には、検討開始	経済産業省	検討中	水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、事業者案を基に安全性の検討を実施。	事業者から未使用期間における管理方法や管理方法による劣化速度の変異に関するデータ等の必要なデータが提示された場合には、事業者案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		61	水素・燃料電池自動車関連規制に関する公開の場での検討	〔⑦次世代自動車(燃料電池自動車)関連規制の見直し〕の水素・燃料電池自動車関係の各検討項目について、規制当局、推進部局、事業者・業界等の関係者、有識者を交えた公開の場での検討を開始する。	平成29年度に公開の場での検討を開始	総務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省	措置済	安全確保を前提に水素・燃料電池自動車関連規制のあるべき姿を幅広く議論し、科学的知見に基づく規制見直しを進めるべく、規制当局、推進部局、事業者・業界等の関係者、有識者を交えた公開の検討の場である「水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会」を平成29年8月から開催し、検討を実施中。	—	継続F	引き続き公開の場での検討状況について要フォロー。
⑧その他											
		62	LNGローリー車への充てん量上限の引上げ	業界団体等による安全性に関する技術的検証に基づいた案を基に、LNGローリー車への充てん量上限の引上げを検討する。	業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が出され次第検討開始	経済産業省	検討中	業界団体等が安全性に関する技術的検証を行う方向で検討を行っているところ。	業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が提出された場合には、業界団体等の案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		63	遠隔監視による高圧ガス製造設備の保安業務の推進	業界団体等による安全性に関する技術的検証に基づいた案を基に、高圧ガス製造施設に常駐させる保安係員の代替として、ICTの活用による遠隔監視を認められるかを検討する。	業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が出され次第検討開始	経済産業省	検討中	業界団体等から本項目に関する連絡は頂いていない。	業界団体等から安全性に関する技術的検証に基づいた案が提出された場合には、業界団体等の案を基に検討を進める。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		70	県外産業廃棄物流入規制の見直し	県外産業廃棄物流入規制について流入規制を含む検討結果が取りまとめられた「廃棄物処理制度の見直しの方向性」(意見具申)(平成29年2月14日中央環境審議会)を踏まえ、関係者による意見交換等の場の設定等をする。	平成29年度検討開始、平成30年度目途措置	環境省	措置済	産業廃棄物処理の各種課題について検討するため、産業廃棄物処理業者の業界団体である公益社団法人全国産業資源循環連合会及び同連合会正会員(各都県の協会)並びに開催県、周辺県及び環境省の担当部局等の関係者による意見交換を設置し、平成30年11月(福岡及び横浜)及び平成31年2月(名古屋)において計3回開催した。	意見交換については、流入規制に係る議論も見据え、関係者の協力を得ながら、継続的に開催する。	解決	
		71	優良認定制度の見直し	「廃棄物処理制度の見直しの方向性」(意見具申)を踏まえ、優良産業廃棄物処理業者の認定制度の認定要件の見直し・強化及び優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について詳細に検討する。	平成29年度検討開始、平成30年度結論	環境省	未措置	意見具申を踏まえ、認定要件の見直し、強化及び優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について、平成29年度から検討を開始し、平成30年度に学識経験者及び自治体担当者等の有識者を含めて見直しに向けた議論を行うとともに、その結論をとりまとめた。	今後、検討のとりまとめを環境省中央環境審議会循環型社会部会において報告し、その後、必要な法令等の改正を行う。	継続F	措置状況を要フォロー。
		73	都市計画基礎調査の民間利用促進	都市計画基礎調査のオープン化に向けて、個人情報の処理方法の明確化を含む課題の抽出及びその対応策の検討を行い、ガイドラインの作成及び地方自治体への周知を行う。	平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置	国土交通省	措置済	都市計画基礎調査情報の利活用及び調査のあり方に関する検討会において、有識者、業界関係者、地方公共団体を交え、個人情報の扱いに係る整理等に係る検討を行うなど、データを活用しやすくする具体的方策の検討を進め、平成31年3月に都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン等を作成し、自治体に通知するとともに公表した。(「都市計画基礎調査実施要領の見直し等について」(国都調第17号平成31年3月26日局長通知))	—	解決	
		74	「i-Construction」施策推進に向けた電子納品のクラウド化	公共工事等における成果品については、インターネットを活用した電子納品について検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	国土交通省	検討中	情報共有システムを活用したオンライン電子納品に関する検討	オンライン電子納品の試行システムの機能要件を整理	継続F	引き続き検討状況について要フォロー
		78	特定行政書士による戸籍謄本等の交付請求	特定行政書士についても、不服申立て手続の代理業務に必要な場合には戸籍謄本等の交付請求を可能とすることについて検討し、結論を得る。	平成30年度検討・結論	法務省	検討中	戸籍法改正の機会に併せて、戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士に関する事項を追加することについての可否を含めて引き続き検討中。	戸籍法改正の機会に併せて、戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士に関する事項を追加することについての可否を含めて引き続き検討を行う。	継続F	検討状況を要フォロー。

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
									今後の予定 (平成31年3月31日時点)	評価	指摘事項
平成29年6月9日	その他重要課題分野	①ICT、AI等の技術革新を活かした旅客運送事業等の規制改革									
		1	ICTを活用したソフトウェアの普及に向けた環境整備	顧客ニーズに応じた柔軟な料金設定や、事業者の生産性向上に向けたインベーションの促進を目指し、回転尺を基本とするタクシーメーターに加えて、タクシー事業の運賃算出の基礎として必要十分な精度の距離情報等を導出するシステム(ソフトメーター等)の利用も可能にするため、求められる距離等の測定精度の水準や、必要な精度等を有することを担保する仕組み、技術基準等の検討を関係者間で行い、速やかに結論を得て、新しいタクシーメーターの開発や普及に向けて必要な環境整備を行う。	平成29年度上期検討開始、平成30年度上期結論、平成30年度措置	国土交通省	措置済	平成29年度から関係者へのヒアリングを開始し、平成30年度では、検討会を設け、求められる距離等の測定精度の水準や精度等を担保する仕組みの必要性等について合意した。その後、試作機を用いた実証実験を行った結果、走行距離の測定精度の向上等を図るための新たな措置が必要になったことが明らかになったことを踏まえて必要な技術基準を整理し、開発等に向けた環境整備を行った。	—	解決	
		2	ICTを活用したソフトウェアの計量法との関係の明確化	No.11による検討状況を踏まえつつ、事業者と消費者が運賃算出の基礎となる距離情報を相互に確認するために必要な技術基準等の検討を関係者間で行い、計量法(平成4年法律第51号)との関係を明確化する。	平成30年度検討開始	経済産業省	措置済	No.1により取りまとめを行った必要な技術基準については、実測値に基づかない方法を前提としていると考えられるため、計量法の対象とはならないと整理した。	—	解決	
		3	利用者の同意を前提とした事前確定運賃の実現	渋滞や回り道等で値段が高くなるかもしれないという不安なくタクシーを利用したいというニーズに応じたサービスが実現できるよう、配車アプリ等によりあらかじめ運行経路と運賃を利用者に提示し、これに利用者が同意することを条件に、経路を特定した個別認可を受けることなく、一定の方式により事業者が柔軟に運賃設定することを包括的に認可する仕組みについて、利用者保護を図るための措置も含めた検討を行い、結論を得る。	平成29年度検討開始、平成30年度結論・措置	国土交通省	措置済	平成29年8月から10月にかけて事前確定運賃に関する実証実験を都内で実施し、その結果を踏まえて平成31年3月に本格運用化のための通達案をとりまとめた。	—	継続F	措置の内容について要フォロー
		②地方の需要に応える貨物運送事業規制改革									
		7	貨物自動車運送事業の営業所新設における車両台数規制の見直し	輸送の安全を確実に担保しつつ地域の実情等に応じた合理的規模で事業拠点が整備できるよう、ICTの活用等により適切な運行管理が実施される等一定の条件を満たすことを前提として、人口の少ない過疎地域において、広域に事業を展開している貨物自動車運送事業者が追加で営業所を新設する場合、中小企業等が営業所を新設する場合の両方について、営業所新設時に求める必要最低車両台数の在り方について、関係者と調整した上で検討し、結論を得る。	平成29年度検討・結論	国土交通省	措置済	法令を確実に遵守している事業実績を有する事業者で一定の事業実施体制を有するものであって、GPS機能を有するデジタル式運行記録計によって過疎地域内のみにおいて対象車両の運行が行われることが確認できる場合には、過疎地域における営業所ごとの最低車両台数について緩和された基準とすることについて検討し、結論を得た(～平成29年度)。また、当該結論を踏まえた関係通達案についてパブリックコメントを実施した(平成30年10月～11月)。	平成31年4月～令和元年5月に通達を発出予定。	解決	措置の内容について要フォロー
		③第二種運転免許受験資格									
8	第二種運転免許受験資格	第二種運転免許受験資格の年齢要件の根拠の更なる適正分析が必要である。少子化等を背景に運転手不足が深刻化する中、年齢要件に一切の特例措置がないため若年層が旅客自動車運送事業の運転手への志望をしづらい状況にあるとの指摘に加え、自動車技術の進展、安全性確保の観点等を踏まえ、21歳以上を受験資格の要件とする根拠についてより適正な手法に配慮しつつ分析し、結果を明示するとともに、その結果に基づき、旅客自動車運送事業の安全確保を所掌する事業所管官庁、事業者等の旅客自動車運送事業の実態や交通安全に関する知見を有する関係者が幅広く参画する検討の場を設置し、21歳以上という第二種運転免許受験資格の年齢要件の適否や、現行制度が年齢要件で担保しようとしている運転手としての資質等について、事業者による安全担保措置を含め、研修や他の方法で補完することの適否等第二種運転免許制度の今後の在り方を総合的に検討する。	平成29年検討開始、結論を得次第速やかに措置	警察庁	検討中	特別な教習と初心運転者期間類似の制度の導入により、経験年数要件に加え年齢要件も併せて特例的に見直すことが適当などとする「第二種免許制度等の在り方に関する有識者会議」の提言が出たことから、経験年数要件と年齢要件を併せて引き下げる教習カリキュラム等を令和元年度に調査研究を実施するなどして検討していく必要がある。	有識者会議の提言を踏まえ、経験年数要件に加え、年齢要件も併せて引き下げる教習が可能かどうかなどについて、調査研究を実施するなどして検討を行っていく。	継続F	検討の状況について要フォロー		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
									今後の予定 (平成31年3月31日時点)	評価	指摘事項
④旅館業に関する規制の見直し											
		9	旅館業に関する規制の見直し	<p>旅館業に係る構造設備の基準の規制全般について、撤廃することができないかゼロベースで見直し。少なくとも、以下の見直しを行う。</p> <p>a 客室の最低数の規制については、撤廃する。</p> <p>b 寝具の種類数の規制については、撤廃する。</p> <p>c 客室の境の種類数の規制については、撤廃する。</p> <p>d 採光設備の具体的な要件の規制については、建築基準法令に準じた規定に改める。</p> <p>e 照明設備の具体的な要件の規制については、数値による規制は撤廃し、定性的な表現に改める。</p> <p>f 便所の具体的な要件の規制については、数値による規制は撤廃し、定性的な表現に改める。</p> <p>g 客室の最低床面積の規制については、ベッドの有無に着目した規制に改める。</p> <p>h 入浴設備の具体的な要件の規制については、規制の緩やかな旅館の水準に統一する。また、レジオネラ症等の感染症対策及び利用者の安全等に必要規制以外の規制は撤廃する。</p> <p>i 玄関帳場の規制については、「受付台の長さが1.8m以上」等の数値による規制は撤廃する。また、ICTの活用等により対面でのコミュニケーションに代替する方策について具体的に検討した上で、ICTの活用等による適用除外を認める。</p>	旅館業法の一部を改正する法律案の成立後に検討・結論、その施行に合わせて措置	厚生労働省	措置済	<p>a「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成30年1月31日政令第21号)」により、旅館・ホテル営業の客室の最低数の規制について、撤廃することとし、平成30年6月15日に施行された。</p> <p>b「旅館業における衛生等管理要領の改正について(平成29年12月15日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)」及び「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成30年1月31日政令第21号)」により、旅館・ホテル営業の寝具の種類数の規制について、撤廃することとし、平成30年6月15日に施行された。</p> <p>c「旅館業における衛生等管理要領の改正について(平成29年12月15日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)」及び「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成30年1月31日政令第21号)」により、旅館・ホテル営業の客室の境の種類数の規制について、撤廃することとし、平成30年6月15日に施行された。</p> <p>d「旅館業における衛生等管理要領の改正について(平成29年12月15日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)」により、旅館・ホテル営業の採光設備の具体的な要件の規制について、撤廃することとし、平成30年6月15日に施行された。</p> <p>e「旅館業における衛生等管理要領の改正について(平成29年12月15日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)」により、旅館・ホテル営業の照明設備の具体的な要件の規制について、数値による規制は撤廃し、定性的な表現に改めることとし、平成30年6月15日に施行された。</p> <p>f「旅館業における衛生等管理要領の改正について(平成29年12月15日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)」及び「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成30年1月31日政令第21号)」により、旅館・ホテル営業の便所の具体的な要件の規制について、数値による規制は撤廃し、定性的な表現に改めることとし、平成30年6月15日に施行された。</p> <p>g「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成30年1月31日政令第21号)」により、旅館・ホテル営業の客室の最低床面積の規制について、ベッドの有無に着目した規制に改めることとし、平成30年6月15日に施行された。</p> <p>h「旅館業における衛生等管理要領の改正について(平成29年12月15日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)」及び「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成30年1月31日政令第21号)」により、旅館・ホテル営業の入浴設備の具体的な要件の規制について、規制の緩やかな旅館の水準に統一した上で、レジオネラ症等の感染症対策及び利用者の安全等に必要規制以外の規制は撤廃することとし、平成30年6月15日に施行された。</p> <p>i「旅館業における衛生等管理要領の改正について(平成29年12月15日付け厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)」及び「旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成30年1月31日政令第21号)」により、旅館・ホテル営業の玄関帳場の規制について、「受付台の長さが1.8m以上」等の数値による規制を撤廃した上で、ICTの活用による代替を認めることとし、平成30年6月15日に施行された。</p>	—	解決	法律施行後の状況について要フォロー。
⑤地方における規制改革											
		10	地方における規制改革	<p>地方自治体における手続上の書式・様式(以下「書式等」という。)について、当面、特に、経済活動に影響する書式等であって、</p> <p>a 一事業者が複数自治体との間で申請等の手続を行うもの、又は、</p> <p>b 事業者における従業員のための事務手続で複数自治体と関係するもの、</p> <p>を対象として、これらに該当する書式等の洗い出しを行い、事業者の負担を踏まえてリスタップした事項について、それぞれの実態等に応じ、改善方策(国の法令による統一化のほか、国から自治体への技術的助言による書式等のひな形の提示、自治体側の連携による書式等のひな形の作成など)を検討し、結論を得る。その際、個々の手続に応じて、自治体と十分に協議する。結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。</p>	平成29年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	内閣府	未措置	<p>「規制改革実施計画」(平成29年6月9日閣議決定)に基づき、各府省による該当する書式等の洗い出し、事業者団体の協力による事業者の負担の実態の把握、地方自治体(六団体)との協議等を経て、検討を求める書式等を選定した上で、各府省に当該書式等に係る改善方策の検討を依頼。</p> <p>各府省において検討された改善方策について、専門的検討を行うため、「地方における規制改革タスクフォース」の設置を決定。</p> <p>上記タスクフォースでの議論を踏まえ、規制改革推進に関する第3次答申(平成30年6月4日)に、書式等ごとに必要な改善方策を講ずる旨を盛り込み、当該方針を規制改革実施計画(平成30年6月15日)において閣議決定。</p>	規制改革実施計画(平成30年6月15日)における各府省の実施事項について、行政手続部会においてフォローアップを行う。	継続F	地方の書式・様式に関する改善方策の検討に係る各省庁の取組状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
			⑥労働基準監督業務の民間活用等								
		11	労働基準監督業務の民間活用等	<p>a:労働基準監督業務の民間活用の拡大のため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間の受託者(入札により決定し、契約により、秘密保持や利益相反行為・信用失墜行為の禁止を義務付け)が、36協定未届事業場(就業規則作成義務のある事業場、同義務のない事業場)への自主点検票等(36協定の締結状況、労働時間上限の遵守状況、就業規則の策定、労働条件明示の状況などの点検票等)の送付や回答の取りまとめを行い、指導が必要と思われる事業場や回答のない事業場等について、同意を得られた場合に、労務関係書類等の確認及び相談指導を実施する。 ・労働基準監督官は、これらに応じなかった事業場及び確認の結果問題があった事業場に、必要な監督指導を実施する。 <p>b:労働基準監督署における監督指導の実効性の確保・強化のため、労働基準法(昭和22年法律第49号)違反に対する抑止・是正効果を高める措置について、引き続き検討する。</p>	厚生労働省	未措置	<p>・a)について 平成30年度から、36協定未届事業場の可能性のある就業規則作成義務のある事業場を対象に、自主点検票を送付し、集団的なセミナーの開催、指導が必要と思われる事業場や自主点検の回答のない事業場に対して、同意のもと個別訪問による労務関係書類等の確認及び相談指導等を実施する民間事業者への委託事業(都道府県労働局毎に実施)を開始した。</p> <p>・b)について 長時間労働の是正に向け、法規制の執行強化を図るため、月80時間超の時間外労働が行われていると考えられる事業場に対する監督指導を強化するとともに、①使用者の労働時間の適正な把握のための新たなガイドラインに基づく指導の徹底、②違法な長時間労働等を複数の事業場で行った企業等に対する全社的な指導の実施、③是正指導段階での企業名公表の拡大等の取組等を行った。</p> <p>また、あわせて、労働基準法の内容や相談窓口の徹底を改めて図り、監督指導の強化を実効あるものとするため、必要な人員の確保と体制強化に努めてきた。</p> <p>平成30年4月から、全ての労働基準監督署において、労働時間に関する法制度の周知及び指導を行うための特別チーム「労働時間改善指導・援助チーム」を編成し、「労働時間相談・支援班」において、法令に関する知識や労務管理体制が必ずしも十分でないと考えられる中小規模の事業者に対し、長時間労働の削減のための取組を実施することを促すきめ細やかな相談・支援を行うとともに、「調査・指導班」において、労働時間改善特別対策監督官により長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止を重点とした監督指導を行った。</p>	<p>・a)について 令和元年度も引き続き、同事業を実施する。</p> <p>・b)について 改正労働基準法が平成31年4月から施行されることから、「労働時間改善指導・援助チーム」の「調査・指導班」による監督指導において、時間外労働の上限規制等に係る遵守徹底を図る。</p> <p>また、同チームの「労働時間相談・支援班」による相談・支援を引き続き実施する。</p>	継続F	事業実施後の状況について要フォロー。	
平成28年6月2日	健康・医療分野	6	診療報酬の審査の在り方の見直し	<p>③診療報酬の審査の効率化と統一性の確保</p> <p>社会保険及び国民健康保険の診療報酬の審査において、ICTの最大限の活用により人手を要する事務手続を極小化し、業務の最大限の効率化、高精度化、透明性の向上、並びに医療機関及び保険者の理解促進を図るため、以下のa～iについて具体的に検討し、結論を得る。</p> <p>a 医師の関与の下で、全国統一かつ明確な判断基準を策定すること</p> <p>b 上記判断基準に基づく精度の高いコンピューターチェックの実施を可能とすること(医学的判断を要する審査対象を明確化すること)</p> <p>c コンピューターチェックに適したレセプト形式の見直しを行うこと</p> <p>d レセプトの請求段階における記載漏れ、誤記などの防止措置を構築すること</p> <p>e 審査結果の通知及び審査基準の情報開示をICTの活用により効率的に行うこと</p> <p>f 医師による審査における医学的判断を集約し、継続的にコンピューターチェックに反映する仕組みを構築すること</p> <p>g 医師による審査及び合議のオンライン化や、審査結果等のデータ蓄積を自動化し、統計的な分析結果の参照や過去事例の検索や人工知能の活用などにより、医学的判断を要する審査手続の効率化、高度化を行うこと</p> <p>h 医学的な判断が分かれるなどの理由から審査結果に疑義がある場合について、医療機関及び保険者からの請求に基づく医師による再審査の仕組みを効率化、高度化すること</p> <p>i 社会保険及び国民健康保険のレセプト情報の共有化及び点検条件の統一化を図ること</p>	厚生労働省	措置済	<p>厚生労働省と社会保険診療報酬支払基金の連名で公表した「支払基金業務効率化・高度化計画(平成29年7月4日付)」(以下「計画・工程表」という。)において、診療報酬の審査の在り方の見直しについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省において、現行の診療報酬点数に係る審査基準(告示・通知等)をより明確化するとともに、医療機関等のICTに組み込めるように基準並びにシステムを標準化すること ○明確化し、標準化された審査基準は、支払基金において、最新のICT技術を活用したコンピューターチェック機能に取り込むこと ○なお残る支部間の差異についても、最新のICT技術を活用し、多面的な把握・分析による見える化を行うことにより解消を図り、審査基準の明確化、統一化を促進すること ○コンピューターチェックに適したレセプト形式への見直しをすること ○医療機関等において事前にコンピューターチェックが行える仕組みを構築すること ○返戻再請求・再審査請求を減少させるため、返戻査定理由を記載する対象レセプトの拡大及び記載内容の充実を図ること ○支払基金において、コンピューターチェックルールの公開基準を策定し、順次公開を進めること ○支払基金の新システムには、請求内容・審査内容の分析機能を抜本的に強化するため、審査内容等について自動的なレポート機能を搭載すること ○本部において審査結果の差異事例の徹底した見える化や、コンピューターチェックルールの機動的な見直しによる標準化・高度化を図ること ○継続的に差異を解消し、新たな差異を見逃さないために、PDCAサイクルの仕組みを新システムに組み込むこと ○この仕組みにより抽出された審査結果の差異事例等は、支払基金と厚生労働省で共有し、速やかに対策検討の対象とすること ○支払基金の「審査の一般的な取扱い」の公表を一層促進するとともに、本部の中立した視点を持って再審査に関する仕組みを導入すること ○国保連による改革についても、支払基金との審査基準の統一化も含め、検討し取り組んでいくこと <p>等について取組むこととした。</p> <p>診療報酬の審査の在り方の見直しについては、有識者検討会報告書において</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支払基金の「システム刷新計画」については、全面的な見直しを行い、あるべき業務の姿を見据えた新たなシステムの設計・構築を行う。 ○コンピューターチェックルール等について差異の見える化を行い、審査基準の継続的な統一化に向けて、定期的なPDCAを回していくことによりコンピューターチェックルール等の統一化を図る。 ○審査支払機関のレセプト審査におけるコンピューターチェックの寄与度を高め、徹底的な審査業務の効率化を行うとともに、地域ごとに差異のある審査基準の統一化を進める。 ○具体的なシステムの基本設計については、支払基金内に選任のCIOとそれを支援するICTの専門家によるタスクフォースを設置の上、以下の提言を踏まえ、新システムは機能が分解可能で、かつ、アクセスやオペレーション方法が柔軟で変化への対応に優れているアーキテクチャとする。 <p>①審査におけるコンピューターチェックを医療機関等において行う仕組み</p> <p>②コンピューターチェックに適したレセプト形式への見直し</p> <p>③コンピューターチェックルールや付箋貼付状況の差異に係る継続的な見える化等</p>	<p>○計画・工程表に記載のスケジュールに沿って、改革項目を具体的に進める。</p>	解決	措置済みを確認。なお、今後の具体的な取組計画については、別途、実施計画として、継続フォローを行う。	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
		7	組織・体制の在り方の見直し	医療費の円滑で適切な審査・支払を維持しつつ、社会全体として効率的な組織・体制の在り方を追求する観点から、現行の支払基金を前提とした組織・体制の見直しではなく、診療報酬の審査の在り方をゼロベースで見直すため、以下のa～cについて具体的に検討し、結論を得る。 a「診療報酬の審査の在り方の見直し」の検討を踏まえた上で、現行の支払基金が担っていることとされる各業務(特に、職員による点検事務及び説明・指導)について要否を検討し、不要・非効率な業務を削減すること b aで必要とされる業務のうち、効率的な運営を図るため、支払基金以外の者(民間企業を含む)を保険者が活用することが適切な業務の有無を検討し、当該業務がある場合の具体的な活用の仕組みを構築すること c aで必要とされる業務のうち、bの検討を経て支払基金が担うことが適切な業務がある場合には、その具体的な組織・体制等の在り方(業務拠点も含めた職員及びシステムなどの体制、業務範囲、法人形態、ガバナンス体制、事務費負担の在り方、法規制の在り方等)を検討すること	平成28年夏を目処に方針を整理し、平成28年内に結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	措置済	計画・工程表において、組織・体制の在り方の見直しについては、 ○審査事務については、業務効率化に併せて集約化していくこと ○審査事務の集約に伴う実際上の課題等を把握するため、システム刷新を待つことなく、モデル事業を行う支部において実証テストを実施すること ○実証テストの結果に基づき、課題等の整理を行った上で、新システムの稼働後に、数か所の支部から先行的に集約化を実施すること ○その際、問題がなければ速やかに審査事務の一部支部への集約化を図ること ○審査事務体制の効率性をより抜本的に見直していくことを可能とするため、まずはサーバを本部に一元化すること等について取組むこととした。	○計画・工程表に記載のスケジュールに沿って、改革項目を具体的に進める。	解決	措置済みを確認。なお、今後の具体的な取組計画については、別途、実施計画として、継続フォローを行う。
		①就職・転職が安心してできる仕組みづくり									
平成28年6月2日	雇用分野	1	入社前の情報共有の在り方(情報開示)	各企業の職場情報に関する情報開示を更に進めるため、企業が開示する職場情報について、労働者が比較しやすくなるための情報の一覧化や情報開示の留意点(例えば、マッチング向上のために開示することが望ましい項目、開示された情報の読み方、中小企業が情報開示する際の留意点)の整理を行い、周知徹底を図る。あわせて、女性の活躍推進、若者の雇用促進、子育ての支援といった特定分野に限らず、各企業の職場情報を確認できる共通データベースを整備し、積極的な活用を促すことにより、企業の自主的な情報開示を促進する。	平成28年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省	措置済	・厚生労働省内に部局横断的な検討チームを設置し、情報の一覧化及び共通データベースの整備に関する検討を実施した。 ・その結果、若者・女性等の個別分野毎に開示を行っている職場情報の一覧化と、それ以外の情報も含めた職場情報の総合的な提供を行う共通データベースの整備を合わせて実施するため、「職場情報総合サイト」を構築することとし、平成30年9月から当該サイトを一般公開した。 ・その後、平成30年12月に当該サイトの愛称を「しよくばらほ」に決定し、現在、求職者・学生等による活用や、企業による積極的な職場情報の開示を促すための周知を行っている。	「しよくばらほ」について、引き続き、求職者・学生等による活用や、企業による積極的な職場情報の開示を促すための周知を行う。	解決	
		4	インターンシップ活用の推進	適正なインターンシップを普及するため、教育界と産業界の参加を得て、インターンシップの在り方に関する議論の場を速やかに立ち上げ、下記の事項について、学生と企業のマッチング向上という観点も含め調査・検討を行い、必要な措置を講ずる。 a インターンシップに関する大学等・学生・企業のニーズ b 企業がインターンシップで取得した学生情報の取扱いの在り方 c 中小企業が多様なインターンシップ・プログラムを有効かつ柔軟に活用できる方策の在り方	平成28年度中、可能な限り速やかに調査・検討開始、結論を得次第速やかに措置	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	措置済	文部科学省において、厚生労働省や経済産業省と連携し「インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議」を設置(2016年6月～)。 ・インターンシップの普及に向けた方策や更なる推進のための具体的方策等について、1年間議論を行い、2017年6月に「取りまとめ」を公表。 ・合わせて、インターンシップ推進のための課題及び具体的効果・有用性に関する調査研究を実施。 ・上記を踏まえ、中小企業における取組を含め、優れたインターンシップを広く全国に普及させるための「大学等におけるインターンシップの届出・表彰制度」を創設し、2018年12月に文部科学省として初めて表彰式を開催。 ・なお、企業がインターンシップで取得した学生情報の取扱いの在り方については、「取りまとめ」では、就職・採用活動の早期化・長期化につながるようなことは避けるべきであり、現在の就職・採用活動時期の設定がなされている下では、現行の取扱いは維持するとしつつ、上記協力者会議においても様々な議論があったことを踏まえ、今後、学生の学修環境を確保することを前提としたうえで、幅広い観点から関係者間で中期的課題として検討することとされており、現在、企業における採用のあり方や高等教育の在り方に関する議論の一つとして、日本経済団体連合会や各大学団体、関係省庁等でそれぞれ検討中。	【文部科学省、経済産業省】 ・前回同様、2018年12月～3月の間で、大学等からインターンシップの届出を受け付け。(189大学等から353科目の申請あり。うち中小企業に関するインターンシップは259科目。※2019年3月5日時点の数値であり、現在精査中。) ・今後は、「大学等におけるインターンシップ表彰選考委員会」を引き続き設置し、本年12月を目標に、上記の中から、学生の能力伸長に寄与するなどの高い教育的効果を発揮しており、他の大学等や企業に普及するのに相応しいモデルとなり得るインターンシップを選考し、表彰を行う予定。 ・企業における採用のあり方や高等教育の在り方に関する議論については、引き続き、関係者間で緊密に連携しながら、適宜適切に対応。	解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
									<p>【厚生労働省】</p> <p>・取りまとめでは、左記調査研究により明らかになったインターンシップに関する大学等・学生・企業のニーズ等を踏まえ、インターンシップの意義・課題等を改めて整理。その上で、中小企業のインターンシップに係る支援策・負担軽減策の検討も含め、具体的な推進方針が示されたところ。取りまとめを受け、関係省庁において、その実現に向けた検討に着手。直近では、本年2月に、文部科学省において、大学等における正規の教育課程としてのインターンシップに必要な要素を満たしたプログラムを大学等から任意での届出を受け付けるとともに、その内容を受入企業名を含め公表する制度(届出制度)を創設したところ。</p> <p>・取りまとめでは、企業がインターンシップで取得した学生情報の取扱いの在り方については、就職・採用活動の早期化・長期化につながるようなことは避けるべきであり、現在の就職・採用活動時期の設定がなされている下では、現行の取扱いは維持するとしつつ、左記協力者会議においても様々な議論があったことを踏まえ、今後、学生の学修環境を確保することを前提とすうえ、幅広い観点から関係者間で中期的課題として検討。</p>		
平成28年6月2日	農業分野		①牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革								
		1	指定生乳生産者団体制度の是非・現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革	指定生乳生産者団体制度導入後の生乳需給構造の変化や近年の消費者ニーズの多様化に対応し、我が国酪農業の生産基盤を強化しつつ、酪農家の一層の所得向上を図ることが必要である。このため、現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能を評価・検証し、我が国酪農業の成長・発展、最終需要への一層の即応を実現する観点から、酪農家の経営マインド涵養、生産・流通の柔軟化を通じた付加価値の向上に向け、指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。	平成28年秋までに検討、結論	農林水産省	措置済	<p>1)平成28年11月29日、農林水産省地域の活力創造本部において「農業競争力強化プログラム」を決定。また、当該プログラムを踏まえ、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が第193通常国会において成立、平成29年6月16日に公布。</p> <p>2)「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」を平成29年10月27日に公布。</p> <p>3)「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律等の制定について」(29生畜第751号農林水産省生産局長通知)を平成29年10月27日に発出。</p> <p>4)平成30年4月1日に、「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」(平成29年法律第60号)が施行。同法に基づき、88事業者に対し、平成30年度の交付対象数量を配分、10事業者を指定事業者として指定。加工原料乳について生産者補給金等を交付。</p> <p>5)令和元年度の加工原料乳生産者補給金単価、集送乳調整金単価、総交付対象数量を平成30年12月13日に決定。</p>	引き続き、新制度を適切に運用する。	継続F	実際の運用状況について要フォロー
		2	バター等乳製品のモニタリング等の強化①	国家貿易で輸入した乳製品について、売渡の際に最終消費までの流通に係る計画を確認し、不明確な場合には売渡をしないこととする。また、その計画が着実に履行されるよう、報告徴収・検査を通じて確認を行う。	平成28年度中の可能な限り速やかに実施	農林水産省	措置済	<p>平成28年9月に、独立行政法人農畜産業振興機構に対し、バターのモニタリング強化に関する協力依頼の通知を発出した。</p> <p>これを受けて、独立行政法人農畜産業振興機構は、平成28年9月に発表したバターの追加輸入分以降、落札者に対し、売り渡しの際に、最終実需者までの流通計画を提出させ、その後、流通計画の実施状況も提出させ、それぞれの内容を確認し、農水省に報告、農水省においてもその内容を確認している。</p>	引き続き、バターのモニタリング強化を実施する。	継続F	引き続き、国家貿易で輸入するバターについて、・ALICは、売渡の際に最終消費までの流通に係る計画を確認し、その計画が着実に履行されるよう、落札者に実績を報告させ、その内容を確認し、国に報告する。 ・国は、ALICからの報告内容の確認を行う。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
										評価	指摘事項	
		3	バター等乳製品のモニタリング等の強化②	バターの市場調査について、「欠品・取扱なし」の小売店の割合に加えて、購買点数等の制限に係る状況や業務用向けバターの需給状況にも対象を広げる。また、日々の需給動向を把握できるよう調査精度を向上させる。	平成28年度中の可能な限り速やかに実施	農林水産省	措置済	平成28年9月に、独立行政法人農畜産業振興機構に対し、バターのモニタリング強化に関する協力依頼の通知を发出了。これを受けて、農林水産省農畜産業振興機構は、 ①実施しているバターの店頭調査について、購買点数の制限の実施状況を調査項目に追加するとともに、実施回数を増やした。 ②実施しているバターの需給調査において、種類別(業務用及び家庭用)の生産量及び消費量を公表した。	引き続き、調査を実施する。	継続F	引き続き調査を実施する。	
②生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組												
		6	公正かつ自由な競争を確保するための方策の実施	公正取引委員会は、以下の措置等を講ずる。 a 農業者、商系業者等からの情報提供を受け付ける窓口(平成28年4月設置)について、農林水産省とともに積極的な公表・周知活動を行い、それを通じて、独占禁止法違反被疑行為に係る情報を収集する。 b 農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に効率的な調査を実施し、必要に応じ、効果的な是正措置を実施・公表するための「農業分野タスクフォース」(平成28年4月設置)を通じ、農業分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。	平成28年度以降措置	公正取引委員会 農林水産省	措置済	a 公正取引委員会及び農林水産省は、農業者、農協関係者、商系業者等に対して、平成28年11月から平成29年3月までの間、全国12か所で農業分野における独占禁止法等に係る説明会及び個別相談会を開催するとともに、同説明会において、情報受付窓口を案内・周知した。 また、農業分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報提供窓口に寄せられた情報の件数は、その設置から平成31年3月31日までにおいて、118件である。 b 公正取引委員会は、「農業分野タスクフォース」において、土佐あき農業協同組合及び大分県農業協同組合に対して審査を行ってきたところ、それぞれ平成29年3月29日及び平成30年2月23日に独占禁止法の規定に基づき排除措置命令を行った。 また、平成28年度以降、農業分野において、11件の注意を行った。	今後とも、農業分野における独占禁止法違反行為に積極的に対処していく。	継続F	農業者等からの情報受付窓口の運用状況並びに農業分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る調査及び同法違反に対する取締りの状況について要フォロー。	
平成28年6月2日	投資促進等分野	①経済・社会情勢の変化に対応した規制の見直し										
		1	普通第二種免許の受験資格の緩和①(経験年数要件(3年以上)の見直し)	普通第二種免許の受験資格である3年の経験年数要件を一定の条件を満たす者に対して引き下げることに、既存の特例制度等を踏まえつつ検討することとし、そのために必要な試験・教習の在り方についても検討を行い、結論を得る。	平成28年度検討開始、遅くとも平成30年度までに結論	警察庁	措置済	これまでの調査研究における実験教習の結果を踏まえ、「第二種免許制度等の在り方に関する有識者会議」において検討を行い、一定の教習を受けた者の経験年数要件を1年以上に短縮することは可能との結論を得た。	有識者会議の提言を踏まえ、経験年数要件に加え、年齢要件も併せて引き下げる教習が可能かどうかなどについて、調査研究を実施するなどして検討を行っていく。	継続F	検討の状況について要フォロー	
		2	普通第二種免許の受験資格の緩和②(年齢要件(21歳以上)の見直し)	少子高齢化の進展に伴いドライバーが不足していること、自動車技術の進展、安全性確保の観点等を踏まえ、年齢要件を含めて普通第二種免許制度の今後の在り方を総合的に検討する。	平成28年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	警察庁	検討中	特別な教習と初心運転者期間類似の制度の導入により、経験年数要件に加え年齢要件も併せて特例的に見直すことが適当などとする「第二種免許制度等の在り方に関する有識者会議」の提言が出たことから、経験年数要件と年齢要件を併せて引き下げる教習カリキュラム等を令和元年度に調査研究を実施するなどして検討していく必要がある。	有識者会議の提言を踏まえ、経験年数要件に加え、年齢要件も併せて引き下げる教習が可能かどうかなどについて、調査研究を実施するなどして検討を行っていく。	継続F	検討の状況について要フォロー	
		3	ワゴン車の運転に必要な免許の見直し	乗車定員が11名以上であることにより運転に中型自動車免許が必要とされているワゴン車を準中型自動車免許で運転可能とすることについて、乗車定員の見直し、限定解除審査の在り方、安全確保措置等必要な事項について、運転希望者の負担や道路交通の安全の観点を踏まえつつ、検討を行い、結論を得る。	平成28年度検討開始、遅くとも平成30年度までに結論	警察庁	措置済	検討の対象となったワゴン車を準中型免許を保有する被験者に運転させ、一定の課題を遂行させる走行実験を2箇年にわたって実施したが、運転免許試験の中止基準に抵触するなど、安全に走行できたと見えない者が4分の1超に及んだことから、当該ワゴン車を同免許で運転可能とすることは困難であるとの結論を得た。	-	解決		
		9	将来の社会の変化に対応できる柔軟な権利制限規定等の在り方に関する検討	セキュリティ目的のリバースエンジニアリングを含む新産業創出等の観点を含め、将来の社会の変化に対応できる適切な柔軟性を確保した著作権法(昭和45年法律第48号)上の権利制限規定等の在り方について、権利の保護とのバランスに留意しつつ検討を行い、結論を得る。	平成28年度検討・結論	文部科学省	措置済	平成29年4月、「文化審議会著作権分科会報告書」を取りまとめ、リバースエンジニアリングのための著作物の利用を含め、時代の変化に柔軟に対応できる権利制限規定の整備について提言した。これを踏まえた「著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)」が公布され、「著作権法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第360号)」及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令(平成30年文部科学省令第37号)」とともに、平成31年1月1日に施行された。	措置済み	解決		
③エネルギー・環境関連の規制の見直し												
		18	風力発電における環境アセスメントの期間短縮③(期間半減の一般化)	風力発電における環境アセスメントの期間短縮に向けた各種取組により、3～4年程度かかるとされる手続を1.5～2年程度で終了できるよう、期間半減の手法を一般化するとともに、環境アセスメントの実施事例における具体的な迅速化の成果について、平成28年度にも見込まれる配慮書から評価書の確定まで全て実施した事例を基に検証を行い、事業者等に公表する。	一般化は各種取組の成果を得つつ平成29年度以降措置、個別案件の検証は平成28年度から実施	環境省 経済産業省	措置済	期間半減の手法の一般化について、実証事業の成果を踏まえて、「発電所に係る環境影響評価の手引」等に前倒手法を反映。 個別事例を基にした検証について、平成30年度までに、配慮書から評価書の確定まで手続を実施した4事業者、方法書から評価書の確定までの手続を実施した5事業者へのヒアリング等を実施した上で検証を行い、適切なタイミングで公表。 ※「環境アセスメント調査早期実施実証事業」は平成29年度より「環境アセスメント手続の迅速化に向けた環境影響調査の前倒し方法の実証事業」に事業名を変更。	実施済み。	解決		
		19	風力発電における環境アセスメントの規模要件の緩和及び参考項目の絞り込み	風力発電における環境アセスメントの「規模要件の見直し」や「参考項目の絞り込み」といった論点を踏まえた必要な対策については、先行する実証事業等を通じた環境影響の実態把握なども踏まえながら、環境や地元へ配慮しつつ風力発電の立地が円滑に進められるよう、検討し、結論を得る。	平成28年度検討開始、必要なデータが得られ次第結論・措置	環境省 経済産業省	検討中	「環境影響評価法に基づく基本的事項に関する技術検討委員会」及び「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」において、風力発電における環境アセスメントの「規模要件の見直し」や「参考項目の絞り込み」といった論点を踏まえた必要な検討を行った。	データの収集及び分析を国と事業者が連携・協力して行い、引き続き議論を継続する。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
			④その他民間事業者等の要望に応える規制の見直し								
		27	利子補給金制度における支給対象先の拡大③	「環境リスク調査融資促進利子補給金」及び「環境配慮型融資促進利子補給金」の支給対象となる金融機関の中に生命保険会社を追加することについて検討し、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	「環境リスク調査融資促進利子補給金」は措置済み 「環境配慮型融資促進利子補給金」は平成28年度検討・結論・措置	環境省	措置済	「環境配慮型融資促進利子補給金」についても、平成30年度より、支給対象となる金融機関の中に生命保険会社を追加したところ。	措置済。	解決	
		30	商品先物取引法における外務員登録に係る申請事項の見直し	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)における外務員登録申請書の記載事項について、法執行の実効性の確保に必要な項目に絞る観点から検討する。	次期法改正までに検討・結論	農林水産省 経済産業省	検討中	【農林水産省】 現在、内容の検討を行っているところ。 【経済産業省】 現在、商品先物取引法における外務員登録申請書の記載事項について、内容の検討を行っているところ。	次期法改正までに検討・結論を得る。	継続F	次期法改正に向けた外務員登録申請書の記載事項の絞り込みの検討状況を要フォロー。
		36	特殊車両通行許可の迅速化	特殊車両通行許可申請の審査期間の短縮に向けて、電子データを活用した自動審査システムの強化、大型車誘導区間の充実を図るほか、分かりやすい申請マニュアルの作成、直轄の出先機関(国道事務所等)の審査体制の集約化等に取り組み、効率的・迅速な審査が可能となるよう改善策を実施する。	平成28年度以降順次措置	国土交通省	措置済	電子データ(道路情報便覧)が直ちに整備できない自治体管理道路について、特車申請件数の多い地方道について、国が道路構造の電子データを作成した。「わかりやすいオンライン申請マニュアル」を策定、公表し、特殊車両通行許可に係る留意点や手続の流れについて周知することで、申請不備や申請者からの問合せ等を減らし、効率的、迅速な審査を可能とした。直轄出先機関の審査体制の集約化を進めた。	○特車通行許可の迅速化を図るため、当面の対策として以下を実施する。 ・車両型センシング技術等を活用した道路構造の電子データ化により、地方管理道路分も含めた国による一括審査を推進 ・優良事業者に限り特車通行許可期間の延長 ○重要物流道路制度の導入により、当該道路に指定され、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がない道路について、国際海上コンテナ車(40ft背高)の特車通行許可を不要とする。	継続F	引き続き運用状況について要フォロー。
		40	血漿分画製剤の輸出に係る規制の見直し	「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」(平成25年厚生労働省告示第247号)の見直しにあわせ、血漿分画製剤の輸出承認の運用の在り方について、関係者と調整した上で検討し、結論を得る。	平成28年度検討開始、平成30年度までに結論	厚生労働省	措置済	○平成29年12月の薬事・食品衛生審議会血液事業部会において国内の未利用の中間原料を使用して製造した血漿分画製剤や外資系企業による国際間の在庫融通のための血漿分画製剤の輸出等を認める方針を決定した。 ○「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針」の見直しを行い(平成31年厚生労働省告示第49号)、血液製剤の国内自給と安定供給の確保に支障が生じない範囲で血漿分画製剤の輸出を認める旨を明記した。 ○輸出貿易管理令の一部改正(平成30年政令第312号)及び関係告示の整備(平成30年経済産業省告示第251号)を行うことにより、現行の血漿分画製剤の輸出承認を停止する運用を廃止し、平成31年4月1日から血漿分画製剤の輸出を可能とした。 あわせて、国内向けの安定供給を確保しつつ血漿分画製剤の輸出を可能とするため、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部改正(平成31年厚生労働省令第3号)を行い、血液製剤の安定供給に関する計画に、当該年度に輸出すると見込まれる血漿分画製剤の種類及び量を定めることとした(平成31年4月1日施行)。	—	解決	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
平成28年6月2日	地域活性化分野	1	①民泊サービスにおける規制改革	適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービス(住宅(戸建住宅及び共同住宅)を活用した宿泊サービスの提供。以下「民泊」という。)が推進できるよう、以下の1.～3.の枠組みにより、類型別に規制体系を構築することとし、各種の「届出」及び「登録」の所管行政庁についての決定を含め、早急に法整備に取り組む。この新たな枠組みで提供されるものは住宅を活用した宿泊サービスであり、ホテル・旅館を対象とする既存の旅館業法(昭和23年法律第138号)とは別の法制度とする。 なお、 ・法律の施行後、その状況に応じた見直しを必要に応じて行うこととする。 ・「届出」及び「登録」の手続はインターネットの活用を基本とし、マイナンバーや法人番号を活用することにより住民票等の添付を不要とすることを検討するなど、関係者の利便性に十分配慮する。 ・既存のホテル・旅館に対する規制の見直しについても、民泊に対する規制の内容・程度との均衡も踏まえ、早急に検討する。 1. 民泊の類型 (1)家主居住型 <要件> ①個人の生活の本拠である(原則として住民票がある)住宅であること。 ②提供日に住宅提供者も泊まっていること。 ③年間提供日数などが「一定の要件」を満たすこと。「一定の要件」としては、年間提供日数上限などが考えられるが、既存の「ホテル・旅館」とは異なる「住宅」として扱い得るようなものとすべきであり、年間提供日数上限による制限を設けることを基本として、半年未満(180日以下)の範囲内で適切な日数を設定する。なお、その際、諸外国の例も参考としつつ、既存のホテル・旅館との競争条件にも留意する。 <枠組み> ○届出制とし、以下の事項を義務化する。 ・利用者名簿の作成・保存 ・衛生管理措置(一般的な衛生水準の維持・確保) ・外部不経済への対応措置(利用者に対する注意事項(騒音、ゴミ処理等を含む)の説明、民泊を行っている旨の玄関への表示、苦情等への対応など) ・(集合住宅(区分所有建物)の場合)管理規約違反の不存在の確認 ・(住宅提供者が所有者でなく賃借人の場合)賃貸借契約(又貸しを認めない旨の条項を含む)違反の不存在の確認 ・行政当局(保健衛生、警察、税務)への情報提供 ○住宅として、住居専用地域でも民泊実施可能とする。地域の実情に応じて条例等により実施できないこととすることも可能とする。 ○宿泊拒否制限規定は設けない。 (2)家主不在型 <要件> ①個人の生活の本拠でない、又は個人の生活の本拠であっても提供日に住宅提供者が泊まっていない住宅であること。(法人所有のものも含む。) ②年間提供日数などが「一定の要件」を満たすこと。「一定の要件」としては、年間提供日数上限などが考えられるが、既存の「ホテル・旅館」とは異なる「住宅」として扱い得るようなものとすべきであり、年間提供日数上限による制限を設けることを基本として、半年未満(180日以下)の範囲内で適切な日数を設定する。なお、その際、諸外国の例も参考としつつ、既存のホテル・旅館との競争条件にも留意する。 ③提供する住宅において「民泊施設管理者」が存在すること。(登録された管理者に管理委託、又は住宅提供者本人が管理者として登録。) <枠組み> ○届出制とし、民泊を行っている旨及び「民泊施設管理者」の国内連絡先の玄関への表示を義務化する。 ○住宅として、住居専用地域でも民泊実施可能とする。地域の実情に応じて条例等により実施できないこととすることも可能とする。 ○宿泊拒否制限規定は設けない。	平成28年上期検討・結論、平成28年度中に法案を提出	厚生労働省 国土交通省	措置済	いわゆる民泊サービスに係るルール整備については、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずること等を内容とする「住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)」が平成29年通常国会において成立し、平成29年6月16日に公布、平成30年6月15日に施行された。 なお、既存のホテル・旅館に対する規制の見直しについて、ホテル営業及び旅館営業の営業種別の統合等の措置を講ずること等を内容とする「旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)」が平成29年特別国会において成立し、平成29年12月15日に公布、平成30年6月15日に施行された。		解決	

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
				<p>2. 民泊施設管理者 ＜枠組み＞ ○登録制とし、以下の事項を義務化する。 ・利用者名簿の作成・保存 ・衛生管理措置（一般的な衛生水準の維持・確保） ・外部不経済への対応措置（利用者に対する注意事項（騒音、ゴミ処理等を含む）の説明、苦情等への対応など）</p> <p>・（集合住宅（区分所有建物）の場合）管理規約違反の不存在の確認 ・（住宅提供者が所有者でなく賃借人の場合）賃貸借契約（又貸しを認めない旨の条項を含む）違反の不存在の確認 ・行政当局（保健衛生、警察、税務）への情報提供 ○法令違反行為を行った場合の業務停止、登録取消を可能とするともに、不正行為への罰則を設ける。</p> <p>3. 仲介事業者 ＜枠組み＞ ○登録制とし、以下の事項を義務化する。 ・消費者の取引の安全を図る観点による取引条件の説明 ・当該物件提供が民泊であることをホームページ上に表示 ・行政当局（保健衛生、警察、税務）への情報提供 ○届出がない民泊、年間提供日数上限など「一定の要件」を超えた民泊を取り扱うことは禁止。 ○法令違反行為を行った場合の業務停止、登録取消を可能とするともに、不正行為への罰則を設ける。</p>							
②地方における規制改革											
		2	地方における規制改革	地方分権を尊重しつつ、地方における規制改革を推進するための国としての対応について結論を得るべく、引き続き検討する。	平成28年度以降検討	内閣府	措置済	<p>・平成28年10月6日の規制改革推進会議において、「地方における規制改革」に関するこれまでの経緯について事務局から説明の上、意見交換を行い、議長から、「次にこのテーマを扱うときは、書式・様式に焦点を当てて議論してはどうかと思う」旨の発言があった。</p> <p>・以後、規制改革推進会議において、地方六団体との意見交換等を行い、規制改革推進に関する第1次答申（平成29年5月23日）に、地方自治体の間において、地方自治体の手続上の書式・様式が異なることにより、事業者に負担が生じているものについて改善方策を検討するとの方針を盛り込み、当該方針を規制改革実施計画（平成29年6月9日）において閣議決定。</p> <p>・以降の実施状況は【H29 No.10「地方における規制改革」】に記載</p>	<p>規制改革実施計画（平成30年6月15日）における各府省の実施事項について、行政手続部においてフォローアップを行う。</p>	解決	地方の書式・様式に関する改善方策の検討に係る各省庁の取組状況について要フォロー。
③建築物・土地利用関連規制の見直し											
		8	検査済証のない建築物の流通促進	検査済証のない建築物について、増築や用途変更に伴う建築確認を必要としない場合を含め、既存ストックの流通促進を図るため、事業者が安心して取引（購入、ファイナンス等）ができるための措置について検討を行い、結論を得る。結論を得次第、当該措置を講ずる。	平成28年度以降継続的に検討・結論・措置	国土交通省	検討中	<p>①既存ストックの流通促進を図り、事業者が安心して取引できるよう、既存住宅の建物の売買において、検査済証等の代替として建築確認や完了検査を受けたことを証明できるものとして、建物が特定行政庁が保存する台帳に記載されている旨を証明する「台帳記載事項証明書」を申請に応じて発行すること及びこの一層の周知を行うこと依頼を、各特定行政庁に対して通知した。（平成29年3月31日付け国住指第4546号）</p> <p>②「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」の改訂に向け継続して作業を実施しているところ。</p>	ガイドラインの改訂について検討。	継続F	平成29年度、平成30年度に実施された取組の記載がない。ガイドラインの改訂についての検討状況について要フォロー。
④その他地域活性化に資する規制の見直し											
		14	地域におけるサービス事業主体に係る制度整備	地域における様々な課題を事業活動的な手法を用いながら総合的・効率的に提供するサービス事業主体の在り方等についてのこれまでの検討結果を踏まえ、必要な制度整備等を行う。	平成28年度以降随時措置	経済産業省	検討中	平成28年4月に「地域を支えるサービス事業主体のあり方に関する研究会」において「地域を支えるサービス事業主体のあり方について」として課題や制度上の対応策等を中心に議論を行い、報告書を公表した。本報告書の内容を踏まえて必要な制度整備について検討してきたところ。対象事業者の実態や事例、その資金調達等について調査すべく、平成28年度産業経済研究委託事業として「社会的利益と経済的利益の双方を追求する事業者に関する実態調査」を実施した。	事業者への実態調査・ヒアリングの結果等を踏まえて、必要な施策について引き続き検討していく。	継続F	平成29年度、平成30年度に実施された取組の記載がない。実施すべき施策についての検討状況について要フォロー。
平成27年6月30日	健康・医療分野	6	①医薬分業推進の下での規制の見直し 政策効果の検証を踏まえたPDCAサイクルの実施とそれに基づく制度の見直し	政策目標の達成状況を適切に管理し、政策の継続的な改善を図るため、PDCAサイクルでの政策評価を実施し、診療報酬改定等の際に政策評価結果を活用し、制度の見直しに反映させる。	平成27・28年度検討・結論、平成29年度措置	厚生労働省	未措置	平成28年度に、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を評価するための指標（KPI）の定義及び数値の把握方法を検討した。その検討を踏まえ、平成29年度にKPIを設定し、その進捗状況の把握のために、薬局が都道府県知事に報告する事項（薬局機能情報提供制度）の改正省令を平成29年10月6日に公布し、同省令は平成31年1月1日（令和元年12月31日まで経過措置）に施行された。	各都道府県で運用されている薬局機能情報提供制度に係るシステムが整い次第、進捗状況を把握する予定。当該情報が得られ次第、診療報酬改定の議論に活用する予定。	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
									今後の予定 (平成31年3月31日時点)	評価	指摘事項
			③医療情報の有効活用に向けた規制の見直し								
		16	レセプト情報・特定健診等情報データベースにおける探索的研究の充実	平成27年4月に開設されたオンサイトリサーチセンターについて、システムの安定的な稼働に資する検証を行いつつ、利用者の範囲や利用方法などの運用ルールの確立を図る。その上で、精度の高い研究の実施に資するようなオンサイトリサーチセンターの特性をいかした活用方を検討し、結論を得る。	(オンサイトリサーチセンターの運用ルールの確立) 平成27年度措置(オンサイトリサーチセンターの特性をいかした活用方策) 平成28年度検討・結論	厚生労働省	措置済	平成27年度にレセプト情報等オンサイトリサーチセンター(東京)とレセプト情報等オンサイトリサーチセンター(京都)で試行的利用を開始した。こうした試行的利用も踏まえ、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」においてオンサイトリサーチセンター運用のための基本方針を策定し、運用ルールの確立を行った。平成28年度にはレセプト情報等オンサイトリサーチセンターの特性や活用方策についての検討を行い、これを踏まえたオンサイトリサーチセンター利用のためのガイドライン(案)の議論を進めた。平成29年度においては、さらにオンサイトリサーチセンターガイドラインや他の必要な諸規則の整備を進めていき、オンサイトリサーチセンターの本格運用開始にむけた準備を行った。	平成30年度においては、オンサイトリサーチセンターの特性や活用方策を踏まえたオンサイトリサーチセンターガイドラインや他の必要な諸規則の整備をさらに進めていく。また、現在行っている試行利用に関する評価を行い、その結果に基づき本格運用開始の準備を進める。	解決	—
		23	地方厚生局が保有するデータの活用	厚生労働省の地方厚生局が実施する、診療報酬の施設基準の届出状況等の報告について、中央社会保険医療協議会の意見に基づく調査への活用等、省全体での利用が可能となるよう、データベースを構築し当該データベースの活用推進を含めた所要の措置を取る。	平成27年度中に検討開始、平成29年度にシステムを稼働させることにより措置	厚生労働省	措置済	平成29年度に診療報酬の施設基準の保険医療機関からの届出状況について、汎用性の高い新たなデータベースを構築した。また、データベースの活用推進のために、具体的なシステムの機能追加に係る調査を行った。機能追加に向けて計画の見直しを行い、令和元年度から3年間の予算措置を行った。	データベース活用推進のための必要な機能の追加について引き続き検討を行い、令和3年度中に追加機能をリリースする。	解決	—
			②円滑な労働移動を支えるシステムの整備								
平成27年6月30日	雇用分野	4	労使双方が納得する雇用終了の在り方	現在ある多様な個別労働紛争の解決手段がより有効に活用され、労使双方が納得する早期解決を実現するため、次に取り組む。 a 都道府県労働局が行うあっせんの参加勧奨について引き続き取り組むとともに、その検証を行いつつ、必要な場合には更に使用者の自発的参加を促す方策の検討を行う。 b 労働委員会の機能の活用促進・強化と司法的解決との連携に向けた方策の検討を行う。 c 労働紛争解決システムの在り方について、紛争解決の早期化と選択肢の多様化等の観点に立って、労使の代表者や法曹関係者、学識経験者等を幅広く参集した議論の場を速やかに立ち上げ、「労使双方が納得する雇用終了の在り方」に関する意見(平成27年3月25日規制改革会議)に掲げられた課題等について、論点を整理した上で検討を進める。	a及びb 平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 c 平成27年中、可能な限り速やかに検討開始	a 厚生労働省 b及びc 厚生労働省及び法務省	措置済	a 平成27年3月26日付け事務連絡「紛争調整委員会によるあっせんの参加率向上のための留意事項について」に基づき各都道府県労働局における実施状況の確認や全国会議等での指示を行ってきた。 加えて「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」報告書を踏まえ、被申請人に対し、あっせんへの参加のメリット等を含めて引き続き丁寧な説明を行うよう都道府県労働局に対して指示を徹底するとともに、勧奨のためのリーフレットの改訂や被申請人あてあっせん開始通知書の様式改正(平成30年3月29日)を行い、都道府県労働局に対してその活用を指示。 b 厚生労働省と法務省が連携し、次の取組を実施。 ・都道府県労働委員会の取組等を周知するためパンフレットを作成。法テラス、地方裁判所等に配布し、法テラス等においても活用。 ・都道府県労働委員会のあっせんの打ち切り時に円滑に司法的解決手段の利用につなげられるよう、紛争解決機関等の一覧や特徴等を都道府県へ情報提供。 ・都道府県労働委員会と司法関係者との研修等における協力を推進。 c 閣議決定の記載を踏まえて平成27年10月に「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」を設置し、20回にわたり、既に制度化されている雇用終了をめぐる紛争等の多様な個別労働関係紛争の解決手段がより有効に活用されるための方策及び解雇無効時における金銭救済制度の在り方について議論し、平成29年5月に報告書とりまとめ。本報告書については、平成29年12月の労働政策審議会労働条件分科会に報告し、法技術的な論点についての専門的な検討を行う場として「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」を平成30年6月に設置し、検討を行った。	a あっせんの参加勧奨について、あっせんのメリットを記載したリーフレットや様式改正をしたあっせん開始通知書を活用し、引き続き丁寧な説明を徹底していくとともに、あっせん制度の更なる周知を図るなど参加率向上のための取組を実施していくこととしている。 b 「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」報告書を踏まえ、労働委員会の活用促進に向け、都道府県労働委員会の認知度の向上のための取組等を実施していく。 c 透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方については、未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)及び経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)に基づき、議論を進める。平成30年6月に、法技術的な論点についての専門的な検討を行う場として「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」を設置し、今後も引き続き検討を行う。 ※未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定・抜粋) 解雇無効時の金銭救済制度について、可能な限り速やかに、法技術的な論点についての専門的な検討を行い、その結果も踏まえて、労働政策審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる。 ※新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定・抜粋) 解雇無効時の金銭救済制度について、「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、可能な限り速やかに、労働政策審議会において法技術的な論点についての専門的な検討に着手し、同審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講ずる。	継続	今後も引き続き、規制改革実施計画の趣旨に沿った取組がなされるよう、フォローアップを行っていく。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての			
									今後の予定 (平成31年3月31日時点)	評価	指摘事項	
平成27年6月30日	農業分野	①農地中間管理機構の機能強化										
		7	農地の集積・集約化を担う組織の役割の明確化	農地中間管理機構と農地の集積・集約化を担う既存の組織の役割の明確化について、初年度における実績を精査し、農地中間管理事業の推進に関する法律の5年後見直しに向けて検討する。	平成27年度以降順次措置	農林水産省	措置済	農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」を第198回国会(平成31年通常国会)に提出した。	「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」の国会審議等に適切に対応。	継続F	実際の運用状況について要フォロー	
平成27年6月30日	農業分野	③農業協同組合改革の確実な実施										
		9	農業協同組合改革の確実な実施	連合会・単協が農業者の所得向上に向けた活動に全力投球していくとの観点から、農協改革集中推進期間における連合会・単協の自己改革が確実に達成されるよう促す。	平成28年度以降措置	農林水産省	措置済	連合会・単協の事業及び組織の在り方についての連合会・単協の構成員と役員職員との徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識啓発を図り、連合会・単協自己改革の取組を促進するものとする旨を盛り込んだ農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)が第189回国会において成立・公布(平成27年9月4日)、平成28年4月1日施行。 ・改革の取組状況に関するアンケート調査を実施・公表して、農協自身及び農業者の評価の見える化を図る(平成29年7月及び平成30年6月に結果を公表) ・平成30年2月から12月にかけて、全都道府県(49農協)において「農協との対話」を実施(農水省の職員が、農協の監督行政である都道府県の職員とともに、農協の自己改革目標をベースとして、PDCAサイクルの実施状況等について意見交換する取組) ・成果を出している農協の優良事例を公表(これまで45事例を公表) 等により自己改革を促している。 農協に関する制度の改革の趣旨及び内容の周知徹底並びに自己改革の推進を図るため(改正農協法附則51条第1項)、農協関係者や担い手農業者などを対象とした説明会を全国で計126回開催。	「現在、都道府県庁による対話を実施しており、令和元年度までに大卒の農協との対話を実施し、遅くとも令和2年度までに全ての農協との対話を実施する予定。	継続F	実際の運用状況について要フォロー。	
平成27年6月30日	投資促進等分野	③理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し										
		21	理美容業の在り方に係る規制の見直し②(理容所、美容所の重複開設の容認)	①理容所及び美容所の衛生上必要な要件を満たし、かつ理容師及び美容師両方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める。②制度改正後5年後を目途に、①の効果を再検証し、見直しについて検討を行う。	①平成28年度措置 ②制度改正後5年後を目途に検討開始	厚生労働省	検討中	「理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成27年12月9日厚生労働省令第1209号)及び「昭和三十二年12月8日衛生第382号厚生省公衆衛生局長通知」を改正し、理容所及び美容所に必要な衛生上の要件をいすれも満たし、かつ、施術者全員が理容師及び美容師双方の資格を有する者のみからなる事業所については、理容所・美容所の重複開設を認める取扱いとした。 また、併せて、理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第166号)により、理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)及び美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)を改正し、理容所及び美容所の開設に係る届出事項として、重複開設に関する事項を追加した。	制度改正の効果を再検証し、令和3年度を目途に、見直しについて検討を行う。	継続F	制度改正後5年後目途(令和3年度)の見直しについて要フォロー。	
平成27年6月30日	投資促進等分野	④次世代自動車の普及拡大促進										
		24	水素スタンドにおけるセルフ充填の許容	一般ドライバーによる水素のセルフ充填について、海外の事例も参考しつつ、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討し、結論を得た上で、セルフスタンドを可能とする。	平成27年度検討開始、平成30年度までに、結論を得次第速やかに措置	経済産業省	措置済	業界団体にて一般ドライバーによる水素のセルフ充填について、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を推進と規制の両面から行った検討を踏まえ、業界規格である「セルフ水素スタンドガイドライン(JPEC-TD 0004(2018)一般財団法人石油エネルギー技術センター)」が平成30年5月21日に策定された。それを踏まえ、平成30年6月21日の水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会において、規制当局としても本ガイドラインに従って、契約を結び、教育を受けた一般の燃料電池自動車のドライバーは、自ら水素充填を行うことができるとの解釈を示し、法的位置づけを明確としたため、ガイドラインに基づくセルフ充填が可能となった。	—	解決		
		33	圧縮水素運送自動車用容器の固定方法の追加	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ・規格等が示された場合には、圧縮水素運送自動車用複合容器の固定方法について、ネックマウント方式を追加する方向で、必要な措置を講ずる。	平成30年度までに、必要なデータ・規格等が示され次第速やかに検討・結論・措置	経済産業省	措置済	業界団体において、検討委員会を設置し、圧縮水素運送自動車用複合容器の固定方法について検討を行い、ネックマウント方式での固定方法について業界基準である「圧縮水素運送自動車用容器の固定方法に関する技術基準(JPEC-S 0009(2018)一般財団法人石油エネルギー技術センター)」が平成30年7月17日に策定された。それを踏まえ、本基準に従った固定方法は高圧ガス保安法の技術基準に適合することとした。「(一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(20180323保局第14号)(一般規則示基準)」を平成31年3月29日付け改正。	—	解決		
		34	液化水素ポンプ設置に係る技術基準の追加	業界団体等における安全性に関する技術的検証により必要なデータ等が得られた場合には、一般高圧ガス保安規則を改正し、液化水素ポンプに係る技術上の基準を整備する。	平成29年度までに、必要なデータ等が得られ次第速やかに措置	経済産業省	措置済	業界団体にて、検討委員会が設置され、液化水素昇圧ポンプ設置に係る技術基準策定に向けた、リスクアセスメントの検討等が行われたところ。業界団体の検討結果を踏まえ、液化水素昇圧ポンプを用いた圧縮水素スタンドの技術基準を整備した。(一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)及びコンビナート等保安規則(昭和61年通商産業省令第88号)を改正。平成31年3月29日付けで公布・施行)	—	解決		
		35	適切な保安検査方法の整備	水素スタンドに設置する高圧ガス設備について、従前及び今後蓄積する水素スタンドの運用実績並びに保安検査基準(高圧ガス保安協会規格(KHK/S0850-1)も動向した上で、82MPa圧縮水素スタンドの業界団体等の保安検査方法が策定された場合には、保安検査の方法を定める告示に追加することを検討し、結論を得る。	平成30年度までに、業界団体等の保安検査方法が策定された場合には、保安検査の方法を定める告示に追加することを検討し、結論を得る。	経済産業省	措置済	業界団体にて、検討委員会が設置され保安検査方法について、業界規格案が策定された後、高圧ガス保安協会との共同規格「保安検査基準(圧縮水素スタンド関係)(KHK/JPEC S 0850-9(2018))」が平成30年11月6日に制定された。それを踏まえ、本検査基準を水素スタンドの保安検査方法として追加することとした。(保安検査の方法を定める告示(平成17年経済産業省告示第84号)を平成31年1月11日付け改正。)	—	解決		

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての	
										評価	指摘事項
			⑤ロボット利活用の促進								
		44	インフラの維持・保守におけるロボットの活用①(公共インフラ)	「次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会」によるインフラの維持管理及び災害対応等に係る現場検証結果や港湾施設のインフラの維持管理に係る現場実証結果等を踏まえ、公共インフラの維持管理の効果・効率の更なる向上に資する有用なロボットの活用方法を定める。	現場検証等を通じた技術動向を踏まえ、平成27年度検討開始、結論が得られ次第速やかに措置	国土交通省	検討中	有用性が期待されるトンネル維持管理分野と橋梁維持管理分野および水中維持管理分野のロボットを実際の点検と同等の環境下で利用し、実用性について検証・評価を実施する(試行的導入)。また、試行的導入を踏まえて活用方法等を検討した。	水中維持管理分野などのロボットを点検業務において活用することを検討する。 なお、トンネル維持管理分野と橋梁維持管理分野においては点検要領の改定に伴い、ロボットの活用が可能となったことから点検現場での活用を推進する。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー
		49	消費者保護の観点から必要となる枠組みの整備	消費生活用製品安全法等に基づき収集される事故情報等の分析を行い、その結果を踏まえて必要な措置や対応策を検討し、結論を得る。	市場における流通状況を注視しながら平成27年度検討開始。平成30年までに、結論を得たものから順次速やかに措置	経済産業省 消費者庁	検討中	消費生活用製品安全法に基づき、重大製品事故の報告を受け付けてきたところ、民生用ロボットに関する重大製品事故の報告は、平成31年3月1日時点で0件であった。	引き続き、消費生活用製品安全法に基づく報告制度の運用を行い、市場に流通する民生用ロボットの事故情報の収集及び分析に努め、必要な措置を講ずる。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー
			⑥ヒト・モノ・カネ・情報の移動の円滑化								
		61	アクセシビリティに関するサービスに係る著作権法上の整理	障害者等の情報アクセスの充実を図る観点から、権利制限規定の在り方等について、文化審議会著作権分科会において検討を行い、必要な措置を講ずる。	平成27年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	文部科学省	措置済み	平成29年4月、「文化審議会著作権分科会報告書」を取りまとめ、障害者の情報アクセス機会の充実に向けた制度整備について提言した。これを踏まえた「著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)」公布され、「著作権法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第360号)」及び「著作権法施行規則の一部を改正する省令(平成30年文部科学省令第37号)」とともに、平成31年1月1日に施行された。	措置済み	解決	
平成27年6月30日	地域活性化分野		①空きキャパシティの再生・利用								
		4	建築物の用途変更時等における規制の見直し④(検査済証のない建築物に対する既存不適格調書の手続の合理化、及び法適合状況調査のためのガイドラインの運用改善)	①「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」について活用状況や利用実態を含めた調査を実施し、問題点を正確に把握した上で、チェックリストの作成、調査方法の例示等の検討を行い、特定行政庁等において手続が円滑に進むよう必要な措置を講ずる。 ②法適合状況調査の対象範囲については、用途変更・増改築を行う建築物に限定されないことを明確に示し、速やかに事業者に対して周知する。	①平成27年度以降継続的に検討・結論・措置 ②平成27年度措置	国土交通省	検討中	①「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」の改訂に向け継続して作業を実施しているところ。進捗状況については、平成28年1月26日及び3月29日に地域活性化ワーキングにて報告済み。 ②当該ガイドラインに関する国土交通省ホームページの修正及び講習会等を実施した。 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000061.html	①ガイドラインの改訂について検討。 ②措置済み	継続F	平成29年度、平成30年度に実施された取組の記載がない。ガイドラインの改訂についての検討状況について要フォロー。
			④その他地域活性化に資する規制改革								
		29	建設業許可基準の見直し④(建設業の許可基準の在り方の見直し)	建設業の適切な経営を担保するための建設業の許可基準の在り方について、規制の目的に見合った適切かつ合理的な許可要件等への見直しも含めて、検討する。	平成27年度検討開始	国土交通省	未措置	建設業の許可基準のうち経営業務管理責任者に係る基準を見直すため、平成31年通常国会に建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案を提出した。	建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案については、今後国会で審議される予定であり、当該法律案が法律として成立した場合には、公布の日から1年6ヶ月以内に施行される予定。	継続F	法律案成立後、当該法律第7条1項に定める「国土交通省令」にて具体的な要件を検討する。

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	今後の予定 (平成31年3月31日時点)		
									評価	指摘事項	
			⑤「地方版規制改革会議」の設置								
		38	「地方版規制改革会議」の設置	規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を掘り出し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体、地方版規制改革会議を設置することを提案する。地方版規制改革会議が設置された場合、規制改革会議においては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていくこととする。	—	内閣府	—	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年12月14日、各都道府県・市区町村の首長に対し、「地方版規制改革会議」の設置の検討を要請する文書を規制改革会議議長名で発出。あわせて、「地方版規制改革会議」設置の意向等を何うアンケートを実施。 同日及び12月15日、地方六団体、日本経済団体連合会、経済同友会、関西経済連合会及び全国商工会連合会に対し、会議設置に向けた力添えを要請する文書を出出。 平成27年12月15日から平成28年1月にかけて、規制改革会議議長及び事務局で、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本商工会議所及び日本経済団体連合会を往訪・要請。 平成28年1月13日、規制改革会議ホームページに、「地方版規制改革会議」の趣旨・必要性についての説明資料や、答申・閣議決定の関係部分の抜粋、要請文書等を掲載。 平成28年1月14日、まち・ひと・しごと創生本部が主催する「地方創生に関する都道府県・指定都市説明会」において、各自治体の事務方に対し、規制改革会議事務局から会議設置の検討を要請。 平成28年6月28日、規制改革会議ホームページに、地方自治体における「地方版規制改革会議」の設置等の取組、各自治体ホームページへのリンクを掲載(以後、各自治体の取組状況を確認の上、更新)。 「地方版規制改革会議」の設置に向けた支援として、地方自治体からの個別の問合せに対応。 地方自治体における主な取組状況は、以下のとおり。 (茨城県)平成28年4月1日、茨城県行財政改革推進懇話会に規制改革部会(地方版規制改革会議)を設置 (徳島県)平成28年4月22日、徳島県規制改革会議(「vs東京」実践委員会規制改革部会)を設置 (静岡県)平成28年11月1日、「ふじのくに」規制改革会議本部会議を設置 (鳥取県)平成29年5月22日、平成29年度第1回鳥取県規制改革会議開催 (兵庫県)平成30年5月18日、第1回兵庫県規制改革推進会議開催 	継続F	地方自治体における「地方版規制改革会議」設置に向けた検討及び取組の状況について要フォロー。	
平成26年6月24日	医療・健康分野	42	④最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築 プライマリ・ケア体制の確立	<p>プライマリ・ケアを専門に担う医師が地域住民の身近な存在としての診療を担い、高度な医療を行う病院との適切な機能分化を進めるため、</p> <p>①プライマリ・ケアを専門に担う医師の育成に向けて、当該専門性に係る卒後の教育・研修制度(疾病や傷害の予防、介護、保健、福祉等、地域医療に必要な知識を広く習得する仕組み)や、当該専門性に係る資格の更新制度、診療の質を維持するための継続的な研修の検討に対し、必要な支援を行う。</p> <p>②プライマリ・ケアを専門に担う医師について、その専門性に係る資格等の在り方を踏まえ、医療広告制度の見直しを行う。</p> <p>③プライマリ・ケアと高度医療の適切な機能分化に向けて、プライマリ・ケアを専門に担う複数の医師が連携して24時間の対応を行う取組を支援する等、プライマリ・ケアの提供体制を整える措置を検討し、結論を得る。</p>	①平成26年度措置 ②①の検討終了後早期に検討開始、平成27年度結論、平成28年度措置 ③平成26年度検討開始、平成27年度結論	厚生労働省	検討中	<p>①平成26年度以降継続して総合診療専門医を含む新専門医制度について、研修体制や専門医資格等にかかる認定・更新基準の整備を行っている一般社団法人日本専門医機構に対し、情報システム開発等の必要な支援を実施。</p> <p>②総合診療専門医を含む新専門医制度については、日本専門医機構において、更新制度を含む研修制度の検討を行い、平成29年度から養成を開始することとされていたが、医師偏在の懸念が地域医療関係者から示されたことから、養成開始が1年延期され、地域医療への一定の配慮を行った上で平成30年度から養成が開始されている。広告制度に関しては、平成28年3月に「医療情報提供内容等のあり方に関する検討会」を設置した。</p> <p>③地域医療介護総合確保基金により、都道府県計画に基づき、24時間365日体制で在宅医療等を提供する多職種連携チームの立ち上げ支援や在宅診療に係る医師等の24時間オンコール体制の支援などを実施。</p>	継続F	具体的な措置が完了するまで継続的にフォローを行う。	
			⑦保険者機能の充実・強化に向けた環境整備								
		52	保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする仕組みの導入	現行法において、審査支払機関の審査の前に点検することを希望する保険者は、希望どおりに支払基金又は国保連が審査する前に請求内容の点検を行い、疑義がある診療報酬明細書のみを支払基金又は国保連に審査依頼を行うことが選択可能である。このことを前提として、審査支払業務の効率化を図るべきとの指摘を踏まえ、必要となるシステムの改修、保険者に周知すべき手続内容、審査手数料の在り方等について検討を行い、結論を得る。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省	措置済	規制改革実施計画(平成29年6月9日付け閣議決定)において、支払基金の新たなシステムについては、保険者自身による利用や外部事業者への委託等が可能な仕組みとすることとされ、それらを踏まえ公表した「支払基金業務効率化・高度化計画(平成29年7月4日付)」において、新たなシステムは <ul style="list-style-type: none"> ○受付・審査・支払のそれぞれの業務単位で「モジュール化」すること ○エビデンスに依拠した追加的な対応を柔軟に行うことができる、スケーラブルなシステムとすること 等を踏まえて構築することとした。 ○一部再調達による調達の遅れが発生したため、関係機関等の了解を得た上で、システムの稼働開始時期を令和3年9月に見直し 	令和3年度稼働予定の新システムにおいて、支払基金業務効率化・高度化計画の内容に沿ったシステムを構築する。	解決	措置済みを確認。なお、今後の具体的な取組計画については、別途、実施計画として、継続フォローを行う。
平成26年6月24日	創業・IT分野		①起業・新規ビジネスの創出・拡大								
		8	国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等(成果の評価)	「官民ファンドの運営に係るガイドライン」(平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定)に基づき、監督官庁として、産業競争力強化法に定める政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、認定特定研究成果活用支援事業者による投資内容及び投資実行後の状況等について適切に定期的な検証を行い、結果を公表する。	平成26年度以降継続的に実施	文部科学省 経済産業省	措置済	産業競争力強化法(平成二十五年十二月十一日法律第九十八号)に基づき、認定特定研究成果活用支援事業者より、実施状況の報告があり、確認を行った。さらに、官民イノベーションプログラムとして、KPIを設定し、平成30年度上期、平成30年度末にKPIの進捗状況を評価し、官民ファンドの運営に係るガイドラインによる検証報告を行った。	措置済	解決	
		9	国立大学によるベンチャー育成のための環境整備等(制度の在り方)	認定特定研究成果活用支援事業者が実施する特定研究成果活用支援事業についての定期的な検証(投資案件の決定等の経営判断が、国立大学法人等から独立性・中立性を確保してなされているかについての検証を含む。)の結果をもとに、当該事業の枠組みの在り方について検討し、必要に応じて所要の措置をとる。	平成26年度以降継続的に検討、必要に応じて措置	文部科学省 経済産業省	措置済	産業競争力強化法(平成三十年法律第二十六号)の施行に伴い、「特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針(平成二十六年文部科学省経済産業省告示第四号)」の一部を改正し、国立大学法人に、当該国立大学法人役員以外の者であって、特定研究成果活用支援事業の実施に必要な知識、能力及び実績を有する者により構成される委員会が設置されることを追加し、定期的に検証する枠組みを創設した。	措置済	解決	

開議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
									今後の予定 (平成31年3月31日時点)	評価	指摘事項
			②ITによる経営効率化								
		31	非対面サービスでの本人確認、年齢確認	非対面での本人確認については、FATF勧告への対応を含むマネー・ロンダリング対策として必要な水準を維持しつつ、国民や法人等の利便性を高める観点から、公的個人認証サービスの民間活用を含む非対面で完結する本人確認方法について、事業者等からの具体的な提案に基づき検討を行い、結論を得る。	事業者等からの具体的な提案が行われ次第、速やかに検討・結論	警察庁 総務省	措置済	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府令・総務省令・法務省令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令第1号)の一部を改正し、公的個人認証の民間利用拡大に関する規定を平成28年1月1日から導入した。 また、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正し、本人の顔の画像等を活用したオンラインで完結する本人確認手法を平成30年11月30日から導入した。	引き続き、現在関係省庁からなされている要望につき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与の防止の観点を踏まえて具体的な検討を行っている。	解決	
		33	現況地形及び施工図の3D化・配信の推進	公共事業の計画から調査・設計・施工・維持管理・更新に至る一連の過程において、3次元モデルを活用し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図るCIM(Construction Information Modeling)について、試行を行いつつ、制度設計を行う。平成26年度には3次元モデルを用いた数量計算手法の活用及び設計成果の納品基準の策定等について検討を行う。	平成26年度検討	国土交通省	検討中	・CIM導入ガイドライン(案)の改定 ・土木数量算出要領(案)の改定(追加) ・CIM事業における成果品作成の手引き(案)の改定 ・「段階モデル確認書」作成マニュアル【試行版】(案)(追加) ・BIM/CIM設計照査シートの運用ガイドライン(案)の作成(追加)	・「CIM導入ガイドライン(案)」、「CIM事業における成果品作成の手引き(案)」、「段階モデル確認書【試行編】(案)」等をともにBIM/CIMを運用し、効果検証等を行う。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		38	金融機関に対する取引照会の一元化(地方税に関する取引照会のオンライン化)	地方税に関する取引照会の電子化については、関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保障・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会書の用語・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的な方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する。	平成26年度以降、継続的に検討し、国税当局等の取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一化に係る検討結果を基に結論を得る(結論に応じ、その後、速やかに措置)	総務省	検討中	(照会文書様式の統一化) 地方税に係る照会文書の様式統一については、毎年度、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請している。	(照会手続の電子化) 行政機関から金融機関(生命保険会社を含む)に対して行われる取引の有無や取引状況に係る照会(預貯金等の照会など)については、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)に基づき、効率化に向けた検討を行う。 具体的には、内閣官房は、預貯金等の照会に係る実態調査等において洗い出される課題を踏まえて、関係府省や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目途に、その後の方向性を取りまとめる。	継続F	統一様式の普及状況および電子化の推進の取組について要フォロー。
		39	金融機関に対する取引照会の一元化(捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化)	捜査関係事項に関する取引照会のオンライン化について、希望する金融機関があれば、実施に向けて検討する。	金融機関からの具体的な提案が行われ次第検討・結論、措置	警察庁	検討中	オンライン化を希望する金融機関があったことから、平成30年度中にオンラインによる捜査関係事項に関する取引照会を開始した。	引き続き、オンライン化を希望する金融機関があれば実現に向けて検討を行う。	継続F	オンライン化の実現に向けた検討状況について要フォロー。
			⑥その他民間事業者等の要望に応える規制改革								
		63	金融機関に対する取引照会の一元化(捜査関係事項に関する照会文書の用語・書式の統一化)	捜査関係事項に関する取引照会について、事務手続の簡素化の方向を目指すため、金融機関のヒアリングを行い、要望を踏まえ、用語・書式の統一化を実施する。	平成27年度措置	警察庁	-	業界団体及び金融機関に対するヒアリングを実施したところ、現時点において、直ちに用語・書式の統一化を図る必要性は認められなかった。	今後、用語・書式の統一化の必要性が生じた場合には、検討を再開する。	継続F	事業者ニーズの把握の状況等について要フォロー。
		85	貨物自動車運送事業者によるレンタカー使用用途・期間の緩和③	引越シーズンにおいて貨物自動車運送事業者がレンタカーを使用できる期間を、以下にすることについて事業者ニーズを踏まえて検討し、結論を得る。 ・引越シーズン 3月1日から4月30日まで	平成26年度検討・結論、措置	国土交通省	-	要望元において改めてニーズ調査を行ったが、明確なニーズが示されなかった。	今後、業界団体や事業者等から明確なニーズが示された場合には、検討を再開する。	継続F	事業者ニーズの把握の状況等について要フォロー。
平成26年6月24日	農業分野		③農地を所有できる法人(農業生産法人)の見直し								
		13	事業拡大への対応等	更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し(法附則に規定)に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討し、結論を得る。 所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法(国の没収等)の確立を図ることを前提に検討するものとする。	原則として「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直しに併せて措置	農林水産省	検討中	役員グループ会社間での兼務といった新たなニーズを踏まえ、認定農業者である農地所有適格法人について役員農業常時従事要件を特定の緩和する仕組みを設ける等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」を第198回国会(平成31年通常国会)に提出した。	「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」の国会審議等に適切に対応。	継続F	実際の運用状況について要フォロー。
			④農業協同組合の見直し								
		14	中央会制度から新たな制度への移行	農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。 ・農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化を踏まえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。 ・新たな制度は、新農政の実現に向け、単協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織の在り方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省	措置済	農協法上の中央会制度の廃止等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。	・全中は、令和元年9月30日に一般社団法人へ移行予定。 ・都道府県中央会は、8県で平成31年4月1日に、39都道府県で令和元年9月30日に農協連合会へ移行予定。	継続F	引き続き運用状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
									今後の予定 (平成31年3月31日時点)	評価	指摘事項
		15	全農等の事業・組織の見直し	全農・経済連が、経済界との連携を連携先と対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とするために必要な法律上の措置を講じる。 その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方を詰め、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討するよう促すものとする。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省	措置済	全農・経済連が農協出資の株式会社に転換することを可能にすること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。	—	継続F	引き続き運用状況について要フォロー。
		16	単協の活性化・健全化の推進	単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、不要なリスクや事務負担の軽減を図るため、JA/バンク法に規定されている方式(農林中央金庫(農林中金)又は信用農業協同組合連合会(信連)に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信連の支店を置くか、又は単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式)の活用を推進を図る。 あわせて、農林中金・信連は、単協から農林中金・信連へ事業譲渡を行う単協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単協に支払う手数料等の水準を早急に示すことを促す。 全国共済農業協同組合連合会(全共連)は、単協の共済事業の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用の推進を図る。 また、単協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確化するための法律上の措置を講じる。 さらに、単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、下記を含む単協の活性化を図る取組を促す。 ・単協は、農産物の有利販売に資するための買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大する。 ・生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省 金融庁	措置済	・農協は、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないものとする ・農協は、事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業収益を、事業の成長発展を図るための投資や事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないものとする ・単位農協の信用事業譲渡をより円滑に行う観点から、農協が信用事業の全部を譲渡した場合だけでなく、一部を譲渡した場合についても、農林中金、信用農業協同組合等の業務の代理を行うことができるものとする等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 ・改革の取組状況に関するアンケート調査を実施・公表して、農協自身及び農業者の評価の見える化を図る(平成29年7月及び平成30年6月に結果を公表) ・平成30年2月から12月にかけて、全都道府県(49農協)において「農協との対話」を実施(農水省の職員が、農協の監督行政庁である都道府県の職員とともに、農協の自己改革目標をベースとして、PDCAサイクルの実施状況等について意見交換する取組) ・成果を出している農協の優良事例を公表(これまで45事例を公表)等により自己改革を促している。	—	継続F	引き続き運用状況について要フォロー。
		17	理事会の見直し	農業者のニーズへの対応、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性の確保を図るため、理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。 併せて次世代へのバトンタッチを容易にするために、理事への若い世代や女性の登用にも戦略的に取り組み、理事の多様性確保へ大きく舵を切るようにする。	平成26年度検討・結論	農林水産省	措置済	理事の過半は認定農業者や農畜産物の販売・法人の経営等に関し実践的な能力を有する者でなければならないこと、理事の年齢及び性別に着しい偏りが生じないように配慮すること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 ・理事の構成要件については、平成29年度時点で529農協(657農協の80.5%)が措置済み。 ・総合農協の理事等に占める女性の割合は年々増加し、平成29年度時点で9.0% ・総合農協の理事等に占める青年(45歳以下)の割合は横ばいとなっており、平成29年度時点で1.7%	—	継続F	引き続き運用状況について要フォロー。
		18	組織形態の弾力化	単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにするための必要な法律上の措置を講じる。 なお、農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とする方向で検討する。	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す ただし、農林中金・信連・全共連は平成26年度検討開始	農林水産省 金融庁	措置済	農協・連合会の分割や株式会社等への組織変更を可能にすること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 ・19専門農協と2専門連が組織変更済み。 農林中金・信連・全共連については、農協改革の法制度の骨格(平成27年2月13日農林水産省・地域の活力創造本部決定)において、中長期的に検討する旨決定した。	—	継続F	引き続き運用状況について要フォロー。
		19	組合員の在り方	農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。	平成26年度検討開始	農林水産省	措置済	改正法施行後、5年間、正組合員及び准組合員の利用実態並びに農協改革の実施状況の調査を実施すること等を内容とする農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律63号)が第189回国会(平成27年通常国会)において成立し、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日施行。 ・准組合員の事業利用について、改正法の施行日(平成28年4月1日)から5年間利用実態調査を実施。初年度(平成28年度)は事業利用量を把握するためのマニュアルを作成。平成30年1月より、マニュアルに基づき調査を開始。	—	継続F	引き続き運用状況について要フォロー。
		20	他団体とのイコールフットイング	農林水産省は、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払う行うものとする。	平成26年度検討・結論	農林水産省	措置済	「農協改革の基本方向」(農協のあり方研究会報告書。平成15年3月)に基づき、行政運営の上で、農協系統と農協以外の生産者団体とのイコール・フットイングの確保に向けた取組をしているところ。 また、平成27年5月1日付けで「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針」を改正し、都道府県等に周知・徹底した。	—	継続F	引き続き運用状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
									今後の予定 (平成31年3月31日時点)	評価	指摘事項
平成26年6月24日	貿易・投資等分野	①対日投資促進									
		6	社会保障協定の締結に向けた取組の推進	日本での滞在期間の短い外国人について、日本滞在中の年金保険料の支払いがより高齢年金の受給に結びつくよう、社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進する。	平成26年度以降継続実施	外務省 厚生労働省	検討中	社会保障協定の締結については、これまでに18カ国との間で協定が発効している。また、現在スウェーデン、トルコ、フィンランドとの間で政府間交渉を、オーストラリア及びベトナムとの間で予備協議等を実施している。	相手国の社会保障制度等も踏まえ、今後とも社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進する。	継続F	引き続き取組状況について要フォロー。
		②空港規制の緩和									
		8	首都圏空港の更なる機能強化	平成26年度中に実現する年間合計発着枠75万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向けて、具体的な方策の検討を進める。	平成25年度検討開始、関係者の合意が得られたものから順次措置	国土交通省	未措置	平成26年度までに講じた措置としては、首都圏空港(羽田空港・成田空港)の発着容量について、年間発着回数75万回化を達成した。引き続き、増加する訪日外国人旅行者への対応、我が国の国際競争力の強化等の観点から、首都圏空港の機能強化に取り組んでいるところ。 令和2年までに講じた措置としては、首都圏空港の年間発着容量について、羽田空港の飛行経路の見直し及び成田空港の高速離脱誘導路の整備により、それぞれ約4万回拡大するための取組を推進している。特に、羽田空港については、飛行経路の見直しに必要となる航空保安施設や誘導路等の施設整備、騒音対策、落下物対策等を着実に進めるとともに、平成30年12月から5巡目となる住民説明会を開催し、機能強化の取組や、騒音対策、落下物対策の検討状況について、丁寧な情報提供を行ったところ。 さらに、令和2年以降を見据え、成田空港については、第3滑走路の整備等について、国、千葉県、周辺市町、空港会社からなる四者協議会の合意事項の着実な実施を図ることにより、年間発着容量を更に16万回増加させる取組を進めた。 これらの機能強化が実現すれば、首都圏空港の年間発着容量は、ニューヨーク、ロンドンに匹敵する世界最高水準の約100万回となる。	羽田空港の機能強化については、飛行経路の見直しに必要となる航空保安施設や誘導路等の施設整備、騒音対策、落下物対策等を着実に進めるとともに、引き続き丁寧な情報提供を行う。 また、成田空港の機能強化については、高速離脱誘導路の整備に引き続き取り組むとともに、令和元年10月(冬ダイヤ)よりA滑走路における夜間飛行制限の緩和を実施する。さらに、第3滑走路の増設等の更なる機能強化については、四者協議会の合意事項の着実な実施を図ることにより、年間発着容量を更に16万回増加させる取組を進める。	継続F	引き続き取組状況について要フォロー。
④相互認証の推進											
		23	電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速②(J規格と最新のIEC規格の迅速な整合化の推進)	今後IEC規格の改定があった場合、産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを活用し、当該IEC規格に整合したJIS等の公的規格を速やかに電気用品安全法に基づく技術基準(J規格)に反映させる。	平成26年以降継続実施	経済産業省	未措置	これまで産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを12回開催し、計138規格について最新のIEC規格との整合化を図った。	第13回電気用品整合規格検討ワーキンググループを平成30年5月に開催し、IEC規格の改定等があった12規格の整合規格案の採用の是非について審議を行う予定としている。 引き続きJ規格と最新のIEC規格の迅速な整合化を推進していく。	継続F	引き続き取組状況について要フォロー。
		32	家庭用品品質表示の国際整合化③(表示・試験方法の見直し、海外への情報発信)	消費者の利益の擁護及び増進の観点の基本としつつ、事業者のグローバル展開の促進を一層図るため、諸外国における表示制度を参考として表示方法や試験方法を見直すとともに、家庭用品品質表示法(下位規範を含む。)を英文化する。	平成26年度検討開始、平成26年度以降結論を得た順次措置	消費者庁	措置済	国際規格に合わせて洗濯表示に関する繊維製品品質表示規程(平成9年通商産業省告示第558号)を改正した(平成27年3月31日公布、平成28年12月1日施行)。また、電気冷蔵庫に関するJIS規格の改正を踏まえて電気機械器具品質表示規程を改正した(平成28年3月1日公布・施行)。 そのほか、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品各分野の表示内容及び試験方法について、国際的整合性を図る観点から品質表示規程の改正を行った(平成29年3月30日公布)。 また、平成28年度に家庭用品品質表示法施行令(昭和37年政令第390号)及び同施行規則(昭和37年通商産業省令第106号)を、平成29年度に繊維製品品質表示規程(平成29年消費者庁告示第4号)、合成樹脂加工品品質表示規程(平成29年消費者庁告示第5号)、電気機械器具品質表示規程(平成29年消費者庁告示第6号)及び雑貨工業品品質表示規程(平成29年消費者庁告示第7号)を英文化した。	—	解決	
⑤輸出入の円滑化、通関手続の合理化											
		44	重水素化合物等の化合物についての輸出規制の合理化	重水素及び重水素化合物の輸出規制について、国際レジーム(NSG)における規制の趣旨や米国内や諸外国の状況を踏まえ、より合理的な制度の在り方について、引き続き検討していく。	平成26年度検討開始、結論を得た順次措置	経済産業省	措置済	安全保障貿易管理については、国際輸出管理レジームの枠組みに基づき、各国と協調して厳格に実施することが我が国の責務となっている。このため、重水素及び重水素化合物の輸出規制を行うNSG(原子力供給グループ)における規制の趣旨やNSG参加国である米国内を始め諸外国の輸出管理制度の確認を行ってきた。 その上で、このような国際枠組の下での厳格な安全保障貿易管理の責任を果たしつつ、輸出事業者のニーズに応じた負担軽減を両立させる方策について検討を行った結果、包括許可取扱要領の一部を改正(輸出注意事項30第25号貿易経済協力局長通達。平成30年11月16日公布、平成31年1月9日施行)し、重水素及び重水素化合物に係る包括許可制度の対象として、新たに評価用の化合物(試験薬など)及び医薬品を追加する措置を講じた。	措置済みのため今後の対応なし。	解決	
⑥入管政策の改定											
		47	トランジット・ビザ発給方法の見直し	トランジット・ビザの申請・発給に当たっては、外国人旅行者の利便性を高める観点から、諸外国や当該対象国の状況を踏まえ、申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化について、必要に応じ見直しを行う。	平成26年度検討開始、結論を得たものから順次措置	外務省	検討中	トランジットビザに関しては、観光目的等の他の短期滞在ビザに比して、査証料金が低価格であり、申請時の提出書類が少ない。また、これに加えて代理申請機関・代理人による申請が認められており、既に申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化が図られている。また、他国の手続きと比較しても特段の差異はない。	トランジット・ビザに関しては、既に観光目的等の他の短期滞在ビザに比して、ビザ手数料を低くし、また申請時の提出資料も少なくする等の簡素化を行っている。したがって、現時点において見直しの必要性は認められないが、ハブ空港化の動きなど新たな需要の動向も引き続き注視しながら、必要に応じて検討していく。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。

閣議決定	分野	No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	措置状況	これまでの実施状況 (平成31年3月31日時点)	規制改革推進会議としての		
									今後の予定 (平成31年3月31日時点)	評価	指摘事項
平成25年6月14日	エネルギー・環境分野	①エネルギーの安定供給・エネルギーの地産地消									
		2	電力システム改革	電力システム改革については、平成25年4月2日に閣議決定した「電力システムに関する改革方針」の内容に従い、(1)広域系統運用機関(仮称)の設立、(2)電気の小売業への参入の全面自由化、(3)法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保・電気の小売料金の全面自由化の3本の柱を中心とした改革を進める。	(1)平成27年を目途に設立 (2)平成28年を目途に実施 (3)平成30～令和2年までを目途に実施	経済産業省	未措置	改革の3本の柱のうち、(1)については、電力広域的運営推進機関の設立や業務内容等を定めた「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年法律第74号)が平成25年11月に成立し、平成27年4月1日の同法律の施行に伴い、電力広域的運営推進機関を設立した。 また、(2)については、電気の小売業への参入の全面自由化を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第72号)が平成26年6月に成立し、平成28年4月1日の同法律の施行に伴い、電力小売全面自由化を実施した。 さらに、(3)については、平成27年3月に法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保及び電気の小売料金の全面自由化等を盛り込んだ「電気事業法等の一部を改正する等の法律」(平成27年法律第47号)が平成27年6月に成立した。平成27年9月1日の同法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行に伴い、電力システム改革の実施に当たり、電力取引の監視等の機能を一層強化し、電力の適正な取引の確保に万全を期すための、独立性と高度な専門性を有する経済産業大臣直属の新たな規制組織として、電力取引監視等委員会を設立した(平成28年4月からガス事業及び熱供給事業に関する事務が追加され、電力・ガス取引監視等委員会に改称している。) なお、制度の詳細については、経済産業省の電力・ガス取引監視等委員会および総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会等にて検討を進めている。	(3)を中心とした電力システム改革の詳細な制度設計について、引き続き、電力・ガス取引監視等委員会および電力・ガス基本政策小委員会等において検討を進めていく。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。
		②次世代自動車の世界最速普及									
		57	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品に係る使用可能鋼材について、国内外で同一の材料を使用できるよう、性能要件化につき検討し、結論を得る。	HFCV-gtrのフェーズ2で当該テーマに関し各国間で合意がなされ、採択され次第措置	経済産業省	検討中	HFCV-gtrのフェーズ2の検討に当たって、我が国の提案内容をまとめるため、民間団体において具体的な検討体制を構築し、検討を実施。	HFCV-gtrのフェーズ2において、当該テーマに関し、各国間で合意がなされ、採択され次第国内の基準を整備する予定。	継続F	引き続き検討状況について要フォロー。	
		67	事故に巻き込まれた燃料電池自動車の圧縮水素自動車燃料装置用容器からのガス放出に関する規定の整備	燃料電池自動車が事故に巻き込まれた場合など、圧縮水素自動車燃料装置用容器より水素を速やかに大気中に放出させる必要がある場合に、容器安全弁を作動させることを含めた安全の確保のための方策について検討の上、必要な措置を講じる。	平成25年度検討開始、平成26年度結論、結論を得次第措置	経済産業省	措置済	現時点で、法令の基準改正を要する課題はない。このため、平成27年3月12日に開催した産業構造審議会高圧ガス小委員会での審議を踏まえ、民間団体でのガイドライン制定をもって措置と整理。民間団体にて、燃料電池自動車の衝突や火災事故後の車の安全な処理のために、容器の安全性の確認方法の研究及び容器からのガス抜きの研究を実施しており、これらを踏まえガイドラインを平成30年3月に策定。	—	解決	
平成25年6月14日	創業等分野	①リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出									
		9	総合取引所の実現に向けた取組の促進	昨年9月に成立した改正金商法の着実な実施を始め、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。	平成25年度検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省	未措置	・総合取引所の実現に向けた規定を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第86号)に係る関係政府令等を整備した(平成26年3月11日及び同年9月1日に施行)。 ・平成30年10月23日、日本取引所グループと東京商品取引所との間で秘密保持契約を締結した上で、総合取引所化に向けた検討・研究の推進に関する協議を開始。 ・平成31年3月28日、両取引所との間で、経営統合に関し、以下を内容とする基本合意書が締結。 ・東京商品取引所を日本取引所グループの子会社に位置付ける。 ・貴金属、ゴム、農産物は移管する。東京商品取引所に上場している石油は、当面移管しない。東京商品取引所に上場されていない新たな石油商品の上場については引き続き協議。電力・LNGは、東京商品取引所において上場を目指す。 ・清算機関は、日本取引所グループ傘下の日本証券クリアリング機構に統合。 ・6月末に、日本取引所グループが東京商品取引所の発行済株式を対象とした公開買付けを開始。	引き続き、国際競争力の高い総合取引所が実現できるよう、積極的に取り組む。	継続F	総合取引所の実現に向けた取組について要フォロー。